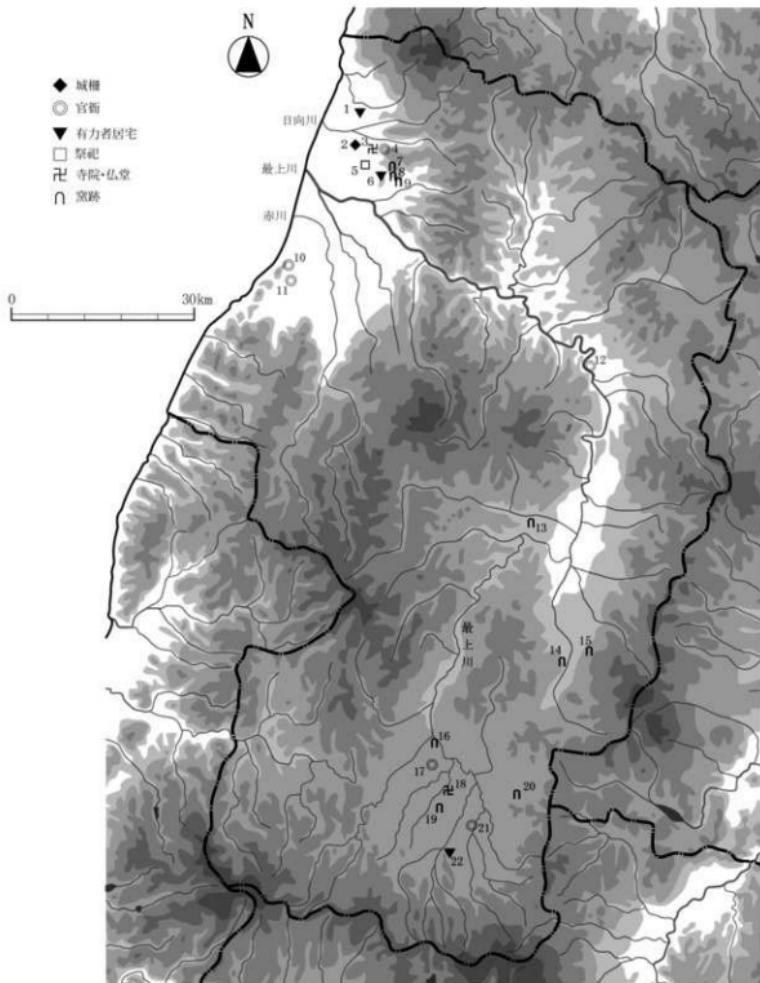


山形県



通称名	市町村名	編	面積(一)	通称名	市町村名	編	面積(一)
1下長瀬越路	西田町	有力者住宅跡	233~248	12赤坂越路	大石田町	官衙跡	229~322
2坂輪越路	西田町	通路跡	201~210	13牛野山黒崎跡	東田江町	黒崎跡	292~300
3八森越路	西田町	通路跡	211~216	14大木村	大木村	通路	261~265
4佐川越路	西田町	通路跡	217~220	15鶴ヶ瀬越路	西田町	荒耕	267~288
5生石之道跡	西田町	有力者住宅跡	249~252	16唐田越路	西田町	通路	253~256
6櫛原山黒崎跡	西田町	荒耕	283~286	17大木山塙上通路	西田町	李莊跡	267~270
7早森塙跡、美森南塙跡	西田町	塙跡	287~290	18鹿谷塙跡	西田町	荒路	309~314
8山鹿塙跡	西田町	塙跡	291~293	19鹿谷塙跡上坂山通路	高畠町	通路	315~322
9西谷塙跡	西田町、鶴岡市	塙跡	223~225	21大須坂通路	本吉町	官衙跡、有力者住宅跡	239~244
10白山塙跡	鶴岡市	塙跡	226~228	22大木山東側跡	本吉町	有力者住宅跡	257~262

所在地 山形県酒田市大字城輪字嘉平田ほか
立地環境 日本海から西へ約6.8kmの沖積地上。
一辺約720mの方形で、標高は約13m。
発見遺構 碓石建物、掘立柱建物、掘立柱塀、材木塀、築地塀、道路、区画溝、溝、土坑など
年 代 9世紀前半～11世紀前半

遺跡の概要

1 遺跡発見の経緯

城輪柵跡は山形県の日本海側に広がる庄内平野の北部に位置し、日本海から直線距離で約6.8kmの平野内の自然堤防上に立地している（第1図）。現在、遺跡範囲内は大半が水田となっており、遺跡中心部の北東側や南側には集落が点在している。

遺跡内では、古くから水田や畑の耕作の際、土器片や瓦片などの遺物が出土しており、古代の遺構がある場所として知られていた。古代の瓦の存在などから、郷土史家の阿部正巳は、大正12年（1923）に出羽国分寺がこの地にあるとする説を提唱した（阿部1923）。その後、昭和6年（1931）に文部省嘱託上田三平によって初めて発掘調査が実施され、水田の用水路中から埋没して立ち並ぶ角材列が発見された。この時の発掘調査によって、一辺約720m方形の区画施設や門の存在が明らかとなった。この調査の結果を受けて、昭和7年4月25日、古代東北拓殖のために築造された柵跡として、これに所在地の大字名を冠して「城輪柵跡」として国の史跡に指定された。

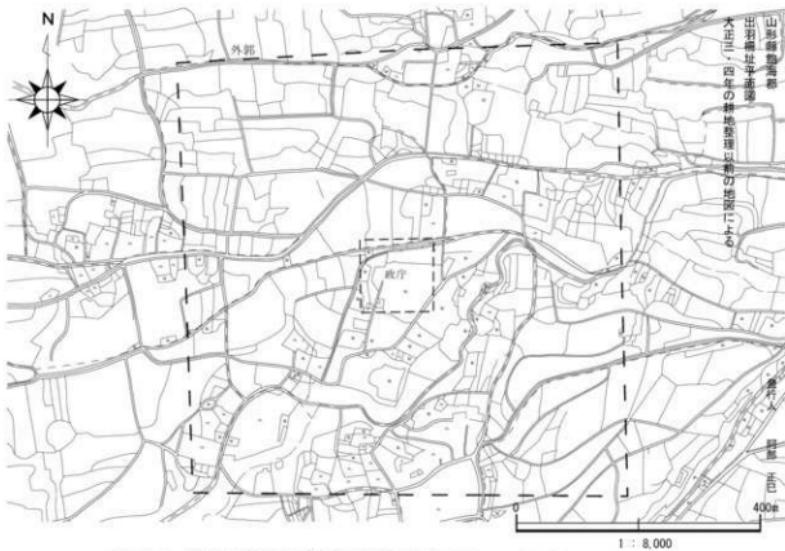
遺跡の性格に関しては、指定時の城柵説に対し、「国分寺説」（喜田貞吉1931）や「初め出羽柵後出羽国分寺」（阿部1932）の折衷説、「奈良末・平安初期」あるいは「平安時代」の「出羽国府」説などが提唱された（加藤1961）。

2 発掘調査の概要

城輪柵跡の中央部は、史跡整備以前までは不整形ながら、周辺の水田よりも1mほど高い台地が残されていた（第2図）。この場所は、昭和6年の調査でも数か所が掘削されているが、当時の調査方法では遺構を検出することはできなかった。しかし、外郭線に囲まれた範囲の中心部にあたり、なおかつ土器片や瓦片が古くから採集される場所であったため、城輪柵跡の中心的な構造が存在する可能性は高いと考えられていた。昭和39年に酒田市教育委員会が実施した発掘調査では、台地上から2時期の建物遺構が確認され、この成果を受けて、昭和40年に文部省文化財保護委員会（当時、現文化庁）による発掘調査が行われた。その結果、大型の建物群が北に方位をそろえ計画的に配置されており、この場所が城輪柵跡の政庁域であることが明らかとなった。酒田市は、遺構保護のため調査範囲を含む台地部分の買い上げを実施し、昭和55年度までに公有化するとともに、継続的に学術調査を行っている。また、学術調査以外でも、ほ場整備事業や道路工事などに伴い発掘調査が実施されて



第1図 城輪柵跡の位置



第2図 耕地整理以前の城輪柵跡周辺図（阿部1932を再トレースして作成）

いる。ほ場整備の際は工事の掘削深度が深い水路部分のみを調査対象としている。近年は、学術調査は実施しておらず、個人住宅の建設などに伴う調査を行っている（第4図）。

3 政府の構造と変遷

政府域における遺構群の東西および南北中心線は、外郭各辺の中央に開く東西両門、南北両門を結ぶ線上に位置する。また、政府遺構の柱は直径60cm前後、掘立柱の掘方は1mを超える外郭東西南北の各門と政府東西南北の各門とは、幅6~9mの直線大路によって結ばれていたと考えられる。さらに政府域は一辺約115mの一本柱塀（板塀）もしくは築地塀によって区画されている。政府南門の外側（南側）にも方位をそろえた建物群が複数ある。ほかにも、南門広場や南大路・井戸も検出されている（第5図）。

政府域の主要建物群は、正殿を中心に、脇殿、後殿などが整然と配置されている。政府の遺構群は、重複関係や埋土の状態から、大きくI期からIV期に区分することができ、さらにII・III期では2小期の変化が認められる。このうち、I～III期はすべて方位を北にしているが、IV期は大きく傾いている（第6図）。

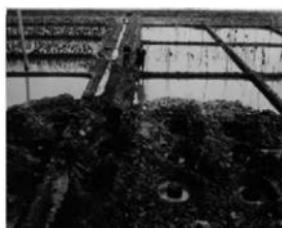


写真1 外郭西門（上田1938）

政庁I期

政庁I期の主要建物群は掘立柱塀で囲まれ、すべて掘立柱建物である。正殿（001）は桁行5間×梁行3間の四面廂建物である。政庁東西中心線の北側に位置する。正殿南前面の東西両側に、南北棟の脇殿（004・006）が位置する。東西両脇殿とも、桁行5間×梁行2間の建物で、西脇殿の東側には1間の縁が取り付く。東西両脇殿は正対せず、西脇殿が約6.9m北側に張り出している。政庁南門外には東西両側に付

附属物が配置されている。東側には桁行5間×梁行2間の東西棟1棟(030)、西側には桁行2間×梁行2間と桁行3間×梁行2間の南北棟の建物(016・014)が2棟ある。

政庁Ⅱ期

政庁Ⅱ期は、建物はすべて掘立柱建物で、区画施設は板塀から築地塀に変わる。2期に細分される。ⅡA期の正殿(002A)は、Ⅰ期正殿の南に移動して建て替えられる。桁行5間×梁行2間で北側に廟が取り付く。東西両脇殿(005・007)は1期よりも桁側が2間拡大するが、建物の位置はⅠ期を踏襲している。また、正殿が南に移動した分、政庁北半部は広くなり、ここに桁行7間×梁行1間の後殿(025)と、その東西両側やや北後方に桁行5間×梁行2間の後殿付属の南北棟建物(026・027)が新たに加わる。さらに政庁東西中心線のやや北側に目隠塀が置かれ、正殿+東西両脇殿と後殿+東西付属屋という二つの空間に区画している。主要建物群を囲む施設は築地塀となり、各辺の中央に八脚門が開く。南門(010)には、切石の抜取痕が確認され、低い化粧基壇が存在した可能性がある。また、南門付属の東西両建物は南北棟で、桁行4間×梁行2間の建物(019・031)である。なお、史跡整備事業ではこのⅡA期段階の建物群を復元整備している。

ⅡB期は、主要建物群のうち、西脇殿が建て替えられ、桁行3間×梁行2間の南北棟建物(005-2)となる。また、後殿付属建物も規模やプランを同じままに、位置が西側に移動する。

政庁Ⅲ期

政庁Ⅲ期は大きく変化する。ⅢA期の正殿(002B)や東脇殿(008)は、Ⅱ期と同じ位置に、規模や平面プランを変えずに礎石建物に建替えられる。東脇殿は西側に1間の縁が取り付く。西脇殿については明確な遺構として把握されていないが、Ⅱ期の遺構と重複して礎群が検出されていることから、東脇殿と同様、礎石建物に替えられたと想定される。後殿については遺構が検出されておらず不明であるが、Ⅱ期段階で後殿付属西建物があった位置には、片廂付きの東西棟建物(029)が配置されている。南門を除く東西北の3門は四脚門となる。南門外側の付属建物群は、東側に桁行6間×梁行2間の南北棟建物(034)、西側に桁行4間×梁行2間の南北棟建物と桁行4間×梁行2間で片廂の東西棟建物(036)の2棟が配される。政庁内に井戸が設置されるのもこの時期である。

ⅢB期の主要殿舎群は、ⅢA期をそのまま継承する。南門に礎石を取り込むほか、南門付属の建物群に大幅な建替えが行われる。東建物は、桁行4間×梁行2間の南北棟(035)、桁行3間×梁行2間の南北棟(036)、桁行5間×梁行2間の東西棟(034)の計3棟から構成されている。西建物は、桁行3間×梁行2間の南北棟2棟(015・020)である。

政庁Ⅳ期

IV期正殿の南北の主軸は、真北に対して12度前後東へ振れる。正殿は、桁行7間×梁行2間の片廂付建物である。南側にも小規模な建物が配置されるが、ⅢB期の築地塀崩壊後や側溝の埋没後に構えられている。建物の配置には規則性が失われる。区画施設は溝状遺構である。

4 外郭線の構造と変遷

昭和6年の調査によって複数の場所で検出した外郭線の調査は、第6次調査(昭和47年)で再び東辺および南辺で実施した。この調査では、幅広い掘方内に角材を納めていることが確認できた。第12次調査(昭和49年)では、外郭西門の北方約90mの西辺外郭線を対象として調査を行っている。その後もは場整備事業などに伴い外郭線各辺において調査を行い、政庁Ⅱ・Ⅲ期に相当する遺構を検出している。Ⅰ期とⅣ期の外郭線は検出されていない。

Ⅱ期外郭線は、Ⅱ期外郭線の掘方はU字形に掘込み、その幅は、検出面で1.1~1.8m、基底部で0.7~0.9m、深さは0.7m前後である。埋土は粘土質で、木材片や木屑・木炭片を含み、硬くしま

っている。木材片には30~70cmの割材もあるが、直立するものはない。また、並行して2条の溝が検出されている。なお、版築の痕跡は検出されていないが、並行する溝などから、報告書や各論考などでは、II期外郭は築地塀が築かれていたとされるが、III期は材木塀であること、塀内側に土取穴が伴わないことから、材木塀の可能性があるとみておきたい。

III期外郭線は、材木塀で、III期外郭の各門に対応する。III期外郭線の掘方は逆台形状に掘り込んでいる。規模は、II期外郭線とほぼ同じであるが、深さは0.7~1.2mでやや深くなっている。角材は、掘方のほぼ中央にほとんど隙間なく並べられている。角材の幅は、10~30cm前後である。基本的に角材列は1列となっている。場所によっては2、3列の箇所もあるが、この場合は、細かい材が脇に添えられた状態で浅く埋め込まれている。なお、外郭西辺の角材を試料に奈良文化財研究所が行った年輪年代法による測定では、10世紀後半、986年の測定値が提示されている。

III期の外郭線には八脚門があり、昭和6年の調査で地中より柱根が検出されている。その後の再調査でも柱根が遺存していることを確認した。柱根は杉材で直径60~80cmである。また、再調査を行った東門および北門において、III期に先行するII期の八脚門も検出している。

外郭の各隅には榎状遺構が設けられている。外郭北西隅や外郭北東隅では、II期からIII期の替えが認められる。いずれも桁行3間×梁行2間の東西棟で、1間分を郭外に出している。外郭南西隅では榎状遺構は検出されていない。また、外郭西門の北側の辺上にも、外郭線を跨ぐ桁行3間×梁行2間の榎状遺構が検出されている。

5 各遺構期の年代について

城輪柵跡の各遺構期の年代について、既刊の報告書や論考では以下のように設定している。

I期（9世紀前半）

回転ヘラ切り須恵器群を主体とする時期

II期（9世紀後半）

回転糸切り須恵器群に、器壁が分厚く内彎気味に立ちあがる土師器、花文や宝相華文・單弁および複弁蓮華文（連珠文が付く例もある）等の瓦を伴う時期

III期（10世紀）

須恵器の量が極端に少くなり、焼き締めが良好で硬く、器壁も薄く内彎する土師器群が主体。器種も豊富になる。小皿や大型の高台壺が現れる。木製の皿や椀なども伴出する。

IV期（11世紀前半）

III期までとは大きな差が認められる。中世初期の土器を主体とする時期

6 政庁北方地域の調査

政庁域の北側は、集落と水田が広がっており、水田部分の約20,000平方メートルの土地について、酒田市が買い上げ公有地化している（第3図）。平成4年から9年まで、公有地のうち約17,000平方メートルの範囲を発掘調査して



写真2 外郭北門（酒田市 1978）



写真3 外郭南辺材木塀出土状況（酒田市 1981）



第3図 政府北方地域の位置（渡部 2022）

いる。城輪柵跡の整備事業の中で、ガイダンス施設建設が計画され、その事前調査として行われた。この調査では、政府域のすぐ北側を広範囲に調査しており、城輪柵跡の性格を究明するうえで重要な成果が得られると期待されていた。しかし、ガイダンス施設の建設は中止となり、調査で出土した遺物も大半が10年以上倉庫内に放置されていた。平成20年度より整理作業が始まり、概要報告書が刊行されているが、整理作業は現在も継続している。

政府北方地域があった場所は、大正時代の耕地整理前までは大きく屈曲した道路や不整形の小さい田畠が広がっていた。耕地整理によって整然と並べられた水田区画を1区～8区として調査を実施している。

政府北方地域の調査では、掘立柱建物や土坑、溝、井戸など多くの遺構が検出されており、遺物は、収納コンテナ約1,100箱分が出土している。遺物は古代が最も多いが、中近世の遺物も出土している。

重要な遺構としては、政府北方地域の東端部で、政府域から外郭北門へ延びる道路遺構が検出されている。比較的大型の掘立柱建物も複数棟検出されているが、政府域のような規則性を持った配置は見出せない。他にも、古代の土器が一括廃棄されたと考えられる土坑や井戸もみつかっている。耕地整理によって削平された部分が多く、また中世と近世にも集落が存在していたと考えられ、検出した遺構の状況から古代におけるこの場所の性格について結論付けることはまだできていない。

7 出土遺物について

城輪柵跡で出土した古代の主な遺物は、瓦、貿易陶磁器、緑釉陶器、灰釉陶器、須恵器、土師器、黒色土器、製塩土器、木製品、漆紙文書、金属製品、石製品である（第7図）。

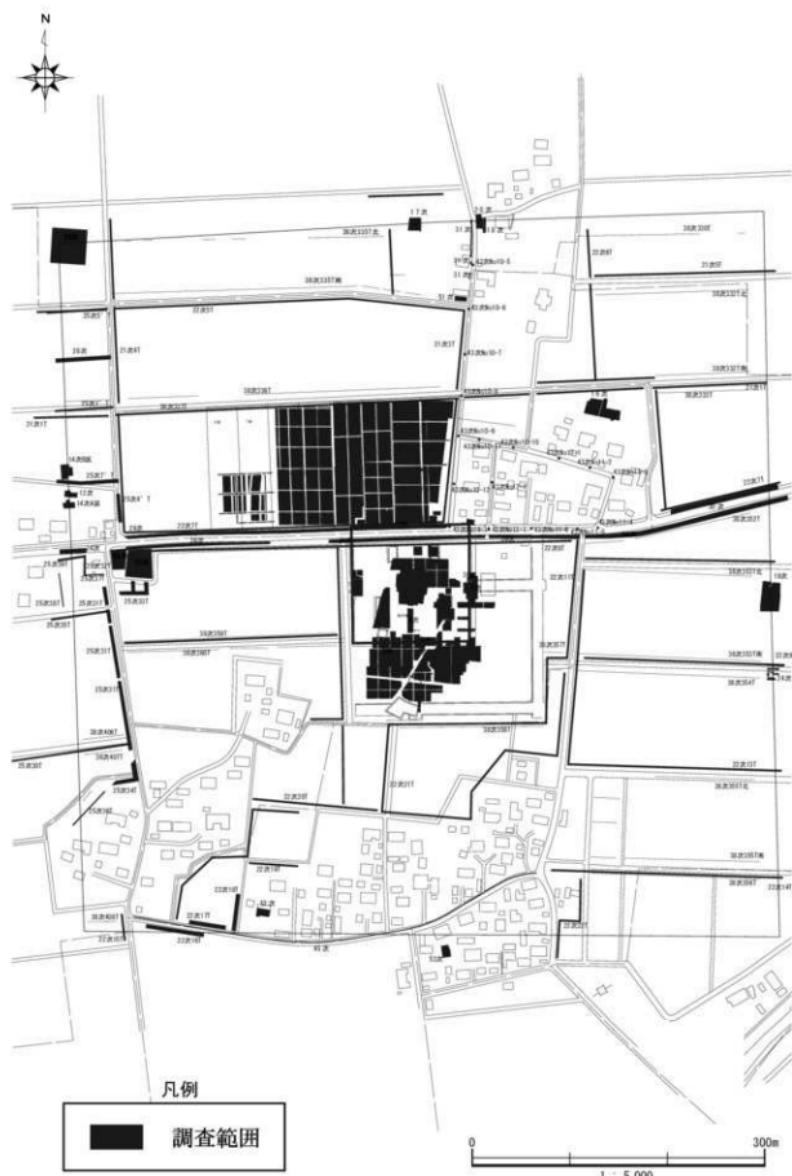
瓦の出土量は、酒田市が調査し保管しているものは収納コンテナで約25箱である。比較的軒丸瓦と軒平瓦が多く、軒丸瓦は主に3種類の瓦当文様を持つ瓦が出土している。他に特徴的な遺物として、硯がある。円面硯は今のところ確認されていないが、陶硯としては風字硯（二面硯）が出土している。また須恵器の壺瓶類や高台杯を用いた転用硯も多い。貿易陶磁器と緑釉陶器、灰釉陶器を併せた施釉陶磁器も出土しており、山形県内の出土状況について一覧表にまとめた（第1表）。その点数は他遺

跡に比べ非常に多い。なお、これら施釉陶磁器の多くは政庁北方地域の調査によって出土している。古代における施釉陶磁器は、在地で生産されておらず、平安京などから直接持ち込まれたと考えられる。そのため、城輪柵跡の性格を考えるうえで重要な遺物といえる。また、各遺構期の年代について主に瓦と土器から決めているが、施釉陶磁器の年代観も踏まえ、城輪柵跡の成立から終焉までの時期を再検討する必要があるだろう。

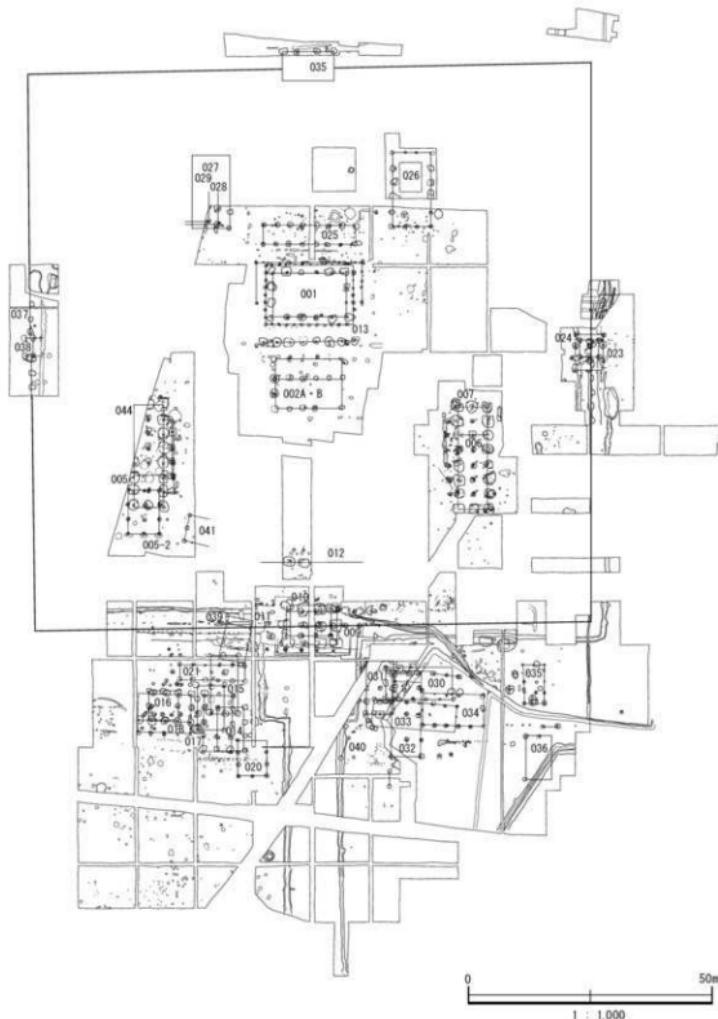
関連文献

- 愛知県 2015『愛知県史』別編 窓業1 古代 猿投系
阿部明彦・水戸弘美 1999『山形県の古代土器編年』『第25回古代城柵官衙遺跡検討会資料』
阿部義平 1978『古代出羽国への発掘調査－堂の前遺跡とその周辺－』『日本歴史』363
阿部正巳 1923『出羽国分寺遺跡調査 附出羽国府位置』
阿部正巳 1924「羽前国西村山郡平野山古瓦窯址」『考古学雑誌』14-9
阿部正巳 1931「城輪の出羽柵址発見について」『山形郷土研究』
阿部正巳 1932「城輪の出羽柵址及び国分寺址調査」『郷土研究叢書』2
阿部正巳 1938「出羽国分寺」『国分寺の研究』上
荒木志伸 2011『城柵政庁の再検討』『古代学研究所紀要第15号』明治大学古代学研究所
荒木志伸 2011『城輪柵跡とその周辺－10～11世紀を中心として－』『第37回古代城柵官衙遺跡検討会資料』
荒木志伸 2013『城輪柵から見た秋田城』『秋田考古学』第57号 秋田考古学協会
五十嵐文蔵 1964『城輪柵址の案内』
板橋源 1957「城輪柵址」『日本歴史大辞典』6
板橋源 1970「古代の城輪跡・東日本」『新版考古学講座』6
伊東信雄 1961「東北古代の城柵」『日本城郭全集』1
伊東信雄 1973「古代東北発掘」
今村明恒 1939「地震学の角度からみた城輪柵址」『史蹟名勝天然記念物調査報告』4-2
上田三平 1931「払田柵址及「柵」に関する考察」『史学雑誌』42-7
上田三平 1931「出羽柵跡考」『山形教育』494
上田三平 1931「出羽柵跡考追記」『山形教育』495
上田三平 1931「出羽柵址考－特に新発見の柵址に就いて」『史蹟名勝天然記念物』6-6
上田三平 1932『指定史蹟城輪柵址』
上田三平 1938「払田柵址・城輪柵址」『史蹟精査報告』3 文部省
上田三平 1942「城輪柵址」『国史辞典』3
植松曉彦 2013「山形県内陸部平野山窯跡群と出羽国府城輪柵跡」『さあべい』第28号
うきたむ風土記の丘考古資料館 2010「平安初頃の南出羽考古学－官衙とその周辺－」
小野忍 1974「史跡城輪柵跡の調査」『羽陽文化』97
小野忍 1974「城輪柵跡」『図説日本の歴史』4
小野忍 1976「城輪柵跡外郭線の調査」『羽陽文化』103
小野忍 1977「城輪柵跡について」『研究所だより』23 酒田市教育研究所
小野忍 1978「城輪柵遺跡」『山形博物誌』
小野忍 1978「城輪柵遺跡の性格論をめぐって」『研究所報』30 酒田市教育研究所
小野忍 1979「山形・城輪柵遺跡」『木簡研究』1
小野忍 1980「城輪柵遺跡関係文献目録[1]」『庄内考古学』17 庄内考古学研究会
小野忍 1982「城輪柵遺跡」『月刊考古学ジャーナル』199 ニュー・サイエンス社
小野忍 1997「城輪柵遺跡」『蝦夷・律令国家・日本海』日本考古学協会秋田大会資料集
小野忍 2014「城輪柵遺跡とその周辺の遺跡」『第40回古代城柵官衙遺跡検討会資料』

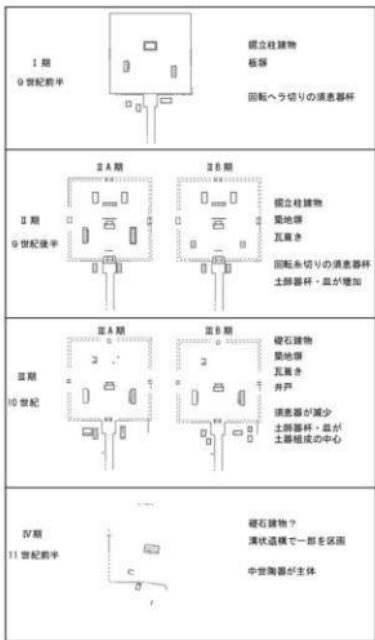
- 柏倉亮吉・伊藤忍 1970『平野山古窯跡群－山形県における古代窯業遺跡の研究－』寒河江市教育委員会
- 柏倉亮吉・小野忍 1978『城輪柵遺跡の内郭と性格について』『山形県民俗歴史論集』2
- 加藤孝 1961「城輪柵址再考」『古代文化』7-3
- 加藤稔・米地文夫 1976「城輪柵跡出土柱木のC14年代をめぐって」『山形考古』2-4
- 加藤稔 1982「古代出羽国郡名考証」『山形県立山形南高等学校研究紀要』23 山形南高等学校
- 加藤稔 1987「古代出羽国に関する二、三の問題」『山形県立博物館研究報告』8 山形県立博物館
- 加藤稔 1996「出羽国府遷移論」『山形史学研究会 横山昭男先生退官記念号』山形史学研究会
- 川崎利夫 1965「荒される城輪柵跡とその周辺」『考古学研究』11-3
- 川崎利夫 1980「城輪柵周辺の諸遺跡－最近の発掘調査から－」『羽陽文化』112 山形県文化財保護協会
- 川崎利夫 1988「城輪柵遺跡とその周辺」『玉口時雄先生古希記念論集 古代集落の諸問題』
- 喜田貞吉 1931「山形県本楯発見の柵址に就いて－出羽柵址か国分寺址か－」『歴史地理』58-1
- 喜田貞吉 1932「払田本楯の柵址と華夷勢力の消長」『歴史地理』59-1
- 桑原滋郎 1979「陸奥・出羽の官衙遺跡」『仏教藝術』124
- 小松正夫他 1991「出羽国府」『月刊文化財』335 第一法規出版
- 酒田市教育委員会 1965『城輪柵予備調査概報』酒田市教育委員会
- 酒田市教育委員会 1971～1999「城輪柵跡」発掘調査概要 第2～50次調査 酒田市教育委員会
- 酒田市教育委員会 1998「史跡城輪柵跡保存整備事業報告書」酒田市教育委員会
- 酒田市教育委員会 2009「史跡城輪柵跡」政庁北方地域発掘調査の概要Ⅰ 酒田市教育委員会
- 佐々木博康 1962「戦後における古代東北城柵の研究」『岩手史学研究』
- 佐藤禎宏 1979「仁和三年条国府移転に関する覚書」『庄内考古学』16
- 佐藤禎宏 1980「八森遺跡と出羽国府」『山形県地域史研究』5
- 佐藤禎宏 1998「出羽国井口国府と高敵国府」『羽陽文化』142 山形県文化財保護協会
- 佐藤庄一 1985「城輪柵跡周辺の村落」『庄内考古学』19 庄内考古学研究会
- 進藤重記 1762『出羽風土略記』巻之四
- 高橋富雄 1972「城輪柵跡の性格と年代」『東北大教養部紀要』15
- 坪井清足 1961「城柵の設置」『世界考古学大系』4
- 平川南 1977「出羽国府論」『研究紀要』VI・宮城県多賀城跡調査研究所
- 平川南 1978「古代東北城柵の特質について－建郡との関連を中心として－」『研究紀要』4 東北歴史資料館
- 星川清民 1931「井口国府考附出羽柵、留主氏并払田柵趾」『山形郷土研究』9
- 水戸部秀樹・須藤英之 2003「城輪柵跡と平野山窯跡出土の軒丸瓦について」『西村山地域史研究』第21号 西村山地域史研究会
- 水戸部秀樹 2003「城輪柵跡出土の軒丸瓦」『山形県埋蔵文化財センター研究紀要』創刊号 山形県埋蔵文化財センター
- 宮本長二郎 2001「原始・古代住居の復元」『日本の美術』第420号 至文堂
- 八木光則 2022「古代城柵と地域支配」同成社
- 山口博之 2002「古代出羽国南部に於ける貿易陶磁器の様相」『西村山の歴史と文化IV』
- 山口博之 2021「出羽国府跡出土の唐三彩陶枕」『貿易陶磁研究』41 日本貿易陶磁研究会
- 山中敏史 1994「古代地方官衙遺跡の研究」塙書房
- 渡部裕司 2022「出羽国南部の様相」－城輪柵跡を中心に－」『第48回古代城柵官衙遺跡検討会資料集』



第4図 城輪柵跡調査区配置図（新規作成）



第5図 城輪柵跡政庁遺構配置図（酒田市 1998に加筆）



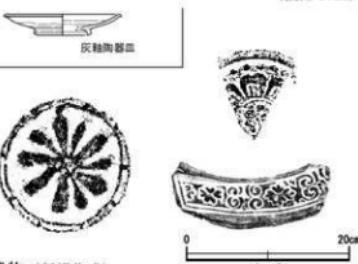
政府北方地域出土遺物



第7図 主な出土遺物 (新規作成)

No.	遺跡名	貿易陶器	施釉陶器	灰釉陶器	主な出土品	市町村
1	筋田遺跡	-	1	1		酒佐町
2	北目長田遺跡	-	3	3	碗・皿	酒佐町
3	木戸下遺跡	-	2	-	皿	酒佐町
4	宮ノ下遺跡	-	1	1	碗	酒佐町
5	上高田遺跡	-	3	2	絆輪皿	酒佐町
6	木原遺跡	-	2	-		酒佐町
7	大坪遺跡	-	-	18		酒佐町
8	小深田遺跡	-	-	1		酒佐町
9	浮橋遺跡	-	2	1		酒佐町
10	下長橋遺跡	4	37	16	青磁碗	酒佐町
11	東田遺跡	-	4	2	絆輪香炉	酒佐町
12	新田目城	-	-	1		酒田市
13	豊原遺跡	-	-	1		酒田市
14	城輪柵跡	24	217	496		酒田市
15	後田遺跡	8	5	3	青磁香炉	酒田市
16	茅ヶ谷地遺跡	-	2	1	絆輪水注	酒田市
17	八森遺跡	-	2	-	碗皿類	酒田市
18	堂ノ前遺跡	3	-	-	香炉蓋	酒田市
19	上曾根遺跡	-	2	-	絆輪水注	酒田市
20	沼田遺跡	-	4	2	絆輪香炉	酒田市
21	俵田遺跡	-	1	1	絆輪耳皿	酒田市
22	境興野遺跡	1	-	1	青磁碗	酒田市
23	北境遺跡	-	-	1	皿	酒田市
24	新青渡遺跡	-	-	1		酒田市
25	熊野田遺跡	-	3	1	絆輪耳皿	酒田市
26	手置田遺跡	-	-	1	碗	酒田市
27	手置田6・7遺跡	-	2	1	碗皿類	酒田市
28	平形遺跡	-	1	1		鶴岡市
29	西谷地遺跡	-	-	3	段皿	鶴岡市
30	月記遺跡	-	-	-	食糞三彩	鶴岡市
31	後田遺跡	-	-	1	皿	鶴岡市
32	小田島城跡	-	-	2	碗・皿	東根市
33	の場遺跡	-	-	1	長頸瓶	天童市
34	中袋遺跡	-	-	5	瓶頸・碗	天童市
35	三条遺跡	-	-	1		寒河江市
36	富山2遺跡	-	-	1	原始灰陶	寒河江市
37	迷惑寺遺跡	-	-	1	碗皿類	中山町
38	梅野木前1遺跡	-	-	1	碗	山形市
39	成沢西遺跡	-	2	-	絆輪輪花瓶	山形市
40	種屋遺跡	-	1	-	碗	山形市
41	萩原遺跡	-	-	1	壺組類	山形市
42	庚根遺跡	-	-	1	長頸瓶	南陽市
43	太夫小屋1遺跡	-	2	30	瓶頸	川西町

第1表 山形県内の施釉陶器出土遺跡一覧
(渡部 2022)



所在 地	山形県酒田市市条字八森
立地環境	庄内平野東端の河岸段丘上。標高約 60 m (政府庁)・40 m (桑園地区)
発見遺構	礎石建物、掘立柱建物、堅穴建物、材 木塀、区画溝、溝、土坑など
年 代	9世紀後半～10世紀前半

遺跡の概要

八森遺跡は、山形県の日本海側に位置する酒田市内の北東部、八幡地区（旧飽海郡八幡町）にある（第1図）。庄内平野を東西に横断し流れる荒瀬川の左岸、八森山（八森丘陵）と呼ばれている丘陵上に立地している。この丘陵は、南北に延びた山頂部の平坦面が標高107～115mの高位段丘、その北部に南西から北東方向に広がる標高56～72mの中位段丘、さらに北東部に繋がる標高38～42m

mの低位段丘で構成されている。各段丘平坦部の周縁はそれぞれ急峻な段丘崖となっている。丘陵の西側に平野が広がっており、城輪柵跡までは直線距離で約3.0kmの距離である。また両遺跡の間には、堂の前遺跡や沼田遺跡、俵田遺跡など古代の遺跡が多く所在する。

昭和50年代に、八森丘陵で自然公園建設が計画されたことに伴い、緊急発掘調査が実施された。その結果、平安時代の遺構が広範囲に分布しており、特に大型の建物が複数検出され、古代の重要な官衙遺跡であることが判明した（第2・4図）。このことから、旧八幡町では、公園建設と遺跡の保護を両立させるために史跡公園とし、さらに遺跡の性格を究明するため、学術調査を継続して行った。遺跡の中心部である中位段丘の一部は、遺構保護のため公有化も行われている。

1 発見した主な遺構

八森丘陵の中位段丘上では、礎石建物2棟、門を含む掘立柱建物13棟、区画施設（板塀）、溝26条、土坑26基、窓4基、性格不明遺構7基が検出されている。低位段丘上（桑園地区と呼称）では、門を含む掘立柱建物4棟、竪穴建物3棟、区画施設（板塀）、溝3条、土坑5基、組石帯1列、性格不明遺構5基が検出されている。中位段丘上の区画施設内部は、大型建物が極めて計画的に配置された形で検出されている。建物群の主軸方位は、真北から8度ほど西に傾いている。また、中位段丘上と桑園地区を結ぶ施設（道路）は未検出の状況にある。

中位段丘の板塀は、南・東・西辺の中央部で門が検出されているが、北辺では検出されていない。各門のうち、南門SB3は八脚門である。南門の南側は段丘崖の傾斜面となっており、隣接する建物の建築工事によって攪乱されており、道路などの遺構は検出されていない。東門と西門は四脚門である。東門SB16は柱の抜取穴による検出であり、西門SB13は配水場建設工事の際に削平されており、南妻のみ検出している。これらの区画施設の遺構群には、重複が確認されず、建替えなどは行われなかつたと考えられる。



第1図 八森遺跡の位置

このほかに中位段丘上では区画内において整然と配置された礎石建物、掘立柱建物が検出されている。いずれも大型の建物である。中央北側には東西棟の礎石建物 SBa1（第3図）と掘立柱建物 SB2 が並び、この2棟の東に南北棟の SB15 と東西棟の SB14 がある。これらの建物は桁行が7間か5間、梁行2間か3間で、SB2 は南に廂を持つ片廂建物である。SB2 の南側には空間が広がり、東西の対称位置に SB17 と SB11 の南北棟が配置されている。また SB11 周辺からは SB12・18・19 が発見されている。これらの建物群は西に振れた開統施設とほぼ同方位で構築されている。また現地表面は低位な東南部を除き平坦な地勢にあるが、SBa1 の内部では削平された土坑や地廻しの下層土があり、部分的な整地が確認されている。

低位段丘の桑園地区では、区画施設と掘立柱建物、堅穴建物が検出されている（第4図）。桑園地区は北方に舌状に張り出した段丘面で、板塀は南側を除いて段丘縁辺に築造されていたが、東辺は縁辺から離れている。北辺の西端で検出した掘立柱列 SB1004 は、門のような施設となる可能性がある。区画施設内部の中央北部に桁行5間、梁行2間の片廂建物 SB1001 があり、その南側の東西に SB1002・1003 の南北棟が配置されている。SB1001 の身舎は柱間が3.0 m と 3.6 m を測る大型建物である。SB1002・1003 は平面規模が南北 7.3 ~ 7.67 m、東西 5.4 ~ 5.95 m と小型である。これらの主軸方位は、中位段丘の建物群とほぼ同じく真北から西に振れている。堅穴建物 ST1001・1002 は、SB1003 の北で近接して検出された。两者とも西に出入口の階段があり、南側にカマドが取り付く。ST1003 では多量の土器が出土しており、一括廃棄されたと考えられる。

桑園地区では、他に土坑や構造遺構、ピットなどが検出されている。なお、同地区的北西側の斜面には、土壘状の高まりがあり、第16次調査でトレント調査を行っている。調査の結果、人工的に盛られた土壘であるが、中世以降の遺物が出土しており、古代の区画施設ではないことが確認されている。

2 出土遺物

八森遺跡で出土した古代の遺物には、瓦、施釉陶器、須恵器、土師器、黒色土器などがある（第5図）。瓦は量的には少ない。軒平瓦は1点出土しているが、瓦当文様は城輪壠跡に認められない。また、文様が分かれる軒丸瓦は出土していない。

中位段丘上の区画内で検出された SK145 土坑からは、土師器を中心多くの遺物が出土している（第5図）。堆積状況などから遺物が一括廃棄されたと考えられ、中には、10世紀代の綠釉陶器碗も含まれている。

出土した遺物全体の中では、土師器坏（ロクロ成形）が圧倒的に多く、報告書によれば、全体の9割以上を占めている。相対的に須恵器の出土量は少ないが、特徴的な遺物として、風字硯や転用硯（皿や瓶類を使用）が出土している。

3 八森遺跡の性格について

八森遺跡の性格については、板塀に囲まれ計画的配置をとる大型の建物群、出土した瓦や硯などから、発掘調査が始まった当初より古代出羽国の統治に關係する重要な官衙遺跡と考えられてきた。そして、日本三代実録の仁和3年の記事に、出羽国府が旧府近側高敞の地に移転したことが記されていることと発掘調査によって検出された遺構群や出土した土器の年代観から、八森遺跡は仁和3年以前まで国府であった城輪壠から、約3 km 東の丘陵上に移転した国府であると結論付けられている。具体的には、中位段丘上の建物群が出羽国府政府であり、SBa1 は正殿、SB2 を後殿として、脇殿と南・東・西の各門が計画的に配置されている。一方、桑園地区的建物群は、国司館と想定されている。

さらに、八森遺跡の主要な建物構造には建替えが認められないことから、存続期間はそれほど長く

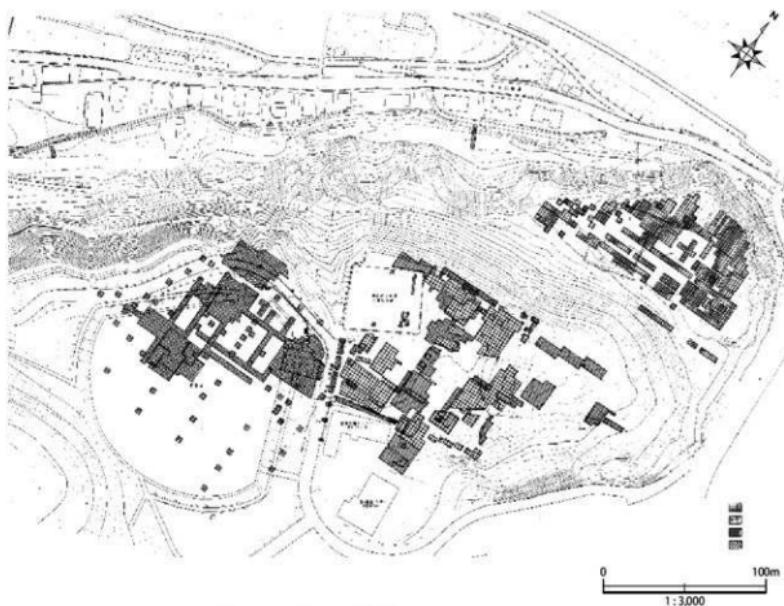
なく、再び城輪柵に国府が移転したとされている。出土遺物をみると、須恵器の量が少なく、庄内北部において須恵器窯の操業が終わる9世紀末頃の状況を反映していると考えられる。SK145で出土している縁釉陶器の年代（10世紀前半）も含めると、八森遺跡の建物群は9世紀末から10世紀前半のさほど長くない期間（一四半期程度か）に廃絶した可能性が高いといえる。

なお、八森遺跡における古代施釉陶磁器の出土状況は、SK145から出土した2点の縁釉陶器と包含層出土の灰釉陶器の瓶類が数点となっている。城輪柵跡の施釉陶磁器出土状況と比較すると量的にも質的にも極めて少くない。この点から考察すると、八森遺跡が城輪柵跡と同じ出羽国府であったと結論付けることは難しい。庄内北部における他の遺跡の状況や出土遺物の比較などから、八森遺跡の性格については改めて検討が必要と考えられる。

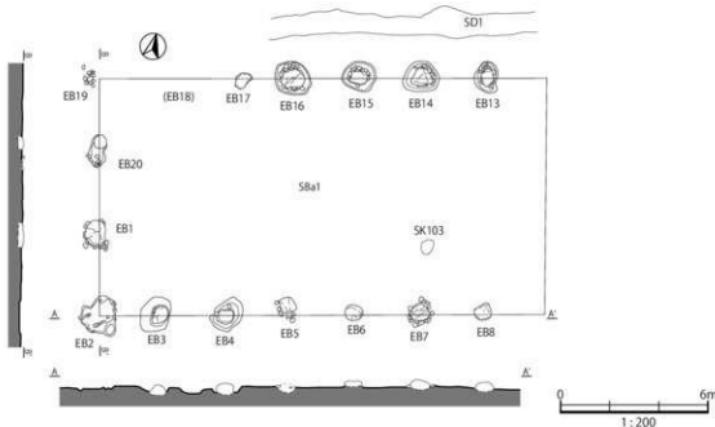
関連文献

- 阿部明彦ほか 1998 「庄内平野」『東北の古代集落 - 第24回古代城柵官衙遺跡検討会資料』
- 阿部義平 1978 「古代出羽国の発掘調査 - 堂の前遺跡とその周辺 -」『日本歴史』第363号 日本歴史学会
- 阿部義平 1983 「古代城柵政庁の基礎的研究」『考古学論叢I』東出版事業社
- 阿部義平ほか 1986 「国府研究の現状（その一）」『国立歴史民俗博物館研究報告10-古代国府の研究-』
- 阿部義平 1989 「出羽国府」『国立歴史民俗博物館研究報告20-古代国府の研究（続）』
- 井川一良 1981 「仁和三年の国府移転」『八幡町史』上巻 八幡町史編纂委員会
- 井川一良 1994 「日本三代実録 卷五十 仁和三年五月廿日」『八幡町史』資料編8
- 今泉隆雄 1995 「秋田城の初步的考察」『律令国家の地方支配』吉川弘文館
- うきたむ風土記の丘考古資料館 2010 「平安初頭の南出羽考古学 - 官衙とその周辺 -」
- 小野忍 1981 「研究ノート・出羽南半の古代城柵」『日本城郭体系』第3巻 新人物往来社
- 小野忍 1987 「振り出された古代」『酒田市史』改訂版・上巻 酒田市
- 加藤稔 1982 「古代出羽国郡名考証 - 置賜・最上・村山出羽・田川・鮭海六郷について -」『山形県立山形南高等学校研究紀要』第23号
- 加藤稔 1987 「古代出羽国に関する二・三の問題」『山形県立博物館研究報告』第8号 山形県立博物館
- 加藤稔 2000 「私の古代出羽国府遷移論 - 佐藤禎宏氏「出羽国井口国府と高畠国府」に応える -」『羽陽文化』第142号
- 川崎利夫 1979 「地域考古学界の動向 - 山形県 -」『考古学ジャーナル』No.169 ニューサイエンス社
- 川崎利夫 1980 「城輪柵周辺の諸遺跡 - 最近の発掘調査から -」『羽陽文化』112 山形県文化財保護協会
- 川崎利夫 1981 「八森遺跡」『角川日本地名大辞典』6・山形県 角川書店
- 川崎利夫 1983 「八森遺跡」『山形県大百科事典』山形放送株式会社
- 川崎利夫 1985 「出羽国分寺をめぐる諸問題」『日高見国 - 菊池啓次郎学兄還暦記念論 -』
- 川崎利夫 1988 「城輪柵遺跡とその周辺 - 国府を中心とした古代地方都市圏の形成 -」『古代集落の諸問題』玉口時雄先生古希記念考古学論文集
- 川崎利夫 1990 「国府周辺の集落構成 - 城輪柵周辺における平安時代集落の構造 -」『伊東信雄先生追悼考古学古代史論叢』同論文集刊行会
- 川崎利夫 1993 『やまがたの歴史を掘る - あかつきの祖先たち -』教育文化センター
- 川崎利夫 2001 「出羽国のみやこ・城輪柵遺跡とその周辺」『出羽の遺跡を歩く - 山形考古学始 -』高志書院
- 北畠教爾 1994 「出羽国の建設と郡都制」『寒河江市史』上巻 寒河江市
- 木下良 1988 「国府 - その変遷を主として -」教育社歴史新書44
- 酒井英一 1997 「古代人と遺跡」『庄内の大地』鶴岡市教育委員会
- 佐々木和博 1989 「払田柵跡と多賀城跡 - 政庁の比較を中心に -」『國學院大學考古学資料館紀要』第5輯
- 佐藤庄一 1990 「出羽国府の整備」『南陽市史』上巻 南陽市
- 佐藤庄一・尾形興典・須賀井明子 1999 「山形県の城柵官衙遺跡研究史」『第25回古代城柵官衙遺跡検討会資料』

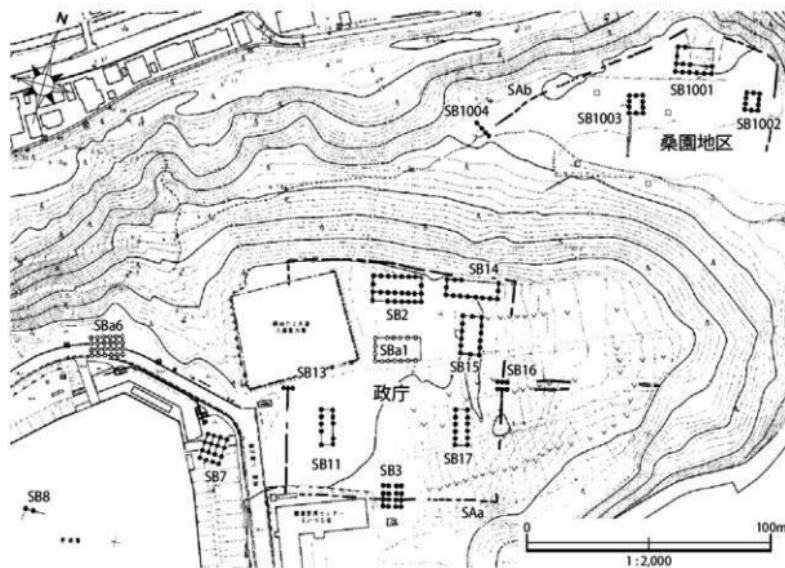
- 佐藤禎宏 1977 「飽海郡八幡町八森遺跡発掘調査報告」『山形考古学会第10回研究大会発表要旨』
- 佐藤禎宏 1977 「添川と平形と八森 - 庄内の遺跡破壊から -」『山形考古』第3巻第1号 山形考古学会
- 佐藤禎宏 1977 「八森遺跡第2次発掘調査報告」『山形考古学会第11回研究大会発表要旨』
- 佐藤禎宏 1978 「八森遺跡 - 第1次・第2次発掘調査報告 -」『庄内考古学』第15号 庄内考古学研究会
- 佐藤禎宏 1978 「出羽国八森遺跡の調査」『日本考古学協会昭和58年度研究発表要旨』
- 佐藤禎宏 1978 「八幡町八森遺跡」『山形考古学会第12回研究大会発表要旨』
- 佐藤禎宏 1979 「仁和三年条の出羽國府移転に関する覚書」『庄内考古学』第16号
- 佐藤禎宏 1979 「仁和三年条の出羽國府移転」『山形考古学会第15回研究大会研究討議資料』
- 佐藤禎宏 1980 「平安時代の出羽の国府 - 城輪権遺跡と八森遺跡の調査から -」『山形教育』第198号
- 佐藤禎宏 1980 「八森遺跡と出羽國府」『山形県地城史研究』第5号
- 佐藤禎宏 1981 「八森遺跡」『日本城郭体系』第3巻 山形・宮城・福島 新人物往来社
- 佐藤禎宏 1982 「考古学から見る庄内」『山形県地城史研究協議会研究発表要旨』
- 佐藤禎宏 1982 「南北文化の接点としての庄内平野」『第2回日本海文化を考えるシンポジウム - 日本海諸地域の古代文化と交流 -』富山市
- 佐藤禎宏 1984 「庄内地方と出羽国」『第10回古代城櫓官衙遺跡検討会資料』
- 佐藤禎宏 1984 「南北文化の接点としての庄内平野」『古代の日本海諸地域』小学館
- 佐藤禎宏 1985 「庄内地方と出羽国」『庄内考古学』第19号
- 佐藤禎宏・酒井英一 1988 「山形県八森遺跡」『第14回古代城櫓官衙遺跡検討会資料』
- 佐藤禎宏 1988 「出羽国八森遺跡の調査 - その性格と歴史的位置の見通し -」『日本歴史』486 日本歴史学会
- 佐藤禎宏 1990 「八森遺跡」『日本歴史地名大系』第6巻・山形県の地名 平凡社
- 佐藤禎宏 1990 「山形県飽海郡八幡町八森遺跡」『日本考古学年報 41』
- 佐藤禎宏 1993 「城輪と八森の周辺」新全国歴史散歩シリーズ6 『山形県の歴史散歩』山川出版社
- 佐藤禎宏 1995 「出羽の国府」『図説 八幡町史』八幡町
- 佐藤禎宏 1997 「八森遺跡」『日本考古学協会 1997年度秋田大会シンポジウムⅡ資料集』日本考古学協会
- 佐藤禎宏 1998 「出羽国井口国府と高畠国府」『羽陽文化』第142号
- 佐藤禎宏 2000 「移転した国府」『図説 庄内の歴史』郷土出版社月
- 佐藤禎宏 2014 「八森遺跡」『第40回古代城櫓官衙遺跡検討会資料』古代城櫓官衙遺跡検討会
- 新野直吉・船木義勝 1996 「城櫓・国府の政庁と払田櫓」『払田櫓の研究』文献出版
- 似内啓邦 1990 「古代城櫓」『歴史考古学の問題点』近藤出版社
- 八木光則 2022 「古代城櫓と地域支配」同成社
- 八幡町教育委員会 1977～2001 「八森遺跡 - 第1～20次発掘調査概報 -」八幡町埋蔵文化財調査報告書
- 八幡町教育委員会 2002 「八森遺跡 - 古代編 -」八幡町埋蔵文化調査報告書第11集
- 山中敏史 1984 「国衙・郡衙の構造と変遷」『講座 日本の歴史2 古代2』東京大学出版会
- 山中敏史 1994 「古代地方官衙遺跡の研究」橋書房
- 山形県教育委員会 1982 「八森遺跡第6次発掘調査報告書」山形県埋蔵文化調査報告書第54集



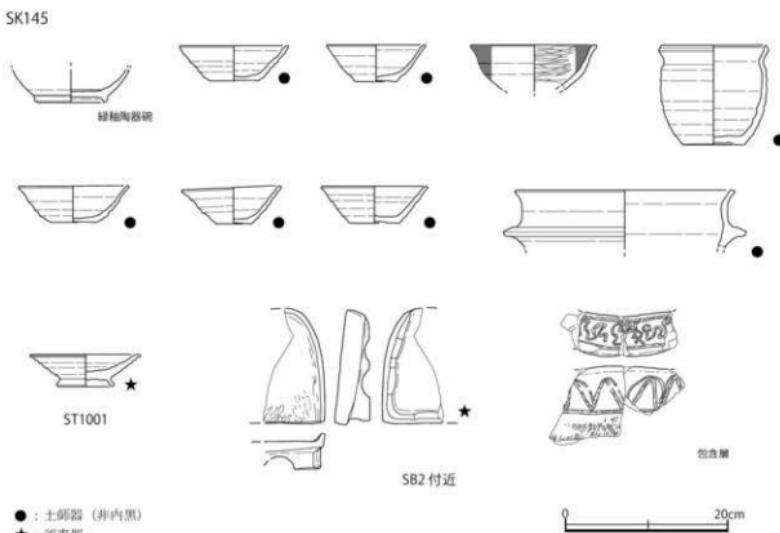
第2図 調査地点全体図（八幡町 2002）



第3図 SBa1 碇石建物（正殿）（八幡町 2002）



第4図 主要建物跡配置図（八幡町2002に加筆）



第5図 主な出土遺物（八幡町2002から作成）

所在 地 山形県酒田市大字岡島田字俵田

立地環境 庄内平野北半中央、荒瀬川と新田川によって形成された河間低地に立地。標高 10 m 前後。

発見遺構 挖立柱建物、竪穴建物、柱列、板列、土坑、溝状遺構、河川、祭祀遺構

年 代 8世紀末～9世紀末

遺跡の概要

俵田遺跡は、山形県北西部の庄内平野にある酒田市（旧八幡町地内）に所在し、国指定史跡城輪柵跡から南東約 2 km に位置する（第1図）。

緊急発掘調査で、人面墨書土器を中心とし、人形・馬形・刀形等が集中する祭祀遺構が検出された。その状況から、当時の祭祀の祓所と考えられている。俵田遺跡の祭祀遺構は、地方行政機関を通じて各地に広まつたとされる律令的祭祀が、城輪柵跡周辺で執り行われたことを示している。

1 調査の概要

遺跡周辺では、土器が出土することが知られていたが、山形県教育委員会が 1973 年に実施した庄内広域営団地農道整備事業の分布調査によって確認し、山形県遺跡番号 462-072 に登録した。

遺跡は、農村基盤総合整備パイロット事業に係り山形県教育委員会が主体となり、1978 年に第1次調査と 1983 年に第2次調査の緊急発掘調査が行われた。第1次調査と第2次調査を合わせて 1984 年に本報告が刊行された（山形県教委 1984）。

第1次調査では、東西 160 m 南北 450 m の対象区全体を 50 m 毎に坪掘りし、その後幅 2 m のトレーナー掘りを行い、遺構が破壊される恐れのある事業区内に限定して発掘調査が行われた。調査区は、北・西・中央・南の 4 か所が設定された。北区では、畦畔遺構と柱穴が検出された。柱穴は角柱と丸柱があり建物と推定されたが、判然とはしていない。西区では、基底幅 150 ~ 250 cm の畦畔状遺構とそれに並行するように幅 80 cm 程度の溝が検出され、水田の畦畔と水口が推定されている。柱穴は検出されているが、建物は不明である。中央区では、遺構検出面が 2 面確認され上面から掘立柱建物 1 棟、溝状遺構 1 条、土坑 2 基等が検出された。下面からは掘立柱建物 2 棟、溝状遺構 7 条、土坑 4 基等が検出された。南区では、竪穴建物 1 棟、溝状遺構 4 条等が検出された。

第2次調査では、調査対象区域に 1 × 2 m 方形の試掘トレーナーを 87 か所設定し、遺構・遺物の集中域を確認し、A 区 1632 m²、B 区 80 m²、C 区 300 m² の 3 か所を調査区とした。A 区では掘立柱建物 4 棟、柱列、土坑、溝状遺構等が検出された（第2図）。B 区では、A 区から続く溝状遺構と時期不明の木箱が検出された。C 区では、掘立柱建物 1 棟が検出された。

出土遺物は、土器、土製品、木製品、金属製品などで、第1次調査で整理箱 36 箱、第2次調査で



第1図 俵田遺跡の位置

は26箱が出土した。土器は、須恵器、土師器、須恵器の製作技法で酸化焰焼成された赤焼土器、綠釉陶器、灰釉陶器が有り、供膳具・煮沸具・保管具の器種が揃う。A区の祭祀遺構とされた遺物集中地点からは、土器と多量の木製品が出土した。他には、円面硯、土錘、紡錘車、金属製品刀子、木製品曲物・鎌がある。

2 遺構の変遷

報告書では、基本層序Ⅲ層（黄褐色ないし暗青灰色の砂層）を鍵層とし、出土遺物等からI～V期に変遷を想定している。

I期とした基本層序V層から出土し、底部へラ切を主体で底径9cm前後と大振りな壺を主体とする一群は、8世紀第4四半期に位置づけられる。II期としたA区の祭祀遺構は、人面墨書き土器が屈曲した口縁部、底部の荒いタタキ出しと平行アテなど山海窓跡群出土遺物と類似する特徴を持ち、9世紀中葉と考えられる。III～IV期は、III層上面で検出された遺構群で、掘立柱建物はこの時期に属すると考えられる。共伴遺物から時期差を見出すことは難しいが、掘立柱建物は、桁行方向が西に50度前後傾くものと25度前後傾く一群があり、それぞれのまとまりが時期差を示す可能性が高い。出土遺物から9世紀末までに収まると見られる。

3 祭祀遺構

A区西辺中央地点で、刀形、人形、馬形、斎串等の木製品が5m四方の範囲に集中し出土した。その状況や遺物から祭祀遺構と考えられた。祭祀遺構は、調査区西辺の排水溝を掘る際に人面墨書き土器が見つかり、調査区を拡張して確認された。祭祀遺構は、東側の溝状遺構（SG61）の氾濫原とみられる砂質土堆積面で検出され、出土遺物はSG61に並行して散乱する木製品等のまとまりと人面墨書き土器を中心としたまとまりがある（第3・4図）。その出土状況から、急な土砂堆積で埋まったものと考えられている。

人面墨書き土器は、体部下半にタタキが施され丸みを帯びる赤焼土器甕で、体部周囲に4体の人物像と「磯鬼坐」の墨書きがある。甕内には、斎串約30点、人形股部8点、刀形1点があり、「磯鬼坐」の墨書き部分が真下で、甕口は西方向を向き潰れて出土した。「磯」は磯と同義語で、「磯鬼坐」は、「磯辺の鬼が（この中に）坐します」と解釈された。海に纏わる鬼を封じ込めていたことを意味し、それに係る祭祀が考えられる。

甕より南北に各50cm離れた2か所に刀形4点が各1点、東へ40cm離れた南北線上に頭を西に向けて人形4点、これより北へ90cm離れて頭部を西に向けて人形2点、同じく南へ90cm離れて人形2点が出土した。人形4点のまとまりから東側30cmに8本の斎串が、人形4点のまとまりと北側の刀形の間に小形の人形が出土した。甕の周囲に6点の馬形が出土した。人形、刀形、斎串は直接地面に差立てられ、甕は地面を掘り窪めて据えられた推測され、原位置を留めていると見られた。馬形は腹部に三角形の切り込みがあり、ここに串上のものを挿入し地面に突き立てたと考えられるため、原位置は留めていないとみられる。

人面墨書き土器から南東に2.6m離れた地点に須恵器甕が口縁を北に向か横転して出土した。甕内には、人形1点、斎串9点が入っていた。この甕の北東1mに斎串5本が散乱していた。

人面墨書き土器、刀形、人形、馬形、斎串等の構成は、古代律令的祭祀と評され（金子1980）、俵田遺跡における原位置を一部留める遺物の出土状況は、まさにその祭祀の場として大変貴重な発見となつた（第3図）。俵田遺跡の祭祀遺構は1か所のみで、恒常的な祭祀の場では無く、単発的な祭祀の場と理解されているが、祭祀遺構には、人面墨書き土器と須恵器甕を中心とした二つの遺物群がある。双方の土器と関わる人形には形態差が認められ、双方に異なる行為が伴うのか、祭祀が複数回行われ

たことによるのかは判然としない。

俵田遺跡の祭祀遺構を構成する土器 2 点と木製品 10 点と破片は、山形県指定文化財「俵田遺跡祭祀遺構出土品 附 木製品残欠一括」として 1999 年に指定された。赤焼土器壺の人面墨書き土器と須恵器中型壺は双方とも小さくない破片で割れており、割れ口の摩滅は認められない。人面墨書き土器の器面に荒い削り調整が施され、そこに描かれた人物と文字の筆使いの柔らかさを際立たせている。

人形・馬形・刀形などの木製品は保存処理が施され、出土から 40 年経つ今日も手に取ることが可能である。人形・馬形・刀形は杉材で木取りは板目である。形代は片面だけ腐食が激しい印象があることから、配置された直後に増水等により流され倒れてから、埋没するまでに若干の時間があったことが予想される。形や馬形は、刃物による荒い切断痕が鮮明で、仕上げは施されない。人面墨書き土器内に残された人形股部 8 点と人形の股部切込み部分の復元が可能であり、これらの形代の加工は遠くない場所で行われたことも推測できる。また、人面墨書き土器と形代の筆使いが類似することもそれを裏付けている。

4まとめ

俵田遺跡の遺構は、調査区と検出遺構から（1）北区と C 区、（2）西区と中央区、（3）南区と A・B 区の纏まりに分けられている。調査区は、遺構が破壊される恐れのある事業区内で遺構の広がる部分に限られている。調査で確認された掘立柱建物は、祭祀遺構が検出された上面層で検出され、祭祀遺構との関係は不明である。また、祭祀遺構が検出された面での遺構検出も不明で、祭祀が行われた施設構造は解明されていない。

城輪柵跡周辺では、横代遺跡と上高田遺跡から人面墨書き土器と形代のセットが出土している。横代遺跡は、城輪柵跡から南東に 4.5km に位置する。小河川から大型長胴壺の人面墨書き土器と小型壺、斎串、天秤棒状木柄等の木製品が出土した。小河川に多量の斎串が一括廃棄された状況から、川辺の祭祀を想定される。時期は俵田遺跡の前段階で 8 世紀末から 9 世紀前半と考えられる。上高田遺跡は、城輪柵跡から北に 7 km に位置する。幅約 14 m、深さ 2 m 程度の河川から、赤焼土器小型壺の人面墨書き土器、人形・鐵形・斎串や木簡、火鑽臼・皿・椀・曲物等の容器、柄杓などの多量の木製品が出土した。河川は蛇行して、長さ 200 m を超えて検出され、各所で多くの遺物が出土しており、祭祀の場となっていたこと分かる。時期は、俵田遺跡に後続し、9 世紀後半と考えられる。これらの遺跡から、8 世紀末から 9 世紀末に、城輪柵跡周辺では人面墨書き土器と木製品形代をセットとした祭祀が営まれており、その祭祀は河川や溝と密接に関わっていることが分かる。横代遺跡と上高田遺跡では、河川から遺物が出土することに対し、俵田遺跡では、2 つの土器と木製品の配置が復元可能な位置を留めて出土しており、祭祀具のセット関係や使用状況を知ることができる。

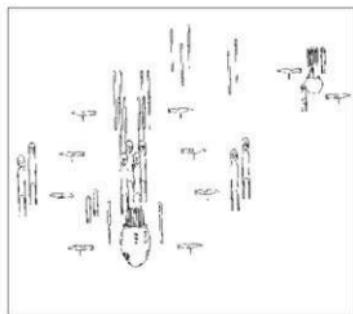
俵田遺跡の祭祀遺構は、祭祀の舞台と舞台装置、その道具が留められており、祭祀行為の一端を見ることができる貴重な遺跡であり、引き出せる情報も多く残されている。

関連文献

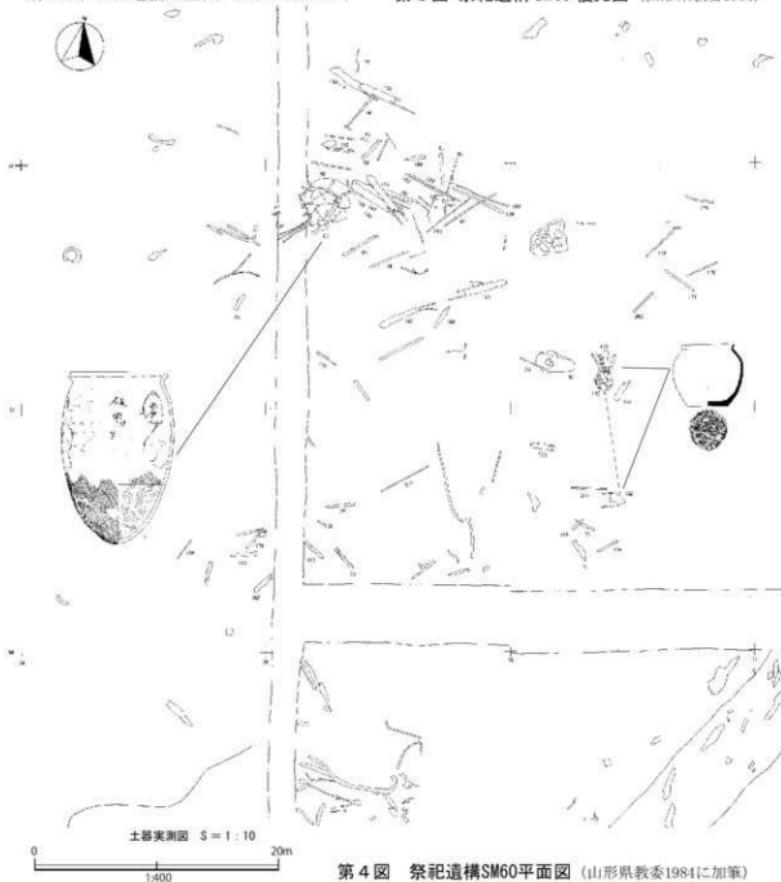
- 金子裕之 1980 「古代の木製模造品」『研究論集 VI』奈良国立文化財研究所学報第 38 冊
古代城柵官衙遺跡検討会 1999 『第 25 回古代城柵官衙遺跡検討会資料』
(財)石川県埋蔵文化財センター 2007 『日本海城における古代の祭祀 - 木製祭祀具を中心として -』平成 19 年度
環日本海文化交流史調査研究委員会発表要旨・資料
山形県教育委員会 1983 『俵田遺跡』『農林事業関係遺跡 (2) 発掘調査報告書』山形県埋蔵文化財調査報告書 64 集
山形県教育委員会 1984 『俵田遺跡第 2 次発掘調査報告書』山形埋蔵文化財調査報告書第 77 集
山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館 2010 『平安初頭の南出羽考古学 - 官衙とその周辺 -』



第2図 A区造構配置図 (山形県教委1984)



第3図 祭祀造構 SM60 復元図 (山形県教委1984)



第4図 祭祀造構SM60平面図 (山形県教委1984に加筆)

にしやち
西谷地遺跡

鶴岡市教育委員会 加藤津奈樹

所在 地 山形県鶴岡市大字下川字西谷地地内

立地環境 鶴岡市街地中心部より北西約5km、高館山地と大山川に挟まれた低湿地。標高10~11m

発見遺構 壁穴建物、掘立柱建物、井戸、溝、土坑、畝状遺構

年 代 9世紀後半~10世紀前半

遺跡の概要

西谷地遺跡は、山形県北西部に位置する庄内平野の西縁で庄内砂丘に接する河間低地に立地する(第1図)。すぐ西側に高館山をはじめとする標高150~280mの丘陵地帯、南方は金峯山などの200~400m級の山地に囲まれており、東側を大山川が北流する。本遺跡は、高館山地北端の庄内砂丘が始まる地点のすぐ東側部分となっており、「西谷地」という名が示す通り、周辺は低湿地となっている。微高地と低湿地が入り組んだ複雑な地形が形成されており、人々の暮らしこれら微高地に集落を作り、低湿地を田地として生活が営まれていたものと考えられる。

本遺跡の所在する下川地区には、ほかに西ノ川遺跡や五百刈遺跡、西田面遺跡、橋渡遺跡などの遺跡があり、南へおよそ4kmの地点には山田遺跡、周囲には古墳時代から平安時代にいたる遺跡が所在する。県道及びほ場整備に伴い、平成5年度から7年度まで山形県埋蔵文化財センターにより3次にわたる発掘調査が実施され、遺跡全面積32,000m²のうち26,680m²の調査範囲により約8割の発掘を終えている。

1 西谷地遺跡の性格

遺構・出土遺物について

古墳時代後期から中世の遺構や遺物が出土したが、主体は9世紀中葉から10世紀前半である。遺構は、掘立柱建物や壁穴建物、井戸、溝などからなり、遺物は土師器、須恵器、赤焼土器に灰釉陶器3点、石器2点等がある(第2図)。油煙着土器や後述する赤彩された酸化焼成土器もあり、墨書き土器も多い。平成7年度の第3次調査では奈良時代に属する遺構も確認されている。明確に奈良時代に属すると考えられるまとまった遺物の出土は周辺地域(庄内平野南西部)ではあまりないが、時代を比定する根拠となった遺物に酸化焰により焼成した土器がある。秋田城跡において8世紀第4四半期以降から出土する赤褐色土器と器形や調整方法において類似するものが多く、山形県内では遊佐町などでわずかに出土するのが確認されている。なかでも壺内外面に赤彩を施した赤彩土器(8世紀中葉)は、やや時代は違うが新潟県新潟市の栗原遺跡や上越市の今池遺跡(8世紀初頭)でも類似の事例がみられる。『続日本紀』によると、和銅7年(714)に尾張・上野・信濃・越後等から多量の良民を出羽攝へ移住させたとあることから、これらの移民や北陸地方との関係や影響も推測される。



第1図 西谷地遺跡の位置

2 西谷地遺跡の官衙的要素

本遺跡では、墨書き土器が多数出土していることや刀子や硯、石帶などの石製品も出土している。特に墨書き土器は142点にものぼり、庄内平野全域でも屈指の数である（第2図）。字種としては、「左」が最も多く、約半数を占めており、次いで「正」「馬」「安」「中」「万」「位」など判読できる。特に「馬」は、山田遺跡出土の「駅」に関する木簡と併せて、駅家など馬に関する何らかの施設との関連が想定できる。

第3次調査で出土した2点の石帶について、山形県内の腰帶具のうち石帶のほとんどは庄内地方北部の遊佐町や酒田市の遺跡からの出土となっている。年代的には9～10世紀を主体とする遺跡からの出土であり、なかには出羽国府跡と推定される城輪柵跡や寺院跡と考えられる堂の前遺跡も含まれる。ほかにも祭祀遺構が確認された俵田遺跡をはじめ、城輪柵と密接な関連を持つと考えられる官衙跡・寺院跡・集落跡がほとんどである。これらの遺跡では、板柵で区画されたり、規則的な建物配置が見られたりするなどの共通性を持つ。また、遺物の点では墨書き土器・硯・木簡などが出土している場合が多い。

遺構をみると、中世に属するものも含まれていると思われるが、29棟の掘立柱建物が検出されている。うち15棟が総柱のもので、第3次調査区に特に多い（第2図）。二面廂や三面廂の建物もみられ、雨落溝と考えられる平行方向に並行する溝をもつ建物が多いことも特徴的である。柱穴を建物として組めていないものでも、溝が小区画をなしている場所がいくつかみられ、建物を示唆する。特に第3次調査区の中央西寄りに位置するSD1788溝は、24×12m程の長方形区画をつくっており、その区画内または近隣に8世紀代の遺物が多く、先述の赤彩土師器や「佐」の墨書き土器も集中していることから、中心的な施設を予感させる。また、時期判断できる遺構は少ないものの、時期が下るにつれSD1788溝の外側に展開していく傾向は指摘できよう。

ST440 堪穴建物は長軸3mほどの小型の堪穴で、北東隅に被熱痕があり、埴堀が出土することから工房跡とみなされている。近隣のST436 堪穴建物も形態の類似から同様の性格が考えられている。周辺地区からは埴堀片や羽口の出土もみられることから、この付近を工房地区と捉えることもできよう。

更に、これらの施設を取り囲むように展開する、第3次調査SD2282溝と第1次調査区のSD45溝からなる広大な区画も想定できる。その規模は短軸で100mほど、長軸は検出部分だけで120mあり、長方形の大型区画となる。ただし、これらの溝は調査から得られている情報があまりにも少なく、断定は難しい。

以上により西谷地遺跡においても何らかの官衙的施設が置かれた集落あるいは官衙と関係が深い集落であった可能性は高いと推定される。

3まとめ

遺構や遺物は、第1次から第3次調査までの調査区全域に分布がみられる。調査区の端まで遺構や遺物が確認されることから、早い時期に削平され、水田化された西谷地遺跡の周辺地域まで集落としての広がりがあったと考えられる。時期的には、古墳時代—奈良時代—平安時代前半という流れがあり、9世紀中葉から10世紀前半頃までに一つのピークがあると思われる。その後、平安時代後半では希薄となるが、13～14世紀の中世でも生活の痕跡がみられる。

また、庄内地方南部の官衙遺跡を検討するうえで、明らかに奈良時代と比定される遺構・遺物が確認されたことは、特筆すべきことであろう。都岐沙羅柵や初期出羽柵など律令制施行に伴って史料上に登場する施設については、未だにその所在に確証がない。しかし、出羽国が越後国の「出端」として名称が与えられた説に従えば、越後方面から北進して最初の平坦地であり、庄内平野を南から見渡すこの地に、何らかの足がかりを置いたとしても不思議ではない。

次に、本遺跡では平安時代前半を中心として一般の農村集落とは異なる、何らかの官衙的要素をもっていることが示される。駅家を想定させる「馬」の文字が書かれた墨書き土器や官衙遺跡で見られる石製品などが出土したことはその可能性の一端と言えよう。しかし、庄内地方において、官衙的様相を示す遺跡の調査成果が蓄積されている北部に対し、南部では未だ少ないというのが現状である。今後の庄内地方南部における発掘調査により、並行する時期の調査成果を累積していくことで西谷地遺跡の官衙的様相についてより明確にしていくとともに、この地域全体の歴史的位置づけを具体化していくことが今後の課題とされる。

関連文献

- 植松暁彦・渡辺和行・加藤津奈樹 2020 「出羽国南半の未発見城柵」『第 46 回古代城柵官衙遺跡検討会資料集』
古代城柵官衙遺跡検討会事務局 1999 『第 25 回古代城柵官衙遺跡検討会資料集』
山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館 2008 『出羽国ができるころー出羽建国期における南出羽の考古学ー』
山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館 2010 『平安初頭の南出羽考古学ー官衙とその周辺ー』
山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館 2013 『山形古代史発掘 40 年ー埋蔵文化財保護 40 年の成果ー』
山形県埋蔵文化財センター 1994 『西谷地遺跡』山形県埋蔵文化財センター発掘調査報告書第 12 集
山形県埋蔵文化財センター 1995 『西谷地遺跡第 2 次 / 西ノ川遺跡』山形県埋蔵文化財センター発掘調査報告書
第 26 集
山形県埋蔵文化財センター 1996 『西谷地遺跡第 3 次』山形県埋蔵文化財センター発掘調査報告書第 33 集



第2図 西谷地遺跡の遺構全体図 (山形県埋文セ1994・1995・1996から作成)

やまと 山田遺跡

鶴岡市教育委員会 加藤津奈樹

所在地 山形県鶴岡市大字山田字油田地内ほか

立地環境 鶴岡市街地の西方約5km、大山川と湯尻川に挟まれた微高地。標高14m。

発見遺構 壁穴建物、掘立柱建物、土坑、柱穴、溝、河川、井戸、畝状遺構など

年代 8世紀後半～9世紀

遺跡の概要

山田遺跡は、山形県北西部の鶴岡市街地から西方の大泉地区に位置し、大山川と湯尻川によって形成された自然堤防の微高地に立地する（第1図）。遺跡範囲はJR羽越本線・羽前大山駅北側から南側へ広がり、大字大山・大字山田および大字柄屋までの約220,000m²である。山形県教育委員会が昭和63年度に部分的な調査を実施して以来、鶴岡市教育委員会や山形県埋蔵文化財センターによりこれまで約45,000m²の発掘調査が行われてきた。

山田遺跡の周辺には、矢馳A遺跡や矢馳B遺跡、清水新田遺跡、助作遺跡などの古墳時代中期～後期の遺跡が点在している。以前より庄内平野の西側地域では古墳時代遺跡の集中的な分布が見られることが知られており、その大部分は本遺跡が属する大泉地区の大山川と湯尻川の河岸低地に集中的に分布している。明治時代末に北西に位置する菱津より石棺が発見されて以来、周辺地域から遺物の単発的な発見があり、遺跡の存在が周知のこととなつた。

1 山田遺跡の変遷（第3図）

鶴岡市教委の調査結果によれば、遺跡の年代は古墳時代から中近世におよぶものであり、断続的に集落が形成されたものと理解できる。調査区により集落が所属した時期に違いがみられ、変遷の理由として、古墳時代は集落の上に砂の堆積層が見られることから度重なる水害による廃絶、奈良・平安時代では河川が段々と浅くなる様子と河川の蛇行により居住区域が限定されてきたと考えられる。また、時期は特定できないが、調査区全体に地震による液状化に伴う噴砂の痕跡がみられる。本遺跡は古墳時代、平安時代、中近世と複数の時代にわたり集落が存続してきたが、現時点では7世紀の遺構は確認されておらず、一時的な廃絶が考えられる。

2 奈良・平安時代の山田遺跡

検出された壁穴建物は古墳時代、区画溝の多くは中世に属するものと考えられており、奈良・平安時代の遺構は多くはない。調査範囲の東側に河川を検出し、後述する遺物の大半を得ている。この河川は調査区の南部と北部で分かれて検出するが延長上有るものと判断でき、蛇行しながら南から北へ向かって流れ、最深部で130cmを測る。北部の調査区は平成11年度の県埋蔵文化財センターの調査によるもので、SG172河川として登録されている。この調査区からは河川に張り出した橋脚と考えられる打ち込み柱を検出している。南部の調査区は平成9年に鶴岡市教委により調査されSG5001



第1図 山田遺跡の位置

河川として登録されている。川岸が中央部に向かって張り出している部分が認められ、その付近に掘立柱建物群（SB5001～5006）が見られる。建物の帰属時期は明らかではないものの、船着き場等の施設を示唆する。

当該期の遺物は大半が河川から出土したものである。特筆すべきものは河川から出土した3点の木簡である（第2図）。（1）は、北部の調査区から出土したもので、駿馬の馬子たる「驛子」に対する食料支給に関するものと推測される。裏面には「驛子」の任に就いたと思われる8名の人名が列記されている。表面冒頭5文字分は習書の可能性もある。残りの2点は南側の調査区から出土したもので、いずれも郷名と人名が記されている。（2）は、「召口守」とあることから召喚木簡で、「甘祢郷」の「錦織部果安」なる人物を召集することを命じたものである。（3）は、「大伴」、「田川」と読め、大伴氏が伴氏に改姓された弘仁14年（823）以前の木簡であること、本遺跡が田川郡田川郷であることが読み取れる。

それ以外の遺物をみると、木製品は斎壇などの祭祀具、皿などの割物、弓や梯子なども出土している。土器では墨書き土器が多く出土しており、文字が判別できるものから半ば記号化したものまで様々である。文字種としては、「安」が多く、大きく崩された字体のものが特徴的である。ほか「大伴」「成継」などの人名墨書き、「田領」や「守」、「厨」などの官職、施設を示すものも注目される（第3図）。

3まとめ

城柵間を結ぶ交通網として、天平9年（737）に大野東人が多賀城から出羽柵（秋田城）までの路を開拓したことや、天平宝字3年（759）に多賀城～出羽柵（秋田城）間に6駅が置かれたという記述が『続日本紀』に残っている。これらはいずれも多賀城から内陸を通る東山道ルートである。一方、日本海側を北上する北陸道は『延喜式』によれば、越後国蒲原郡の伊神駅までしか記載されていない。

本遺跡で出土した木簡からは、周辺に駅家ならびに駅路の存在が想定される。しかし、出羽国の日本海側南部に立地する本遺跡は、東山道のルートからも外れており、ここでの駅は文献上に登場しないものを想定せねばならない。それは従来の研究でも推定はされてきたが資料を得られずにいた、北陸道の伊神駅から東山道の飽海駅までを接続する越後～出羽間の日本海沿岸ルートである。本遺跡の調査によってそれを実証する成果が得られたといえよう。

本遺跡の発掘調査によるこれまでの成果では、平安時代に限ってみれば遺物の充実に伴うだけの遺構が確認されていない。当該期の遺物の多くは河川からの出土したものであり、調査区外の上流域からの流れ込みが考えられる。いずれにしても「驛」木簡や召喚木簡、「厨」の墨書き土器などを合わせて考えると、本遺跡付近に官衙的な施設があった可能性は高いと考えられる。

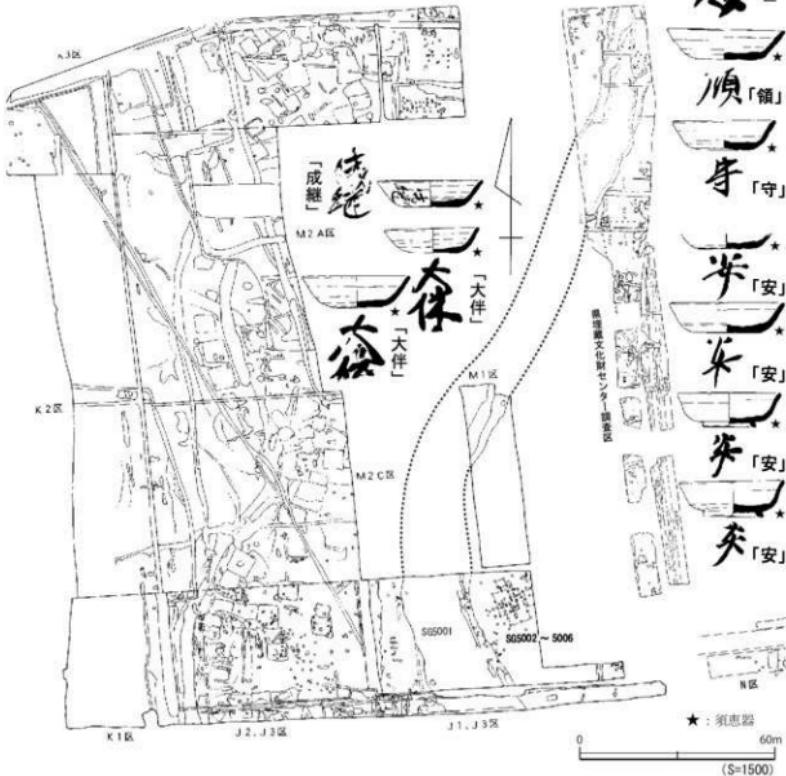
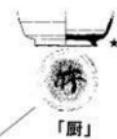
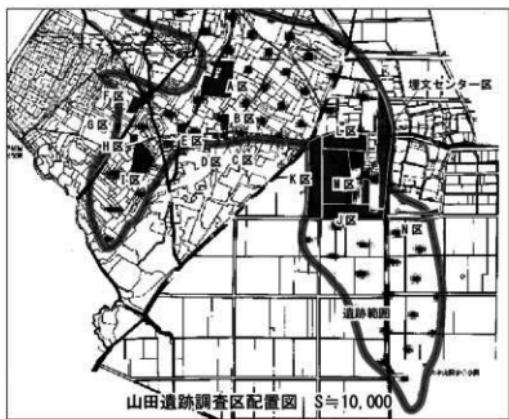
関連文献

- 阿子島功・眞壁建 1997 「鶴岡市山田遺跡でみられた噴砂・地盤変形」『山形応用地質』第17号
植松曉彦・渡辺和行・加藤津奈樹 2020 「出羽国南半の未発見城柵」『第46回古代城柵官衙遺跡検討会資料集』
古代城柵官衙遺跡検討会事務局 1999 「第25回古代城柵官衙遺跡検討会資料集」
鶴岡市教育委員会 1998 『市内遺跡分布調査報告書』鶴岡市埋蔵文化財調査報告書第8集
鶴岡市教育委員会 1999 『市内遺跡分布調査報告書』鶴岡市埋蔵文化財調査報告書第9集
鶴岡市教育委員会 2000 『山田遺跡／平成11年度発掘調査概報』鶴岡市埋蔵文化財調査報告書第12集
鶴岡市教育委員会 2001 『山田遺跡（市道改良部分）』鶴岡市埋蔵文化財調査報告書第16集
鶴岡市教育委員会 2002 『山田遺跡（A～H区）』鶴岡市埋蔵文化財調査報告書第18集
鶴岡市教育委員会 2003 『山田遺跡（I～K・M1区）』鶴岡市埋蔵文化財調査報告書第21集
鶴岡市教育委員会 2004 『山田遺跡（L・M区）』鶴岡市埋蔵文化財調査報告書第23集

山形県教育委員会 1989『鶴岡西部遺跡群 助作遺跡・山田遺跡発掘調査報告書』山形県埋蔵文化財報告書143集
 山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館 2008『出羽国ができるころー出羽建国期における南出羽の考古学ー』
 山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館 2010『平安初頭の南出羽考古学ー官衙とその周辺ー』
 山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館 2013『山形古代史発掘40年ー埋蔵文化財保護40年の成果ー』
 山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館 2018『木は語る 古代から近世の木簡と木製品』
 山形県埋蔵文化財センター 2001『山田遺跡』山形県埋蔵文化財センター発掘調査報告書第83集



第2図 山田遺跡出土の墨書き木筒 (山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館 2018)



第3図 山田遺跡の調査区・遺構配置図 (鶴岡市2003、山形県埋文セ2001から作成)

所在 地 山形県北村山郡大石田町駒籠字土井ノ前他

立地環境 尾花沢盆地北西端、最上川と野尻川の合流地点右岸の河岸段丘。標高 66 m

発見遺構 挖立柱建物群、堅穴建物群、材木塀、溝、土坑、焼壁土坑等

年 代 8世紀中葉～9世紀後葉

遺跡の概要

1 遺跡の立地と環境・調査経緯（第1・3図）

駒籠橋跡は現駒籠集落の東南部に位置し、最上川と野尻川が形成した河岸段丘上に立地している。遺跡の東縁直下には野尻川が南流して最上川と合流する河口が開けており、本遺跡が古代水駅「野後駅」（新野 1963）とすれば、この辺りには舟溜まりや舟着場の存在が推測される。

遺跡範囲は戦国時代に構築されたと考えられる駒籠橋跡の網張内に大方が入る（小山 2022）と考えられ、土壘に囲まれたその主要部は東西 275 m × 南北が 200 m ほどの規模となる。また、その南東部には「橋の鼻」と呼ばれる東西 125 m、南北 100 m 模様の出丸が最上川に突き出る形で付随しており、ここでも町教委が平成 26 年度に行った第 10 回の発掘調査では古代の遺構・遺物が見つかっている。

本遺跡の発掘調査はこれまで大石田町教委が行った平成 9 年・平成 10 年度の調査（第 1・2 次）を皮切りに、平成 19 年から平成 24 年度まで計 6 年に亘って継続された県教委による第 3～8 次までの調査、及びこれを引き継いだ町教委による平成 25 年から平成 29 年度までの新規 5 ヶ年計画の調査（第 9 次～13 次）、加えて遺跡の性格を探る手掛かり（大型建物等の分布・配置等）を得る目的から追加で実施された第二期 5 ヶ年計画の土井ノ前地区における平成 30 年から令和 3 年度までの継続調査（第 14～17 次）等々計 17 次、期間とすれば 24 年に亘る断続的な調査が行われ、漸くにして駅家としての様相がその一端ながらも明らかとなつて来たところである。中でも、布掘りを伴う材木塀や大型堅穴建物等に特徴的窓の窓がある I 期（8世紀中葉～後葉）の遺構群、桁行が 7 間を超えて四面に廻を持つ大型掘立柱建物（駅館院？）や廄舎と考えられる 1 間 × 5 間規模等の掘立柱建物と中・小規模の堅穴建物等が特徴となる II 期（9世紀前～中葉）の遺構群、並びに III 期（9世紀中葉～後葉）の建物群等々、遺構群の変遷が大まかながら I 期から III 期までの様相として捉えられたことが大きな成果として特筆される。

2 遺構について（第 4 図）

大型掘立柱建物

土井ノ前地区の調査では第 14・15 次調査区にまたがる SB4 と、第 15・16 次調査区に跨わって検出された SB5a の二つの建物があり、加えて第 7・8 次調査で検出された梁行 3 間 × 桁行 7 間で四面に廻が付く SB4347 の、合わせて 3 つの大型掘立柱建物がある。このうち、後者の SB4347 は本遺跡検出



第 1 図 駒籠橋跡の位置

建物の中では最大規模となる建物で、その東西と南面には雨落溝が「コ」の字状に廻らされるなど、他の大型建物とは異なる丁寧な仕様や規格が窺われ、II期における最盛期の「駅館院」の主屋と推測される。

SB4建物は、第14次SB13・14や、第15次SB5a等と軸線を共有し、桁行が7間となる大型の東西棟で、東西15m×南北6mの規模がある。桁柱の掘方は、建替えや抜取穴等の度重なる重複からその配列は判然としないが、柱間が約7尺等間と窺え、身舎の梁行は南北1間で柱間は3.6m程の12尺と計測できる。なお、当該建物には南北二面に廊が付き、南面は1.8m、北面は南面の約半分の3尺幅で取り付けられる。

SB5a建物は前述SB4の東5mの所に棟筋を等しくして並列する桁行7間、梁行2間の東西棟で四面に廊が付く。身舎の規模は東西7間、南北2間で桁行は7尺等間、梁行は8尺等間が基準と捉えられる。廊は南北両面共に90cmの3尺幅、東西も同様に90cm幅の等間で、廊を含めた東西南北の建物規模は15.6m×6.9m、規模的にはSB4347に次ぎ、SB4よりは一回り大きいことが判明している。

なお、最初に述べた第7・8次調査のSB4347建物は、SB4やSB5a等が検出された地点から西へ約100m離れた地点に位置し、その規模は桁行7間、梁行3間の四面廊付建物である。廊は東西南北共に幅が4尺程と見られるが、北辺の廊を構成する多くの柱穴は後世の擾乱により失われており当初は北側には廊がないと考えられた。廊を含めた建物規模は東西が17.5m×南北が7.5mで、この建物自体の建替えの他、倉庫跡や規模の小さな東西棟および南北棟等との重複も確認でき、この地点が施設配置上では重要な箇所として長期間利用されたことが推察される。

I期の掘立柱建物

I期に関わる掘立柱建物は第4次調査SB1・2、第5次SB3の他、第14～16次調査で検出された第15次SB1（構造No.が重複するため、SB前に調査次数を加えて表記し、以下同様とする。）、第14次SB3、第15次SB2の計6棟がある。

これらはその規模から2間×3間（第4次SB2、第5次SB3、第15次SB2）の住居と考えられる建物や、2間×2間の倉庫（縦柱含む）（第4次SB1、第14次SB3、第15次SB1）と推測できるものがあり、基本的にその軸線が材木塀や超大型堅穴建物と共に・近似する特徴を持つ。また、II期以降の建物柱穴や堅穴等から切られること、柱間が完数尺で柱掘方の形状が整った隅丸方形を呈すること、掘方の覆土内に灰黄褐色のシルト粒を大量に含むこと等の顕著な特徴もこれら遺構が見せる共通した現象と捉えられた。なお、第5次SB16は材木塀の西側に近接して配置された南北2間以上で西側に廊を持つ長舎と考えられるが、南側が未調査のためその規模や全形は不明である。

II期の掘立柱建物（1）

II期の掘立柱建物は最初に述べた「駅館やそれに準じる館」としての性格が想定される大型建物3棟の他、その東西や現農道下の細長い空隙を挟んだ南側前面に幾つかのブロックとなって検出された。それぞれのブロックは数時期に渡って建替えが繰り返された形跡があり、駅館院の変遷と期を一にする在り方と窺えて興味深い。南側調査区での建物ブロックは、第3～5次調査区の東側に一箇所、そして北西部の中央に一箇所が認められ、前者は第3・4次SB9～SB12建物までの4棟、後者は第5次SB4～SB7建物までの4棟である。第3・4次調査の建物では、梁行1間で桁行5間となるSB9～SB11建物が注目でき、一般的な古代集落ではあまり例を見ない建物形式として検出当初から注目された。柱間は桁行で7尺前後、全長にして10.4～11.6mとなり、梁行は16尺ほど、全幅が5.0～5.2mの規模であった。

同様に、第5次調査で検出されたSB4～6が4～4.5m、第5次SB4では幅1mの西廊が付き、同

じく第5次SB5では南北二面に80cm幅の狭い廊が設えられる。

こうした桁行が5間となる長舎で梁行1間の建物形態は本遺跡を特徴付ける建物形式で、この二つのブロック以外でも第5・17次調査区の北東で検出されたSB11等が該当する。すなわち、SB11は梁行1間、桁行5間の南北棟で、全長約10m、梁行が4.9mを測り、既に述べた長舎の規模と同等と考えられる。

II期の掘立柱建物（2）

第14次SB13～16建物や第5次調査で検出されたSB7建物など的一群で、南面や東面に廊の付く2間ないし4間規模の建物（第14次SB13・15、第17次SB10・第5次SB7）と、1間×3間規模で基本的に廊を持たない建物（第3次SB12・第14次SB14・16）の二者に区分できる。前者は建物の主軸が第14・15次調査区の大型建物SB4や第15・16次調査区のSB5aと直交する関係にあること等から、時期的にはこれら大型建物と同時期と考えることができ、その付属施設と理解するのが自然であろう。ちなみに、これらを代表する典型例SB13を例にとると、桁行2間でその柱間は7尺、梁行は1間15尺で、掘方形は南北方向にやや長い隅丸長方形と見て取れる。次に後者は梁行1間で桁行3間（第14次SB14・16、第3次SB12）の建物で、住居や雑舎（物置小屋）等の性格が考えられ、通路・作業場的な片面廊を持つ前者とは性格の異なったものであることが推測される。

III期の掘立柱建物

II期の中心的な建物であったと考えられる大型掘立柱建物のSB4・SB5aの前面やSB5aの範囲内に配置される建物群で、切り合いやその規模・造作仕様からIII期と岐別できたものである。特徴は掘方径がII期のそれと較べて極めて小さくなること（長径50cm未満）、掘方埋土の色調が黒く鮮明であること等を挙げることができ、明らかに建物としては最新で、且つ小型・小規模化の傾向が窺えたものである。建物規模は第15次SB7が2間×5間、同SB8が1間×4間の長舎、同SB9・10が2間×2間の倉庫、同SB11が1間×5間の小規模な建物で、総体としての配置、建物主軸等から見れば、SB7とSB11の重複や倉庫跡SB9・10の軸がI期方位等であることを除けば、これらがグループとして組成された一群と認識できる。

I期の竪穴建物

土井ノ前地区の調査区では大小の竪穴建物が13棟検出されており、その内I期に帰属すると考えられる建物は第5次他調査でのST18（748）、同じく第5次調査時のST155の2棟の他、II期の大型掘立柱建物SB4に切られるST12建物の計3棟がある。この内先に上げた2棟は一辺が10m近い超大型の竪穴建物で、住居とすれば遺跡に係る有力者の住まいと考えられるものである。とは言え、調査はプランの検出で留めているため、出土遺物などの情報は覆土上層に関わるものに限られており、有力な時期決定資料とは必ずしもならないだろう。しかし、これら遺構がI期に帰属する証拠は、IIの掘立柱建物に切られること、覆土も特有な色調や性質が認められること、また何よりその主軸方向が材木塀と同じく真北から西に25°前後頗く等の特徴から窺うことができ、同様のI期掘立柱建物群に組合うことが推測される。

II期の竪穴建物

II期に關わる竪穴建物は10棟があり、その多くが第14・15次調査区にまたがるSB4と、第15・16次調査によって検出されたSB5a等の大型掘立柱建物の前面、すなわちその南側に分布している。竪穴建物の規模は一辺が4～5mの隅丸方形規格で、主軸はI期竪穴建物同様に真北から西に頗く方位を示しており、II期後半期（便宜的にII b期とする）の掘立柱建物のそれが真北指向となることに較べれば明らかに異なっている。このうち第4次調査で検出されたST272とST328竪穴建物は後世の

削平がかなり及んでおり、プラン検出段階で覆土最下層や床直上面に達していたため、廃絶段階までに残されたまとまった遺物が検出された。種別には須恵器・あかやき土器があり、須恵器の組成比率が高いと窺え、それらの特徴から帰属時期は9世紀前葉と捉えられる。しかしながら、遺物の検討から堅穴建物の時期的推定ができるのはこの2棟と第5次調査のST1170 1棟の計3例に限られ、その他の堅穴の時期が全て同時期かどうかは定かでない。なお、III期に帰属する堅穴建物の存在も想起されるが、堅穴の年代を知る手掛かりがほとんどなく、掘立柱建物との共存関係は不明と言わざるを得ない。ただ、第14次調査時のST1446 堅穴建物とSB15 掘立柱建物及びI期の材木塀との重複関係からは、「材木塀→堅穴建物→掘立柱建物」の構築順が確認されることから、II期の堅穴建物の大半はII期の掘立柱建物群よりは先に存在した住居施設と考えて良さそうで、その限りでは、II期として大まかに括った9世紀代を中心とする時期区分の中でも堅穴建物以前と以後（掘立柱建物主体）の区分が可能であろう。

3 遺物について（第5～8図）

本遺跡の調査ではできるだけ遺構を掘り下げずに保存することを目的としたことから、遺構の完掘は基本的に行わず、半裁による断面観察も最小限度に止めている。従ってこれまでの調査で遺物がまとまって出土した遺構は、擾乱などにより半ば壊された遺構や後世の削平などにより遺構プランの確認が床直上面近くまでに至った例、あるいは半裁して切り合い関係を確かめる必要がある場合などに限られている。以下に数少ない出土遺物のまとまりの中からその時期が推測できる一群を取り上げ、これら遺物の時期と既に述べたI期～III期の時期区分との関りについて概略を見てみよう。

遺物のまとまりや様相から時期が特定できそうな遺構と遺物には、第3次調査のST18（第2次調査SK99 土坑）、第4次調査のST328 堅穴建物、同焼壁土坑SK331、第5・17次調査ST18・ST748 堅穴建物からの出土遺物があり、その他にも僅かながら時期推定の手掛かりとなる第5次調査のST1170、同じく材木塀に関わるSA1190・1220から出土した遺物がある。

I期：第5次 SK779・SD781、同 ST155、ST748（第5図21～24）

SD781・SK779は第5次調査時に検出され、断面観察用にその東半部が半裁された。SK779はSD781に切られる溝で、その西側に柱穴列AとしたSP783・784、同SP762・752、同789の柱穴が同軸方向に併行している。ここで取り上げた須恵器や内黒碗のまとまりは本遺跡では最古の様相を示す土器群として注目でき、材木塀やI期の建物の主たる時期を示していると考えられる。

なお、ST155の大型堅穴建物から出土した遺物群には、後代の9世紀中葉頃の土器類が混入しているが、正しくはヘラ切りで箱型の須恵器坏類の年代が遺構の年代に当てられよう。また、同様に大型堅穴建物に関わるST748出土遺物は、少例ながら8世紀中葉代を示しており、特に小径で取り付く高台を持つ坏等（第5図24）は、新潟沼垂郡城では第IV期でも古相を示す（新潟古代土器研2004）とされ、出羽庄内地では酒田市泉谷地2号窯段階（阿部・高桑2001）頃の所産と推定される。

II期：第4次 ST328（第6図）、第5次 ST1170（第7図）、第3次 SK99（第8図）

II期は本遺跡の主体をなす遺構期で、中・小規模の堅穴建物が散在する前半期（IIa期）と大型掘立柱建物や桁行5間の長舎が特徴的な配置構成を見せる後半期（IIb期）とに大別できる。

IIa期：（第4次 ST328（第6図）、第5次 ST1170（第7図））

前半のIIa期は既に述べたように9世紀前葉に主体を置く。ここで注目すべきは、I期及びIIa期までの建物方位が真北から25°前後西に振れる傾向があったのに対してIIb期以降の掘立柱建物は一齊に真北方向（N 75°W or N 15°W）を指向するようになることである。遺物相と比較すれば、9世紀前葉と同中葉の段階に境界があり、同中葉以降の建物は基本的に掘立柱建物を中心として構成

され、その周辺には堅穴建物の配置や組合せはないと推測される。

II b 期：(第3次 SK99 (第7図)

このII期後半期を代表する遺物は第3次調査SK99等から出土した土坑内出土一括品に求めることができ、糸切りの須恵器やあかやき土器の坏、加えてクロ土師器の内黒坏などの在り方からは9世紀第3四半期の典型的な様相と捉えられる。

III期：SK331 (第7図)

III期の遣構は第15次調査区及び第16次調査区の大型掘立柱建物に関連して検出された建物群が主体をなす。第14・15次調査区内のSB4建物、第15・16次調査区内で検出されたSB5a建物等の後繼遣構群が該当し建物としての連続性や継続性が窺われる。建物の主軸方向は前段階II b期のそれを踏襲している。但し、建物規模は全体に縮小化傾向で、柱穴規模もII b期に較べると貧弱となる。直接的にこれら建物の時期を窺える柱穴等からの出土遺物はないため時期の特定は難しいが、II b期の柱穴を切ることからこれら遣構がII b期以降III期の帰属となることは間違いない。従って遺跡内出土遺物の中では最新となるSK331出土遺物との相関が推測される。

SK331焼壁土坑出土の土器群は第4次調査で検出された遣構内への一括廃棄遺物である。種別的にはあかやき土器と土師器に限られており、須恵器を含んでいない。あかやき土器の器種には坏、有台皿、小型鉢、小型甕、中型甕、大型長胴丸底甕などがあり、有台皿や大型長胴丸底甕等の在り方は庄内平野での様相に近い。内陸の最上郡域に位置する駅家と国府所在地との関連性が窺える興味深い現象である。これらの時期は土師器内黒坏などの特徴も併せて考えれば、9世紀中葉から同後葉頃の段階が考えられ、II b期のSK99土坑出土遺物群にやや後続する土器群と理解できよう。

4まとめ

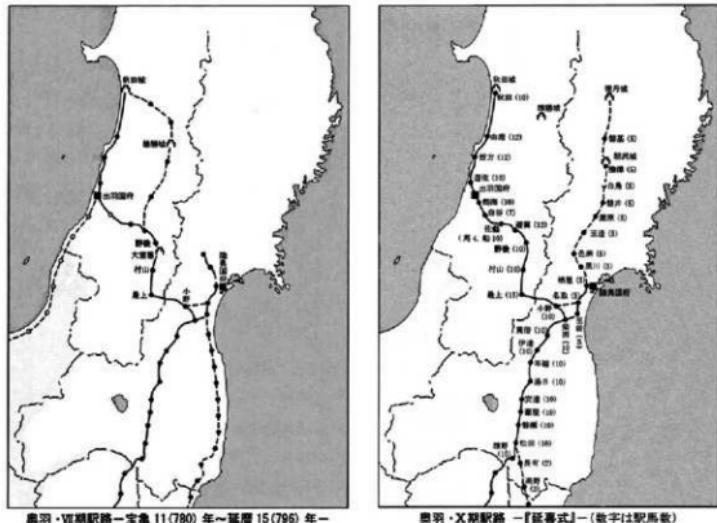
以上、本遺跡に關わる遣構・遺物の概略について述べた。約4半世紀に及ぶ調査によって「野後駅」としての輪郭が明らかになったが、墨書や木簡など文字資料による決定的証拠は得られないままである。しかしながら大型掘立柱建物や1間×5間と言った普通は見られない多くの長舎などによる遣構構成が明らかにされる等、古代「駅家」としての可能性は現実的に高まったと断言できる。

すなわち、桁行7間で廊を持つ大型の掘立柱建物は駅家の中心となる「駅館」、5間の長舎等はおそらく「厩舎」と理解して良いものだろう。また、これら遣構の構築時期についても少ない資料ながら初源は8世紀中葉に遡り、終焉は9世紀末ないし10世紀初頭頃との見通しを得ている。出土遺物の時期区分ではI期は8世紀中～後葉、II a期は9世紀前葉、II b期は9世紀中葉、III期は9世紀後葉と判別でき、10世紀代に下る出土例は今の所なさそうである。また、調査区一帯では10世紀前葉に降灰した「十和田大山灰」がほとんど認められず、地割れ等の亀裂箇所に浸透的に基本層序II層やIII層上面に達する稀な例が散見される程度であった。こうしたことから、確証はないものの、10世紀前葉には遺跡内での営為は停止し、駅家としての機能も既に失われていたことが推測される。

最後に、遺跡の立地する尾花沢盆地内にはここで主題とした「野後駅」以外にもその前身と考えられる「玉野駅」、関連する「大室駅」や「大室塞」などの存在が文献的には知られており、これらと本遺跡との関りは実際どうであったのかが大きな関心事である(第2図)。駒籠橋跡が「野後駅」だとすれば、水駅としての成立はこれまでの調査成果からII b期(9世紀中葉)に当てられそうであることは既に述べたところであるが、ではそれ以前のI期やII a期をどう理解し整理するのか。一方、駅家構造としての全体像(区画施設・建物構成・駅路・駅戸集落・駅田他)はどうなのか等々、まだこの先に解明されなければならない課題は山積することを文末に附し、現時点での成果・概要とする。

関連文献

- 1 阿部明彦・高桑弘美 2001「頬瀬山・泉谷地古窯群出土の須恵器—酒田東部丘陵古窯群の研究—」『庄内考古』第21号
- 2 大石田町教育委員会 2018「駒籠柵跡発掘調査報告書（古代水駅「野後駅」擬定地の発掘調査）」大石田町埋蔵文化財調査報告書第12集
- 3 大石田町教育委員会 2023「駒籠柵跡発掘調査報告書2（古代水駅「野後駅」擬定地の発掘調査）」大石田町埋蔵文化財調査報告書第13集
- 4 小山義雄 2022「駒籠柵主の推定」『北村山の歴史』21 北村山地域史研究会
- 5 春日真実編 2004「越後阿賀北地域の古代土器様相」新潟古代土器研究会
- 6 加藤 稔 1996「出羽の水道駅路」『図説山形県の歴史』河出書房新社
- 7 竹田純子 2014「野後駅擬定地 駒籠柵跡について」『第40回古代城柵官衙遺跡検討会－資料集－』古代城柵官衙遺跡検討会
- 8 永田英明 2015「出羽国の東山道移管と陸奥按察使」『日本歴史』12月号 吉川弘文館
- 9 中村太一 2014「出羽国の交通とその特質—駅路を中心として—」『第40回古代城柵官衙遺跡検討会－資料集－』古代城柵官衙遺跡検討会
- 10 新野直吉 1963「令制水駅の実地研究」『日本歴史』184 日本歴史学会



第2図 東山道駅路と野後駅（文献9）



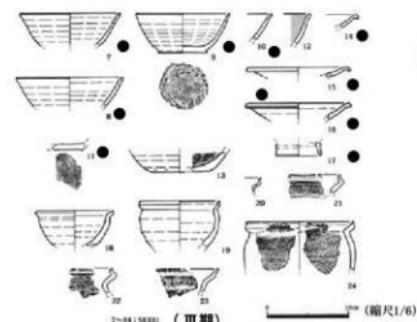
第3図 駒籠橋跡地形図及び調査区位置図（文献3）



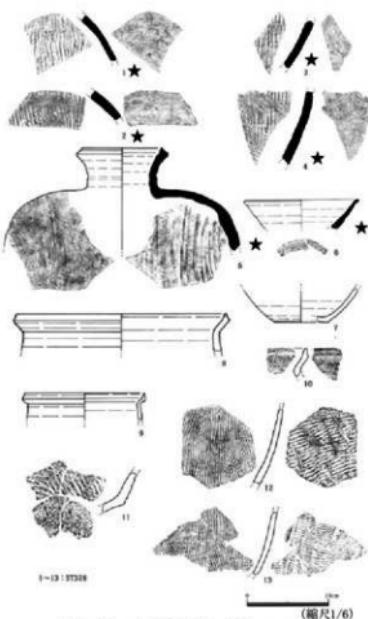
第4図 I～III期の建物跡配置図（文版3）



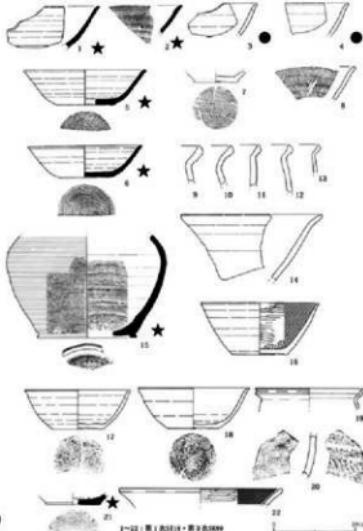
第5図 SK779・SD781・ST155・ST748（I期）
(文献3)



第5図 SA1190・SA1220・ST1170・SK331
★：須恵器 ●：赤燒土器
(文献3)



第6図 ST328（IIa期）(文献3)



第6図 ST328（IIa期）(文献3)

所在 地 山形県米沢市中田町字大浦、字芦付地内ほか

立地環境 米沢盆地南部、最上川（松川）、羽黒川、堀立川に囲まれた、標高 234 ~ 236 m の河岸段丘

発見遺構 据立柱建物、堅穴建物、材木扉、土坑、柱穴、溝、焼土遺構、土器焼成遺構、井戸

年 代 8世紀中葉～9世紀初頭

遺跡の概要

大浦B遺跡は、山形県南部の米沢盆地の南部、最上川（松川）、羽黒川、堀立川の3つの河川に囲まれた河岸段丘上に位置しており、大浦A・B・C・D遺跡の4遺跡で構成される縄文・古代・中世の複合遺跡である大浦遺跡群を構成する遺跡の一つである（第1図）。本遺跡を含む大浦遺跡群は、古代の置賜郡衙を構成する遺跡群として知られている。また、本遺跡から北東に約1.5kmの地点には、奈良・平安時代の集落とされている笹原遺跡が位置している。笹原遺跡については、松川（最上川）の西岸に面した段丘上に位置しており、報告書では集落としているが、木簡や多数の墨書き器、円面鏡といった官衙的な性格を持つ遺物が多く出土しており、加えて多くの木製品や炭化米といった特徴的な遺物が出土していることから、大浦遺跡群とセット関係をもつ遺跡であることは疑う余地はない（笹原遺跡が調査された昭和56年当時は、まだ大浦遺跡群は確認されていない）。

大浦遺跡群の調査は、昭和59年（1984）の調査を嚆矢とし、これまでに、大浦A～Dを合わせて、複数次にわたり調査が行われている。特に昭和59年の第1次調査において木簡や布目瓦が出土したことで注目され、平成元年（1989）の調査では、古代の暦である「具占暦」が記載された漆紙文書が出土したことで、置賜郡衙を構成する遺跡である蓋然性が非常に高くなった。その他、これまでの調査では、多数の墨書き器や円面鏡、碁石といった特徴的な遺物も出土しており、大浦遺跡群を特徴づける重要な資料となっている。

以下、本遺跡の変遷について見ていくが、変遷図及び土器分類については、報告書（米沢市教委2000）を踏襲した。また、土器分類のうち、A群は内黒土師器壺・碗、B群は須恵器壺・碗、C群は内黒土師器蓋、D群は須恵器蓋を示す。

1 大浦B遺跡の変遷

本遺跡は、これまでの調査により、大別して4時期の変遷が考えられている（米沢市2000、第3図）。なお、米沢市1993の報告書では5時期に位置づけられているが、本文中ではわずか2行のみの記載で詳細が不明であった。また、その後に刊行された報告書（米沢市2000）では大浦B遺跡の時期区分は4時期していることから、最新の報告書の記載内容を踏襲し、本稿でも大浦B遺跡の時期区分は4時期とする。



第1図 大浦遺跡群（大浦B遺跡）の位置

第Ⅰ期－集落遺跡終焉期（8世紀前半～8世紀中葉）

大浦遺跡群が官衙関連施設として機能する前段階に当たる。堅穴建物及び堅穴状造構5棟、井戸1基により構成される。検出された堅穴建物及び堅穴状造構の覆土は、いずれも人工堆積の様相を呈しており、居住していた集団は、官衙関連施設の建設に伴い別の場所へ移転したものと判断される（ただし、移転先と考えられる集落遺跡はまだ確認されていない）。特徴的な造構としては、DY767土坑がある。DY767は長径90cm、短径75cmを有する楕円形状を呈しており、確認面からの深さは約20cmである。土坑の中央部に内黒土師器を埋納しており、覆土は黒色の炭化物を多量に含んでおり、人工的な堆積と判断された。祭祀的性格を持つ土坑と思われる。

I期はこれまで営まれてきた集落遺跡が、官衙造営のために終焉を迎えた時期、すなわち官衙遺跡としての黎明期にあたる時期である。

この時代の周辺の他遺跡に目を向けると、終末期の群集墳として知られる戸塚山古墳群や長手古墳群、木和田古墳、前述の笹原遺跡がある。

I期の遺物の特徴としては、須恵器は確認されておらず、すべて土師器及び内黒土師器のみとなっている。同時期に区分される終末期古墳からは普遍的に須恵器が出土しているが、本遺跡での出土事例はなかった。この時期の土器区分は、A群1類、3類、4類、C群3類が相当する（第4図）。

第Ⅱ期－大型建物造営期（8世紀中葉～8世紀末葉）

大浦遺跡群に官衙が造営されはじめた時期である。東西41.5m×南北38.4mの範囲を区画した材木塀が検出された。南側に四脚門を配しており、3間×4間の大型建物4棟、2間×2間の建物10棟（うち、総柱建物7棟）の計14棟の建物が確認されている。14棟の建物のうち、塀内が11棟、塀外が西側に3棟となっている。大浦A・C遺跡も含めた大浦遺跡群とした場合は合計21棟が確認されている。1棟を除いた13棟は、いずれもN-5°-Wの方向を示しており、計画的に配置されているものと判断できる。それぞれの建物を構成する柱穴は、掘方がいずれも直径100cm前後の隅丸方形と非常に大きく、柱痕跡も直径30～40cm前後と大きな木材を使用したことが確認できる。特徴的な造構として、KY741溝がある。幅約50cm、確認面からの深さは20～30cmほどの東西に延びる溝である。覆土からは須恵器片2点、須恵器甕片2点、土師器片8点、土師器内黒片17点、土師器甕片25点が出土したが、地形的に東から西へとゆるやかに傾斜しており、最終的には旧堀立川へと通じているものと推測される。そのことから、本溝は、官衙からの排水を目的とした造構と考えられている。

隣接する大浦A・C遺跡と比較しても、大型の塀で区画した箇所に建物が多く配されていることから、本遺跡が官衙の中心であったと思われる。

出土遺物としては、A群2類、5類、7類、8類、9類、10類、B群1類、2類、3類、4類、5類、6類、7類、10類、12類、C群1類、3類、D群1類、2類、4類が相当する（第5図）。

第Ⅲ期－大型建物建替期（8世紀末葉～9世紀初頭）

II期の建物が建て替えられた時期である。III期の建物の構成は、基本的にはII期の建物群と同じであり、それらの建物を同じ場所に建て替えているが、新たに5棟の建物が加わった。なかでも、材木塀の外側（西方）では、3間×5間と本遺跡では最大の建物が建造されているほか、3間×4間の建物1棟、2間×2間の小型建物2棟、大きさ不明の建物1棟（調査区外へ続く）の計5棟の建物が建造されている。II期に建造された建物の建替え分も含めると、III期全体では17棟の建物が確認された。

出土遺物としては、A群2類、6類、11類、12類、B群5類、7類、10類、11類、13類、C群4類、D群3類が相当する（第6図）。

第IV期－官衙の終焉（9世紀初頭）

大浦遺跡群が、官衙関連遺跡としての終焉を迎える時期である。掘立柱建物11棟、焼成堅穴状遺構5基、井戸1基がある。材木塀による区画は認められない。建物の柱穴は小規模になり、II・III期は掘方が100cm程度、柱痕跡も30～40cmほどだったのに対し、IV期の掘方は30～45cm程度、大きいものでも直径60cm程度、柱痕跡は直径15～20cm程となる。建物の大きさ別では、3間×5間の大型の建物1棟、3間×3間の建物2棟、2間×3間の建物4棟、3間×1間の建物1棟、2間×2間の建物2棟、2間×1間の建物1棟である。また、本遺跡を特徴づける具注曆が記された漆紙文書（第2図）が出土した焼成堅穴状遺構もIV期に位置づけられる。

出土遺物としては、B群8類、11類、14類が相当する（第7図）。

2 出土遺物

本遺跡から出土した土器類は、別表のとおりそれぞれ分類できる。特徴としては、食器の中で須恵器が多い、双耳壺、蓋などの官衙の器種が認められる、などが挙げられる。なお、分類上の特徴については、紙面の都合上割愛せざるを得ないため、詳細は報告書を参照されたい。

さて、本遺跡を特徴づける最大の遺物としては、「具注曆」が記された漆紙文書があげられる（第2図）。当該文書は、AN2焼成堅穴状遺構から出土したもので、漆紙の最大径は約18cmを測る。平川南氏の解釈によれば、具注曆とは、「暦面上・中・下の三段に分けて暦日の下に日の吉凶・禍福などの暦注を具備した暦」のことである。8・9世紀の具注曆は13暦が知られている。平川氏はそれらをさらに分析した結果、本遺跡出土の具注曆が記載された漆紙文書は延暦23年（804）であることが確認された（平川1991。米沢市1993に再掲）。当該文書が出土したAN2焼成堅穴状遺構からは、他に多数の須恵器・内黒土師器類が出土したことから、本遺跡が官衙としての機能が廃絶した際、まとめて遣棄したものと思われる。また、円面鏡1個体が土坑から、二面鏡1個体が溝からそれぞれ出土しており、共伴した他の土器類から、円面鏡はIII期、二面鏡はIV期に位置づけられている。

3まとめ

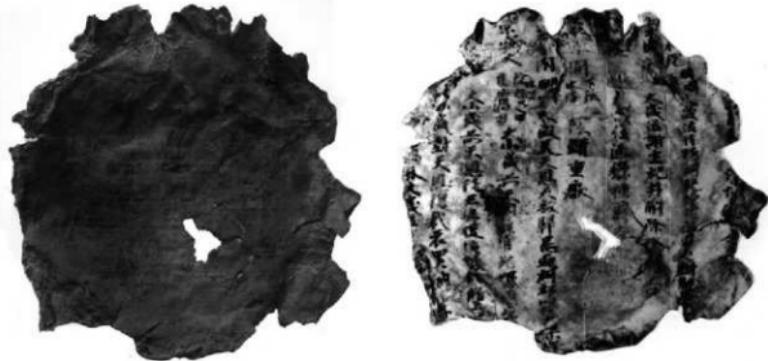
大浦遺跡群は、土器と遺構の分析から4時期に区分できる。そのうち、官衙としての機能を維持していた時期は3時期に区分できる。なかでも、從来集落として機能していた場所に、あえて集落を撤去させて官衙を構築した状況は、律令体制に組み込まれ、中央集権的な体制を築いていく過程で、非常に重要な意味合いを持つものと思われる。

米沢市域の官衙関連遺跡を考える際、大浦遺跡群・笹原遺跡と戸塚山古墳群をはじめとする終末期古墳との関連についても注視すべきである。これまで、戸塚山古墳群からは、被葬者が大浦遺跡群や笹原遺跡との繋がりを示す遺物は確認されていない。しかしながら、戸塚山古墳群の被葬者集団と大浦遺跡群、笹原遺跡は関連があったものと考えてよい。すなわち、戸塚山古墳群の被葬者集団は、古代置賜郡衙（大浦遺跡群）の官人であった可能性は十分にある。例えば、同じ終末期古墳である米沢市牛森古墳からは銅帶金具が出土しており、同古墳の被葬者は官人であったものと思われる。

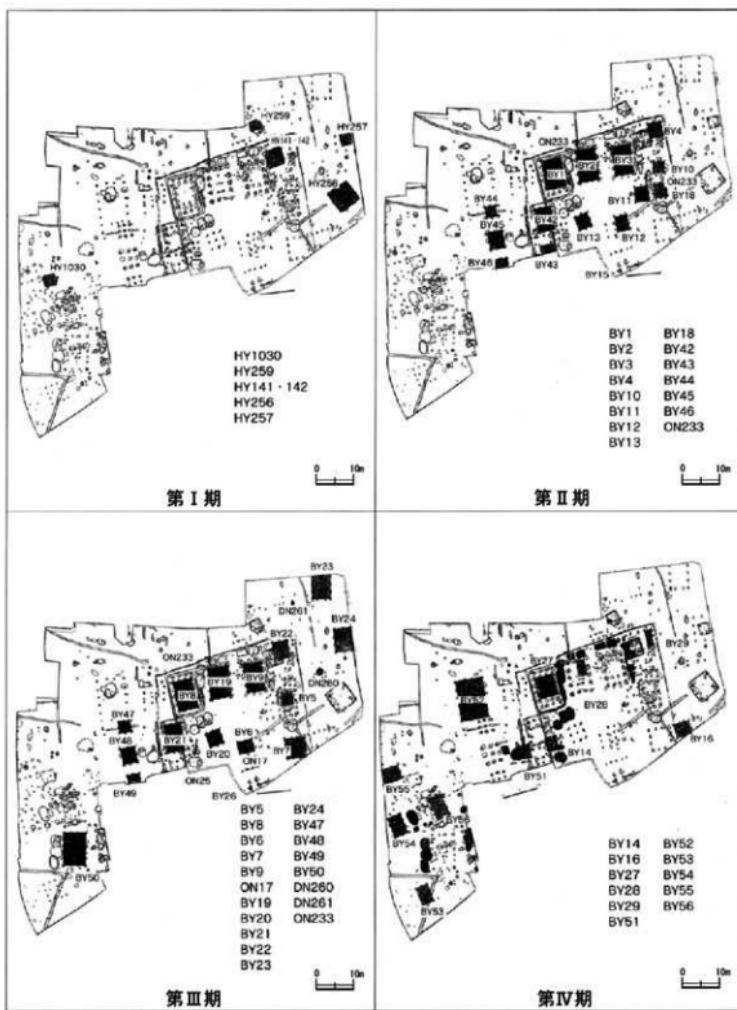
置賜地方の官衙については、米沢盆地を一回りするように、盆地東部の高畠町（大在家遺跡、安久津古墳群、高安窯跡等。7世紀後半から8世紀前半。）→盆地北部の南陽市（沢田遺跡、二色根古墳群等。8世紀前半。）→盆地南部の米沢市（大浦遺跡群、笹原遺跡、戸塚山古墳群、木和田窯跡等。8世紀中葉から後半。）→盆地西部の川西町（道伝遺跡、太夫小屋1遺跡等。9世紀前半。）といった順に移転することが知られているが、大浦遺跡群については、律令政府が東北地方に進出し、「東北經營」をするうえでの大きな画期となる38年戦争時に機能していた。

関連文献

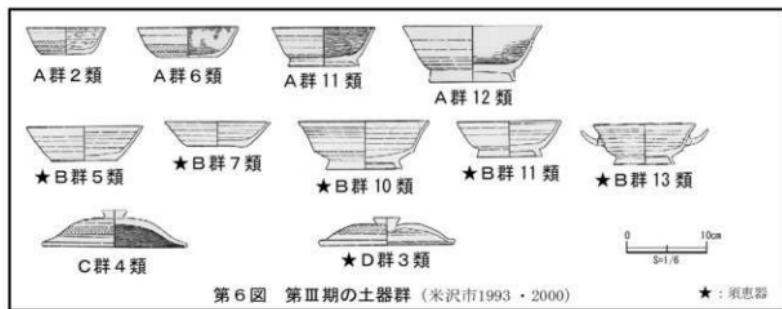
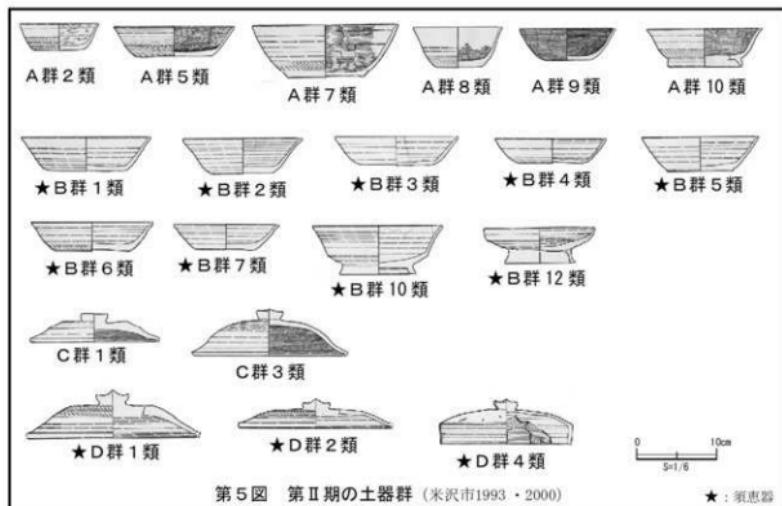
- 平川南 1991 「米沢市大浦B遺跡出土の漆紙文書について」『大浦』(大浦B遺跡発掘調査概報第1集) 米沢市埋蔵文化財調査報告書第29集
- まんぎり会 1981 『塙原遺跡』米沢市埋蔵文化財調査報告書第7集
- 米沢市教育委員会 1976 「No.40 (牛森古墳) 遺跡」『米沢市八幡原中核工業団地造成予定地内埋蔵文化財調査報告書第2集』
- 米沢市教育委員会 1987 『大浦』(大浦A遺跡 大浦C遺跡発掘調査報告書) 米沢市埋蔵文化財調査報告書第18集
- 米沢市教育委員会 1991 『大浦』(大浦B遺跡発掘調査概報第1集) 米沢市埋蔵文化財調査報告書第29集
- 米沢市教育委員会 1992 『大浦』(大浦C遺跡発掘調査報告書) 米沢市埋蔵文化財調査報告書第33集
- 米沢市教育委員会 1993 『大浦』(大浦B遺跡発掘調査報告書) 米沢市埋蔵文化財調査報告書第36集
- 米沢市教育委員会 1998 『大浦A遺跡発掘調査報告書』米沢市埋蔵文化財調査報告書第59集
- 米沢市教育委員会 2000 『大浦B遺跡』(大浦B遺跡第VI・VII次発掘調査報告書) 米沢市埋蔵文化財調査報告書第67集
- 米沢市教育委員会 2000 『大浦C遺跡発掘調査報告書』米沢市埋蔵文化財調査報告書第71集
- 米沢市教育委員会 2001 『大浦B遺跡発掘調査報告書』米沢市埋蔵文化財調査報告書第75集
- 米沢市教育委員会 2022 「大浦C遺跡の発掘調査」『遺跡詳細分布調査報告書第35集』米沢市埋蔵文化財調査報告書第123集
- ※発掘調査報告書の書誌情報については、報告書抄録が掲載されているものは報告書抄録を、報告書抄録が未掲載のものは奥付を使用した。



第2図 具注暦が記載された漆紙文書と赤外線写真 (原版所有: 米沢市教委)



第3図 大浦B遺跡遺構変遷図（米沢市2000を一部改変）



しもながはし
下長橋遺跡

(公財) 山形県埋蔵文化財センター 天本昌希

所在 地 山形県飽海郡遊佐町大字小原田字道の下、
同町大字野沢字大坪ほか

立地環境 月光川と日向川が形成した沖積低地。標高
11 m

発見遺構 堀立柱建物、溝、土坑、土器埋設遺構、地
震痕跡

年 代 9世紀後半～10世紀後半

遺跡の概要

下長橋遺跡は、JR 羽越本線遊佐駅から南へ約 800m の水田中に位置する（第1図）。この地域は鳥海山から発する月光川と日向川がつくりだす沖積低地で、周辺には浮橋遺跡、小深田遺跡、東田遺跡、大橋遺跡などが調査されている。

本遺跡は大正年間の羽越本線の工事によって須恵器長頸壺が発見されたことに端を発し、1987～88年には道路や場整備に伴い、分布調査を含めて5回にわたる発掘調査が実施されている（第2図）。遺構の分布は第2次調査の東区に集中しており、それ以外の調査区では疎らな検出状況を示している。以下の記述は断りのない限り東区のものである。

堀立柱建物（第2図）

堀立柱建物は6棟検出されており、いずれも北西側に集中する。主軸方向や建物相互の距離等から2期の変遷がとらえられており、SB1・2・4が先行し、SB3・5・6が後続する。

先行する建物群は、SB1・4が長軸を東西方向にもつもので平行してならび、その東側に長軸を南北方向にもつSB2が配される。比較的大型のSB1は、西側が判然としないものの、検出部分のみでも桁行6間、梁行2間の規模をもち、東西15m、南北6.4mを測り、主殿的な建物であることが想定される。これに対してSB2は脇殿的な配置を示している。

後続する建物群は、南北方向に長軸をもつSB3・5と、東西方向のSB6からなる。SB3とSB5は近接するため、両者とも切妻造で同時に存在したとするか、建替えによる時期差が想定される。ただし、両者の柱穴掘方から尾北窯S-4窯式期の縦軸陶器片が出土していることから、時期差があるとしても近接した時期と考えられる。大型建物のSB5は、桁行7間、梁行2間の規模となり、南北18.60m、東西5.40mを測る。SB1、SB2と重複しSB2に附隨するとみられる溝を本建物の柱穴が切っていることからも、これらが後続する建物群と考えられる。

土器埋設遺構（第3図）

径30cm前後の一つのピットの中に大量の土器、礫が埋設されているものが複数検出している。ピット内に小型の土師器甕が1個体埋設され、その内外に小型皿や杯、礫が詰め込まれている規格性の高い出土状況を示すものが6基あり、特殊埋設遺構として報告されている。これに類似するものとして、小型甕に入れられずに皿や杯がそのまま出土するものが8基確認されており、土器埋設ピットとして報告されている。遺構の規模や遺物数は、特殊埋設遺構に比べて小規模である。これらの遺物の



第1図 下長橋遺跡の位置

向きや重なり方に規則性は認められないものの、土器の類似性は高い。いずれも掘立柱建物の周辺に限定的に検出されるが、重複関係から建物群には伴わず、それらに後続するものと判断される。地鎮等の祭りに関するものと考えられ、本遺跡に隣接する浮橋遺跡 SK16 土坑でも同様の出土状況が確認されている。

自然災害痕跡（十和田 a 火山灰と地震痕跡）

本遺跡の SK27、SK28 土坑などからは、褐色の火山灰の純粹堆積層がみられる。屈折率の分析結果から 915 年の十和田 a 火山灰と判断されたもので、山形県内ではこの調査を嚆矢として同火山灰の検出が相次ぎ、現在は山形市域まで確認されている。純粹層として確認されているものと、ブロックや粒状でのものとがあり、いずれも底面からではなく、覆土下位から上位にかけて堆積している。また、SBI のみ柱穴埋土中に火山灰を含んでおり、土層断面は降灰後に建物が建てられた状況を示している。

SB1～6 の柱穴掘方などいくつかの遺構には、上端に対して底面が片側へずれるように検出しているものがみられた。隣接する浮橋遺跡の状況とあわせて、地震による遺構の変形と考えられている。ただし、上屋構造がなくとも地盤の流動によって遺構のみが変形することもあるため、その時期の特定は難しい。文献上にもこの時期に対応する地震記録はみられない。これに対して先述の土器埋設遺構には同様の変形が見られないため、報告では地震後に行った地鎮祭りと推測している。

出土遺物と年代

ひとつの遺構から一括りの高い出土状況を示すものが多く、埋設遺構など特殊な状況を考慮する必要あるとはいって、10 世紀代の編年素材として良好な成果を得られている。また、灰釉、緑釉の施釉陶器片が 54 点、越州窯産と考えられる青磁片が 3 点出土している。これらの出土遺物を整理し、遺構の重複や火山灰など検出状況を踏まえ報告では以下の 5 期に分けている（第 4 図）。

I 期 : SP1101

915 年の十和田 a 火山灰降下以前で、遺構としては SP1101 のみ。ヘラ切りや糸切りの須恵器坏、内黒の土師器坏、口径が小さく身の深い赤焼土器の坏がある。

II 期 : SK27・28、SD78・91・92、SX979

915 年の十和田 a 火山灰降下の前後する時期で、遺構覆土には火山灰層がのこされる。SK28 に代表される土器群は、比較的身の深い赤焼土器の坏が主体となり、楕円形を呈する土師器の高台付坏が伴う。須恵器の供膳形態はほとんどない。

III 期 : SB1・2・4、SD74・75・79

十和田 a 火山灰降下後、本遺跡の中心となる掘立柱建物群が建てられた時期のものである。土器は比較的身の深い赤焼土器の坏を中心に、身の浅い坏と、若干の皿がある。赤焼土器の供膳形態が全体の 80～88% を占めている。

IV 期 : SB3・5・6

掘立柱建物群の変遷から III 期に後続するものととらえられる。身の浅い赤焼土器を主体とし、身の深いものが若干伴い、小形皿、高台付小形皿が出現する。尾北窯 S-4 窯式の緑釉陶器が伴う。赤焼土器の供膳形態が全体の 90% を越える。

V 期 : EU822～826・1023、SP992、SX1105

土器埋設遺構を中心とし、SX1105 の土器に代表される土器群である。供膳形態は土師器の高台付坏、身の浅い赤焼土器の坏、高台付坏、小形皿、高台付小形皿、柱状高台付小形皿などがあり、量的には赤焼土器の小形品が多い。10 世紀後半に位置づけられる虎渓山 1 号窯式の灰釉陶器片が伴う。

年代に関しては、本遺跡を含む庄内地方を対象にした諸氏の編年案を比較してまとめた植松氏によ

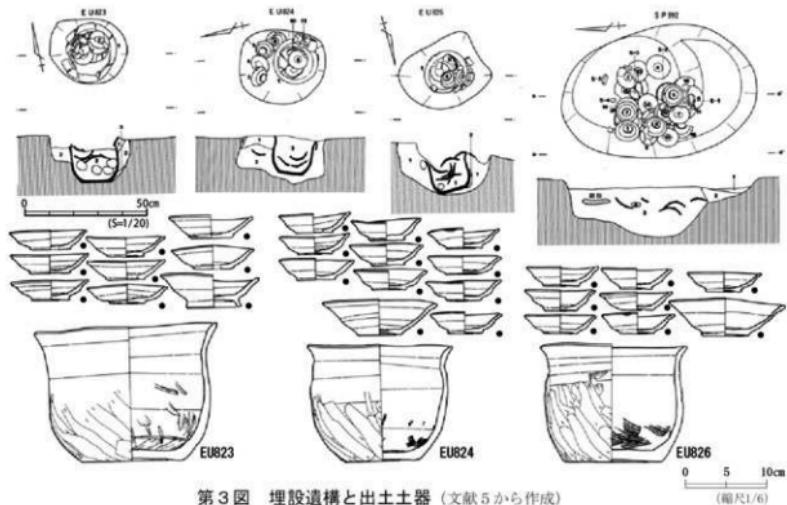
ると、Ⅰ期を9世紀後半、Ⅱ期は10世紀第1四半期前半で、Ⅲ期は第1四半期の後半、Ⅳ期に10世紀第4四半期を当てている（植松 2008）。

関連文献

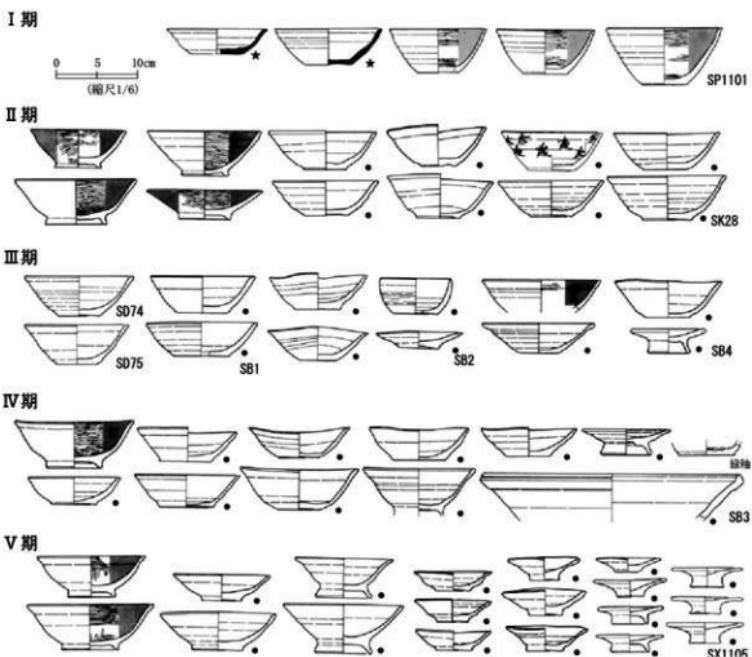
- 1 植松明彦 2008 「庄内地方北部の10～11世紀代の土器群の様相」『研究紀要』第5号 財団法人山形県埋蔵文化財センター
- 2 山形県教育委員会 1988 『下長橋遺跡発掘調査報告書』山形県埋蔵文化財発掘調査報告書第130集
- 3 山形県教育委員会 1989a 『浮橋遺跡下長橋遺跡発掘調査報告書』山形県埋蔵文化財発掘調査報告書第141集
- 4 山形県教育委員会 1989b 『小深田遺跡下長橋遺跡発掘調査報告書』山形県埋蔵文化財発掘調査報告書第142集
- 5 山形県教育委員会 1989c 『下長橋遺跡発掘調査報告書』山形県埋蔵文化財発掘調査報告書第145集



第2図 下長橋遺跡遺東区構配置図（文献5に一部加工、右上は新規作成）



第3図 埋設遺構と出土土器（文献5から作成）



第4図 下長橋遺跡編年図（文献5から作成）

お いし
生石 2 遺跡

(公財) 山形県埋蔵文化財センター 高桑弘美

所 在 地 山形県酒田市大字生石字登路田

立地環境 庄内平野北半中央、新田川右岸の沖積低地。標高 12 m 前後

発見遺構 挖立柱建物、縦板塀、井戸、溝、土坑、河川

年 代 8世紀末から9世紀末

遺跡の概要

生石 2 遺跡は、山形県北西部の庄内平野にある酒田市に所在し、国指定史跡城輪柵跡から南東に約 5 km 離れて位置する（第 1 図）。遺跡の東側には窯が営まれた出羽丘陵が迫り、西側は生石 2 遺跡の立地する沖積低地を取り囲むように後背湿地が広がる。

緊急発掘調査で検出された 2 つの区画施設の内部には掘立柱建物が重複して確認され、官衙的要素の強い遺物が出土したことなどから官衙関連遺跡とされる。また、弥生時代前期の遺跡としても著名である。

1 調査の概要

遺跡は山形県遺跡地名表（1963 年）や山形県遺跡地図（1978 年）に記載され、奈良・平安時代の遺跡として知られていた。酒田市教育委員会が 1982・1985・1986 年に、山形県教育委員会が 1984～1986 年に緊急発掘調査を実施し、調査面積は 22,000 m² を超える。

2 区画施設と関連遺構

A 縦板塀

北側の区画施設である A 縦板塀は、西・南・北辺から成るコの字状で、東辺は不明である（第 2 図）。西辺は約 105 m で、南端から 45 m 地点でクランク状に屈曲する。南辺は 43 m の長さが検出され、西端から 20 m の地点で途切れ、約 6 m 先から縦板塀が約 17 m 東に向かって延びる。その延長線上にある溝状遺構は、板材は無いものの掘方や埋土の土質等から南辺縦板塀の一部と判断され、南辺 120 m の長さが推測された。北辺は 15 m 東に延びて北に屈曲し 4 m で途切れる。A 板材列の東側及び南側の一部は未調査で、塀の範囲と施設内の全容は解明されていない。

塀の構造は、幅約 30 cm の布掘りの両壁面に、下端が平らに切られた板材が若干重なるように並べられ、要所に押さえとなる横材が直交するように立てられている。板材は幅 10 ~ 30 cm、厚さ 1 ~ 3 cm、遺存する長さは 45 cm 前後である。

塀の内部には、掘立柱建物 14 棟、井戸 1 基、溝 1 条、土坑 2 基等が検出された。中心となる建物 SB59 は 2 間 × 6 間で西に 3 度傾き、北東にずれて重複する 2 間 × 7 間の SB60 がある。その南方 15 m に 2 間 × 4 間の SB95、西方 10 m に 2 間 × 2 間または 2 間 × 1 間の SB57・58、東方 5 m に 2 間 × 2 間の SB96 がある。西辺の塀に沿って、2 間 × 2 間の純柱建物 3 棟連なる SB52・53・54 と SB55・56・



第 1 図 生石 2 遺跡の位置

73がある。南辺縦板塀の延長線上にはSB251とSB281がある。SB95の北東に近接し、板材を井桁状に組まれ底面に河原石が敷かれていたSE101井戸がある。

A縦板塀の北東側に蛇行するSD100が検出され、幅は6m、深さ40cmを測り、長さ15mに渡り調査が行われた。SD300は、A縦板塀南辺の南側、B縦板塀の北辺の北側を東西に流れる。幅0.8~2m、深さ0.4mを測る。

B縦板塀

南側のB縦板塀は、北辺と東辺から成るL字状で、北辺はA縦板塀の南辺から8~10m離れて検出された(第2図)。北辺の板塀は緩やかにカーブし、108mの長さで検出され、東端から15mで途切れ、5m先から35m程度延びる。そこから、約3mの長さで二重になる部分があり、更に55m西に延びる。東辺は、北辺の東端からほぼ直角に曲がり58mの長さで検出され、その先は圃場整備により削平を受け一段低くなっているため不明である。B縦板塀の構造は、A縦板塀と同様とされる。北辺の南側に1~3m離れて、約25mの長さでC縦板塀が検出されており、その西方延長線上にSG97との交わり部分で約40mの途切れ、更に西方の延長線上に約40mの長さで構状遺構がある。

板材列内部には、掘立柱建物7棟、井戸2基、溝、土坑等が検出された。中心となる建物SB400は2間×8間と想定され、建物の南北軸は西に24度傾く。掘方は0.4~1.0mと一定では無く、柱根が横倒し出土していることや、遺構検出面が多量の炭化物を含む層に覆われていることから、建物の消失と整地後の再建が想定され、SB400は2時期の重複と考えられた。その西方5mに2間×2間の総柱建物、北方3mに3間×2間の総柱建物がある。この他、2間×2間の総柱建物が東辺の板材列から2m離れた位置と北辺から15m離れた位置で検出された。

SB400の南東20mに井桁状の枠を有する井戸が検出された。井戸は、倒壊した井戸SE490とその後に構築されたSE250の重複が確認された。井戸の南西に一辺3m前後の方形遺構SX315がある。SX315は、深さ10cmと浅いが、壁周辺に構が巡る部分があり竪穴建物の可能性が指摘された。

3 出土した遺物

遺物は土器類、瓦、硯、木製品、土製品、石製品等が出土した。土器類は、土師器、須恵器、須恵器の製作技法で形成され酸化焰焼成される赤焼土器が出土し、破片数では、土師器の出土量は極微量、須恵器が最も多く、3割程度は赤焼土器が占めると報告されている。

SD100出土遺物には、底径8.5cm前後、口径130cmを超え、箱型を呈する底部切り離しが回転ヘラ切りの須恵器壺類の一群がある。SD300の出土遺物には、底径4.5cm前後、口径130cm前後で底部切り離しが回転系切りの一群、底径5.5cm前後口径12.5cm前後の赤焼土器壺類がある。これらの壺類の形状から、遺跡の時期は8世紀後半から9世紀末の年代観が考えられる。

瓦は破片資料13点あるが、12点がA縦板塀周辺からの出土となっている。

硯類は破片資料の円面硯6点が確認され、A縦板塀内のSB55・57周辺、B縦板塀内SB460周辺からの出土である。須恵器転用硯は57点確認されたが、A縦板塀とB縦板塀に出土数の大きな差は無い。

墨書き土器は525点出土し、蓋・壺類・皿・壺等に47種類の墨書きが確認された。最も多いのは、「#」の223点で、「工」22点、「才」15点、「子」10点等がある。「#」はA縦板塀内のSB55~60・73・95・96周辺およびSD300の出土が多く、B縦板塀内からの出土点数は少ない。B縦板塀内SB400掘方と周辺からは「工」7点、「本」3点、「才」2点、「主」1点が出土している。その他「白麻呂」、「安万」、「山部」、「大伴人」、「長山部」、「白子」等の墨書きが見られる。刻書土器は、27点出土している。

須恵器有台壺の破片内面に付着した漆紙文書が、SD300埋土から出土した。3行の文字が確認され年齢を書き記された籍帳類と考えられている。

SD100 からは曲物や剣物の容器類、鋤等の工具類、斎串や舟形、弓、火錐、火切臼等の祭祀具、木簡等の木製品が出土した。木簡は、長さ 48.2 cm、幅 4.2 cm、厚さ 1.8 cm を計り、「養」「是」が複数記されていることから習書と考えられた。石帶が A 縦板塀の内北西隅より 1 点出土した。

4まとめ

生石 2 遺跡で検出された 2 つの区画施設について、報告書では、B 縦板塀 (SB400・SE490 → SB400・SE250) と SD100 は同時期、それに後続して A 縦板塀 (SB59 → SB60) と記されている (山形県教委 1987)。しかし、A 縦板塀の南辺と B 板材列の北辺の位置関係や出土遺物から、A 縦板塀と B 縦板塀は並立していた期間があり、その後 A 縦板塀に集約した可能性が考えられる。

B 縦板塀内の中心的な建物 SB400 は 2 時期の重複が認められ、古い時期の掘方には倒壊した建物の柱が残され、遺構検出範囲に炭化物の広がりがあることから、建物焼失または倒壊後の建替えが想定された。井戸においても倒壊した SE490 の上位に SE250 が構築されており、建物と井戸が共に倒壊後に再構築された状況にある。B 縦板塀の内側には C 板塀と呼ばれる区画施設が長さ 25 m で検出されており、区画施設も 2 時期を想定することが可能である。遺構 SX315、SE490 からは 9 世紀前半の遺物が出土しており、その時期を中心として施設が営まれたと考えられる。

A 縦板塀内の中心的な建物には SB59・60 の重複が認められる。SB60 挖立柱建物の掘方からは 9 世紀第 4 四半期に属する遺物が出土している。井戸 SE101 からは 9 世紀第 3 四半期の遺物が出土している。倉庫とみられる直柱建物の内、南に位置する SB52・53・54 では傾いた柱根が複数残されており、倒壊後に北側へ移設されたと考えることも可能である。A 縦板塀内部の遺構検出面からは 200 点を超える墨書き器が出土し、その中には 9 世紀前半に属する土器も多数含まれている。一方 SD300 は、9 世紀第 4 四半期の遺物がまとめて出土している溝で、A 縦板塀南辺から 5 m 前後南に離れて A 板材列と併走し、SD300 西端は A 縦板塀の南西角から東に 2 m の位置にある。SD300 西端から東に 50 m で、建物を囲むように 40 m の長さで緩やかに南に膨らみ、A 縦板塀の延長線上とされる SD313 と再び併走となる。SD300 は A 縦板塀と関連しつつ、A 縦板塀に後続する遺構と考えられる。A 縦板塀と B 縦板塀は、その南辺と北辺が 8 m 離れ直接の重複関係には無く、約 38 m の長さの間は東西に併走し、A 縦板塀の南西角から東に 20 m のところで、8 m 程度縦板塀が途切れたり、その途切れる位置は、B 縦板塀と SD300 も同様で出入り口の機能が考えられる。A 縦板塀南辺と B 縦板塀の北辺は、明らかに双方を意識したプランになっている。双方の縦板塀内部からは、9 世紀前半の土器が一定量出土する状況にあり、A 縦板塀と B 縦板塀に区画された施設が並立する期間が存在したと考えられる。その後、A 縦板塀に施設は集約され、SD300 を伴う施設に継続し、10 世紀初頭に移設されたと見られる。A 縦板塀と B 縦板塀の内部構造は、中心的な大型建物と直柱建物、井戸がセットとなる類似性はあるものの、A 縦板塀内の中心的な建物の長軸が真北を向くのに対し、B 縦板塀の中心的な建物は西に 24 度傾いている。区画施設の南北軸についても双方揃うことは無く、平面形の規則性も認められず、その状況は地形に起因するのか判然としない。集落における建物が掘立柱建物で構成される当地域において、区画施設を伴う遺構群が並立する状況は、周辺にも埋没している可能性は高く、これらの性格付けは慎重でありたい。

蛇行して検出された SD100 は、平面プランを見る限り南方で検出された SG97 と同一遺構の可能性が高い。SD100 (SG97) は A 縦板塀と B 縦板塀に切られる重複関係が見て取れるが、SD100 が調査された範囲は北端部の一部に限られる。SD100 から出土した遺物は 8 世紀末を主体とする時期に 9 世紀後半の遺物が含まれている。A 縦板塀が、SD100 に向い屈曲し開くプランとなっていることからも、SD100 の一部は、A 縦板塀と同時に機能していた時期があることが伺える。A 縦板塀と B 縦板塀を貫

流する SD100 (SG97) の精査は、2つの区画施設の成り立ちや経過の理解に欠かせないと思われる。

関連文献

植松聰彦 2007 「山形県における古代の区画施設を有する遺跡群について」『さあべい』第23号

古代城柵官遺跡検討会 1999 『第25回古代城柵官衙遺跡検討会資料』

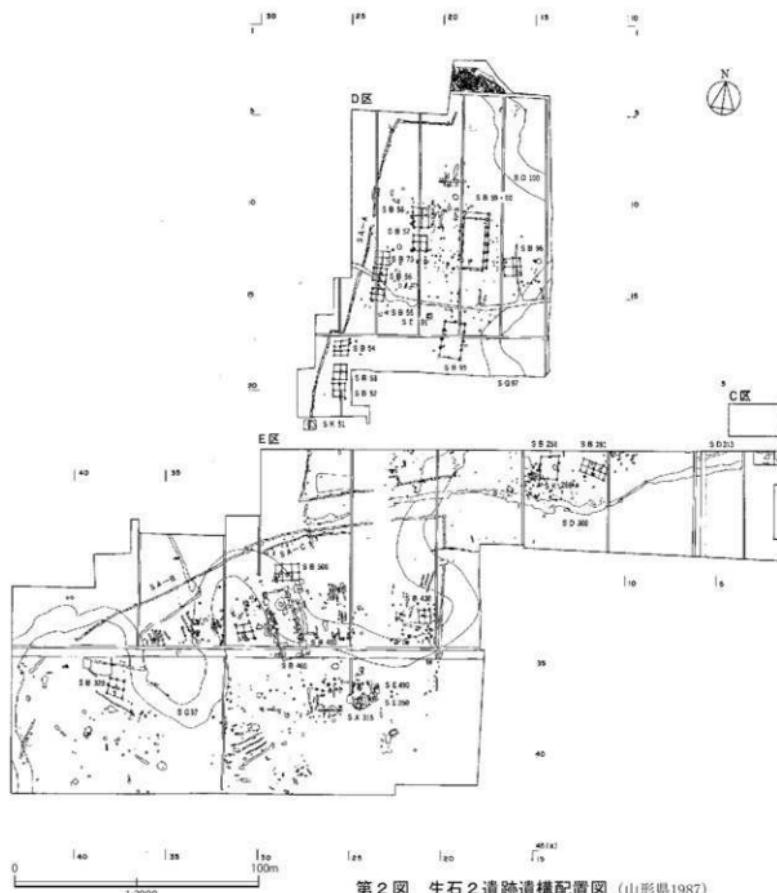
酒田市教育委員会 1987 『生石2遺跡発掘調査報告書 - 宅地造成に伴う緊急発掘調査の概要 - 』

山形県教育委員会 1985 『生石2遺跡発掘調査報告書』山形県埋蔵文化財調査報告書第89集

山形県教育委員会 1986 『生石2遺跡発掘調査報告書(2)』山形県埋蔵文化財調査報告書第99集

山形県教育委員会 1987 『生石2遺跡発掘調査報告書(3)』山形県埋蔵文化財調査報告書第117集

山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館 2010 『平安初頭の南出羽考古学 - 官衙とその周辺 - 』



どうでん
道伝遺跡

(公財) 山形県埋蔵文化財センター 渡辺和行

所在 地 山形県東置賜郡川西町大字下小松字道伝前ほか

立地環境 東側に流れる大川の浸食作用によつて形成された沖積低位河岸段丘上に立地。標高は 210 m。

発見遺構 挖立柱建物、井戸、大溝

年 代 8世紀末～10世紀末

遺跡の概要

昭和 53 年から昭和 57 年にかけてと平成 7・8 年に現地調査が行われている。遺跡は大正 13 年頃から多量の土器片が出土する場所として知られており、それ以前から馬耕の際には鍬に丸太らしいものが等間隔にさわる場所と言われていた。昭和 10 年には 6 本の柱根を確認されている。なお、遺跡範囲内にある古館から国鉄の工事により土砂

が採取されており、当時は一段高い場所であったとみられる(第 1 図)。

周辺の遺跡は西に 6 支群 200 基ほどで構成される下小松古墳群が存在している。南には、9世紀前の置賜郡における重要な官衙とみられる太夫小屋 1 遺跡が位置し、さらに太夫小屋 1 遺跡の南約 3 km には須恵器窯である壇山窯跡、大神窯跡が存在している。遺跡は総面積で 120,000 m² であり、その内約 5,000 m² が調査されている。

1 道伝遺跡の遺構

検出されている遺構は主なもので掘立柱建物が 22 棟(内 2 棟は柱穴列)、井戸が 3 基、溝約 40 条である。調査では、遺跡の破壊を最小限に抑えるため遺構の検出で終えている場合がある。

掘立柱建物

検出された 22 棟の内、建物全体が検出されている建物は 14 棟である。それ以外の 8 棟については建物の一部が検出されている(第 2 図)。その内、2 棟については柱列のみで建物とはいきれない。建物の規模は 3 × 7 間が 1 棟、2 × 3 間が 8 棟、3 × 5 間が 3 棟、3 × 4 間が 1 棟、2 × 4 間が 1 棟であり、これらの建物が 9 期に分かれるとされる。ただし、平面の切り合いから判断している。

井戸

井戸は 3 基検出されている(第 2 図)。2 基は枠を有しており、1 基は素掘りのものである。SE1 は掘方形が隅丸に近い楕円で一辺 1.5 ~ 1.8 m を測り、井側内径は東西 0.8 ~ 0.9 m で深さは 1.25 m を測る。底には井筒が設置されていた。覆土は 10 層に分けられる。3・4 層からは多量の炭が出土し、中には炭化材・炭化小豆などが検出されている。出土遺物は 900 点ほどの土器片が出土している。その中には「平」と書かれた墨書き土器 3 点が含まれる。SE2 も同様に井桁を組んでおり、掘方は隅丸方形で井側内径は 1.50 ~ 1.75 m であり、深さは 1 m ほどのものである。井戸底には平たく丸い河原石が組み込まれている。遺物は大皿・こもづらや綱といった木製品と須恵器片を主体とした 360 点



第 1 図 道伝遺跡の位置

の土器片が出土している。土器の中に墨痕が確認出来るものが 25 点あり、「平」・「目」・「至」・「太」といった文字が判読できる。SE2 は周辺に 4 基の柱穴が確認されており。覆い屋が存在していたとみられている。SE3 は素掘井戸で掘方は梢円形で長径 1.7 m、深さは 1.2 m である。底部面より須恵器・土師器の小破片が 578 点出土している。

溝状遺構および溝

各調査併せて 40 条あまりが検出されている。ただし、同一遺構に対して別の遺構名を付けている場合がある。この中で重要な溝状遺構及び溝が 3 条ある。

SD1・SD5・SD26・SD35 は大型溝状遺構で同一流路である。遺跡の中心部と考えられる建物群の西南より南側を通り、東にて 90 度北西方向に屈曲する。その先 150 m 程は確認出来るがその先は未確認とされる。幅は 6.0 ~ 12.0 m、深さは 1.0 ~ 1.4 m を測る。岸の一部に補修箇所がみられる。遺物は多量に出土しており、木簡もこの溝 (SD1 部分) から出土している。堆積状況は場所により違うが基本 6 ~ 8 層である。

SD22・23・24・29・38 は溝状遺構であり同一の流路である。主要掘立柱建物群の西側を南から北に流れる。上述した大型溝状遺構の南側で分水されたものとみられる。場所により幅や深さに差があり、幅 0.6 ~ 1 m ほどで深さは 0.1 m の場所もあれば、幅 11.0 m で深さ 1.2 m の場所も存在する。後者には溝を横断するように 2 列の杭が確認されている。それにより止水可能な場所となっていたとみられている。溝の利用期間は短く覆土は 7 層に分けることが出来る。遺物は斎串・絵馬・曲げ物などの木製品と墨書き土器が 20 点出土している。

最後に溝 SD6 である。幅は 7 m、深さは 0.7 m で覆土は 4 層に分けられる。この大溝はボーリング探査により約 78 m の方形に廻る溝とみられている。遺物は出土していない。

2 出土遺物

土器類

出土している土器の種類は須恵器・土師器・赤焼土器で、土師器には内黒処理を行っているものを含む(第3図)。土師器は器種として壺・蓋・皿・高杯・鉢・甕・長胴甕がある。須恵器は高台壺・蓋・皿類・壺・横瓶・大甕・硯(風字硯)がみられる。赤焼土器には高台壺・壺・甕がある。また、報告書記載の表には墨書き土器 356 点が記載されている。墨痕のある土器を含めると 505 点が出土している。文字は 43 字を数え多種である。その中で点数が多いのが「平」で 40 点(平と推定されるもの 6 点を含む)。「目」42 点、「二万」21 点、「林」16 点、「由」12 点である。その他、「龍麻口」「佛」「射弓」「家」「南」など多くの文字がみられる。

木製品

井戸や溝から出土している。種類は多様で椀・皿・漆器椀・曲げ物・五角形の箱型状の漆器の容器・題簽・定規状木製品・櫛・横槌・こもつづろ・鍼状木製品・櫛状木製品・箆状木製品・棒状木製品・弓・絵馬・斎串・鏡状木製品などが出土している(第3図)。また、井戸から繩も出土しているようである。漆器椀の底面には「目」という刻書がみられる。

3まとめと今後

道伝遺跡は出土した木簡の内容や絵馬などから置賜郡衙の推定地として知られている。一方で、検出された建物の規模及び配置から郡衙であっても中心施設とは言い難いという指摘もあり、遺跡の性格ははっきりとしていない。また、建物群が、9期の変遷をしているということになると 1 期あたり 2 棟程度の建物配置となる。非常に簡素な配置と言わざるを得ない。遺物の点からは、まず紀年銘木簡の存在や、題簽、斎串、鏡などの木製品が官衙的な要素を読み取れる。その上、漆器も出土している。漆器が

用いられるのは五位以上の官人であるとの規定がある。また、の中には「目」という刻書がみられる。

次に、墨書き土器の出土量及び文字種の多さも注目される。一方で、土器類に官衙的な要素を持つものは少ない。硯も二面硯・風字硯の2個体が出土しているのみである。文字資料の多さに対して硯が少ないと見える。実際に土器類を確認したところ、年代については8世紀後半から10世紀前半の時期幅があり、9世紀前半から中葉の土器が多く使用されているようであった。また、付着物が着いた土器類が多く、転用硯や燈明皿として二次利用されていたことが伺える。文字資料についてはこういった転用硯を使用し、書かれたものが多いだろうと推測される。

これらの遺物は溝状遺構や井戸から主に出土している。山形県内の古代の遺跡では溝や河川で多くの遺物を出土する傾向がみられる。廃棄行為として溝や河川に廃棄しているものもあれば水場に関する祭祀を行っている場合も想定出来る。その上で当遺跡では斎車・絵馬・四天王法に関する木簡などの木製品が出土している。こういった点から道伝遺跡での祭祀を行った空間という側面が検討できる。一方で、鎧や漆器、紀年銘木簡などの木製品からは官衙といった様相が想定できる。また、漆器や墨書き土器に書かれた「目」について国の大司馬である主典を意味する文字という解釈を持たせれば、国司が各地を巡行する際に訪れた場所であり、その際に使用される土器に文字を書いたという理解も可能である。そうであれば、官物集録が記載された紀年銘木簡の出土や鎧や漆器の出土も説明できる。こういったことが肯定出来るならば、遺跡の性格としては国司の宿所にもなりえる郡衙の館などが考えられる。

木簡は郡司が当該施設に立ち寄った際に廃棄したものとも考えられる。また、木簡の内容から倉庫群の可能性を指摘されているが、建物の柱配置及び倉庫に必要のない井戸の存在から言い難い。一方で建物の配置と9期の変遷に注目すると1期間における建物の配置が2棟前後となり閑散とした状況であったことがみてくる。また、農具なども出土している点を考慮すると郡衙であっても末端の施設もしくは郡司層になりえる地方豪族の居宅の一部などが該当すると思われる。とはいっても現状では遺跡の性格を判断するのは難しいといえる。今後、周辺遺跡の状況も踏まえ慎重に検討する必要がある。なお、木簡出土の層位で出土している土器群であるが現状の編年を参考にするなら木簡の紀年銘より様相的に少し古く9世紀前半代のものとみられる。これについては、製作と廃棄の時期差や出土遺構が溝という点を加味する必要がある。また、墨書き土器に書かれた文字が木製品の皿等に刻まれている状況を見て取れた。土器に限らず木器にも文字を刻む文化があった可能性を指摘できる。

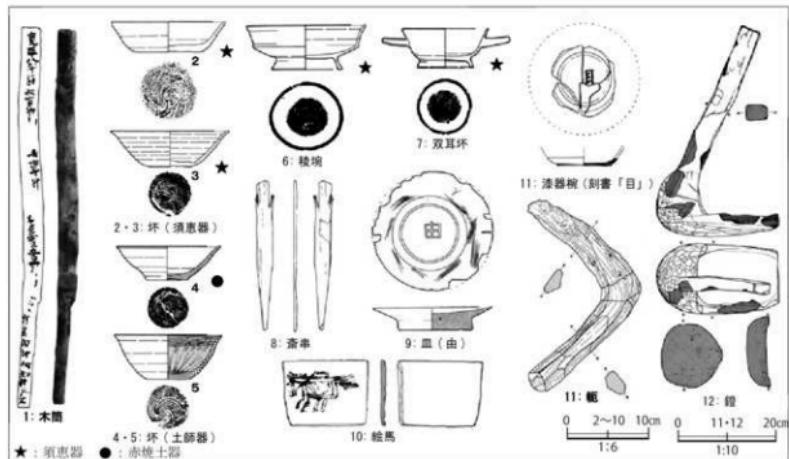
最後に遺物の実見は川西町交流館あいばるにおいて川西町教育委員会さんのご協力のもと行った。お忙しい中、対応下さったことに感謝申し上げます。

関連文献

- 川西町教育委員会 1981『道伝遺跡』川西町埋蔵文化財調査報告書第2集
川西町教育委員会 1981『道伝遺跡－第1次調査概報－』川西町埋蔵文化財調査報告書第3集
川西町教育委員会 1982『道伝遺跡－第2次重要遺跡確認調査概報－』川西町埋蔵文化財調査報告書第4集
川西町教育委員会 1983『道伝遺跡－第3次重要遺跡確認調査概報－』川西町埋蔵文化財調査報告書第5集
川西町教育委員会 1984『道伝遺跡－置賜郡衙推定地』川西町埋蔵文化財調査報告書第8集
川西町教育委員会 1997『道伝遺跡緊急発掘調査報告書』川西町埋蔵文化財調査報告書第15集
佐藤鏡雄 2010『平安初頭における置賜郡の官衙とその周辺』『平安初期の南出羽考古学－官衙とその周辺』山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館
村木志伸 2003『出羽南半における官衙関連遺跡－内陸部の様相－』『歴史遺産研究』創刊号
山中敏史 2002『郡衙の構造と機能』『古代地方官衙遺跡の研究』塙書房
四柳嘉章 2012『古代の漆器生産』『漆1』法政大学出版局



第2図 道伝遺跡の建物配置（文献1）



第3図 道伝遺跡の出土遺物（1は写真、文献1）

あるし だひがし
古志田東遺跡

米沢市教育委員会 佐藤公保

所 在 地 山形県米沢市林泉寺三丁目 374-34

立地環境 米沢盆地の南端、松川（最上川）扇状地の扇央から末端。標高 257 m

発見遺構 挖立柱建物、溝、土坑、河川（係留施設・橋）

年 代 9世紀後半～10世紀前半

遺跡の概要

古志田東遺跡は、山形県南部の米沢盆地の南端、標高 257 m の松川（最上川）扇状地の扇央から末端部に立地する（第1図）。南方には最上川の源流部である吾妻の山塊が広がり、西方約 1 km には斜平山（羽山・愛宕山・笹野山などで構成される山々の総称）があり、東方約 400 m には松川の支流堀立川が北流する。本遺跡周辺で古代の集落遺跡の様相は明確でないが、米沢城東二の丸跡の調査で8世紀末から9世紀代の土師器・須恵器が出土しており（米沢市 2000）、付近にこの時期の集落跡が存在する可能性がある。

古志田東遺跡は、平成 9・10 年度に米沢市開発公社（現米沢市土地開発公社）の林泉寺住宅団地造成（第5期）事業に伴う試掘調査で発見され、平成 11 年度に記録保存を目的とした本発掘調査を実施した。調査が進むにつれて、大型の掘立柱建物や調査区西側の河川から多数の土師器・須恵器・赤焼（須恵系）土器・墨書き土器・木簡などの木製品類が発見され、平安時代の豪族居宅といった性格を持つ重要遺跡である可能性が高まってきた。これを受けた遺跡の範囲確認調査を追加で実施とともに、文化庁・山形県教育庁・米沢市開発公社と保存にむけての協議を進めた。

平成 12 年 3 月 6 日付けで国史跡指定の意見具申を行い、同年 5 月 19 日付けで文化審議会の答申があり、同年 9 月 6 日付けの官報告示で史跡指定を受けた。指定面積は 8253.50 m²、指定理由は「この時期は律令社会が変容し、在地においては郡府・正倉等の施設から構成される郡衙が衰退する時期である。こうしたなかで、河川沿いに営まれた大規模な建物を核にしたこの居館跡は、この時期の有力者と在地社会の様相を具体的に示すものとしてきわめて貴重」である。平成 12 年度に対象地を公有化、平成 13～15 年度で古志田東史跡公園（都市公園）として整備され、現在に至る。整備は住宅団地造成と並行して短期間で行われており、保存管理計画や整備計画は策定されておらず、文化庁の指導や古志田東遺跡整備検討委員会での議論を経て実施されている。

この他、河川から出土した木製品類 367 点は、平成 19 年 3 月 16 日付けで米沢市指定有形文化財（考古資料）に指定されている。

1 遺構配置

古志田東遺跡は、掘立柱建物（BY）7 棟、土坑（DY）32 基、溝（KY）3 条、河川（KY）1 条などが検出されている（第2図）。



第1図 古志田東遺跡の位置

報文では、古代の井戸として DN203 と DN230 の 2 基を報告しているが、前者は断面形が逆台形状で検出面からの深さが 70 cm と浅く井戸枠の掘方が無いこと、後者は桶を伴うものの河川と重複している（古代以降か）ことから、ここでは井戸では無く土坑と判断している。

主屋（中心施設）

最も規模の大きい BY1 が主屋（居宅）と考えられる。身舎は桁行 10 間、梁行 3 間の南北棟側柱建物で、建物の中央と南側 1 間に間仕切りの柱穴を伴う（第 2 図）。東・西・南の三面に桁行 11 間、梁行 5 間の廊（または縁）が付く。身舎の規模は桁行 23.2 m、梁行 8.4 m、廊を含む規模は桁行 26.0 m、梁行 12.0 m である。柱間は桁行が 2.1 ~ 2.5 m、梁行が 2.8 m である。間仕切りの柱穴には重複関係が認められ、南廊が 2 時期あると考えられることから、南の片廊から東・西・南の三面廊の建物に改修された可能性がある。また、出土状況の詳細は不明であるが、BY1 の柱穴から赤焼（須恵系）土器が出土していると報告されており、本遺跡の存続期間でも後半期に成立した建物の可能性がある。

BY1 掘立柱建物の周辺には、土器片と共に炭化物や焼土を多く含む長軸 2 m 前後、深さ 30 cm 前後の土坑群が検出されており、遺跡廃絶時の廃棄土坑群の可能性が指摘されている。

その他の建物

BY1 周辺に側柱建物が検出されている。これらは同位置での建替が明瞭に認められず、比較的短期間に機能した可能性がある。東側に配置された BY5 は、BY1 次ぐる規模の桁行 6 間、梁行 3 間の東西棟建物で、規模は桁行 14.4 m、梁行 7.2 m である。BY2 は桁行 6 間、梁行 2 間の東西棟建物で、規模は桁行 11.6 m、梁行 4.6 m、中央部に間仕切りの柱穴を伴う。BY3 は桁行 4 間、梁行 3 間の東西棟建物で、南東側の梁間の柱が 1 間分抜けていることから、ここが出入口と考えられる。規模は桁行 7.7 m、梁行 6.1 m である。BY4 は桁行 4 間、梁行 1 間の東西棟建物で、規模は桁行 7.8 m、梁行 2.5 m である（第 2 図）。

報文では、建物の位置や出土遺物から工房・倉庫・厩等の性格付けがなされているが、建物の機能を示す共伴遺物や付属する遺構は無いことから検討の余地があろう。

河川（KY1）

検出長 160.0 m 以上、幅 9.0 ~ 13.7 m、深さ 1.0 ~ 1.5 m、調査区西側から北東にかけて蛇行するように検出されており、南から北流する旧河川である。報文では旧堀立川の本流と考えているが、規模から堀立川に接続する支流であろう。KY1 は最も多くの遺物が出土しており、後述する木簡の内容から米などの物資を運搬した水路（運河）と考えられている。BY1 から見て北西部にある楕円形の張り出し（SXI・2）は、荷下ろしを行った係留施設（船着場）と推定されている。

検出された河川の川幅や川底の深さでは、大型船の通行や旋回は難しいと考えられる。長さ 3 m 程度の小型船や筏のようなものの使用を想定すべきか、遺構の規模と木簡から推定される河川利用が実態としてどのように運用されていたのか、より具体的な検討が必要であろう。

2 出土遺物

特筆すべきは、KY1 河川からの出土遺物で、多数の土師器・須恵器・赤焼（須恵系）土器・木製品類が出土しており、本遺跡から出土した遺物全体の 75% を占める（第 3・4 図）。年代は 9 世紀後半から 10 世紀前半と考えられる。なお、KY1 河川から本市では出土例が極めて少ない弥生時代の石包丁の破片が出土している。

土師器・須恵器・赤焼（須恵系）土器

KY1 河川を中心に、土坑や溝からも出土している。出土量が最も多いのは赤焼（須恵系）土器で、

土器の約7割を占める。器種の大部分が壺類で占められており、すべてロクロ調整である。甕類はロクロ調整を主体とするが、土師器甕には非ロクロ調整もごく少数出土している。両黒土師器は、器形が確認できるものはすべて高台壺である。本遺跡では灰釉陶器の出土は確認されていないが、高台壺の器形は灰釉陶器を模倣した可能性が高い。

墨書・刻書土器

墨書き土器は、判読できないものを含め合計542点出土している。判読可能な墨書には「 (呪術絵)」(138)、「木」(66)、「東」(15)、「山田」(12)、「達」(5)、「吉成」、「久」(3)、「吉」、「生」、「布」、「伍万」(2)、「連」、「太」、「福」、「千万」、「山田西」、「山西」、「口掛保吉カ吉吉」(1)がある(()内の数字は出土点数)。「山田」や「山田西」などは、本遺跡の西側に山田という地名があり、場所を示している可能性がある。

刻書き土器は、判読できるものに「 (呪術絵)」、「木」、「吉」、「東カ」がある。

木簡

61点出土しており、このうち文字が判読できるものは30点である。ここでは本遺跡の性格にも関わる5点を挙げる(第4図)。

第1号木簡は、題箋軸の題箋部と考えられるもので、「有宗」・「案文」と書かれている。「有宗」は人名、「案文」は文書の控えを示し、「有宗」という人物が作成した文書を巻子仕立てで保管していたことがわかる。

第2号木簡は、田植え労働を行う「田人」を動員し、その人数を数度に亘って累計した記録簡である。この木簡は男女の人数が記録されており、9世紀後半以降、田植え労働における女性の割合が増えていることが指摘されている(三上2020)。

第3号木簡は、「丁」・「小」といった年齢区分や動員した労働者に関する記録簡で、100人規模の大きな労働力を動員できることを示している。

第12号木簡は、「 帯 建一解」と稲の品種を書いた種子札の可能性があるもので、他に糲や稻の数量を示したと考えられる木簡も出土している。

第13号木簡は、接岸構造から出土したもので、「船津」は船着場、「運十人」は船着場で船荷の荷下ろしに動員された労働者に関する記録簡である。

その他の木製品類

挽物(挽・皿)・日用品類(箸・まな板・フォーク状・柄杓・曲物・下駄)・農工具類(鋤・鍬・鉄斧装着具・刀子柄・矯木・槌・鍤・火付け具・修羅か)・部材・弓・鎧・横櫛・物差・独楽・桧扇など多種多様なものが出土している。

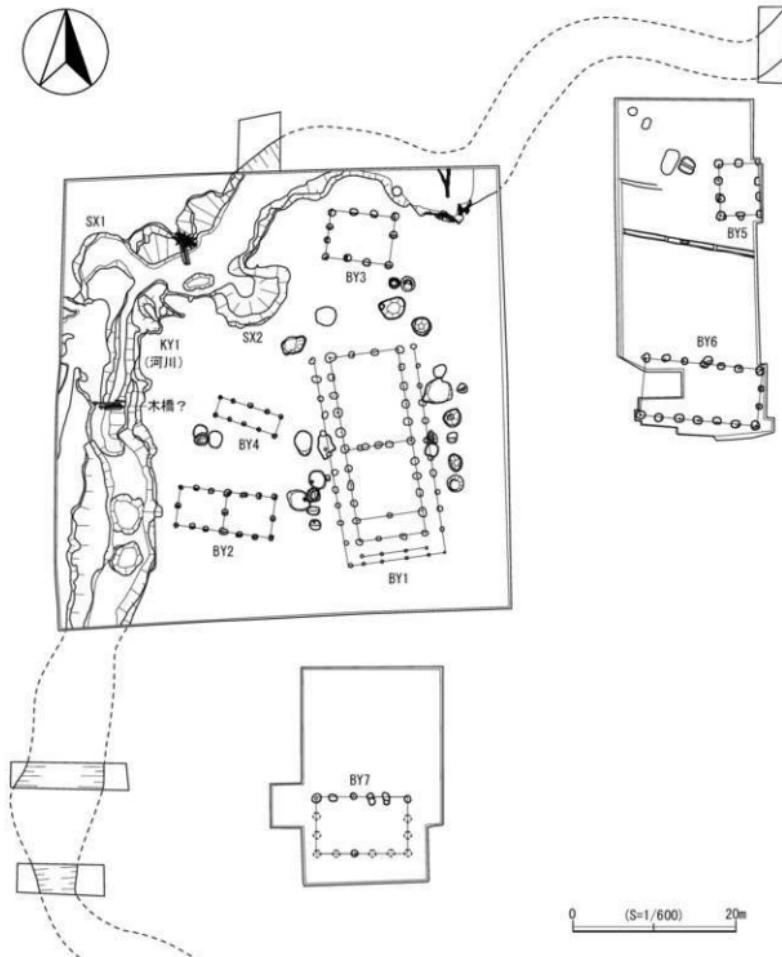
3まとめ

古志田東遺跡は、出土遺物の特徴から9世紀後半から10世紀前半の古代置賜郡内の有力な豪族居宅と考えられる。本遺跡を営んだ有力豪族は、出土した木簡の内容から多数の人員を動員できる力を持ち、大規模な農業経営や河川を利用した物流を掌握することで富を蓄え、独立した行政機能を有していた可能性がある。この時期の有力者と在地社会との関わりを知ることでき、さらには豊富な出土遺物から居宅内での生業がわかる重要な遺跡と考えられる。

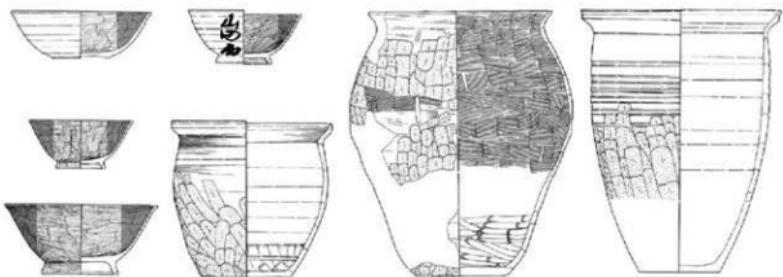
なお、発掘調査及び史跡整備からすでに20年以上が経過し、史跡公園は各所に経年劣化が進み再整備の時期を迎えている。今後、史跡保存活用計画の策定や、本報告内で挙げた課題を含め、古志田東遺跡の再検討を行っていきたい。

関連文献

- 三上喜孝 2020『第1章 古代社会の男女 4 耕す—男女の労働と経営』『性差の日本史』
 米沢市教育委員会 2000『米沢城東二の丸跡発掘調査報告書』米沢市埋蔵文化財調査報告書第68集
 米沢市教育委員会 2000『古志田東遺跡発掘調査概報』米沢市埋蔵文化財調査報告書第70集
 米沢市教育委員会 2001『古志田東遺跡発掘調査報告書』米沢市埋蔵文化財調査報告書第73集



第2図 古志田東遺跡遺構配置図 (※米沢市2001を再トレースし、一部改変)



土師器



須恵器



赤焼（須恵系）土器

★：須恵器 ●：赤焼土器



挽物

まな板

横柄

物差

独楽

フォーク状

栓脂

檜木



0 (S=1/6) 20cm

第3図 古志田東遺跡出土土器・木製品類 (米沢市2001から作成)



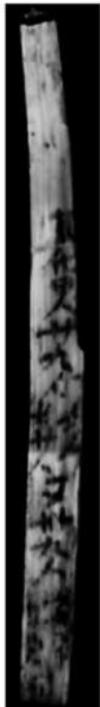
有宗

第1号木簡(題箋軸)



狹帶建一斛

第12号木簡



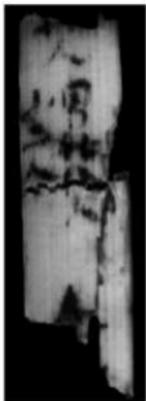
□田人廿九人
九人
女廿人
又三十九人
女三十一人
男八人

第2号木簡



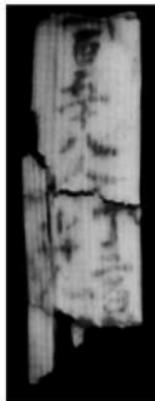
船津運十人

第13号木簡



三十人
男廿八人
小二人

第3号木簡



□百五十八人
丁二百口
小廿人

第4図 古志田東遺跡出土木簡 (米沢市2001)

どうまえ 堂の前遺跡

(公財) 山形県埋蔵文化財センター 高桑弘美

所 在 地	山形県酒田市大字法連寺字堂の前
立地環境	庄内平野の北半中央、荒瀬川左岸の沖積低地。標高 15 m 前後
発見遺構	建物、築地業を伴う遺構、区画施設、溝、土坑、河川
年 代	9世紀前半から 10世紀前葉

遺跡の概要

城輪柵跡から東に約1km、八森遺跡から西に約1km離れて堂の前遺跡がある（第1図）。堂の前遺跡は、篠地業を伴う遺構、掘立柱建物、礎石建物、八脚門とその南に位置する門、区画施設等から、重要な遺跡と考えられた。特に篠地業を伴う遺構は塔と推定され、これらの特殊な建物と配置から、寺院跡の可能性が高いとし、1979年に国史跡に指定された。

1 調査の概要

遺跡周辺では木材や土器が出土することが知られていたが、1955年の暗渠工事中に多量の木材が発見された。旧八幡町在住の小野浩治氏は地元高校生と共に試掘調査を実施し、井桁状に組まれた柱、長押、斗などの建築部材と櫛木、土師器、須恵器、銅鏡、田下駄等が発見された。これを受け山形県教育委員会が1962年に刊行した「山形県遺跡地名表」に重要遺跡として登録した。

1973年に道路工事他計画策定前に八幡町教育委員会が試掘を行い、遺跡の推定範囲と建築部材集中を確認した。また、農村基盤整備事業等計画策定を前に遺跡の保護対策を計る目的で、山形県教育委員会により予備調査が実施され、深さ90cm前後で平らに並んだ建築部材26点を確認し、筏地業と考えられた。諸開発事業を前に堂の前遺跡の性格と範囲を把握する目的で、1974年より3か年に亘り1～5次調査が実施された。1978年より2か年に亘り庄内農村基盤総合整備パイロット事業に係る緊急発掘調査が6～8次調査として実施された。1997年には、農道整備事業に係る第9次調査が実施された。第2～8次調査成果は略報として報告されており、報告書は刊行されていない。

2 検出された遺構

建物 挖立柱建物、礎石建物が確認されている（第2図）。SB002は、一辺1mを越える掘方に径50cmを越える柱根の柱穴2基が検出され、大型の柱穴から遺跡の中心的な建物と考えられている。柱根は仕上げの加工痕が明瞭に残り、1基の柱根の底には6枚の礎板状の板が敷かれた。SB250は、北側の控柱3本、親柱2本、南側の控柱1本の計6本が検出され、八脚門と推定された。北側控柱中央より2本には、根固め石と共に柱根も遺存し、北側に雨落溝が伴うことが考えられた。SB265は、遺構検出面に河原石が集中する地点で、ボーリング探査により直径50cm前後の柱根3本を確認し掘立柱建物とされたもので、調査時におけるSB250との類似性から門と推定し、八脚門の東妻としている。SB270は礎石が4か所、他3か所で根固め石が出土したことから、桁行7間梁行4間の礎石建物とし、



第1図 堂の前遺跡の位置

プラン検出にとどめられた。

筏地業が伴う遺構 筏地業、基壇、筏地業を取り囲む柱穴列 SB003 からなる（第2図）。筏地業とされる建築部材が埋設する範囲は、試掘とボーリング棒の調査により東西 10.5 m 南北 9.3 m ~ 10.5 m のおおよそ方形で軸線は真北を指すと確認された。部分的な掘下げを行い、青灰色粘土と青灰色粘土が堆積する間の深さは 90 cm 前後で、厚さ 18・24・30 cm 程度の建築部材が敷き詰められた状態が発見された。建築部材には斗・肘木・長押などがあり、斗 1 点と肘木 1 点のみ取り上げ、他は埋戻され現地に残る。肘木に墨書が認められたが解読不明である。部材の 2 か所に鉄錆が確認された。部材が平らに敷き詰められた状態から、建築物の沈下を防ぐために廃材を敷いた筏地業と考えられた。筏地業を取り囲むように、東西 13.6 m × 南北 13 m の方形に並ぶ柱穴列 SB003 は、北面と南面は 6 間、東面は 7 間、西面は 8 間が検出された。柱間や柱穴の状態は不規則で、柱穴は擂鉢状や円筒状に掘り下げ鉱滓等を入れて固めた特殊な様相を呈するものもある。略報では、各辺の両端の柱間が 7 尺を測り他の柱間より広いことから、四方の端から 7 尺程度内側に入る 30 尺四方の建物が中央に存在したことが想定され、柱穴列はその建物の外側に付設する幅 7 尺余の濡れ縁の縁束と考えられた。この柱穴については、北辺と東西辺の柱がまちまちのことから塔建設時の足場的施設との指摘がある（貞清ほか 2010）。

第1次調査で筏地業の上位に東西約 11 m 南北約 6 m の方形で高さ 20 cm の堆積土が確認され、SB001 基壇と呼称された。SB001 基壇は黄褐色土（粘土）で構築され、北面、東面、南面の一部で、緩やかな法面が確認され、南北軸は約 30 度東に傾き南辺のほぼ中央に川原石で組まれた階段のような部分がある。調査時の記録では、地表から 30 cm の深さから厚さ 40 cm で堆積土層黄褐色土（粘土）があり、その下に 18 cm 前後の濁青灰色粘土を挟み建築部材（筏地業）が埋設し、基盤層は青灰色粘土である。基壇とされた上面には、河原石が点在し建物の痕跡は認められなかった。基壇と筏地業は軸線が一致しないことから構築時期が異なり、筏地業を利用して二次的に基壇が構築されたとも考えられたが、基壇堆積土層黄褐色土の東面北端が SB003 の柱穴から切られ、基壇は SB003 より後続することも否定されたため、筏地業と基壇と SB003 は一体の施設とみられた。しかし、後の第3次調査では、基壇とされた範囲を精査したが、立ち上がりなど基壇とする積極的な根拠を見出すことは出来なかつたと報告されている。

区画施設 東西南北で溝等の区画施設を検出し、東西 240 m 南北 260 m、南北軸は 10 度西に傾くと想定された（第2図）。西辺は SD268 で、幅 60 cm 前後長さ 110 m にわたり 6 か所のトレンチで検出され、部分的に矢板列が確認された。SD268 と並行する構が 4 条確認された地点があり時期差となるか確認が必要である。北辺は SD267 で、幅は 3 ~ 4 m 深さ 1 m を測り覆土の堆積から 6 時期あると観察され、平安時代から江戸時代までの時期幅がある。SD267 は西辺とした SD268 から凡そ 90 度振れるため北辺の区画施設としたが、SD268 との接点は検出されていない。また、東延長上は畦状の遺構となり東端も不明瞭である。第9次調査区は、推定の北辺ラインが含まれるが、SD267 との関連遺構の検出はない。東辺は SD275 で幅約 60 cm のプラン検出にとどまる。こうしたことから、区画施設は布掘りを伴う板塀と考えられる。南辺は、門と想定した SB265 をその位置としたが、門に取付く区画施設等は確認されていない。この区画施設内では堀や溝が複数確認されている。

大溝 外郭線の東と南側に蛇行する大溝 SX242 が検出された（第2図）。大溝には堰堤状の遺構が付設しており、旧河川に人工的な改修が行われたと考えられている。SX242 からは、土器と共に木簡・火鑽臼・曲物・皿・下駄などの木製品が出土した。「山口急々如律令」と墨書きされた木簡が出土し祓いの場の可能性が指摘され、区画施設を想定する際に重要な役割を担った。

井戸 井戸 2 基が検出され、縦板横桟の構造が推定される。井戸廃棄後の埋土上面にレンズの灰層堆積が記録されており注目される。

遺構検出面 遺構検出面（基本層序 III b）から 30 cm 下に、SX216 とした幅 17 cm 厚さ 5 ~ 6 cm 長さ約 80 cm の板材数枚が平行に並び、2 枚の板材には、柄穴の様な穴が確認された。III b 下面からは、径 30 cm 前後の柱根を持つ柱穴 2 基、掘方 70 cm 測る柱穴 1 基が確認された。このことから堂の前遺跡には、間層を挟む 2 時期の遺構面の存在が確認されている。

3 出土した遺物

須恵器、土師器、陶磁器、土錐・羽口・紡錘車等の土製品、硯、瓦、木製品、金属製品、鉄滓、石帶、砥石等が出土し、総出土量は整理箱 87 箱程度である。

須恵器には、底径 6 cm 前後の底部回転ヘラ切りの坏類と底径 5.5 cm 前後の底部回転糸切りの一群がある。須恵器の製作技法で形成され酸化焰焼成される赤焼土器は、土師器の中に含まれて分類され、回転糸切りで底径 5 cm 前後、体部が急に立ち上がりやや小ぶりな一群がある。これらの坏類の形状から、堂の前遺跡の時期は 9 世紀前半から 10 世紀前葉の年代観が考えられる。須恵器に比して赤焼土器供器具が多く、破片は小さく完形品は少ない印象である。底径 4 ~ 5 cm 口径 10 cm 程度の小型の坏類が完形で複数出土しており注目された。坏や有台坏には墨書や漆の付着が見られる土器や大小の風字硯が確認される。陶磁器は、越州窯青磁碗、越州窯青磁杯、青磁香炉蓋が出土した。香炉蓋は掛軸の可能性が指摘されている（山口 2022）。瓦は SA128 矢板付近で出土しており、丸瓦の小破片で粘土紐を巻きつけて整形され内面に布目が確認される。木製品には、曲物・剣物の容器、木簡、部材など多数出土している。鉄滓は、9 次調査で出土しており、理化学分析の結果、鍛鍊鍛冶滓と報告された。

4まとめ

城輪輪跡周辺には 9 条 6 坊の方格地割が推定され、東一条三坊に位置する堂の前遺跡は、出羽国分寺と考えられた（佐藤 1985、柏倉・川崎 1991）。また、堂の前遺跡は、塔と東面する金堂を対する一塔一金堂型式の觀世音寺式伽藍配置をとる寺院の可能性が高いとされた。觀世音寺式伽藍配置は、鎮護国家の伽藍配置としての創建の目的を有し、日本列島の四隅にあたる位置の寺院に用いられたとし、四隅の一つとされた多賀城廢寺と同じように、堂の前遺跡もその役割を担う寺院と考えられた（貞清ほか 2009）。

堂の前遺跡は、沖積低地に立地し青灰色粘土が基盤層である。建物には筏地業が必要とされ、部材も遺存する環境が幸いし、その発見により遺跡の重要性は早くから注目されることとなった。国指定史跡として保護され、一部は公有化され今日に至るが、遺跡の性格については不明瞭な点が多い。

寺院跡の根拠とされている塔は、その範囲を精査した第 3 次調査概報において筏地業の上部には基壇とする構造が確認できないとしている。基本層序では厚さ 40 cm の黄褐色粘土が観察されているが、基壇の有無については十分な検証が必要である。

八脚門とした門（SB250）は、柱位置 6 本を確認し、南辺の門（SB265）は東妻を確認したにとどまる。門とする 2 遺構の通りも一致しておらず同時期の遺構かは不明である。

区画施設は SB265 を南辺とするが、門に取付く区画施設は確認されていない。西辺、北辺、東辺についても部分的な把握に止まり、各辺の交点は検出されていない。塀や溝は、区画施設の中心部でも複数検出されており、小区画になるのか時期差を示すのか丁寧な精査が必要である。

遺構検出面は少なくとも 2 面確認されており、遺構の配置や組み合わせは複雑になる可能性が高い。特に、塔とした遺構の北西側で 2 面の遺構面が確認され柱穴が検出されていることや、筏地業に建築部材が転用されていることから、筏地業以前に大型建物が存在したことは明らかである。

輸入磁器や大型風字硯など官衙的な遺物があるが、山形県の仏教関連遺物として集成した遺物（渋谷ほか2004）と関連するものは青磁香炉蓋があるが、寺院跡と積極的に裏付けられる遺物は少ない。

堂の前遺跡は、その遺跡名称が示す通り、近くに大型の斗・肘木を用いた建物が営まれていたことは明白でありながら、遺跡の実像は掴めていない。早くから、寺院跡と積極的評価をしたことにより、重要な遺跡として保護され、篠地業を中心とする4,200 m²の範囲が公有地化された。しかし、2~8次の発掘調査は略報に止まり本報告書は作成されていない。まずは、予備調査を含めた遺物の整理と、報告書刊行は急務である。その後、遺跡の性格の再検討と保存活用計画作成を進める必要がある。

関連文献

古代城柵官遺跡検討会 1999『第 25 回古代城柵官衙遺跡検討会資料』

柏食亮吉・川崎利夫 1991 「第六 出羽」『新修 国分寺の研究 第3巻 東山道と北陸道』吉川弘文館

佐藤庄一 1985 「城輪櫛跡周辺の村落」『庄内考古学第19号』庄内考古学研究会

財団法人山形県埋蔵文化財センター 1998『堂の前遺跡第9次発掘調査報告書』山形埋蔵文化財センター調査報告書第55集

渋谷純子・高桑弘美 2004「山形県の奈良・平安時代における信仰関連遺物集成 - 仏教関連遺物を中心として」『山形県埋蔵文化財センター研究紀要第2号』財団法人山形県埋蔵文化財センター

自清里里・高倉洋影 2010 「鎮護国家の伽藍配置」『日本考古学第30号』一般社団法人日本考古学会

山形県埋蔵文化財調査報告書第5集

山形県教育委員会 1976『堂の前遺跡昭和 50 年度略報』山形埋蔵文化財調査報告書第 7 集

山形県教育委員会 1977『當の前遺跡昭和 51 年度略報』山形埋蔵文化財調査報告書第 10 集

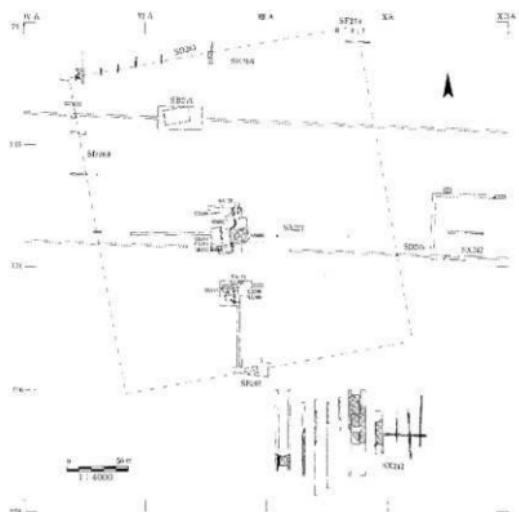
山形県教育委員会 1980『『堂の前遺跡昭和 53・54 年度略報』山形埋蔵文化財調査報告書第3

山形県立うきたむ園土記の丘考古資料館 2010『平安初頭の南出羽考古学－宮衙とその周辺－』

山口博之 2022 「出羽国麻跡出土の唐三彩陶軸」『第 48 回末代城櫓宮衙遺跡検討会 - 資料集 -』

第十一届全国大学生数学竞赛初赛题解

八幡町教育委員会 1974『地の歴史跡分布調査報告書』



第2図 第1~8次調査主要遺構略図(山形県1980)

たゆうこや 太夫小屋1遺跡

(公財)山形県埋蔵文化財センター 渡辺和行

所在 地 山形県東置賜郡川西町大字時田字太夫小屋

立地環境 大川・黒川の氾濫原低地に立地。西に黒川、東に誕生川が位置する。標高は213 m。

発見遺構 布掘築地業建物、堅穴建物、掘立柱建物、土坑、区画溝、溝、柱穴など

年 代 8世紀末～9世紀後半

遺跡の概要

太夫小屋1遺跡は川西町の中心部から1.5 km南東に位置し、大川・黒川の氾濫原低地に立地する(第1図)。遺跡は西を黒川、東を誕生川に挟まれている。遺跡北西に位置する玉丘丘陵上には6支群200基ほどで構成される下小松古墳群が存在し、さらには前方後方墳である天神森古墳が存在する。

また、9世紀後半から10世紀前半頃の置賜郡衙と考えられている道伝遺跡が北に位置し、南約3 kmには須恵器窯である壇山窯跡群、大神窯跡が存在している。

太夫小屋1遺跡では布掘築地業を施した建物3棟と礎板を敷設した大型掘立柱建物7棟などが検出されている。それらの建物は3期の建替えがあったとされている。また、遺物では円面鏡・風字鏡を始め、施釉陶器や香炉の蓋など特徴的な遺物を出土しており、墨書き器も250点ほど出土している。建物の配置が規則的に配置されており、仏教に関する遺物が出土していることから、報告書では官衙に付属して仏堂が併設された遺跡としている。なお、調査区東側は削平を受けているとのことである。以下に報告書の内容に沿って3期の建物変遷と時期を記述する。

1 太夫小屋1遺跡の建物変遷

太夫小屋1遺跡では13棟の建物が確認されている。その上で、建物の重複などから3期の変遷が伺える。以下にその点について記述する。

第Ⅰ期

布掘築地業建物であるSB986(4間?×4間?)・SB985(5間?×3間?)・SB1074、大型礎板掘立柱建物のSB1036(4間×2間)で構成される(第2図)。これら建物群は極めて整然と配置されており、建物の主軸はN-4°-Eを測る。出土遺物は布掘りからも出土しており、回転ヘラ切闭环と回転糸切闭环が混在している状況や内黒土器双耳壺の耳が体部下半につくことなどから、9世紀前半の早い時期に建っていたとみられる。I期の建物群はII期との時期差が短いこと及び周辺に炭化物や焼土、被熱した土器片が確認されることにより、火災によって消失した可能性が提示されている。

第Ⅱ期

大型礎板掘立柱建物であるSB983(4間×2間)・SB1054(6間×4間)・SB1110(3間×3間)・SB1050(3間×2間)で構成される(第3図)。建物群の主軸はN-1°-Eであり、I期の建物群よりやや西



第1図 太夫小屋1遺跡の位置

に振れ、磁北に近い。II期は建物規模が個々に拡大縮小しているとみられるが、I期建物群と同様II期は建物規模が個々に拡大縮小しているとみられるが、I期建物群と計画的に建物が造営されていたと考えられる。I期との時期差はほとんどなく、I期の建物が何らかの事象によってなくなった後、すぐに建てられたとみられる。時期は9世紀前半と考えられる。

第III期

掘立柱建物、SB987（3間×2間）・SB984（3間×1間）・SB982（3間×2間）の3棟と大型礎板掘立柱建物のSB1080（桁行7間以上）・SB1120の2棟を併せた5棟で構成される（第4図）。建物群の主軸はやや西に振れる。I・II期に比べ建物規模が縮小し、閑散とした配置になる。時期は9世紀後半とみられる。

2 出土遺物

貯蔵・煮炊き具に比べ、供膳具が多いことが指摘できる。器種は壺・皿・鉢・壺・甕などの他に、円面硯・風字硯・こね鉢・香炉・淨瓶（水瓶か？）などといった多様な土器が出土している（第5図）。また、壺G・突帯付壺・灰釉陶器・綠釉陶器・製塩土器など搬入品が多い。これら出土遺物の中で注目されるのは、仏具に関係すると思われる器種と施釉陶器である。山形県内の信仰関連遺物の集成は渋谷純子・高桑弘美により行われている（渋谷・高桑 2004）。その中でも当遺跡出土の仏具は山形県内における一つの指標になると指摘されている。特に仏具の基本三種である香炉、華供養具や飲食供養具としての瓶（壺）類、燈としての壺・皿類（油煙付着）が出土しており、また献物台としての高壺もみられる。その他には火舎蓋・托などが出土している。なお、香炉蓋は報告書上、土師器とされているが実際に確認したところどれもが灰白色であり、胎土は須恵器に近い。ただ、感覚的にはあるが須恵器に比べ重量が軽いと感じられた。この遺跡で出土する香炉蓋に関しては胎土を選別し、製作を行ったと考えられる。

施釉陶器については、山形県の内陸部において突出した数量を出土している。灰釉陶器が30個体以上、綠釉陶器が2個体出土している。灰釉陶器の器種は段皿・碗・壺・平瓶・長頸瓶・双耳瓶などで、ほとんどが破片であり、全容を伺えるものは少ない。綠釉陶器は皿で2点とも底部の破片である。山形県内の施釉陶器についてまとめた渡部によると山形県内では出羽国府の推定地である城輪柵が存在する庄内地方を中心に施釉陶器が出土しており、内陸部での出土は少ない。その中で太夫小屋1遺跡の出土量は多く、また、碗・皿より瓶類の出土量が多いことを特徴として指摘している（渡部 2022）。

その他に、指摘できることとして円面硯・風字硯といった硯が多いこと、さらにこね鉢の量が多いことがあげられる。硯に関しては山形県内でも有数の出土量をほこる。墨書き土器や刻書き土器については、墨書き土器が252点、刻書き土器は7点出土している。その内、墨書き土器は須恵器壺の割合が多い。このうち判読出来たものは126点で文字は「成」が118点と多い。その他、「為」「道」「左」「ネ」「富来」「上野？」などがみられる。刻書き土器は須恵器と両黒土器があり、須恵器では壺・托・小型短頸壺に刻まれている。托には「牘」という文字がみえる。

3まとめと今後

太夫小屋1遺跡は現在のところ、9世紀前半の仏堂を配置した置賜郡に置ける重要な官衙（郡衙）という位置づけをされている。建物の規模並びに遺物の特殊性を考慮した判断であり、積極的に遺跡を解釈したものといえる。また、建物の規模も大きい上、地盤の弱い土壤において礎板のみならず筏地業を行った上で建物を建設することは報告書でも指摘されているようにこの場所にそういった建物を建てるという造営者の意思を感じさせる。一方で、郡衙というのであればそれを構成する郡庁・厨・倉庫などといった施設のうち、どういった性格のものか、また仏堂を併設するということであれば寺

院における他の施設はあったのかという検討が必要である。こういった検討は現在のところ行われていない。まず、現状における遺跡の大まかな性格を検討したいと思う。最初に建物であるが特殊な基礎作業を行い、建物の沈下を防いでいること、これは地盤が弱いこともあるが、計画段階で建物が重くなると想定されていたことが考えられる。また、廂付の建物があることから格式のある建物と予想できる。なお、沈下防止と考えられる礎板を敷いた例は道伝遺跡でも確認されている。沈下防止に伴う基礎工法が周辺遺跡でも行われていた可能性を指摘できる。

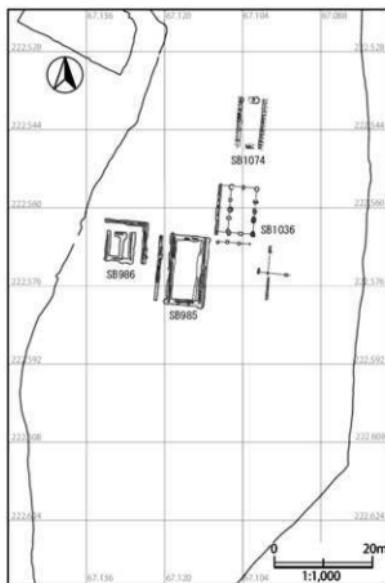
遺物の点では前述した通り、供膳具や硯が多く、また、仏教に関係する遺物が多いことが特徴としてあげられる。これは県内で現在確認されている他の遺跡にはない特徴と言える。また、施釉陶器の存在も重要な要素を持つ。第48回古代城柵官衙遺跡検討会の特集によると施釉陶器の出土傾向は国府とその周辺が多く、郡衙自体での出土は少ないとの傾向が確認されている。また、城柵においては出土の有無があり、出土していくても多くはないとされる。ただし、出羽北館（秋田県域）においては城柵およびその周辺で一定量の出土が確認されている。

こうした遺物の面から考慮すると仏教的側面が強く尚且つ、郡衙の可能性が低くなると言わざる負えない。その上で、格式の高い重厚な建物をこの場所に建造する必要があったということであり、状況から考えると寺院そのものであった可能性を提示することが出来る。なお、この検討以前に太夫小屋1遺跡が寺院であった可能性を佐藤鎮雄が指摘している（佐藤2010）。ただし、瓦の出土がないことから「村落寺院」や「神宮寺」などに近い性格の寺院であり、建物の規模や施釉陶器の存在から建造には地域の有力豪族が関わっていたと想像できる。また、煮炊き具が少ないことから堂宇の配置として「厨」といった施設が付近になかったと考えられる。なお、同遺跡から南に60m離れた太夫小屋2遺跡から布目瓦が出土しており、本遺跡との関連を指摘されているが焼台として製品に発着した状態での搬入であり、太夫小屋1遺跡との関係は見いだせない。またこの瓦がどこで焼成されたものかは確認出来ていない。

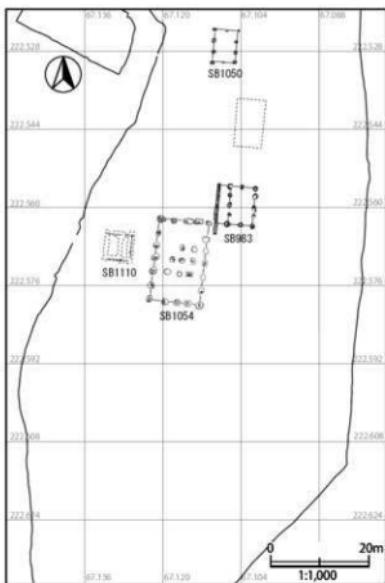
8世紀中葉から後半にかけて日本各地に寺院が増加していく時期にあたる。太夫小屋1遺跡はそういった状況下の中で造営されたものと解釈することも可能である。なお、II期のSB1054は双堂建物である可能性を指摘しておく。太夫小屋1遺跡の位置する川西町内の遺跡である道伝遺跡では「佛」の墨書き器、八幡1遺跡では「佛法為」と書かれた刻書き器が出土しており、仏教に関わる遺物が散見される。今後の周辺遺跡の調査により、より詳細な検討及び研究が進むことを期待したい。

関連文献

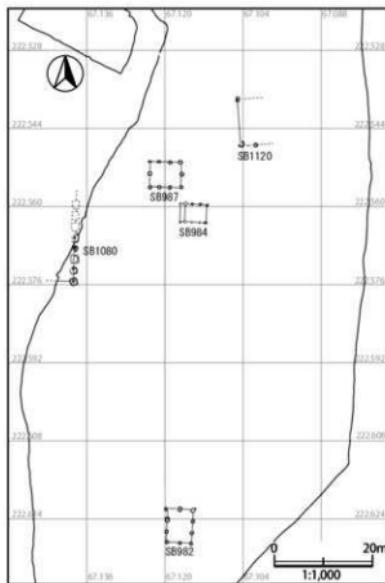
- 1 川西町教育委員会 1984『道伝遺跡一置賜郡衙推定地』川西町埋蔵文化財調査報告書第8集
- 2 佐藤鎮雄 2010「平安初頭における置賜郡の官衙とその周辺」『平安初期の南出羽考古学—官衙とその周辺』山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館
- 3 渡谷純子・高桑弘美 2004「山形県の奈良・平安時代における信仰関連遺物集成—仏教関連遺物を中心にして—」『山形県埋蔵文化財センター研究紀要』第2号
- 4 須田勉 2006「古代村落寺院とその信仰」『古代の信仰と社会』六一書房
- 5 菱田哲郎 2021「遺跡からみた古代寺院の機能」『古代寺院』岩波書店
- 6 村木志伸 2003「出羽南半における官衙関連遺跡—内陸部の様相—」『歴史遺産研究』創刊号
- 7 山形県埋蔵文化財センター 2001『太夫小屋1・2・3遺跡』山形県埋蔵文化財センター調査報告書第81集
- 8 山形県埋蔵文化財センター 2019『八幡1遺跡』山形県埋蔵文化財センター調査報告書第233集
- 9 山中敏史 2002「郡衙の構造と機能」『古代地方官衙遺跡の研究』塙書房
- 10 吉川真司 2021「(古代寺院)への招待」『古代寺院』岩波書店
- 11 渡部裕司 2022「出羽国南部の様相—城輪縄跡を中心に—」『第48回古代城柵官衙遺跡検討会資料』



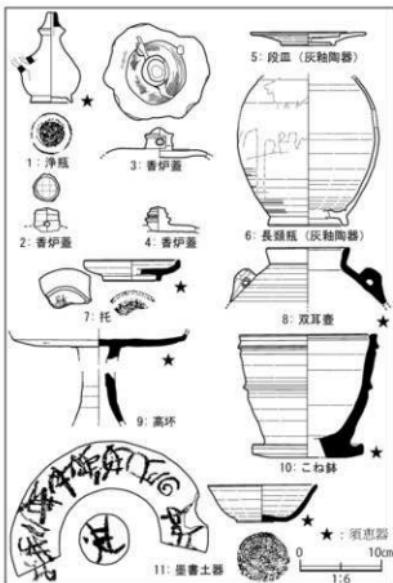
第2図 第Ⅰ期 建物配置図 (山形県埋文セ2001に加筆)



第3図 第Ⅱ期 建物配置図 (山形県埋文セ2001に加筆)



第4図 第Ⅲ期 建物配置図 (山形県埋文セ2001に加筆)



第5図 出土遺物 (筆者再トレスース・一部改変)

その他の官衙関連遺跡

(公財)山形県埋蔵文化財センター 植松暁彦

1 遺跡の概要

山形県には、平安期の出羽国府の酒田市城輪柵跡・八森遺跡以外は、明確に郡衙や居宅、寺院と分かれる遺跡は判然としない。但し、一部区画施設を有し、官衙遺跡に特徴的な出土遺物などから幾つかの遺跡が「官衙関連遺跡」と指摘されており（伊藤・植松 1999）、それらについて概観する。

2 研究史

これまで本県では、「官衙関連遺跡」として、1970 年代は遺跡の面的な調査例が少なく、区画施設のある八森遺跡や堂の前遺跡が、その希少性から官衙の可能性が指摘されてきた（柏倉 1979）。1980 年代に面的な調査が増加し、野尻侃氏は庄内地方北部の板材列で集落を囲む遺跡群（生石 2 遺跡を除く）を当地方特有の「ダシ」や「ヤマセ」など季節風を防ぐ役割を検討する（野尻 1989）。

1990 年代には、川崎利夫氏が、置賜郡の郡衙擬定地を、地名や遺跡の特徴、出土遺物の時期などから 4ヶ所の変遷（高畠町小郡山周辺→南陽市郡山周辺→米沢市大浦遺跡→川西町道伝遺跡）を示し、在地勢力の盛衰により郡衙が移転したとの説を提示される（川崎 1998）。但し、全体に大浦遺跡の倉庫群などのあり方から隣国陸奥国に類似する郡衙は未だ不明な点も多い（植松 2007）。

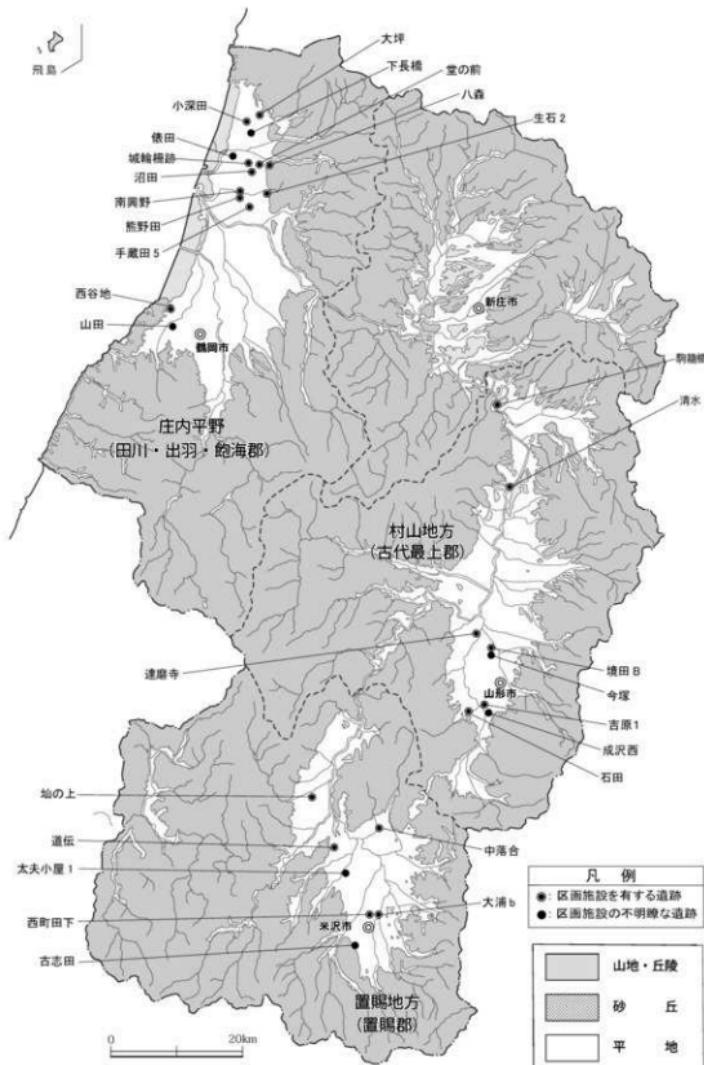
他に、同時期の「古代城柵官衙検討会」の特集でも研究が進められ、特に前述した第 25 回山形大会の特集「山形県の官衙関連遺跡」では県内 49 遺跡が上げられ、そのうち 20 遺跡は特に官衙的な性格が強いとされた（伊藤・植松 1999）。そして、一般的に庄内地方は掘立柱建物、内陸地方は掘立柱建物と竪穴建物で集落構成され、区画施設では庄内は板塀、内陸は掘立柱塀が主であることが指摘された。

2000 年代に入り、筆者は上記の区画施設を有する遺跡を主に整理した。区画施設を有する 16 遺跡を抽出し、平面形態や規模で類型化を行った（植松 2007）。その結果、区画施設の平面形態は正方形基調（A 類）と規則性がないもの（B 類）の 2 種類、規模的には一辺 100 m（約一町）以上（I 類）～同 50 m 前後（III 類）など 4 種類に分類した。これらは、隣国陸奥国の事例から、A I 類が国府・城柵の政府、A III～IV 類が郡衙政府と同一規模にあたる。しかし、A III～IV 類の区画内部の建物構成は、長舎がなく、小型建物と倉庫群でコの字型配置になるなど差異がある。これは、本県特有の特徴とし、その成因を陸奥国に比して郡の広大さや「調」の自国利用可能な遠国規定などに求めた。

次に、上記の中でも建物の全体構造が分かる A III～IV 類の 6 遺跡の建物変遷を、遺構の新旧関係などから整理した（植松 2009）。これからは、遺跡が概ね 8 世紀後半～末葉に出現し、8 世紀末～9 世紀前半に区画施設や内部の倉庫群が集中的に整備されることが分かった。また、同一郡内に同様な遺跡が存在することから「郡以下（郷を含む）レベルの郡衙正倉に供給するための一時集積所（公的）及び在地の「復」などに使用する際の在地勢力の収納施設（私的な性格）」を指摘した。

最後に、前述した 6 遺跡の中で、区画施設内の建物配置がほぼ分かる大浦・石田・中落合遺跡の主体時期の建物構成を整理した（植松 2010）。その結果、区画施設内部の東西に 2 × 2 間の倉庫群が縦列し、北側に中型の同等規模な側柱建物が並列し、中央部に空間地を設ける共通性を指摘した。

近年では、2010 年代に入り、村山市清水遺跡や大石田町駒籠柵遺跡でも区画施設が発見され、特に清水遺跡では平面が長方形基調の 9 世紀代の区画施設が確認され注目された（山形県埋文セ 2020）。また、2020 年の古代城柵官衙検討会秋田大会で、筆者が鶴岡市西谷地遺跡の 8 世紀代に遡る溝の長方形区画が存在する可能性を指摘し（植松 2020）、新たな県内での区画施設のあり方が示され始めた。



第1図 その他官衙関連遺跡の位置図（新規作成）

第1表 主な県内の官衙関連遺跡（新規作成）

3 当該遺跡の概要（第1図・第1表）

本項では、県内の「その他の官衙関連遺跡」の数量が多いため、一部本稿で個別に取り上げた遺跡も含めて概要をまとめて性格を検討する。最初に、先行研究の1999年の城柵官衙検討会での官衙的な性格が強い20遺跡を抽出する。次に1999年以降に発掘され、区画施設のある遺跡（植松2007）で示した8遺跡（駒籠・石田・塙の上・中落合・古志田・山田・境田）を追加し、28遺跡を概観する。

官衙関連遺跡の分類（第2～7図） 上記28遺跡の分類は、前述した先行研究（植松2007）を援用し、区画施設の有無や形態からA～Cの3つに大別できる。区画施設の平面形態が正方形基調のもの（A類）。長方形基調はA'類）、不整形な区画施設を有するもの（B類）、区画施設が不明瞭なもの（C類）である。各々A類11、B類5、C類12遺跡ある。更にA類とB類は、区画施設の規模から一辺100m前後（I類）、同50～100m（II類）、同50m前後（III類）、同50m以下（IV類）に分ける。

これらからは、先行研究で指摘したA I・II類は出羽国府とされる城輪柵跡や八森遺跡が該当し依然として少ないが、新たにA'類とした区画施設の平面長方形基調ものが複数散見される。A III・IV類はやや多く、県内にも隣国陸奥国（宮城県）と同様の郡衙政府規模が一定量あることが分かる。

なお、C類は、長舎の有無や多量の墨書き土器、官的な遺物などの多寡で官衙関連遺跡とした。調査区の制約などで不明瞭な部分もあるが、建物構成で判断すれば、長舎の比率が高い遺跡（C 1類）、長舎と倉庫が一定量ある遺跡（C 2類）、長舎や倉庫が少なく、小型の2×3間、3×4間などの一般集落と同じ建物が主体の遺跡（C 3類）などに分けられる。

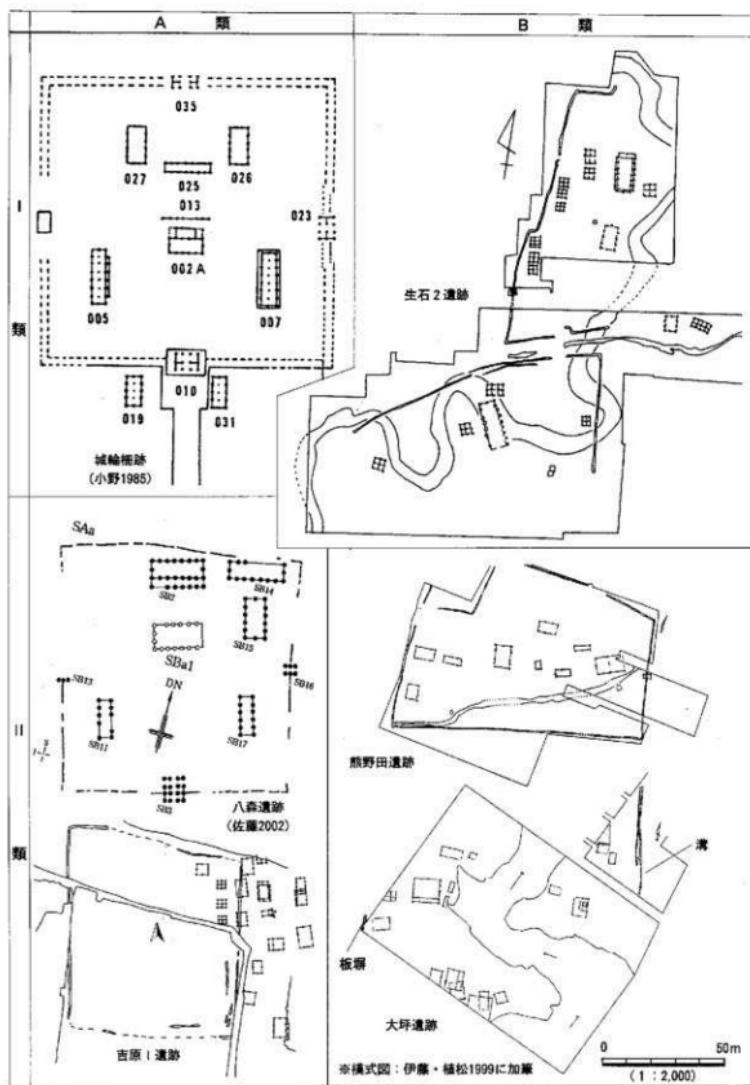
官衙関連遺跡の分類による比較 さて、第1表をみると、建物構成や出土遺物などで幾つかの特徴が窺えた。特に構造では、長舎（2×5間以上の大型建物）、倉庫（2×2間の小型建物。総柱含む）、遺物では墨書き土器（木簡含む）など文字資料、官衙的な遺物とされる石帶・硯・施釉陶器の有無や数量の多寡に特徴が認められる。A～C類の分類毎に概観する（第2～7図）。

A類 県内各地域で複数遺跡あり、庄内地方は板塀、内陸地方は掘立柱塀や溝を主とする。一般的な国府や郡衙と同じ平面形態が正方形基調の区画を持つが、規模の大きい出羽国府とされる城輪柵跡・八森遺跡（A I・A II類）以外は、長舎の比率が低く、倉庫群が主体で直列・並列する建物構成から、公的な倉庫群の性格が強いと考えられる。このA類で主体を占めるA III・IV類は、倉庫的な役割や性格が強いためか、国府や郡衙に多い曹司的な長舎や、人名・場所・祭祀的な文字を表す墨書き土器、官衙的遺物の数量が少なく、遺跡内の活発な活動は希薄に見える。

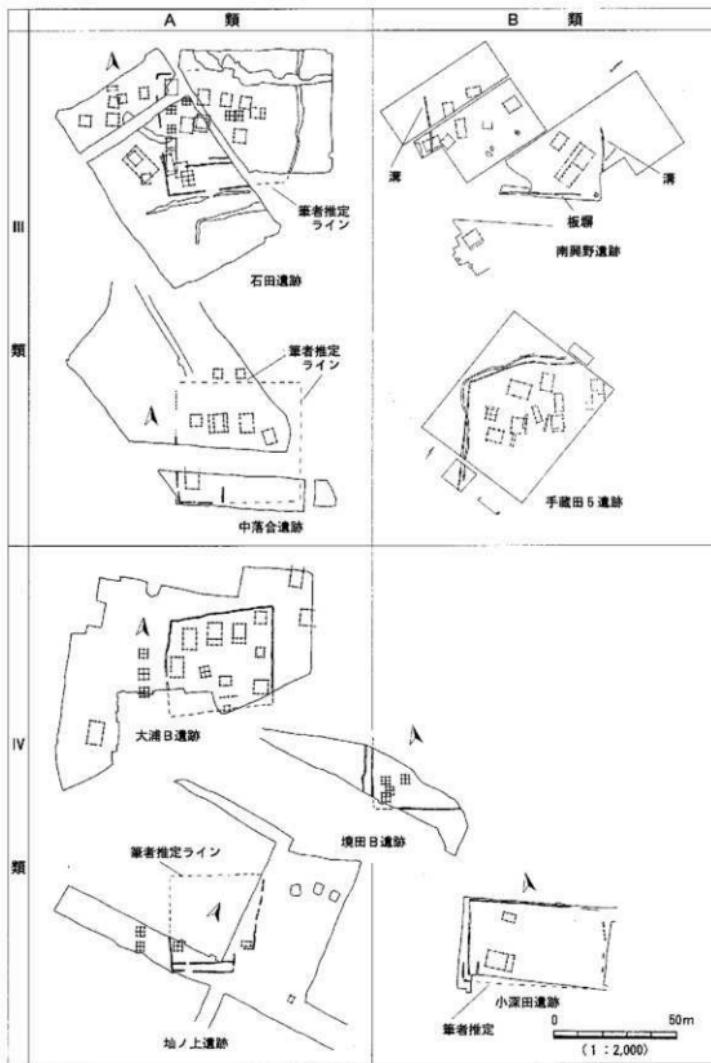
A'類 近年調査・研究された長方形基調の区画施設を有する西谷地（A' I類）、清水遺跡（A' II類）があたる。前者は、長舎と倉庫を有し、A I・II類（大規模）とA III・IV類（小規模）の中間的要素を示すが、墨書き土器の豊富さなどは、B・C類に類似し、A類の中でもやや異質な性格が推測される。後者は、全体にA III・IV類（小規模）と類似するが、建物構成がA III・IV類のように区画内の南側に空閑地は持たず、2×2間の倉庫群も直列しないなど異なる点もある。

B類 現状で庄内地方に多く、庄内特有の板塀が主体である。そして、全体に生石2遺跡を除き、長舎や倉庫は遺跡内の建物群内での比率が低く、一般集落に多い小型の建物群が主体である。

一方で、B類には、文字資料の墨書き土器点数が50点以上ある遺跡が多く、同一文字の墨書き土器点数も多い。その中には「田家」・「田者」（木簡）などその遺跡の性格や從事者を表す文字資料もある。また、B類では、官的遺物も全体に所有率が高く、大坪遺跡のように灰釉陶器が多く（18点）出土する遺跡もある。これらからは、建物構成は一般集落的な要素が強いが、多量の墨書き土器や官衙的な遺物から、官人や有力層（識字層）との関りや、地域での拠点的な性格が強いことが考えられる。なお、大規模なB I類の生石2遺跡は、長舎の高い比率はA I・II類（大規模）や一部C類、倉庫群の

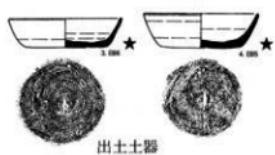


第2図 区画施設のある遺跡の模式分布図（1）（植松2007）



第3図 区画施設のある遺跡の模式分布図（2）（植松 2007）

吉原 I 遺跡（山形市）



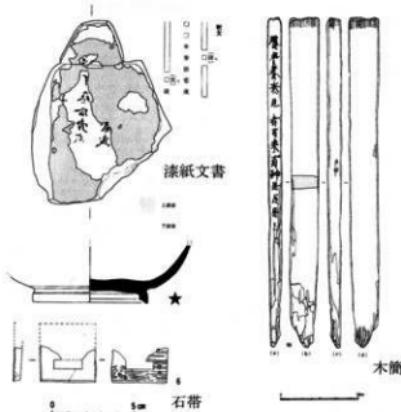
中落合遺跡（南陽市）



境田 B 遺跡（山形市）



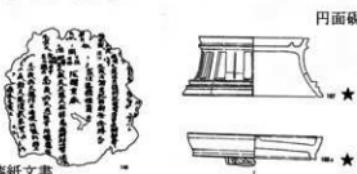
生石 2 遺跡（酒田市）



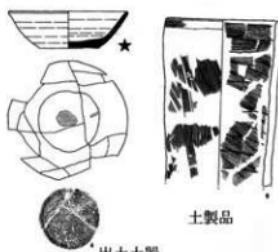
石田遺跡（山形市）



大浦 B 遺跡（米沢市）

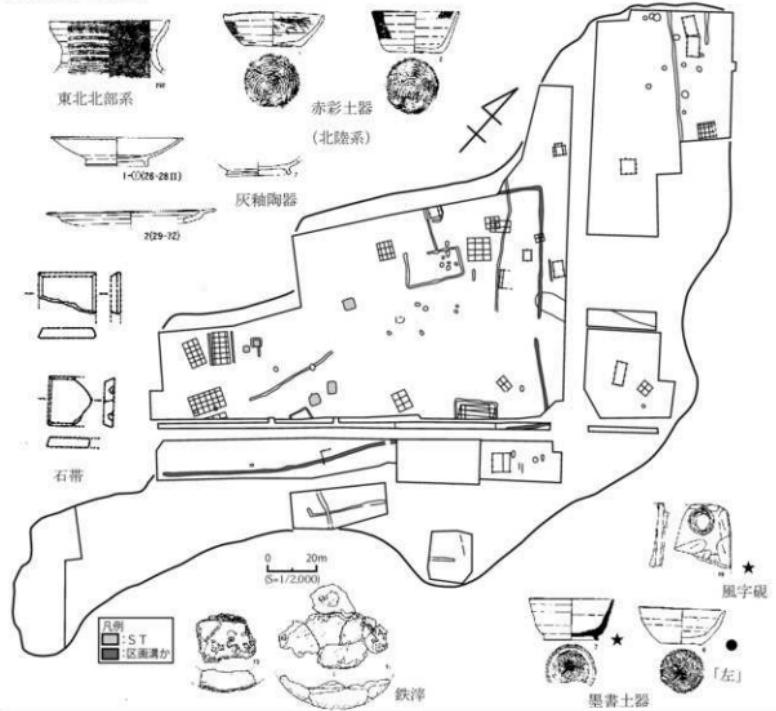


埴ノ上遺跡（長井市）

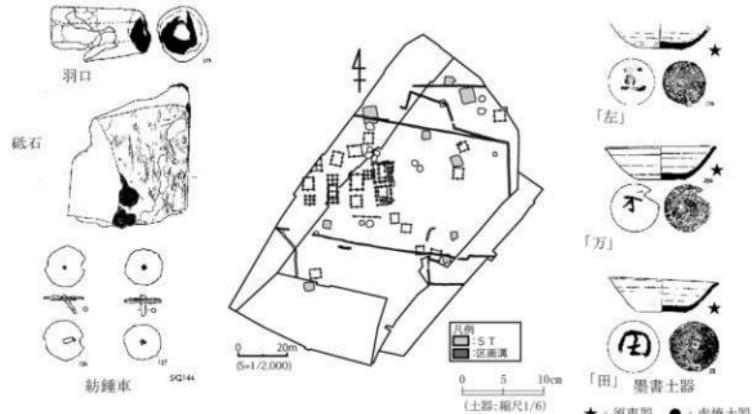


第4図 区画施設A類の主な出土遺物（伊藤・植松 1999 から作成）

西谷地遺跡（鶴岡市）

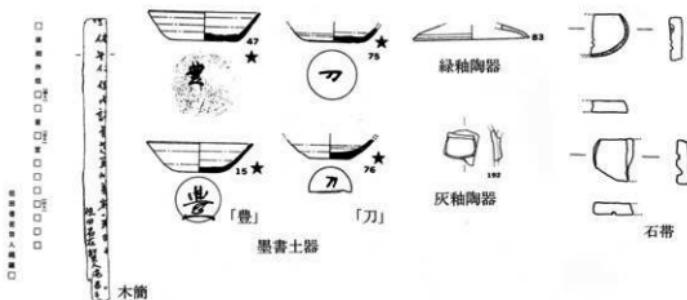


清水遺跡（村山市）

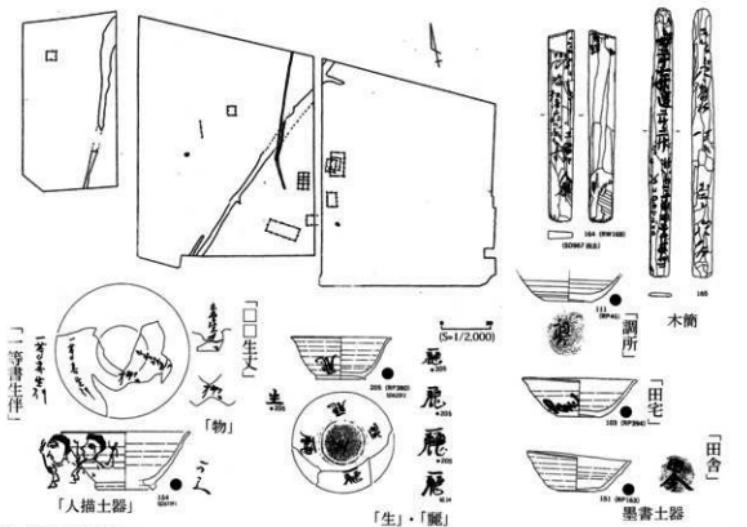


第5図 区画施設A'類の遺構分布と主な出土遺物 (山形県埋文セ 1994・1996・2016・2020 から作成)

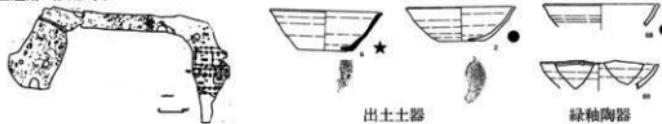
熊野田遺跡（酒田市）



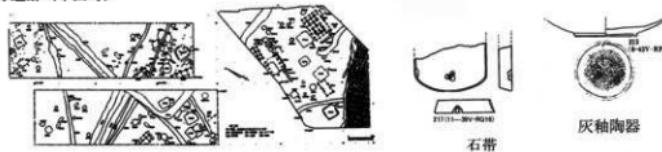
今塚遺跡（山形市）



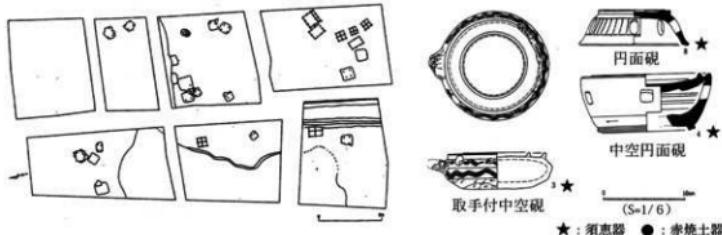
成沢西遺跡（山形市）



達磨寺遺跡（中山町）



西町田下遺跡（米沢市）



第7図 区画施設の不明瞭なC類の遺構分布と主な出土遺物（新規作成）

高い比率もA類に類似する。一方で多量の墨書き土器はB類の特徴と合致し、B類の範疇ながら建物構成が一般的なB類とは様相が異なり、性格もややB類の一群とは異なる上位階層の性格が窺える。

C類 県内各地域で複数遺跡ある。区画施設を持つものは、調査区の制約から形態は不明瞭だが、庄内地方が板材塀、内陸地方が溝など主で、区画施設が不明・未確認のものが半数以上ある。建物構成では、長舎を有する遺跡がA・B類よりも多く一定量あり、倉庫は低調か若干有するほどである。但し、全体に長舎の比率が高い遺跡は倉庫比率が低く、逆に倉庫比率が高い場合は長舎がほぼ無いか少ないと傾向もある。なお、掘立柱建物より堅穴建物が多い遺跡（達磨寺・西町田下）もあり、やや多様な様相を示す。

一方で文字資料は、A類に類似し出土数が少ない遺跡と、B類に類似する多量に墨書き土器を有し、同一文字を有する遺跡（山田・沼田・今塚・太夫小屋・道伝・古志田東）が一定量ある。官的遺物は、全体にB類に類似し、一部で多量の円面鏡（西町田下・太夫小屋）・施釉陶器（沼田・下長橋・太夫小屋）を有する遺跡がある。これらからC類は、明瞭な区画施設や規模は不明だが、部分的な区画施設や長舎、文字資料・官的遺物の多寡から、今後発掘の進展で区画施設（A・B類）を有する可能性もあり、一部官的な長舎の高比率から一定の官の関与も推測される。また、補助的に倉庫を有し、在地的な堅穴建物なども持つ集落構成や、墨書き土器や木簡が多く、官的遺物も一定量有するあり方などから、官的な影響を受けた地域の在地有力層の存在なども推測される。

4まとめ

最後に、特に区画施設があるA・B類を主に、時期的変遷や郡域などを整理し、まとめにかえる。なお、郡域は、先行研究を援用し（伊藤・植松 1999、伊藤 2008）、最上川以南の庄内地方南部（田川郡）、同以北の同中央部（出羽郡、酒田市周辺）、同北部（鮭海郡、遊佐町周辺）、内陸地方の置賜盆地（置賜郡）、山形盆地南部（最上郡）、同北部（村山郡、877年に最上郡より分郡）として検討する。

8世紀後半代 A類が多く、区画施設が長方形基調のA'類が出現し、C類も若干認められる。

A類では、庄内地方南部で西谷地、内陸地方で置賜盆地の中落合・大浦B、山形盆地南部の吉原・石田遺跡などがある。庄内地方南部（田川郡）の西谷地（A' I類）は、概ね8世紀後半に出現し、8世紀末～9世紀前半に大規模な区画施設を有した可能性があり、隣接する宮城県や福島県の7～8世紀代に認められる長方形基調に類似する。同遺跡では北陸系譜の赤彩土器、東北北部系の多重沈線の甕などが出土し、南北の交流地点（地域的拠点）の様相も認められ、文献にみえる8世紀前半の県内では未確定の「出羽柵」に後続する遺跡の可能性も窺える。内陸地方では、置賜盆地（置賜郡）の大浦B（AIV類）・中落合（AIII類）、山形盆地（最上郡）の吉原I（AII類）・石田（AIII類）があり、吉原Iを除き、一辺50m前後の小規模なAIII・IV類が集中して出現し、倉庫群が主体のコの字状の建物構成が類似する（第8図・第2表）。これらから、内陸地方では同一郡内に小規模な倉庫群を主体とする遺跡が複数存在し、一般に郡衙に付随の大規模な正倉とは異なる様相を示す。

C類では、庄内地方中央部（出羽郡）で依田、内陸地方（置賜郡）で西町田下がある。前者は、同時期の8世紀末～9世紀初頭（延暦・弘仁年間）創建の城輪柵跡に西接し関連性が推測される。後者は、掘立柱建物より堅穴建物が主体で、小規模な倉庫が若干付属し、多様な円面鏡を有する。これは、堅穴建物を主体の内陸地方の一般的な集落に、官的な要素が加わった初現的な形態ではないか。

9世紀前半 A～C類の遺跡が認められ、大小のB類の遺跡が出現する。A類では、前代と同じく内陸地方の置賜郡に塙ノ上（AIV類）などが増える。塙ノ上も前代の大浦Bと同様な小規模な正方形基調の区画施設を有し、倉庫を主体とした建物構成である。B類では、出羽郡に生石2（BI類）、手藏田5（BIII類）が出現する。两者とも不整形な区画施設があり、特に生石2には出羽国府城輪柵

にみられる長舎が出現し、倉庫も一定量並ぶ建物構成で、多量の墨書き器（同一文字の墨書）を有する遺跡の特徴も出現する。

C類では、庄内地方では田川郡の山田（C3類）、出羽郡の沼田（C1類）、内陸地方では置賜郡の太夫小屋1（C1類）、道伝（C1類）がある。これらは山田遺跡を除き、C1類とした長舎の比率が高く、倉庫の存在が不明瞭な遺跡が多いが、多量の墨書き土器や木簡の文字資料の豊富さは類似し、各地域に区画施設を伴わない官衙的施設が出現し始めたかもしれない。

9世紀後半 A～C類が認められる。特にA類では城輪柵跡(A I類)に後続する堂の前や八森など、清水など大規模なものが認められ、中規模なB類の遺跡が増える。A類は、庄内地方中部に堂の前(A I類)、八森(A II類)など大規模な遺跡が出現し、内陸地方では村山郡に清水(A' II類)など長方形基調の区画施設を有する遺跡が出現する。但し、庄内地方では長舎が主体でコの字型配置など官衙的に対し、清水は倉庫群が主体で様相が異なる。B類では、出羽郡に熊野田(B II類)、飽海郡に大坪(B II類)小深田(B IV類)が出現する。これらは、不整形な区画施設を有し、小深田を除いて、大規模なものが多い。建物構成は、一般集落と同じだが、多量の墨書き土器や木簡、官的な遺物(熊野田は石帯2点、大坪は灰釉陶器が18点)が多い。

C類では、最上郡で今塚(C 2類)・達磨寺(C 3類)が確認できる。前者が掘立柱建物のみで構成され、



第8図 区画施設正方形基調A III・IV類の共通する建物構成（植松 2010）

第2表 方形区画施設のある遺跡の変遷（植松 2007 に加筆）

遺跡 位置	置賜郡		農上郡		村山郡*		田川郡*		備考・文献事項	
	大須B	中落合	埴ノ上	石田	吉原I	境田田	鶴嶺	清水	西谷町	
米沢市	南陽市	長井市	山形市	山形市	山形市	大石田町	村山市	鶴岡市		
分類	AIV類	AII類	AV類	AIII類	AII類	AII類	AII類か	A II類	A II類	
接続河川	松川 200m	上無川 100m	野川 500m	本沢川 400m	須川 200m	馬見ヶ崎川 20m	農上川 100m	農上川 1000m	大山川 2500m	
接続合流点	羽黒川 0.6km	農上川 3.5km	須川 3.0km	須川 2.0km	本沢川 0.5km	高瀬川 0.6km	野尻川 0.1km	大旦川 4.0km	大戸川 3.0km	
8世紀	1/4									712年：出羽国創建
	2/4									733年：秋田城に国府移転
	3/4	I期 ST群	I期 区面・SB群	I期 ST群	I期 SB群	I期 SB群	I期 区面・ST群	前半 区面・SB群	776年：宝亀の乱	
	4/4	II期 Ⅳ期 区面・SB群	II期 区面・SB群	II期 区面・SB群	II期 SB群	II期 SB群	II期 区面・ST群	後半 区面・SB群	8世紀後半・正貞火災 781～823年：出羽国府が移転	
9世紀	1/4	III期 IV期 区面・SB群	III期 区面・SB群	III期 区面・SB群	III期 SB群	III期 SB群	III期 区面・ST群	795年：都督正倉を郷に分散	822年：收穫近辺に小院設置	
	2/4	SB・SK群		II期 区面・SB群	II期 SB群	II期 SB群	II期 区面・ST群	大型ST	843年：倉庫の調査が矢 850年：嘉祥地震	
	3/4	SD・SB	IV期 SK群	IV期 SK群	IV期 SK群	IV期 SK群	IV期 区面・SB群	9C2~3/4 ST・SB群	850年：嘉祥開き資本 863年：農上郡が山郡郡分離	
	4/4	SB・SK					III期 区面・SB群	9C3/4~ SB群	876年：元慶の乱	

* 植松2007を転載し、村山郡・田川郡は近年の調査・研究に伴い筆者が追加加筆。網は区画施設の主体時期を表す。

長舎や倉庫を有し、多量の墨書き土器や木簡など文字資料を保持するのに対し、後者は堅穴建物が主体で、その中に廂付直柱大型建物（ 2×4 間）や鍛冶関連遺物などを有するなど違いがある。総じて、前者は後者より官衙的要素が強く、後者は在地の要素が強いと指摘できるかもしれない。

10世紀前半 主に B・C 類が認められるが、遺跡数は県内的一般集落と同じく激減する。A 類は、庄内地方の八森（A II 類）などが継続した可能性があるが、一般に嘉祥地震（850 年）に伴い移転した「高畠国府」とされ、区画施設が正方形基調のものは国府関連のものに限定的になる。B 類では、出羽郡に南興野（B III 類）が出現する。中規模な不整形な区画施設を有し、建物構成はほぼ一般集落と同じだが、他の B 類にはない長舎が 1 棟ある。遺物は、多量の墨書き土器や同一文字が多いなど他の B 類と同じ傾向が認められる。

C 類は、飽海郡の下長橋（C I 類）、最上郡の成沢西（C I 類）、置賜郡の古志田（C I 類）が確認できる。これらは、全て掘立柱建物のみで構成され、その内で長舎の比率が高い特徴を有し、明確な倉庫は認められない。但し、遺物では下長橋・古志田で多量の官的遺物が認められる類似した傾向があり、古志田遺跡では「船津」や複数人名を記す木簡、下長橋では多量の灰釉陶器や綠釉陶器、成沢西では綠釉陶器が出土し、一般集落とは異なる、官人層や在地有力者層の台頭も推測される。

関連文献

- 伊藤邦弘・植松暁彦 1999 「山形県の官衙関連遺跡」『第 25 回古代城柵官衙遺跡検討会』古代城柵官衙遺跡検討会
伊藤邦弘 2008 「山形県出土の墨書き土器・刻書き土器」「古代北方地域出土文字資料」山形県『青森県史古代 2』青森県
植松暁彦 2003 「今塚遺跡の再検討とその性格」『研究紀要 創刊号』(財) 山形県埋蔵文化財センター
植松暁彦 2004 「山形市今塚遺跡出土の墨書き土器について」『山形県地域史研究』山形県地域史研究会
植松暁彦 2007 「山形県における古代の区画施設を有する遺跡群について」『さあべい第 23 号』さあべい同人会
植松暁彦 2009 「山形県における古代の区画施設を有する遺跡群（2）」『山形考古第 9 卷 1 号』山形考古学会
植松暁彦 2010 「古代の平面正方形区画施設の内部構造」『年報 平成 21 年度』(公財) 山形県埋蔵文化財センター
植松暁彦 2018 「山形県の墨書き土器からみた古代氏姓の地域性について」『さあべい第 32 号』さあべい同人会
植松暁彦 2020 「出羽国南半の未発見城柵」『第 46 回古代城柵官衙遺跡検討会資料集』
柏倉亮吉・小野忍他 1982 『山形県史』山形県
加藤 稔 1996 「出羽南半の古代」『図説 山形県の歴史』河出書房新社
北村優季 1997 「律令国家と出羽国」『山形考古 第 6 卷 1 号』山形考古学会
川崎利夫 1998 「置賜郡衙はどこにあったか—その変遷について試論」『うきたむ考古 3』県立うきたむ考古資料館
齋藤俊一 1996 「宮ノ下遺跡及びその周辺遺跡について」『第 22 回古代城柵官衙検討会』古代城柵官衙検討会
進藤秋輝 2004 「城柵」『古代の官衙遺跡 II 遺物・遺跡編』奈良国立文化財研究所
十川陽一 2017 「律令国家と出羽国—地域の特質について基礎的考察」『歴史・地理・人類学論集 18 号』山形大学
平川 南 2000 『墨書き土器の研究』吉川弘文館
野尻 侃 1989 「まとめ」『小深田遺跡発掘調査報告書』山形県埋蔵文化財調査報告書第 140 集
松村恵司 1998 「正倉の存在形態と機能」『古代の稻倉と村落・郷里の支配』奈良国立文化財研究所
三上喜孝 2013 『日本古代文字と地方社会』吉川弘文館
村木志伸 2003 「出羽南半における官衙関連遺跡」『歴史遺産研究創刊号』東北芸術工科大学
村木志伸 2004 「出土文字資料からみた今塚遺跡」『シンポジウム古代の祈り』
山形県埋蔵文化財センター 2020 『清水遺跡』山形県埋蔵文化財センター調査報告書第 238 集
山中敏史 1994 『古代地方官衙遺跡の研究』塙書房

所在 地 山形県酒田市大字生石字願瀬山・柳沢

立地環境 最上川と相沢川が合流して庄内平野に流れ込む北側の丘陵斜面。標高約 40 m 前後

発見遺構 須恵器窯

年 代 9世紀第1四半期

遺跡の概要

願瀬山古窯跡群は酒田市大字生石集落の東側にある丘陵の、西に面した斜面に立地している（第1図）。願瀬山古窯跡群が位置する丘陵には、泉谷地窯跡、泉森窯跡、山楯5遺跡、山海窯跡などが集中しており、この一帯は酒田東部丘陵古窯跡群と称されている。

これまで2回の発掘調査が行われ、共に川崎利夫・佐藤慎宏氏らが主担当となり、酒田中央高校社会研究部（現在の酒田光陵高等学校）が発掘調

査を実施した。最初の調査は1965年に1号窯、2回目の調査は1968年に4号窯が発掘調査されている。10基の須恵器窯が確認され、発掘調査されたのは2基のみである（第2図）。

1 窯体について

願瀬山古窯跡群で発掘された2基の窯体を第3図に、計測値は第1表に示した。2基とも半地下式窯を呈する。1号窯の煙道部は9号窯の焚口部になっていた。つまり、1号窯の操業後に、その煙道部を焚口とした9号窯が操業したことが窺える。また、灰原も一部道路建設に伴い破壊されている。1号窯の平面は焼成部が僅かに膨らむ長方形を呈する。焚口の両側壁には人頭大の山石を配し、さらに燃焼部と焼成部の間を画るように20cm前後の山石が配されている。窯体の内部の施設としては、焼成部中央付近に溝を有する。4号窯の平面は燃焼部から焼成部にかけて、ほぼ幅が変化しない砲弾形を呈する。焚口から燃焼部にかけて石が配置されている。焚口から燃焼部にかけて石が配置される窯は、同じ丘陵上に位置する山海窯跡や泉森南窯跡等でも多数確認されている。

2 出土遺物について

願瀬山古窯跡群から出土した須恵器については阿部明彦・高桑弘美氏により、近接する泉谷地古窯跡群出土の須恵器と併せて、改めて図化した資料を以て報告されている（阿部・高桑2001）。一部、1号窯に4号窯の資料が混在している可能性が指摘され、1・4号窯併せた資料として報告されている（第4図）。器種組成は蓋、有台坏、無台坏、有台皿、壺の25点掲載されている。有台坏は法量から大きく2タイプに分かれること、無台坏は、口径・器高にまとまりはみられるが、底径にばらつきがある。切離し技法については、有台皿（25）のみ回転糸切りで、高台が高く新しい要素があり、混入の可能性が高い。他はすべて回転ヘラ切りである。胎土は海綿骨針を含むものが多い。

3 供給先等について

本窯跡から北西方向に約4.8km地点に位置する沼田遺跡（酒田市）から1・4号窯産とみられる須

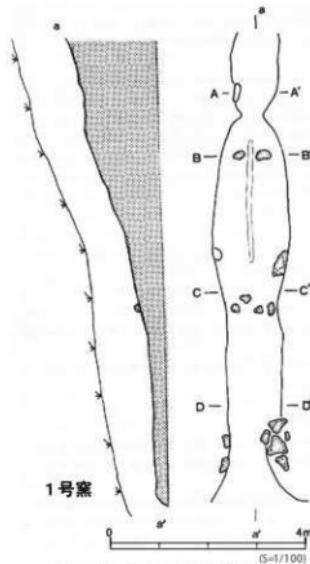


第1図　願瀬山古窯跡群の位置図

恵器群がみられる。9世紀第1四半期頃、当該地周辺では城輪柵の造営が想定され、それに伴う公的機関や集落への供給と推測される。

関連文献

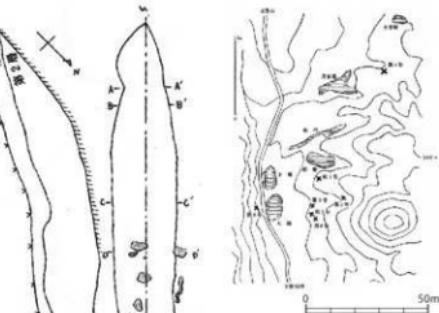
- 1 阿部明彦・高桑弘美 2001 「願瀬山・泉谷地古窯跡群出土の須恵器—酒田東部丘陵古窯跡群の研究—」『庄内考古学』第21号
- 2 川崎利夫 1966 「酒田市願瀬山第一号古窯址の調査概要」『庄内考古学』第1号
- 3 川崎利夫 1979 「酒田市願瀬山1号古窯跡の須恵器」『さあべい』第3巻・第2号
- 4 佐藤禎宏・佐藤潤子 1971 「酒田市願瀬山第四号古窯跡」『山形史学研究』第7号
- 5 山形県教育委員会 1984 『沼田遺跡』山形県埋蔵文化財調査報告書第78集



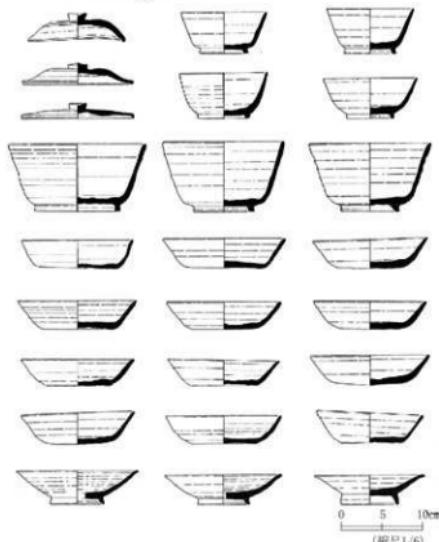
第3図 願瀬山古窯跡群の窯
(文献4から作成)

遺構名	1号	4号
構造名	半地下	半地下
排煙部	—	傾斜
燃焼・焚口	同幅	同幅
窯体水平長	※ 770	670
窯体実長	※ 780	710
焼成部長	※ 450	470
燃焼部長	※ 320	200
最大幅	160	140
焚口幅	110	110
焼成境幅	120	120
窯尻幅	80	80
焼成部床傾斜	※ 16°	25°

第1表 願瀬山古窯跡群計測表
(※は残存値、単位はcm) (文献2・4から作成)



第2図 願瀬山古窯跡群
概要図 (文献4)



第4図 願瀬山古窯跡群1・4号出土遺物
(文献1から作成)

所 在 地 山形県酒田市大字生石字泉森

立地環境 泉森窯跡：酒田東部丘陵上。標高約80 m

泉森南窯跡：小谷の東側斜面、北側斜面。標高約70 m

発見遺構 瓦・須恵器窯、灰原、土坑ほか

年 代 9世紀第1四半期

遺跡の概要

泉森・泉森南窯跡は、出羽山地の一画、酒田東部丘陵上に位置する（第1図）。その西側には広大な庄内平野が広がる。両窯から出羽国府に比定されている城輪柵跡までは、およそ10kmの道程である。

泉森窯跡は、2001年に農道整備の工事中に発見され、緊急発掘調査を行うこととなった。調査期間はおよそ2ヵ月間、国府に比定された城輪柵跡の創建瓦を焼成した窯だったが、わずかな期間人目に触れたのみで地上から消滅した。

泉森南窯跡は、泉森窯跡の発見を受けて翌年度に実施された分布調査で発見された。周辺では頬瀬山古窯跡、泉谷地古窯跡、山櫛古窯跡などの窯が調査されており、窯としての立地にも適していたと考えられる。

両窯跡で検出した窯は、半地下式無階無段窯であり、出土遺物から、瓦陶兼業窯であることが確認された。ただし、泉森南窯跡からは、瓦の出土は少く、須恵器を中心とした操業だったと言える。

泉森窯跡

窯の規模は、全長8.7m、幅1.2～1.8m、深さ0.9～1.5m前後である（第2図）。焚口部付近には人頭大の礫が散乱している。これらは、左右両壁に構築された石組が崩落したものと考えられる。焚口部の前側には灰原が大きく広がり、厚い堆積層を形成している。窯内部には、崩落した天井部や窯壁などが堆積し、その上に自然堆積による黒色土が入り込んでいる。これらを除くと、残置された大量の須恵器や瓦が現れる。灰原からの出土も多く、この調査で得られた遺物量は319箱であった。

土器 出土した須恵器には、蓋、坏、高台付坏、台付皿、横瓶、短颈壺、長颈壺、三耳壺、小壺、堀、甕類などがある。赤焼土器では、甕と長胴甕が出土した（第3図）。坏類、台付皿の底部は回転ヘラ切りで、系切り痕は確認できなかった。

瓦 瓦の出土量は210箱である。軒丸瓦には単弁十弁蓮華文軒丸瓦と単弁八弁蓮華文軒丸瓦の2型式があるが（第4図）、軒平瓦は出土しなかった。ほかに平瓦と丸瓦がある。

軒丸瓦 単弁十弁蓮華文軒丸瓦は全て同范であるが、范に彫り直しが認められるため、2時期に分けられる。彫り直し部分は、瓦当面の内区周縁部にある先端を中心部に向かた三角形の文様である。弁と弁の間に一つずつ配置されており、弁数と同じく10個所に配されるのが自然であるが、なぜか3



第1図 泉森窯跡、泉森南窯跡、城輪柵跡の位置

個所のみである。瓦当面の径は 168 ~ 173mm である。丸瓦との接合は、瓦当裏面に丸瓦の広端面を載せ凹面側と凸面側に粘土を貼り付け補強する手法をとる。

単弁八弁蓮華文軒丸瓦では、欠損個所以外の各弁間に三角文が配されている。内区周縁部に三角文が配されていることから、単弁十弁蓮華文軒丸瓦に彫り直しが加えられた時期と同じ頃か、あるいは後に製作された可能性が高い。十弁から八弁へと弁数が減ることと、蓮弁の表現が平面的になっているのは、文様の省略によるものであり、十弁のものより後出であると考えられる。出土数はわずかであり、補修などを目的に追加生産されたのかも知れない。瓦当面の径は 190mm である。

丸瓦 各寸法は、長さ 398mm、広端側の幅 150mm、玉縁端面側の幅 111mm 前後である。全て玉縁式丸瓦である。製作技法は、粘土紐を用いた模骨巻き作りである。凹面には布目が、凸面にはナデ消されているものもあるが、繩叩きが明瞭に認められる。

平瓦 長さ 410mm、狭端側と広端側の幅に差違は見られず 270mm 前後である。製作技法は、粘土板一枚作りであり、凸面には繩叩きが認められる。また、凸面には成形台の痕跡が認められることから、凸面に繩叩きを行った後に、瓦を裏返し凹面側を表に、凸面側を裏にして成形台に設置したことが分かる。その後、凹面側にはナデが施され布目が消される。また、この時点で成形台に合わせて瓦の湾曲を整えたと考えられる。成形台の痕跡とは、凸面側の中心線上に 2 個所見られる幅 45mm、長さ 35mm ほどの浅い溝みである。特徴的なのは、平瓦の横断面形である。通常の平瓦の横断面は緩やかな円弧状を呈するが、泉森窯跡の平瓦は逆台形状を示す。すなわち中央付近が平坦で、側縁部付近が直線的に立ち上がる形状を呈している。

まとめ 泉森窯跡で製作された軒丸瓦の内、十弁のものの古段階のみが城輪柵跡でも出土が確認されている。今後詳細に調査すれば、新段階や八弁のものも見つかるかもしれない。本窯跡で生産された瓦、須恵器の多くは、城輪柵跡やその周辺の施設に供給されたものと考えられる。

山形市の小松原窯跡から本窯跡出土のものと類似した瓦類が出土している。詳しくは小松原窯跡の稿に記載した。

泉森南窯跡

窯の規模は、全長 8.4 m、幅 1.7 m、深さ 0.52 ~ 0.96 m 前後である（第 5 図）。焚口部と燃焼部の左右両壁は石組によって構築されていた。は焚口部の前側には灰原が大きく広がり、厚い堆積層を形成している。窯内部には、崩落した天井部や窯壁などが堆積し、その上に自然堆積による黒色土が入り込んでいる。これらの堆積層を除くと、残置された大量の焼成不良あるいは破損した須恵器坏や甕類が現れる。灰原からの出土も多く、この調査で得られた遺物量は 200 箱であった。

土器 出土した須恵器には、蓋、坏、高台付坏、長頸壺、短頸壺、甕類、横瓶、鉢などがある。赤燒土器では、長胴甕と壠が出土した（第 6 図）。坏類の底部には回転ヘラ切りで、糸切り痕は確認できなかった。

瓦 丸瓦と平瓦が数点ずつ出土した。軒丸瓦、軒平瓦は出土しなかった。いずれも泉森窯跡出土のものと同様の瓦である。

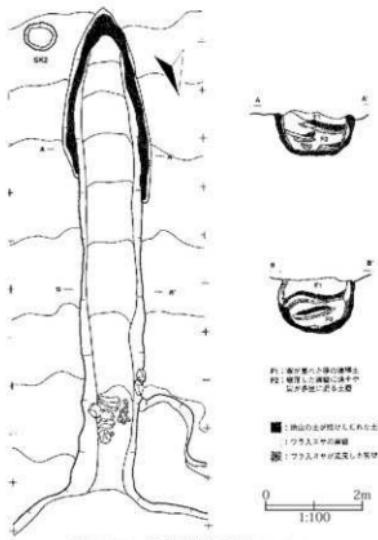
丸瓦 各寸法は、長さ 380mm、広端側の幅 150mm、玉縁端面側の幅 108mm 前後である。全て玉縁式丸瓦である。製作技法は、粘土紐を用いた模骨巻き作りである。凹面には布目が、凸面にはナデ消されているものもあるが、繩叩きが明瞭に認められる。

平瓦 長さ 400mm、狭端側と広端側の幅に差違は見られず 270mm 前後である。製作技法は、粘土板一枚作りであり、凸面には繩叩きが認められる。また、凸面には成形台の痕跡が認められる。平瓦の横断面形は、やはり逆台形状である。

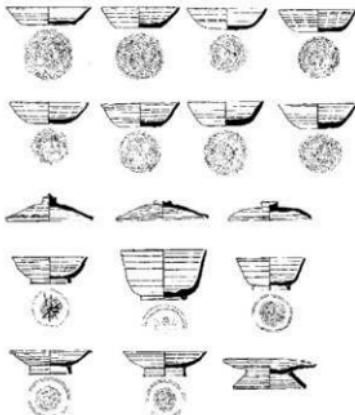
まとめ 泉森窯跡と泉森南窯跡は近接して存在しており、窯の形状、焼成した製品についても大きな違いはない。両窯跡とも城輪柵の創建時に必要とされた製品を焼成するために構築されたものと考えられる。ただし、泉森窯跡で出土したものの内、軒丸瓦、台付皿、三耳壺などは、泉森南窯跡では出土しなかった。創建時に必要な軒丸瓦、灰釉陶器の模倣と考えられる台付皿、特殊な把手が着いた三耳壺などが出土している泉森窯跡の方がより重要な製品が焼成されたようだ。また、両窯跡に時期差があったとすれば、軒丸瓦を焼成した泉森窯跡の方が古かったであろう。泉森南窯跡から出土した瓦は丸・平瓦のみで数も少ないとから、城輪柵創建時に必要な数から不足した分を焼成したのだろう。

関連文献

- 1 水戸部秀樹 2003『城輪柵跡出土の軒丸瓦』『研究紀要』創刊号 財団法人山形県埋蔵文化財センター
- 2 水戸部秀樹 2009『泉森窯跡と小松原窯跡出土の瓦について』『さあべい』第25号
- 3 財団法人山形県埋蔵文化財センター 2004『泉森窯跡 坂ノ下遺跡発掘調査報告書』山形県埋蔵文化財センター調査報告書第129集
- 4 財団法人山形県埋蔵文化財センター 2005『泉森南窯跡発掘調査報告書』山形県埋蔵文化財センター調査報告書第138集



第2図 泉森窯跡 SQ1 (文献3)

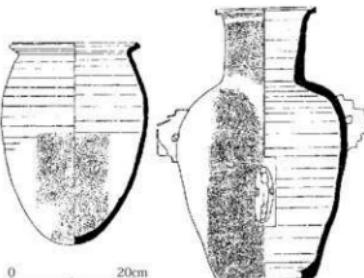
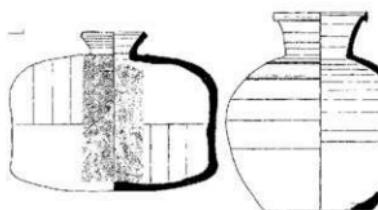


絵：出土した器の種類
左：腰部有り、腹部有り
右：腰部無し、腹部有り

■：地山の土が焼けた土器
(ワラスモヤや赤銅)

■：ワラスモヤが高火で焼け

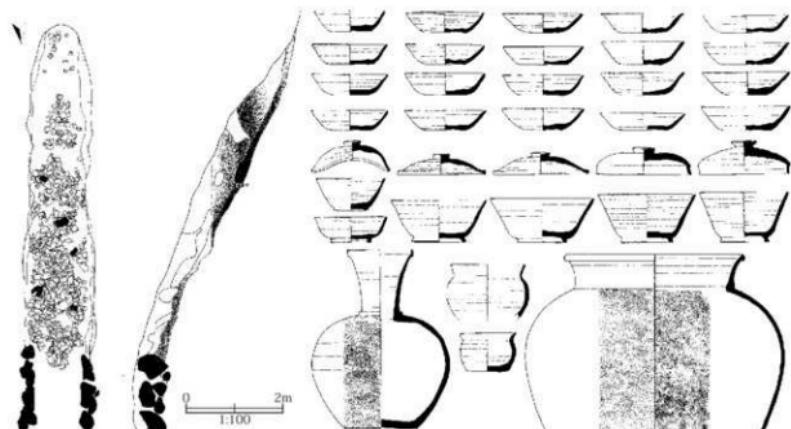
0 2m
1:100



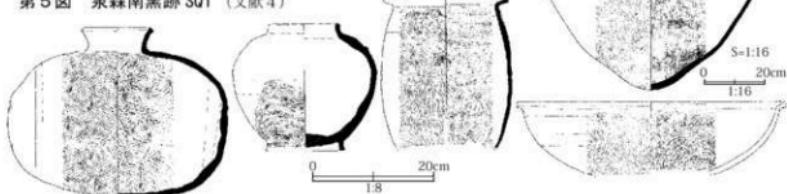
第3図 泉森窯跡出土土器 (文献3から作成)



第4図 泉森窯跡出土瓦（文献3から作成）



第5図 泉森南窯跡 S01（文献4）



第6図 泉森南窯跡出土土器（文献4から作成）（※瓦は泉森窯跡と同様なので割愛）

所在 地 山形県飽海郡平田町（現酒田市）大字山谷
新田字山海ほか

立地環境 庄内平野北東部の丘陵地帯、相沢川右岸の尾根から谷間。標高 30～40 m

発見遺構 須恵器窯、赤焼土器焼成坑、粘土採掘坑、土坑、堅穴建物

年 代 9世紀中頃～9世紀後半

遺跡の概要

庄内平野北側の東縁部を形成する丘陵地帯は、庄内東部丘陵古窯跡地帯には、数多くの古代の窯跡等が確認されている。発掘調査されたものでは泉谷地窯跡（第1図2、以下番号は第1図のもの）、泉森窯跡（3）、泉森南窯跡（4）、順瀬山窯跡（5）、山楯3遺跡（6）、山楯5遺跡（7）らのほか、西沢窯跡（8）、新山B窯跡（9）、新留窯跡（10）などの存在も確認されており、古代の一代生産地であったことが予想される。

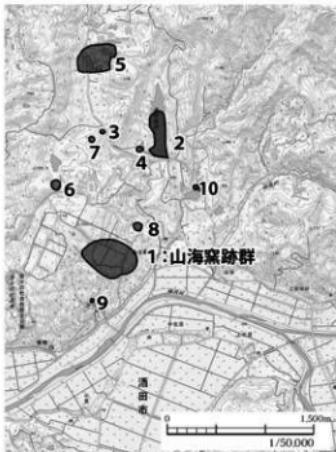
山海窯跡群は、この丘陵域にかかる農地開発事業により発見され、1990～1992年の間に3次に渡る発掘調査が実施されている。調査は事業範囲にトレンチと地磁気探査により窯の分布を確認することからはじまり、遺構の確認できた場所を拡張する形でA～Jの調査区を設定している。発掘調査面積は第1～3次調査の合計で11,270 m²にのぼる。調査の結果、須恵器窯16基、赤焼土器焼成坑36基、堅穴建物1棟などを検出しており、庄内地方では最も調査が進んでいる窯業遺跡である（第2図）。

須恵器窯（第4図、第1・2表）

須恵器窯の計測値は第1・2表にまとめている。報告には前庭部を含めた図面が少なく、焚口の境が不明瞭なものもあり、図面からの読み込みは難しいため、計測値は既存の発表資料（文献1）を援用している。概ね平面規模として水平長6.0～8.5 m、最大幅1.1～1.8 mほどを測る。床面や壁面には修復痕跡を示すものが多い。燃焼部付近の床面に落込みのプランを検出する、いわゆる舟底ピットをもつものが第1次SQ1、第2次SQ8、第3次SQ13・14にみられ、いずれも砂質の覆土が堆積している。

窯体構造はすべて半地下式である。いずれもの床面は段をもたず平坦で、床面の傾斜のまま奥壁を持たずに排煙部へ開口する。第2次調査のSQ11窯では天井高架のための支柱と考えられる炭化した細木が、壁面左側に7か所、右側には8か所検出している。また、崩れてはいるものの、大部分が燃焼部側壁に石組みを持っていたと考えられ、第1次調査SQ1・2窯、第3次調査SQ14窯などでは比較的良好な状況で残存している。半地下式の構造とあわせて日本海側に展開する須恵器窯には特徴的にみられる構造で、同じ技術系譜にあることを示唆する。

窯は密集して分布せず、谷筋ごとに点々と立地している。同一斜面に立地するのは、第2次調査I区のSQ10とSQ11窯と、第3次調査H区のSQ13とSQ14に限られる。また、第2次調査のSQ6とSQ12窯は、それぞれa、bとされ、重複すると報告される。ただし、平面プランはそれぞれ共通する



第1図 山海窯跡群位置図

	SQ1 窯	SQ2 窯	SQ3 窯	SQ4 窯	SQ5 窯	SQ6a 窯	SQ6b 窯	SQ7 窯	SQ8 窯	SQ9 窯	SQ10 窯	SQ11 窓
構造名	半地下					半地下					傾斜	
排煙部	傾斜					傾斜					同軸	
燃焼焚口	石組	-	-	-	石組	-	-	-	-	-	同軸	石組
窯体水平長	610	690	600	610	-	*310	*590	620	700	330	460	540
窯体実長	680	760	680	730	-	*320	*620	690	790	360	500	600
焼成部長	550	610	600	560	-	-	460	590	640	270	390	450
燃焼部長	110	150	80	130	-	110	160	120	160	90	100	150
最大幅	144	150	170	130	-	150	150	120	160	110	120	170
焚口幅	70	130	120	110	-	140	120	120	110	60	100	120
焼成壇幅	120	110	120	120	-	140	130	130	110	100	100	160
窯戸幅	40	80	78	50	-	-	-	80	80	50	60	150
窯体実効高	230	270	260	330	-	-	160	310	350	150	190	260
窓内最大高	60	30	50	50	-	20	70	30	60	60	50	50
窯体床面積	5.63	10.3	8.74	8.01	-	-	-	7.36	6.75	9.21	2.84	4.66
焼成部床面積	4.55	9.1	7.2	6.33	-	-	-	5.74	5.25	7.29	2.12	3.71
燃焼部床面積	1.08	1.2	1.54	1.68	-	1.52	1.62	1.5	1.92	0.72	0.95	2.18
焼成部床傾斜	27°	23°	25°	31°	21°	20°	21°	29°	32°	31°	24°	28°
燃焼部床傾斜	+4°	-2°	-2°	+15°	-	+6°	+3°	+13°	+6°	+9°	+15°	+7°
修復回数	床1壁3	なし	床1壁3	床1壁2	-	なし	床2壁5	床1壁2	床2壁4	床1壁3	床2壁2	床2壁2

第1表 山海窯跡群窯体計測表(1)(文献1)

	SQ12a 窯	SQ12b 窯	SQ13 窯	SQ14 窯
構造名	半地下		傾斜	
排煙部	傾斜		傾斜	
燃焼焚口	-	-	-	-
窯体水平長	410	*410	550	850
窯体実長	470	*460	600	900
焼成部長	380	-	480	720
燃焼部長	80	160	130	180
最大幅	110	120	160	180
焚口幅	-	160	130	90
焼成壇幅	100	90	130	140
窯戸幅	60	-	40	60
窯体実効高	210	-	250	300
窓内最大高	30	80	80	80
窯体床面積	-	-	6.62	10.9
焼成部床面積	2.81	-	4.93	8.92
燃焼部床面積	-	1.68	1.69	1.98
焼成部床傾斜	29°	24°	26°	22°
燃焼部床傾斜	+17°	+3°	+7°	+5°
修復回数	床1壁4	床1壁2	床2壁2	床1壁2

第2表 山海窯跡群窯体計測表(2)

(文献1)

い。第2次調査F区では31基を検出している一方で、これらと須恵器窯とに重複はみられないことから、同時操業の可能性も指摘されている。

粘土採掘坑・炭窯

第2次調査のF区外周の傾斜変換点を境に良質な粘土を追うように不整形な土坑が連なっており、粘土採掘坑と判断されている。SK80土坑の南壁面には採掘の痕跡として鍬の痕がこされ、曲物も出土している。

第1次調査C区のSQ1窯は、最下層に大量の木炭を残す半地下式の窯で、等高線に平行する向きに作られるため床面の傾斜はほとんどない。報告では製鉄のための製錬炉とされているが、11mと長

ことから、別遺構というよりは作り直しと考えられるものである。ただし、ここでは報告書に従い、別遺構としてカウントしている。

出土遺物から考えられる時期幅は狭く、9世紀第3四半期から第4四半期の範囲に収まる。

赤焼土器焼成坑

径1~3m前後の土坑で、壁面や床面の一部または全面に強い被熱痕があるもの。覆土中に焼土が堆積しているだけのものとは区別され、報告書では「焼壁土坑」として報告されている。赤焼土器が多く出土することから、その焼成土坑と考えられ、検出事例としては県内で初のものである(第3図)。ただし、鍋や丸底甕はいくつかの須恵器窯体内床面から出土しているため、これらの土坑は坯類や小型品の生産に利用されていたことがうかがえる。一部の地区にまとまって検出しており、須恵器窯とは対照的に重複が激しい。

第2次調査F区では31基を検出している一方で、これらと須恵器窯とに重複はみられないこと

大過ぎるため、半地下式の炭窯と考える方が妥当であろう。炭窯は第2次調査E・F区にも記述があるものの、時期や規模などの詳細は不明である。

工房

第1次調査ST36 壁穴建物は、SQ1 窯の煙道部近くの斜面に位置する。2.4 m ほどの方形を呈し、西壁を深く掘り込んで床面を水平にしている。須恵器窯とは逆向きの斜面下位に燃焼部と煙道部からなる石組のカマドが築かれ、その先に煙道が伸びている。立地環境から工房と考えられよう。大量の遺物が出土しているが、周辺の須恵器窯から出土するものよりやや古式の様相を示す。

ほか、典型的な壁穴建物ではないものの工房の可能性が指摘できるものとして、第1次調査のC区検出のSK15 土坑は、壁際に2基のピットをもつ横円形の土坑で、中央には強い粘性を示す白色粘土塊が出土している。第2次調査I区で検出されているSK4～9 土坑は、SQ9 窯の焚口付近に立地する不整形な土坑の一群だが、一部にカマドのような焼土、粘土がみられることから、工房の可能性が報告されている。

出土遺物

窯体出土の主な器種は、壺、高台壺、高台皿、壺蓋、長頸瓶、広口壺、鍋、丸底の長胴甕、球胴甕などである（第5図）。一部の窯体からは赤焼土器も出土している。瓦の出土は灰原を含めてみられない。窯体外からは硯や鉢・小壺などの仏具類も出土している。壺は無台のものが大半を占め、出土点数も多い。径高比30前後で、いずれも回転糸切り無調整である。高台皿は第1次調査SQ3などでまとまった出土量を得ているが、高台の高さや開き方などは一様ではない。長頸瓶は頸部との境に凸帯を巡らすもので、第1次調査SQ4 窯、第2次調査のSQ11 窯で多く出土している。なお、SQ11 窯からは、焼成位置を示すように焼成室奥に壺類、中位側面に長頸瓶、手前側に甕類が出土している。

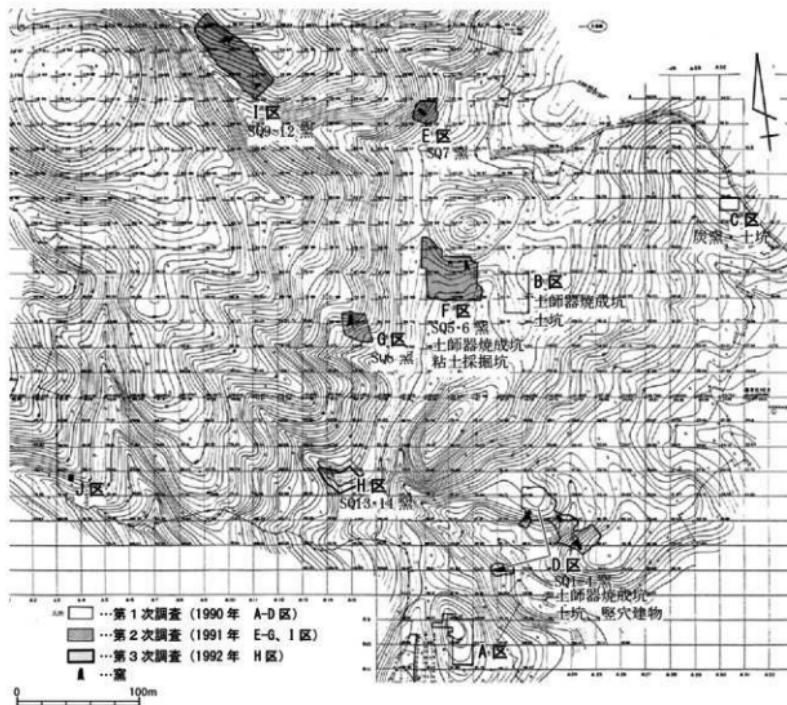
これらの出土遺物に大きな時期差はみられないが、壺類の形状から第2次調査SQ6とSQ9 窯のものを他よりも新しい段階で9世紀第4四半期、その他は9世紀第3四半期のものと考えられる。窯体外からの出土遺物で特筆すべきものは、第2次調査のF区SK110 土坑からは口縁部を欠いた有台壺に人面墨書きがみられ、「代」と「器」の文字も確認できる。ほかSQ8 窯の灰原からは、口縁部は欠くものの、鳥形瓶の胴部が出土しており、9世紀後半での出土事例としては希少である。

まとめ

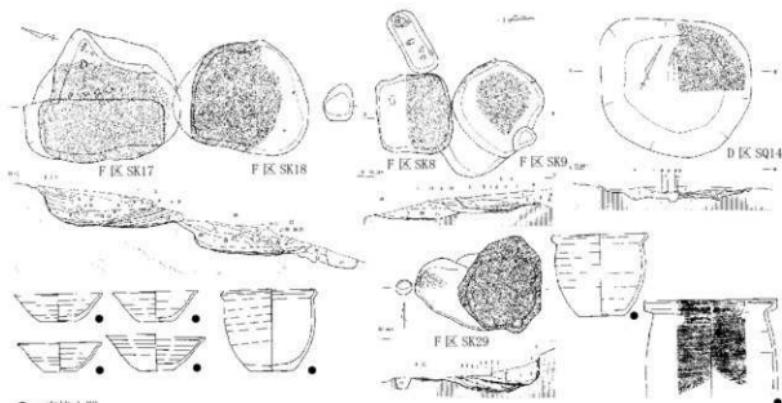
本遺跡は全体での窯体検出数が多いものの、分布密度は低く、低調となる須恵器生産を示している。また、須恵器窯を用いての赤焼土器の生産や、赤焼土器焼成坑の検出などは、須恵器から赤焼土器へと構成比率が変化していく時代を良好に物語る生産遺跡といえよう。周辺の同時代遺跡として生石2遺跡、城輪柵跡などがあり、供給予想されるが、その関連性は未確認であり今後の研究が期待される。

関連文献

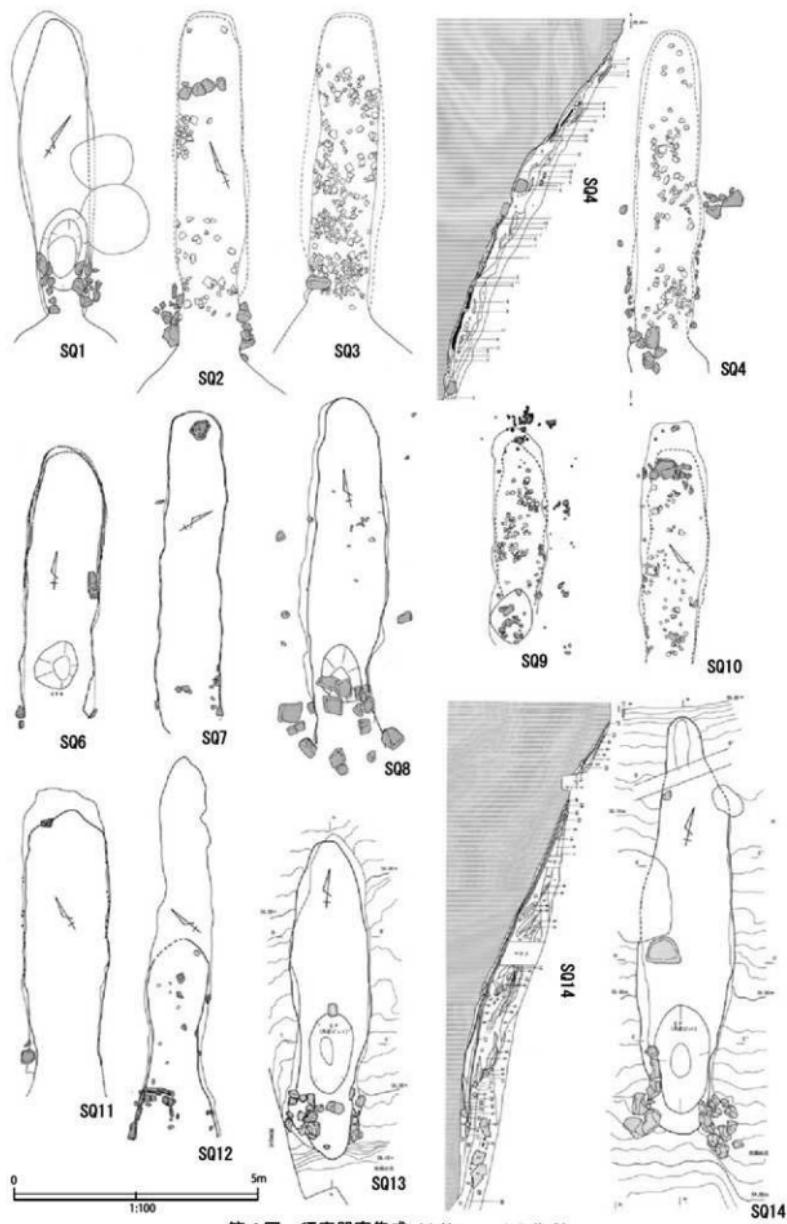
- 1 伊藤邦弘 2004『出羽南部の須恵器窯』『須恵器窯構造資料集2』窯研究会
- 2 山形県教育委員会 1991『山谷新田遺跡 山海窯跡群発掘調査報告書』山形県埋蔵文化財発掘調査報告書第170集
- 3 山形県教育委員会 1992『山海窯跡群第2次 山橋7・8遺跡 山橋遺跡発掘調査報告書』山形県埋蔵文化財発掘調査報告書第172集
- 4 山形県教育委員会 1993『金保I・K遺跡 山海窯跡群第3次発掘調査報告書』山形県埋蔵文化財発掘調査報告書第183集



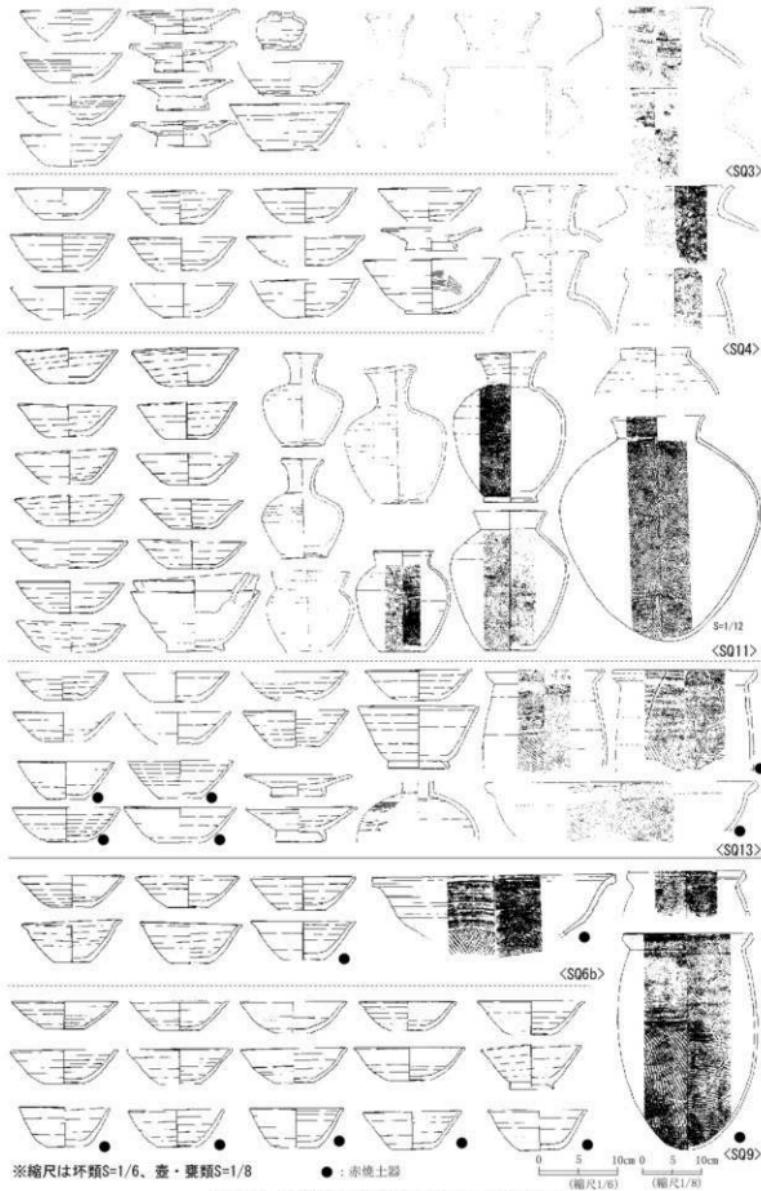
第2図 山海窯跡群調査区概要図 (文献4に加筆)



第3図 赤焼土器焼成坑 (文献3・4から作成)



第4図 須恵器窯集成 (文献2~4から作成)



第5図 窯体内出土遺物（文献2～4から作成）

所 在 地 山形県寒河江市大字柴橋・谷沢

立地環境 山形盆地の西縁部、平野山という小丘陵の南東側斜面。標高 130 ~ 190 m

発見遺構 須恵器窯、瓦・須恵器窯、灰原、堅穴建物、土坑、粘土貯蔵穴、陥窓、溝状遺構、河川、ロクロピット、土器埋設遺構ほか

年 代 8世紀後半から9世紀後半

遺跡の概要

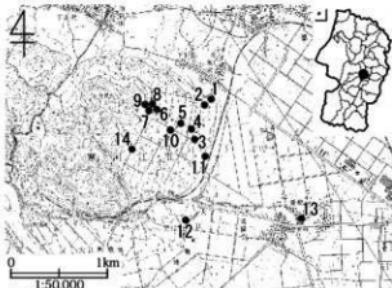
山形盆地の西縁部に位置。寒河江川と最上川に挟まれた平野山という小丘陵の南東側斜面、山裾に多数の窯が分布している(第1図)。窯跡の調査は、明治45年頃に第1地点から軒丸瓦の破片が拾われたことに始まる。瓦当文様が酒田市城輪柵跡出土の瓦と類似していることから、阿部正己氏は、この窯跡で焼成された瓦が城輪柵へ運ばれたと論じている。おおむね否定的な評価を受けてきたが、筆者は彼の論に賛同している。これまでに14地点の窯跡、あるいは遺物散布地が確認されている。

発掘調査は5回行われ、4冊の報告書が刊行された。昭和40年に実施された山形大学柏倉研究室による第1地点の調査と昭和41年に実施された寒河江市教育委員会による第3地点調査は、1冊の報告書(寒河江市 1970)にまとめられた。次は昭和58年に農地造成を起因とした第14地点の調査が、寒河江市教育委員会により実施された(寒河江市 1984)。平成3年には、国道287号道路改良事業を起因とする第12地点の第1次調査が、山形県教育委員会により実施された(山形県 1992)。同じく第12地点の第2次調査は、高速道路建設を起因とし、(財)山形県埋蔵文化財センターにより実施された(山形県埋文セ 1998)。

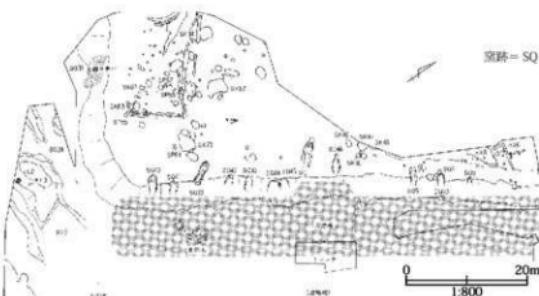
窯 これまでに21基の窯が調査されている(第2図)。瓦陶兼業窯は第1地点の第II号窯だけで、他はすべて須恵器窯であった。いずれも半地下式の窯である。状態の良いものについては、無階無段窯と報告されている。天井部はすべて崩落していた。遺物は窯体内や外部の灰原などから数多く出土している。

出土土器 第12地点第2次調査区からは、8世紀第3四半期から9世紀第4四半期にわたる土器が出土している(第3~5・8図)。空いている時期の窯が、別地点に存在しているとすると、およそ150年という長期間におよぶ操業だったと言えよう。

第3・4図内の坏類の底部切り離し方法は、ほとんどが回転ヘラ切りによるもので、第5~8図内の坏類の底部切り離し方法は回転糸切りである。第8図の土器群の主体は赤焼土器であり、この時期になると須恵器の生産は大幅に減少したようだ。



第1図 平野山窯跡群、各地点の位置

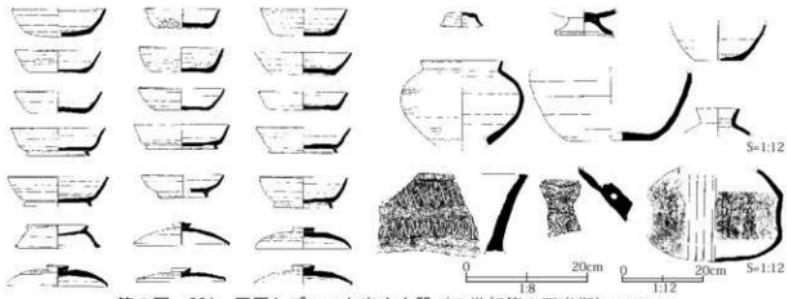


第12地点第1次調査で検出した窯から出土した土器は少なかった。出土土器の多くは堅穴建物等から出土したものであった。堅穴建物は、須恵器工人らの住まいや作業場だったかも知れない。

第1地点（第6・7図）と第14地点の窯等から出土した須恵器が生産された時期は、9世紀第3四半期頃と考えられる。また、第1地点第II号窯から出土した瓦が生産された時期は、これらの須恵器と同時期だろう。

瓦について 先述のとおり、瓦は第1地点第II号窯からのみ出土した。平瓦は一枚作りによって製作され、凹面に布目を、凸面に綱叩き痕をもつ。凹面には2.5cm四方の微隆起部が2個認められると報告されている（第9図）。成形台に置いた際に付いた痕跡の可能性が高い。拓本を見ると凸面側にも同様の痕跡がありそうである。凹型、凸型の二つの成形台を使用したのだろうか。

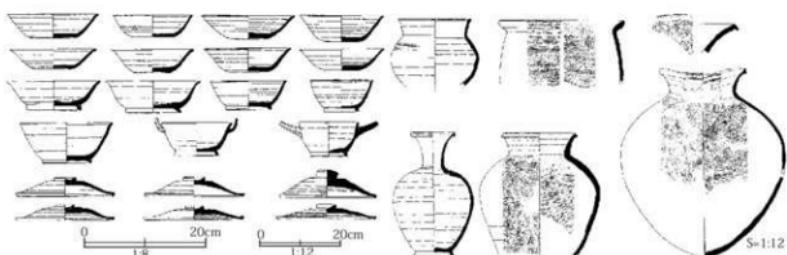
丸瓦はすべて玉縁式であり、模骨に粘土紐を巻き上げて成形している。凹面に布目を、外面には消



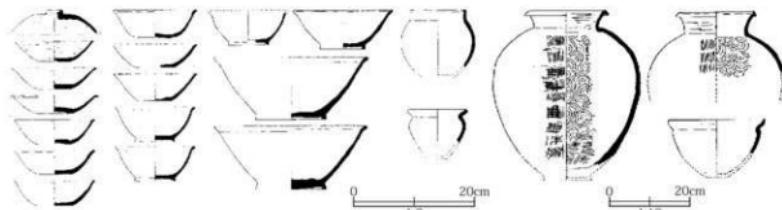
第3図 SQ1・灰原Lブロック出土土器（8世紀第3四半期）（文献9）



第4図 SQ5・灰原Pブロック出土土器（8世紀第4四半期）（文献9）



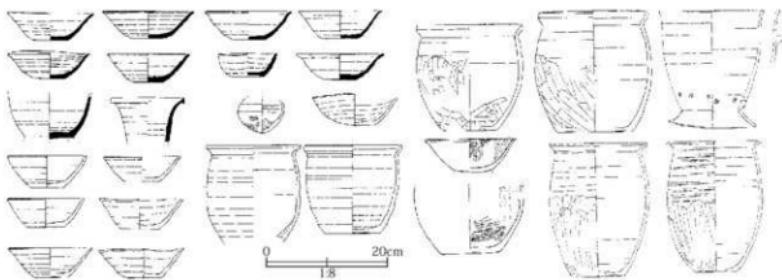
第5図 SQ33・灰原Hブロック出土土器（9世紀第2四半期）（文献9）



第6図 第1地点第I号窯出土土器（9世紀第3四半期）（文献2）



第7図 第1地点第II号窯出土土器（9世紀第3四半期）（文献2）



第8図 第12地点第2次調査、灰原・EU30出土土器（9世紀第4四半期）（文献9）

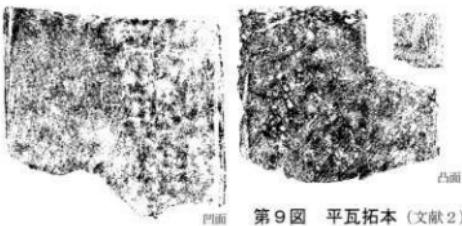
しきれずに残った諷叩き痕をもつ。

軒丸瓦は「複弁蓮華文鏡瓦」（第10図⑦）として報告された一型式のみが出土した。瓦当面の直径は19cm前後である。同范の軒丸瓦は城輪柵跡からも出土しており、「複弁蓮華文鏡瓦第一類」（第10図④）として分類された。両者の範傷も一致している。

軒平瓦は「花文字瓦第Ⅰ～Ⅲ類」の3型式が出土している。その内、第Ⅱ・Ⅲ類（第10図⑧・⑨）と同范の軒平瓦は城輪柵跡からも出土しており、それぞれ「花文字瓦第一・二類」（第10図⑤・⑥）として分類された。顎面にはいずれも二条の鋸歯状文が描かれている。

瓦に鏡などで「上」、「上一」、「上二」、「上三」などの文字が記された文字瓦も出土した。城輪柵からも同じ文字が記された瓦の出土例が報告されている。

同范瓦や同じ文字が記された文字瓦が出土していることから、平野山古窯跡で製作された瓦が、城輪柵に供給されたと考えられる。消費地、供給元が分かっていない瓦については、今後の調査で判明することを期待したい。

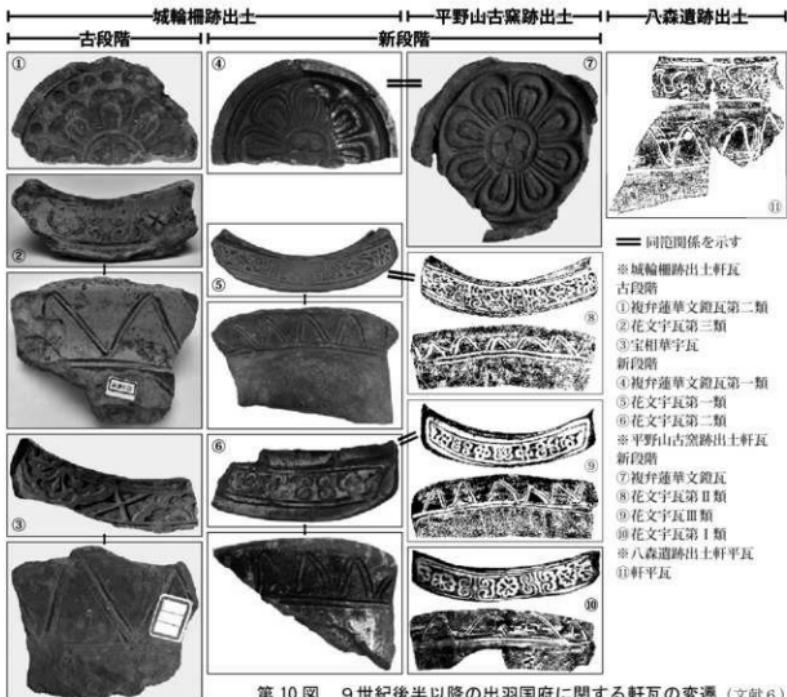


第9図 平瓦拓本（文献2）

出羽国府の瓦 創建時の瓦については、泉森窯跡の項を参照されたい。第10図の古段階のものを製作した窯は見つかっていないが、これらの瓦を祖型として新段階の瓦が製作されたと考えられる。第10図③は祖型として採用されなかったようだ。時期は瓦が嘉祥3年(850)の出羽国大地震後の復興建物と想定されている城輪柵府域遺構期第II期に伴うことから(伊藤・小野1987)、古段階・新段階とも9世紀第3四半期と見て良いだろう。平野山窯跡で同時に焼成された須恵器と比較しても矛盾しない。第10図⑩は他では出土していないため、供給先は不明である。八森遺跡は、出羽国府が水害を理由(日本三代実録、仁和3年五月廿日条)に移転した先に比定されている(八幡町2002)。第10図⑪の軒瓦は⑧・⑨などの文様を簡略化して籠描きされたものと報告されており、時期は9世紀末葉だという。新段階以降の軒平瓦の額面に描かれた鋸歯状文は、祖型となる第10図②を模倣するために引き継がれたものだろう。

関連文献

- 1 伊藤邦弘・小野忍 1987『城輪柵跡の瓦』『第13回古代城柵官衙遺跡検討会資料』
- 2 寒河江市教育委員会 1970『平野山古窯跡群 山形県における古代窯業遺跡の研究』
- 3 寒河江市教育委員会 1984『平野山古窯跡第14地点発掘調査報告書』山形県寒河江市埋蔵文化財調査報告書第3集
- 4 酒田市教育委員会 1965『城輪柵跡予備調査概報』
- 5 佐川正敏 2001『平安時代前期陸奥国・出羽国の宝相華文軒瓦の研究』『東北文化研究所紀要』第33号
- 6 水戸部秀樹・須藤英之 2003『城輪柵跡と平野山古窯跡出土の軒瓦について』『西村山地域史の研究』第21号
- 7 八幡町教育委員会 2002『八森遺跡 古代編』八幡町埋蔵文化財調査報告書第11集
- 8 山形県教育委員会 1992『平野山古窯跡群第12地点遺跡発掘調査報告書』山形県埋蔵文化財調査報告書第178集
- 9 (財)山形県埋蔵文化財センター 1998『平野山古窯跡群第12地点遺跡第2次発掘調査報告書』山形県埋蔵文化財センター調査報告書第52集



第10図 9世紀後半以降の出羽国府に関する軒瓦の変遷 (文献6)

こまつばら
小松原窯跡

(公財) 山形県埋蔵文化財センター 水戸部秀樹

所在地 山形県山形市大字松原字小松原
立地環境 山形盆地西縁にある丘陵の南西側斜面に位置する。標高約 190 m
発見遺構 須恵器窯、瓦・須恵器窯、灰原、土坑、溝、河川ほか
年代 9世紀第1四半期

遺跡の概要

眼前には須川に注ぐ不動川が流れる。付近には8世紀後半に操業された瓦陶兼業窯であるオサヤズ窯がある(第1図)。9世紀第1四半期に操業されたと考えられる窯が3基検出された(第2図)。いずれも半地下式無階無段窯であり、窯体内には崩落した天井部や壁土などが堆積している。内二つは須恵器窯、もう一つが瓦陶兼業窯であった。

1号窯は、昭和40年に柏倉亮吉氏によって発掘調査が行われており、報告書が刊行されている(上山市 1984)。

窯

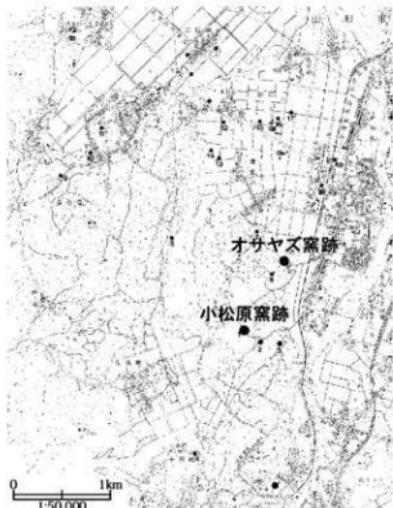
1号窯 須恵器窯であり、その規模は、全長 6.5 m、幅 1.2 ~ 1.4 m、高さは最大で 0.4 m 前後である。窯体の底面には舟底状ピットが掘り込まれ、内部から焼土や土器片が出土した。また、焚口部と燃焼部の間の両壁には、4個の礫が埋め込まれていた。既に昭和40年に調査が行われていたため、窯体内からの出土遺物は少なかったが、無台坏と甕が出土した(第3図)。無台坏の底部切り離し痕跡はヘラ切りだけである。灰原からは蓋、無台坏、有台坏、甕、小型壺、鉢などが出土した。軒丸瓦の破片が窯体内と灰原から1点ずつ出土したが、焼台などとして利用されたようだ。

2号窯 瓦陶兼業窯であり、その規模は、全長 6.4 m、幅 1 ~ 1.3 m、高さは最大で 0.5 m 前後である。崩落した天井部や壁土などの堆積層の上からも多数の土器が出土した。3号窯からの廃棄品が捨てられたものと報告されている。焚口部から燃焼部の壁には板状の人頭大の礫が埋め込まれていた。

出土した土器(第4図)には、蓋、有台坏、無台坏、有台皿、壺、甕、長胴甕、鉢、風字甕(第5図1~3)などがある。瓦では軒丸瓦、平瓦、丸瓦などが出土した。底部に残る切り離し痕跡のほとんどはヘラ切りであるが、有台坏の一部(第4図左上)に回転糸切りの痕跡をもつものが含まれる。

3号窯 須恵器窯であり、その規模は、全長 5.6 m、幅 0.6 ~ 1.1 m、深さは最大で 0.8 m 前後である。窯体の底面には舟底状ピットが掘り込まれ、内部から焼土や土器片が出土した。焚口部から燃焼部の壁には、大小の礫が埋め込まれていた。

窯体と灰原から出土した土器(第6図)は、蓋、有台坏、無台坏、有台皿、甕、鉢、壺類、長胴甕、香炉火舍(1・2)、風字甕(第5図右下)などである。坏類の底部切り離しは、ヘラ切りによるものだけである。



第1図 小松原窯跡の位置

0
1km
1:50,000

灰原 3基の窯から廃棄されたものが混在して含まれている。東西20m、南北8m、厚さ0.2～0.4mの広がりを有し、多数の遺物（第7図）が出土した。

泉森窯跡出土の瓦との関係について

小松原窯跡から出土した軒丸瓦は、単弁七弁蓮華文軒丸瓦（第9図）の一種のみである。いずれも同范であり、瓦当面の径は156mm程度である。瓦当と丸瓦の接合は、瓦当裏面に設けた溝に丸瓦を差し込み、凹凸両面から貼り付けた粘土によって補強する手法である。軒平瓦は出土しなかった。

丸瓦（第8図）の長さは350mm、幅は広端側160mm、玉縁側110mm程度である。粘土紐による模骨巻き作りである。平瓦（第8図）の長さは320mm、幅は広端側245mm、狭端側230mm前後である。凹面には布目が、凸面には繩叩き痕と成形台の痕跡が残る。横断面形は、泉森窯跡の平瓦と同じく逆台形状となっている。このような形状は、この2窯以外に例を見つけられない。

泉森窯跡と小松原窯跡の操業時期は同じ頃であり、かつ出土遺物もよく似ている。両窯跡出土の坏類の底面にはヘラ切りの痕跡が残り、平瓦の特徴的な形状なども一致する。軒丸瓦の文様については、一見すると、泉森窯跡のものは蓮弁が陽刻で表現されているのに対して、小松原窯跡のものは陰刻で表現されていると認識できることから、異なる文様であると判断されがちである。しかし、泉森窯跡の単弁八弁蓮華文軒丸瓦と小松原窯跡の単弁七弁蓮華文軒丸瓦を見比べてみると、その違いは、蓮弁、あるいは弁間の粘土の高まりが外区まで届いているかしないかだけであることに気づく。中房には陰刻花文、外区には珠文が配されるところは共通している。単弁八弁蓮華文軒丸瓦の内区周縁部の三角文に相当するのは、単弁七弁蓮華文軒丸瓦の陰刻された連弁先端部の切り欠きではないだろうか。このように文様を分解して、一つ一つ比較するとほとんど同じ構成だと考えられる。瓦当の製作方法が泉森窯跡の工人から伝えられる際に、抜け落ちた部分があったのだろう。

両窯跡の操業時期が近いこと、出土土器、瓦の類似性などから考へても、軒丸瓦どうしも強い関連を有していたと考えるべきだろう。単弁七弁蓮華文軒丸瓦の内区周縁部に三角文が配されていることから、単弁十弁蓮華文軒丸瓦の彫り直しが行われた段階以降の瓦当が祖型となり、小松原窯跡に持ち込まれたものと考えられる。瓦当の比較によると、両窯跡の操業開始時期は、泉森窯跡が先で、小松原窯跡がやや遅れると言えるだろう。

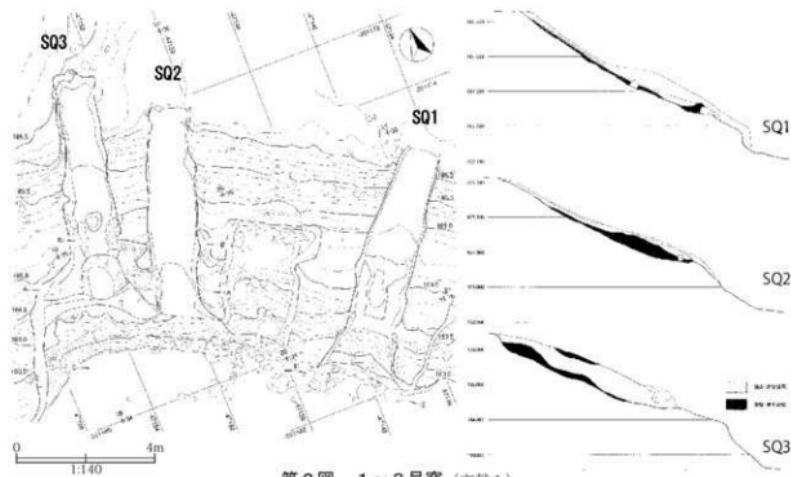
まとめ

出土土器の中には、仏具の金銅皿を模したかのような有台皿がある。また、香炉火舎や小型壺なども仏具の可能性がある。これらの土器と瓦が焼成されていることから、報告書では製品の供給先が寺院である可能性が指摘されている。

小松原窯跡で焼成された平瓦の破片2点が、約10km離れた山形城三の丸跡の発掘調査で出土した（第10図）。他にも古代の遺構、遺物が出土していることから、現在の山形市中心部に瓦が葺かれた古代寺院が存在していた可能性がある。

関連文献

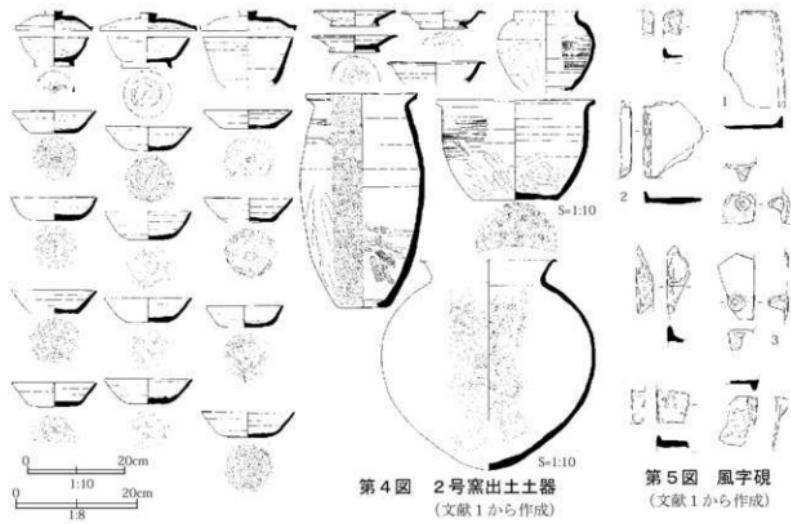
- 1 上山市教育委員会 1984『上山市久保手窯跡発掘調査報告書』山形県上山市埋蔵文化財調査報告書第3号
- 2 財團法人山形県埋蔵文化財センター 2006『小松原窯跡 長者屋敷遺跡 坂ノ上遺跡発掘調査報告書』山形県埋蔵文化財センター調査報告書第17集
- 3 財團法人山形県埋蔵文化財センター 2010『山形城三の丸跡第4・6次発掘調査報告書』山形県埋蔵文化財センター調査報告書第190集
- 4 水戸部秀樹 2009「泉森窯跡と小松原窯跡出土の瓦について」『さあべい』第25号



第2図 1~3号窯 (文献1)

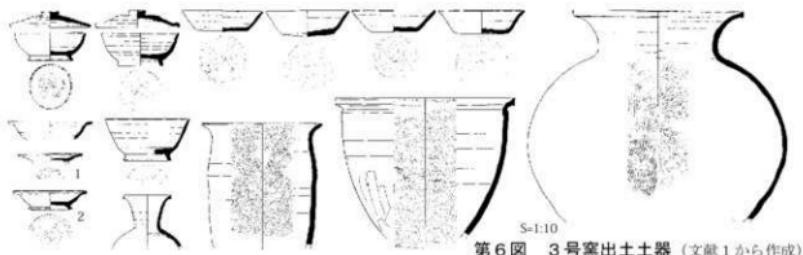


第3図 1号窯・1号窯灰原出土土器 (文献1から作成)

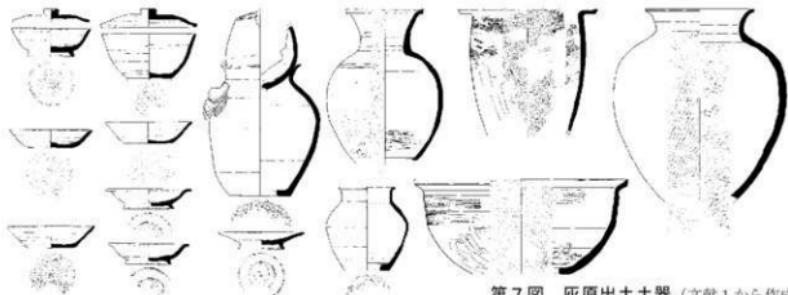


第4図 2号窯出土土器
(文献1から作成)

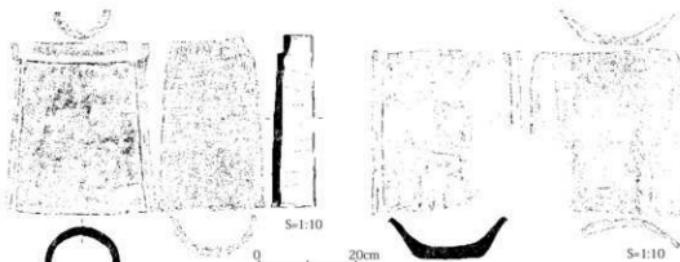
第5図 風字硯
(文献1から作成)



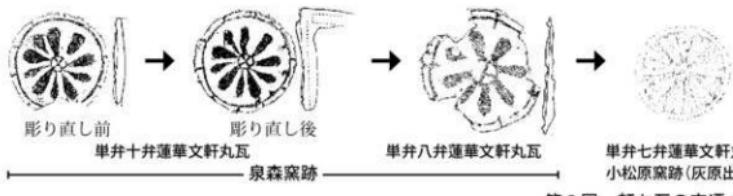
第6図 3号窯出土土器 (文献1から作成)



第7図 灰原出土土器 (文献1から作成)



第8図 2号窯出土丸瓦・平瓦 (文献1から作成)



第9図 軒丸瓦の変遷 (文献4)



第10図 山形城三の丸跡第4次発掘調査で出土した平瓦 (文献2から作成)

三本木窯跡

山形考古学会 吉田 満

所在地 山形県山形市大字神尾字三本木
立地環境 蔵王火山の泥流を基盤とする丘陵上に立地。標高は 520 m 前後。
発見遺構 須恵器窯、灰原、土坑、ピット
年代 9世紀第4四半期

遺跡の概要

三本木窯跡は山形市街の南東約 6 km、西藏王高原の丘陵凹地に造られた灌漑用の沼、三本木沼の東側丘陵斜面に立地している（第 1 図）。これまで 3 回の発掘調査が行われている。1 回目の調査は 1956 年山形大学によるもので、2 回目の調査は 1965 年日本大学付属山形高校（現在の日本大学山形高等高校）により、須恵器窯以外に竪穴建物や土坑等が確認されている。3 回目の調査は 1981 年県立西藏王公園整備事業・園路工事に伴い、

山形県教育委員会による調査で 1 基の須恵器窯が調査されている（第 2 図）。山形盆地の南東部に位置し、一帯には村山東部丘陵地域古窯跡群の南東部丘陵支群が存在する。

1 窯体について

三本木窯跡で発掘調査された窯は 3 基である（第 3 図・第 1 表）。窯番号は調査団体と併せた表記とする。3 基とも半地下式窯である。県教委 1 号は確認できたのは窯体の焚口から燃焼部と灰原の一部のみで、焼成部・窯尻等については不明である。側壁はほぼ U 字形に立ち上がる。床面は舟底状を呈し、焼きしまっている。燃焼部は攪乱を受けしており、二次堆積である。構築材や窯体内の施設などは確認されていない。操業の回数も定かではない。山大・日大 1・2 号については筆者の力不足により、図面の掲載に留まり詳細な検出状況などは確認及び明記出来なかった。

2 出土遺物について

出土遺物も県教委調査分のみ掲載・記載する。三本木窯跡から出土した須恵器は、無台壺、短頸壺、甕である（第 4 図）。主に無台壺の出土が多く、蓋や大型の甕は 1 点も認められない。無台壺は口径が 12 ~ 13 cm、底径が 4 ~ 5 cm、器高が 5 ~ 6 cm の範疇にまとまり、比較的小型で底部切離しは、回転糸切り後無調整である。瓦の出土も認められない。灰原では赤焼土器の出土も認められる。赤焼土器は窯体からの出土ではなく、灰原出土に限られていることから、意図的な焼成というより須恵器の生焼け、ないし焼き損じの可能性が高いことが指摘されている。

3 供給先等について

周辺には神尾 B・C・D 遺跡等の平安時代の遺跡が点在しているが、具体的な供給先は定かでない。当窯跡は山深い山間部に位置し、山形県内で最も標高の高い窯跡である。山形盆地の縁から約 3 km 以上奥まった山間部に位置し、玉虫沼窯跡（山辺町）も同様に標高が高く、奥まった山間部に位置する。共に 9 世紀第 4 四半期頃の窯跡で、山形盆地では須恵器生産の縮小化が推測されている。窯跡は盆地

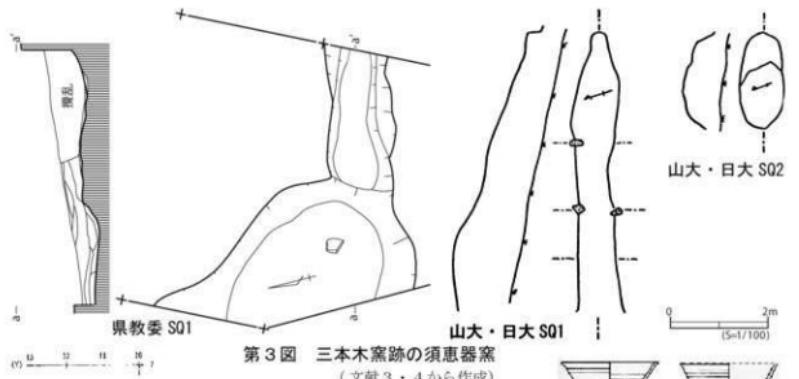


第 1 図 三本木窯跡の位置図

の周縁部に位置する傾向がある。さらに時期が新しくなると徐々に奥まった位置に移動していく。当窯跡はその様相を確認できる存在と推測される。

関連文献

- 寒河江市教育委員会 1970『平野山古窯跡群』—山形県における古代窯業遺跡の研究—
- 山形県教育委員会 1981「三本木窯跡」『分布調査（8）』山形県埋蔵文化財調査報告書第45集
- 山形県教育委員会 1982『三本木窯跡』山形県埋蔵文化財調査報告書第59集
- 山形大学教育学部歴史学研究会 1967「山形市神尾三本木沼発見の古代窯業遺跡について」『歴研月報』第14集第74号
- 山辺町教育委員会 1989『玉虫沼1号窯跡』山辺町埋蔵文化財調査報告書第1集

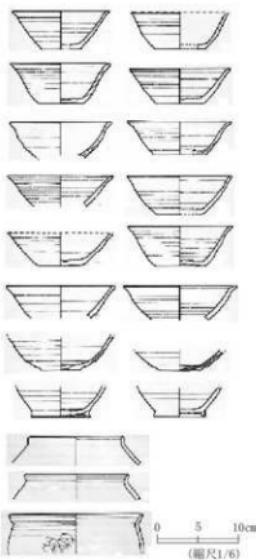


第3図 三本木窯跡の須恵器窯
(文献3・4から作成)

Figure 2 shows the plan view of the Sanbonki Kiln Site with numbered points corresponding to the kilns in Figure 3. Kilns are labeled SQ1, SQ2, and SQ3. A scale bar at the bottom right indicates 10m (5m/1/400).

遺構名	県教委 1号	山大・日大 1号	山大・日大 2号
構造名	半地下	半地下	半地下
排煙部	—	奥壁	傾斜
燃焼・焚口	同幅	同幅	同幅
窯体水平長	※ 280	※ 570	200
窯体実長	—	※ 600	—
焼成部長	—	460	—
燃焼部長	※ 280	※ 110	—
最大幅	120	90	90
焚口幅	120	—	—
焼成境幅	—	80	—
窯尻幅	—	30	—
焼成部床傾斜	—	19°	—

第1表 三本木窯跡計測表
(※は残存値、単位はcm) (文献3・4から作成)



第4図 三本木窯跡出土須恵器
(文献3)

じ ゃくすれ 蛇崩窯跡

山形考古学会 吉田 満

所在地 山形県長井市河井

立地環境 今泉山丘陵の北西端に立地。標高は 224 m。

発見遺構 須恵器窯、排水溝、土坑、柱穴、溝状遺構

年代 9世紀後半

遺跡の概要

蛇崩窯跡は、白川と最上川の合流点近くにある今泉山（標高 2,679 m）の西斜面に立地する（第1図）。遺跡の南側にはフランク長井線や国道 113 号線が走る。

以前より、今泉山丘陵からは奈良・平安時代の土師器・須恵器が多く採集されおり、当遺跡は 1957 年ふどう畑の開墾時に多量の須恵器が出土したことで知られ、1992 年に窯跡の可能性がある地点として「蛇崩遺跡」として新規登録された。この遺跡周辺に一般国道 287 号長井南バイパス建設の計画が示され、2003 年に山形県教育委員会が試掘調査を行い、計画路線内に須恵器窯 1 基を検出し、「蛇崩窯跡」として改めて遺跡登録され、2005 年に山形県埋蔵文化財センターにより発掘調査が行われた（第2図）。同じ今泉山丘陵上には、さらに今泉広窯跡群や加賀塚遺跡で須恵器窯が確認されている。

1 窯体について

蛇崩窯跡で発掘調査された窯は SQ1 の 1 基のみである（第3図）。構築材は確認できないものの、窯体下半を溝状に掘り込み、地山を側壁としていることから、半地下式窯と推測される。窯尻部分が大きく擾乱を受ける以外、大部分の様相を確認できた。一部削平されているものの、窯背部には排水溝が確認される。窯体の平面形は中央部がやや膨らむ長方形で下方の焚口で細くなる。最低 2 回の操業が推測される。排煙部を削平により欠くため、窯体水平長は残長約 5.4m、焚口床から奥壁床までの斜距離である窯体実長は残長約 5.8 m を測る。窯内施設としては、燃焼部床に舟底状ピットを確認した。分焰柱や窓内周溝、床の段積築などは認められない。

2 出土遺物について

蛇崩窯跡の出土須恵器は、蓋、有台坏、有台皿、無台坏、壺、甕、鉢、横瓶の器種があり、無台坏と甕が大半を占める（第4図）。有台皿は本窯跡の特徴的な一群で、山海窯跡群（酒田市）SQ3 で主要器種のひとつとして生産されている。灰釉陶器模倣と考えられ、黒窯 90 号窯式期と比定される。無台坏は体部がわずかに内湾しながら立ち上がり、切離し技法が回転糸切りのものが大部分を占める。瓦の出土は確認されない。

3 供給先等について

蛇崩窯跡および周辺の窯跡、消費地となる集落跡出土須恵器を対象として胎土分析を行った。その結果、窯跡から北西方向約 5.2 km に位置する塙ノ上遺跡（長井市）出土資料 2 点（無台坏、SX303 出土）が、 SiO_2 と Al_2O_3 の量比と長石類主要元素から、当窯跡産の可能性が指摘されている。



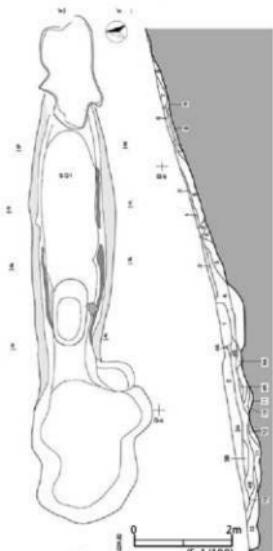
第1図 蛇崩窯跡の位置図

関連文献

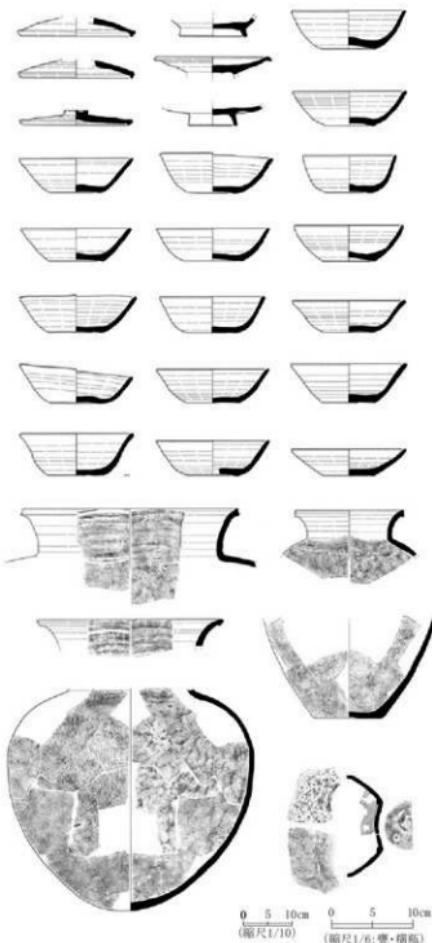
- 長井市 1984『長井市史 第1巻 原始・古代・中世編』
 長井市 2019『長井市史 通史編 第1巻 原始・古代・中世』
 長井市教育委員会 1992『遺跡詳細分布調査報告書(5)』
 山形県埋蔵文化財センター 2005『堀端遺跡・塙ノ上遺跡』山形県埋蔵文化財センター調査報告書第140集
 山形県埋蔵文化財センター 2006『蛇崩窯跡』山形県埋蔵文化財センター調査報告書第155集



第2図 蛇崩窯跡の遺構配置図
 (山形県埋文セ 2006)



第3図 蛇崩窯跡須恵器窯
 (山形県埋文セ 2006)



第4図 蛇崩窯跡の出土須恵器

(山形県埋文セ 2006)

所在 地 山形県東置賜郡川西町時田字虚空藏山
地内

立地環境 米沢盆地西縁部の丘陵斜面。標高 240
~ 260 m

発見遺構 須恵器窯、竪穴建物、土坑

年 代 8世紀後葉~9世紀前葉

遺跡の概要

壇山古窯跡群は山形県南部に広がる米沢盆地の西縁部を形成する丘陵上、川西町と米沢市の市境、JR 米坂線の中郡駅付近に立地する奈良・平安時代の須恵器窯である(第1図)。これまでに3回の発掘調査が行われており、最初の調査は山形大学により1966年に実施されたものである。この調査は丘陵広域の分布調査を含むもので、8地点の分布を確認するとともに、1基の窯の発掘調査

(以下1号窯)を実施している。次の調査は米沢市によるもので「大神窯跡」として1992年に調査された。これは初回の分布調査で第7地点として確認されている場所に隣接する。行政区で米沢市に入るものの、同じ窯跡群として考えられる。2基の窯を確認し、1基を調査している(以下大神窯跡)。3回目の調査は川西町の町道建設に伴い2016年に実施されたもので、初回の分布調査にはない場所で発見されたため、第9地点としている。山形県埋蔵文化財センターが調査を担当し、4基の窯を調査している(以下SQ3~6窯)。

壇山古窯跡群を含め米沢盆地の須恵器窯は、山形県の遺跡地図上で18遺跡登録されている。これらの分布は、巨視的に見ると盆地東縁部に展開する窯跡群と西縁部のものとに分かれる。本遺跡を含む西縁部の窯で発掘調査されたものでは、本遺跡とほぼ同時期の梨郷平野窯跡(南陽市)や9世紀後半の加賀塙窯跡、蛇崩窯跡(長井市)がある。東縁部の窯では合津窯跡(高畠町)が本遺跡とほぼ同時期のものと考えられる。これらは本遺跡から直線距離で10km強程度に位置することから、米沢盆地での須恵器生産は、一か所で集中的に長期間操業されたものではなく、分散的で短期的な操業が特徴といえるだろう。

1 窯体について

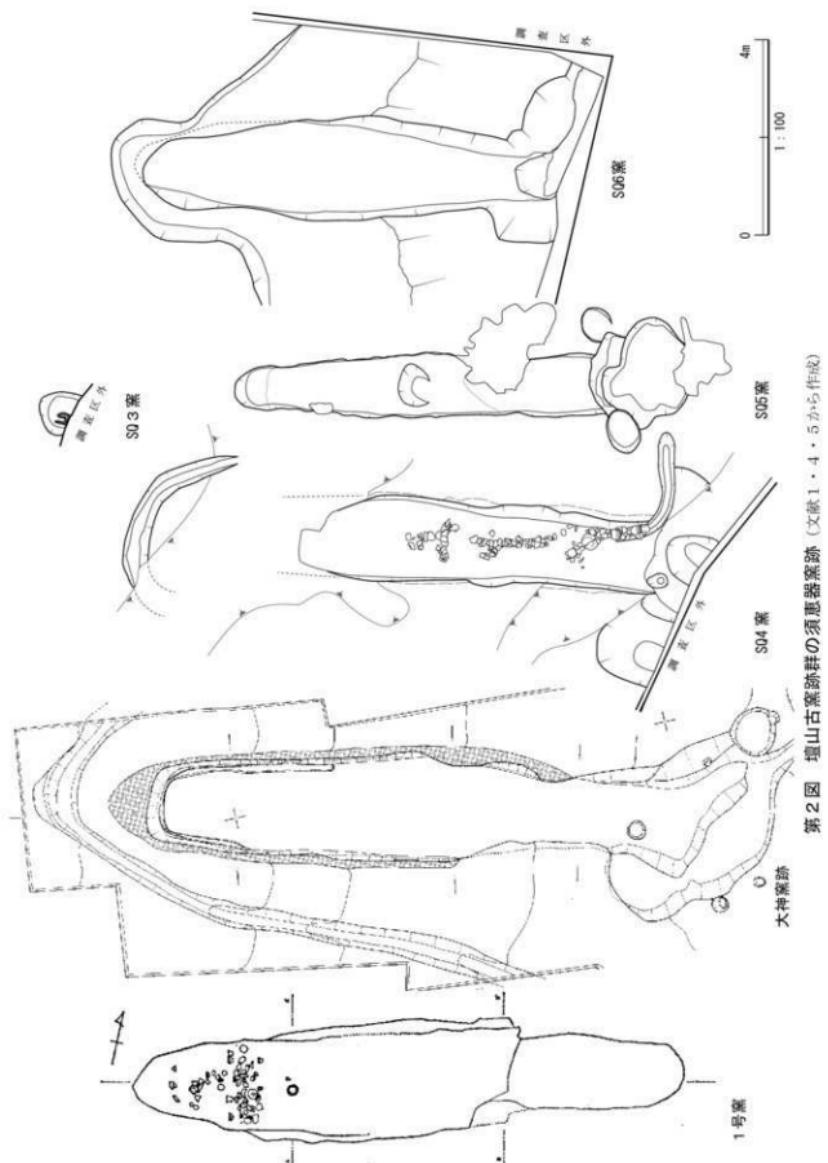
壇山古窯跡群で発掘調査された6基の窯を第2図にまとめ、計測値は第1表にまとめた。なおSQ3窯は排煙部のみの検出のため計測値表からは除いている。

SQ6窯以外は半地下式窯のものである。SQ5窯では窯壁断面の地山を断ち割った際に天井高架のための支柱として打ち込まれた木杭の先端が残存していた。樹種同定の結果、窯内に残される薪材とは異なるクリとの結果を得ている。

平面規模については、窯体水平長で11mを超える1号窯が突出して大型で、大神窯跡の8.40 m、SQ5窯の7.32 mとつづく。SQ4窯は、窯尻側が削平されるものの、窯背部排水溝の直下まで伸びるこ



第1図 壇山古窯跡群の位置図



第2図 境山古墳群の須恵器墓跡（文献1・4・5から作成）

とを推定すれば、9 m程度の規模になるだろう。確認のみであるが大神窯跡で検出されたもう一つの窯は検出面から8 m強の規模になる。

窯体の床面はいずれも無段で直線的に立ち上がり、その傾斜まま奥部で開口する排煙構造を持つものと、大神窯跡のように短い奥壁をもつものがある。焚口から燃焼部は、焼成部と燃焼部がほぼ同じ幅のもので、特徴的な分布を示す焚口側壁に石組みをもつものは確認されていない。

付属施設については、窯背部の排水溝が大神窯跡とSQ4窯で検出されている。この溝からは、前者からは須恵器短頭壺とその蓋、後者からは土師器甕が合わせ口状で出土している。また、この両窯は、窯体内にも排水溝をもつ。大神窯跡は窯尻から焼成部の壁際にそって左右に周溝が伸びており、斜面下位にあたる東側の方が長くつくられている。SQ4窯は、焼成部中位の央部床下に甕片暗渠がつくられていた。ところどろ途切れながら4 mほど燃焼部まで続き、燃焼部からは斜面下位の東側壁につくられた周溝に連結する。この周溝は、燃焼部から焚口まで続き、窯体外に出てから窯の軸を外れて東側に折れ曲がり、斜面下方へと伸びている。

SQ6窯は高安窯跡（高昌町、7世紀後葉）、木和田窯跡（米沢市、8世紀前葉）に次いで山形県内で3例目、壇山窯跡では唯一確認されている地下式窯窯であり、比高差5 mほどの斜面に明黄褐色の地山を掘り抜いてつくられている。覆土の堆積から天井部は2回の崩落が認められ、2回目で窯体全体が一気に埋没した様相を示している。崩落した覆土の下面是天井のアーチ形をよく残しており、壁面に残る被熱痕と位置を合わせることで当時の天井高を復元すると、床面から90 cmほどになることが予想される。床面は直線的で半地下式のものよりも緩やかな傾斜となる。排煙部は部分的にオーバーハングするものの、垂直に煙道が立ち上がる直立煙道型である。煙道径は奥壁側に残される被熱部分の弧から復元すると80 cm程度となる。また、SQ6窯の煙道部の外周をなぞるように東西方向へ広く斜面を掘削して平場が作り出されており、操業時に作業場として機能したものと考えられる。

複数の窯を調査した第9地点において、遺構から考案される前後関係を整理しておくと、SQ6窯の天井崩落後の底みや、外周の平場には大量の遺物が埋没しており、斜面の位置関係からSQ5窯の灰原と予想される。また、SQ6窯外周の平場は、その西端がSQ4窯の壁面まで達している。覆土断面の観察からSQ4窯は、この平場が埋没した後につくられていることがわかる。よってSQ6窯の崩落廃棄後、SQ5窯の灰原として埋没し、その上にSQ4窯がつくられたという、SQ6 → SQ5 → SQ4の順序が見えてこよう。

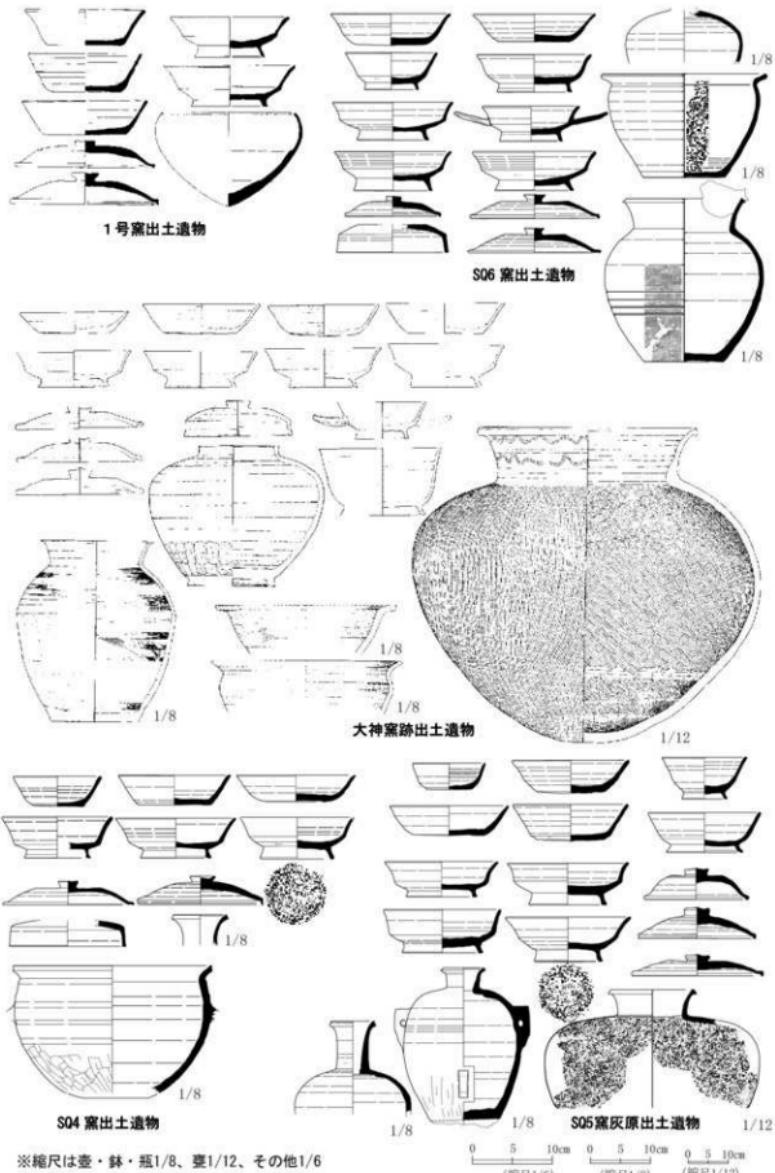
2 出土遺物について

壇山古窯跡群から出土した須恵器は、無台壺、有台壺、双耳壺、楕、稜楕、壺蓋、壺、長頸瓶、横瓶、広口壺、双耳壺、短頸壺、括れ鉢、捏ね鉢、仏鉢、甕などがあり、窯詰め道具として壺形と皿の焼台が出土する。いずれの窯も主体となるのは壺とその蓋である。瓦や硯は1片も発見されていない。窯ごとの出土遺物は、第3図に掲載している。

遺構名	1号窯	大神窯跡	SQ4窯	SQ5窯	SQ6窯
構造名	半地下	半地下	半地下	半地下	地下
排煙部	傾斜	奥壁	—	傾斜	直立
燃焼・焚口	同幅	同幅	同幅	同幅	同幅
窯体水平長	1100	840	*716	732	764
窯体実長	1150	890	*741	781	776
焼成部長	760	630	*610	561	614
燃焼部長	340	210	106	171	150
最大幅	200	170	160	126	186
焚口幅	100	110	144	112	90
焼成窓幅	180	160	116	123	121
窯尻幅	100	100	—	75	109
窯体実効高	330	310	*194	346	419
窯内最大高	40	100	73	76	470
窯体床面積	14.47	11.65	*9.8	7.64	10.83
焼成部床面積	10.05	9.05	*8.42	5.64	9.25
燃焼部床面積	4.42	2.6	1.38	2.0	1.58
焼成部床傾斜	19°	19°	*18°	30°	10°
燃焼部床傾斜	+10°	+5°	-1°	+5°	+1°
修復回数	壁2	床壁3	壁1	なし	床2

第1表 壇山古窯跡群窯体計測表

(*は残存値、単位はcm、面積はm²) (新規作成)



第3図 壇山古窯跡群出土須恵器（文献2・4・5から作成）

これらの中では特徴的なのは、「稜椀」と呼ばれる、体部の中ほどに稜をもち、そこで開きの角度が変わる有台坏が大量に出土することである。その数は報告図面掲載分だけで合計 180 点を超える（第 4 図）。

これを窯ごとにみていくと、SQ6 窯は天井の崩落により 2 回の操業面が確認できるが、出土品に有意な差は看取できない。その稜椀は、直線的に腰が長く伸び、器高の半分かそれ以上の位置に稜をつくり、斜め上方へ全体的に外反しながら開く。稜線の作り出しがシャープで、そのラインを明確に引くことができる。内面底部は腰の傾斜に沿って斜めに下り、中心部付近で水平となるものが多い。ただし、太平洋側で見られるような外面底部が高台の下まで届く、出っ尻状のものは見られない。高台は比較的細長で外側に張り出すものが多い。底部切り離しはすべて回転ヘラ切りで、回転ヘラケズリにより再調整するものが多く認められる。口径は 149mm 前後を測る。また、稜線がシャープで回

転ヘラケズリ調整を顕著に残すのは、坏蓋の外面頂部の整形も同様である。これに類似した様相を示すのが 1 号窯の資料で、稜椀の調整はシャープな稜線をつくり、底部の再調整痕を確認できるものが多い。大部分が焼台転用による二次焼成を強く受けしており、残存率も低いことを考慮せねばならないが、口径 150mm を超える大ぶりなものが多い。

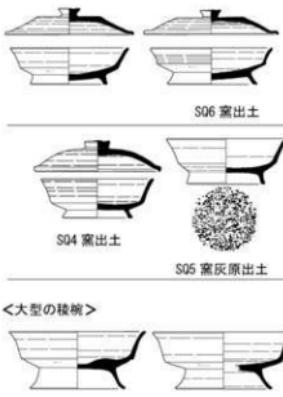
一方、SQ4 窯、あるいは SQ5 窯灰原出土の稜椀は、直線的に伸びる腰で、器高の半分かそれ以下の位置に稜をつくり、稜線の作り出しがやや鈍く、若干の丸みをもつものが大半を占める。内面底部は外面の稜と同じか高さか、やや下に水平につくられる。底部切り離しは回転ヘラ切りが多く、わずかに回転糸切りもみられる。底部の再調整がなされるものは、SQ6 窯のものに比べると少ない。口径は 145mm 前後である。また、稜線がやや鈍くなるのは、坏蓋の外面頂部の整形調整も同様である。これに類似した様相を示すものが大神窯跡の資料であり、器形や調整方法など SQ4 窯のものに近く、サイズも同様である。ただし、稜線はより明瞭に作り出されている。

第 9 地点で確認できる遺構の新旧関係で考えるならば、稜作り出しがシャープなものから鈍いものへ、口径はより小さくといった型式変化を考えられる。ただし、これが型式差と呼べるほどの時間幅をもつものなのか、窯ごとの個体差に収まるものなのかは、ここでは判断できない。

また、注目すべき遺物として大型の稜椀が 2 点出土している（第 4 図下段）。口径は 170mm 近くなり、器高は 70mm と明確にはほかのものよりも大きい。両者とも調整にも特徴があり、稜線は下方に張り出すように段を作っている。全体的な整形も他のものより丁寧でシャープな印象を受け、焼成、胎土の質感も堅緻である。SQ3 窯のものは、ほぼ確認面での出土であり、SQ5 窯のものも灰原出土のため、これらの窯に伴うものかは判断しかねる。とはいえ胎土分析の結果では、第 9 地点の他のものと有意な差は出でないため、本遺跡で生産された精良品と考えられよう。

3 焼台について

壇山古窯跡群では、窯内部での製品同士の融着防止や滑落防止のため、須恵器片を積み重ねたり、粘土塊を挟んだりと、便宜的な方法で対応しているものが多く見られる。ただし、馬爪状の粘土塊など定形的なものはみられない。それ以外には専用の焼台として生産された須恵器があり、环形のもの



第 4 図 窯出土の稜椀・蓋
(文献 5 から作成)

と皿形のものの利用が確認できる（第5図）。

坪形の焼台は、口縁が袋状に強く内傾するものと、直立するものの二者がある。北陸地方の須恵器窯で多くみられ、そこでは融着状態から貯蔵具類の底部に据えられていたことが予想されている。特徴的な形態のため抽出に労は要さないものの、本遺跡では貯蔵具類の出土が少ないとみたためか、出土点数は多くはない。第5図で壇山窯跡出土としたものは、調査後年に川西町で刊行した分布調査報告書に掲載されたもので、1号窯から出土したのか、他の地点を踏査した際の表採品なのかは不明である。

皿形の焼台は、底部から直線的に開く無台のものである。いずれも二次焼成や重ね焼きの痕跡が頗る著で、底部は回転ヘラ切りのみで再調整が一切されていないため、口縁部を欠くようなものであっても蓋など他の器種とは区別できる。残される重ね焼き痕の直径は、80～110mm程度であり、皿の底部には水平をとるためと思われる粘土塊が付着するものが多いことから、坪類の底部を乗せて正位で利用したと考えられる。坪型のものに比べ点数が多い。

須恵器窯において専用の焼台を用いる窯は多くはないが、福島県会津若松市の会津大戸窯跡では坪型、皿形とともに焼台の利用が確認できる。同窯は稜楕の制作も含めて本遺跡と共通点が多い。ただし、大戸窯の特徴である窯体床面が階段状になるものや、長頸瓶の頭部にリング状の凸帯がめぐるといったものは、壇山古窯跡群では確認できない。

4 年代について

坪類の形態や調整方法、統一的な法量、稜楕の隆盛などを従来の編年観に当てはめると、本遺跡の年代は8世紀後葉から9世紀前葉の範囲でとらえられる。実年代を検討できる資料として、米沢市の大浦B遺跡から804年の具注暦漆紙文書が稜楕を伴って出土している。ただし、ここで出土している稜楕は小型のもので稜の作り出しも鈍く、壇山古窯跡群で看取できる年代観からすれば、相対的に新しいものと判断できる。本遺跡の実年代の下限資料として考えたい。

丘陵の開発は、本遺跡内で比較的古手の窯と考えられる1号窯やSQ6窯が支谷の入り口側に立地するのに対し、新手の大神窯跡やSQ4窯はより奥側に立地することから、丘陵手前側から奥へ向かってなされていったことが予想される。

第9地点の調査では、窯体焚口などから採取された薪材から放射性炭素年代測定を実施している。比較的良好な試料の得られたSQ4窯とSQ5窯からは、年輪数からそれぞれ2点と3点のウィグルマッチングを実施している。結果としてSQ4窯は最外年輪年代で745-769calAD(71.5%)、SQ5窯は最外年輪年代で722-757calAD(95.4%)という結果を得ている。SQ6窯からは有効な年輪を数えられる試料は得られず1点の計測で、769-887calAD(93.9%)との結果が出ている。

関連文献

- 1 柏倉亮吉 1966 「田中壇山の古窯跡群」『郡村史』中郡村史編さん委員会
- 2 柏倉亮吉・伊藤忍 1970 「山形県における古代窯業遺跡の研究」『平野山古窯跡群』寒河江市教育委員会
- 3 川西町教育委員会 1985 『分布調査報告書』川西町文化財報告第8集
- 4 米沢市教育委員会 1998 『大神窯跡』米沢市埋蔵文化財報告第57集
- 5 山形県埋蔵文化財センター 2017 『壇山古窯跡群第9地点発掘調査報告書』山形県埋蔵文化財調査報告第228集



第5図 出土焼台

(文献3・4・5から作成)

こうやす 高安窯跡群と周辺遺跡

植松暁彦^{※1}・鈴木大輔^{※2}

※1 (公財) 山形県埋蔵文化財センター、※2 高畠町教育委員会

所在地 山形県東置賜郡高畠町高安 1569
立地環境 米沢盆地東縁部の丘陵斜面。標高 250 m 前後
発見遺構 須恵器窯、瓦・須恵器窯、溝状遺構、炭窯
年代 7世紀後半～8世紀前半

遺跡の概要

高安窯跡群は、山形県南部の米沢盆地東部の丘陵裾上に立地し、高畠町北部の星代川左岸にあり、同町高安集落東側の谷の一角、南向きの斜面の標高約 250 m 付近に構築される（第1図）。これまで東北工科芸術大学により 6 回の発掘調査が行われ、A～C 地区で計 5 基の須恵器窯が確認される。特に A・C 地区では、古相の無台坏やカエリ付きの蓋が出土し、県内で希少な飛鳥時代に遡る県内最古相の須恵器窯として知られる。また、近年当該期の集落が町内で調査され注目される。合わせて後述する。

発掘調査は、以前より須恵器や瓦の散在地が知られた B 地区から開始され、2002～2005 年度まで 4 回に渡り範囲確認も含め行われた。その結果、須恵器窯が 3 基（1～3 号窯。以下「B1」号窯等と略す）と溝状遺構など付属施設が検出された。これらは、全て地下式の「直立煙道窯緩傾斜窯」（北野 2008）で、B1・B3 号窯は須恵器（但し B3 号窯周辺から瓦出土）、B2 号窯は須恵器と瓦を焼成する。各窯は各々 5 回以上の操業が確認される。器種構成は、B3 号窯が壺類主体、B1 号窯が壺盤類 4 割、甕類 3.5 割、B2 号窯が壺類 8 割以上と窯毎に相違がある。軒丸瓦がなく、軒平瓦は櫛描き重弧文である。時期は 7 世紀末～8 世紀初頭（8 世紀第 2 四半期の始まり頃）が推定された。2006 年度には、窯跡群全体像を把握するため、A 地区が調査され、1 基（1 号窯。以下「A1」号窯と略す）B 地区同様の地下式須恵器窯が発見された。A1 号窯は、B 地区に先行する 7 世紀後葉である。操業初期に瓦も焼成し、B2 号窯と同じ櫛描き重弧文軒平瓦が出土した。なお、A2 号窯は、9 世紀後半～10 世紀前半の炭窯で、周囲の谷奥からは羽口や鉄滓も出する。そして、2007 年には、C 地区において窯跡群内で初めて半地下式の小型須恵器窯が 1 基（1 号窯。以下「C1」号窯と略す）検出された。器種構成は小型の壺類が主体であった。時期は 7 世紀後葉で、本窯跡群の最古の窯となる。これらから窯跡群の変遷は、概ね「谷奥から谷口かけて C→A→B 地区へと約 100 m ずつ窯場を移す」（北野 2007）とする。他に調査では、継続して窯の燃料材（炭化材）も検討する。その結果、最初の C・A 地区ではクマシデ属やコナラ節、カエデ属など広葉樹が主で、後続する B 地区の B1・B2 号窯ではアカマツの比重が高まる。森林開発によって、植生がアカマツ二次林に遷移した可能性が指摘され、燃料材でも径 8～15 cm 程度の丸太材の選択的利用が推測される。

1 窯体について

高安窯跡群で発掘された 5 基の窯を第2図に示し、計測値は第1表にまとめた。以下に、各窯の構



第1図 高安窯群の位置

造・形態から大きく分け、古い順に概述する。なお、各窯構造は、部分的な調査や削平により窯全体が分かるものが少なく、一部高安窯跡と同じ高畠町内や米沢市の窯跡も加え列記する。

7世紀後葉～8世紀初頭 前述した県内最古相の高安窯跡群のC1→A1→B1・B3号窯の一群があてられる。これらは、最古のC1号窯（半地下式）を除き、全体に前述した地下式「直立煙道緩傾斜窯」のタイプで、一般に7世紀中葉～後葉に採用が始まった中型窯で、8世紀前半に列島全体に普及した窯構造とされる。東北地方では福島県相馬市善光寺窯跡群や宮城県仙台市土手内窯跡群など7世紀中葉には採用される。また、A1号窯の最終操業で坏Bに蓋を逆位にする重ね焼きがあり、定式的な手法として全国に波及する飛鳥III～V併行期（7世紀後葉頃）が比定される。

これら窯跡群は、全長が3.65～8.0m、焼成幅は1.0～2.75mと規模などが幅広く、平面形や全長幅比率（焼成部幅／全長）にも多様性が認められる。これは、坏類など小型品（C1号窯）と、瓦や大甕などの大型品（B1・B3号窯）など生産品の大小による差異として、「生産器種に応じて窯構造が選択された結果」（北野ほか2008）との指摘がある。前者は、平面形が寸胴形で一般に簡易とされる半地下式で焼成は2回と少なく、後者は蒲鉾形や砲弾形の幅広で、側壁や床下には厚い被熱層で、大甕生産に対応した蓄熱性を重視した可能性がある。なお、後者のB地区で最も構造が分かるB1号窯は、焼成部中央が膨らむ形態で、類例は前述した相馬市善光寺3号窯跡や仙台市土手内3号窯跡がある。特に土手内窯跡は大甕生産を主体とし、B1号窯も同様な性格が窺える。これは、高安窯跡群のある町内に7世紀後半以降の終末期古墳群（安久津・味噌根・源福寺古墳群など）があり、その横穴石室墳の前庭部祭祀には大甕の供獻が共通し、この需要のため大甕生産に向く窯構造の採用が考えられる。

そして、全長幅比は、前者が0.75の長方形、後者が0.13・0.35の細長形と変容が大きくなるが、床面傾斜は12～19度と緩やかな共通性も窺え、未だ地下式の「直立煙道緩傾斜窯」の範疇にあろう。

8世紀前葉 高安窯跡B2号窯（地下式）、後続の高畠町味噌根窯跡（半地下式、7世紀末～8世紀前葉）、更に後出の米沢市木和田窯跡（地下式、8世紀前～中葉）が窯構造は異なるが、あてられる。

B2号窯は一部未掘で不明瞭だが、全長8m以上、焼成幅は2m以上と長大で、平面形は砲弾形の可能性がある。一方、後出の味噌根・木和田窯跡は全長が5.5m前後、焼成幅も1.0～1.5m前後と共に通し、平面形も寸胴や砲弾形に集約される。全長幅比は、0.18～0.22ほどでのB2号窯以外の窯（B1・B3号窯）も総じて長大だが、次期以降（8世紀後半）の一般的な比率（焼成幅1:全長5）の萌芽か。床面傾斜は、それ以前との差異は判然としないが、味噌根2号窯で30°以上と急斜する。これらは、出土遺物に破片資料が多く、傾向は不明だが、全体に大型品は少ない。

上記の7世紀後～8世紀前葉までを概括すれば、規模の分かれる窯体長ではC1号窯3.65m→A1号窯5.8m→B1号窯7.5mと大型化が看取れる。一方で焼成部の床面傾斜は10～20°と比較的緩く、高安C1号窯・味噌根群を除き、煙道は窯尻天井部から直立する「直立煙道緩傾斜窯」（北野ほか2008）の形態である。この窯構造は、蓄熱性に優れるが焼成コストが高く、大型製品や均質な製品を焼成に適し、高安窯跡群での採用は「コストよりも製品の質を重視した」（北野ほか2008）との指摘がある。

2 出土遺物について

高安窯跡群の遺物を窯毎に古い順に概述する。土器の分類は報告書などを援用し、第3図に表記した。なお、同窯跡資料は一部器種が欠落し、高安窯跡群と同時期の窯跡資料で一部補い概述する。

7世紀後葉～8世紀初頭 高安窯跡群では、C1→A1→B1・B3→B2号窯の変遷が推測される。特にC1・A1号窯のカユリを持つ坏蓋や有段の無台坏（坏G）は、飛鳥時代に遡る特徴を有する。なお、A1号窯と後出のB2号窯では瓦や仏具的食器も生産される。瓦は一括後述する。

形態では、C1号窯の供器具で、坏蓋は天井部丸みの笠型でカエリを持ち、法量14.5cm前後と小型で定型化する。無台坏（坏G）は底部に丸みをもつものと平底がある。前者（口径10cm未満）は深身で体部に明瞭な段、後者（同12cm前後）は浅身で沈線状の段を廻らす。底部は両者とも手持ちケズリの調整を施す。他に、蓋を伴わない無台坏（坏A）と有台坏（坏B）がある。また、口径30cm以上の有蓋の盤があり、後続のA1、B1号窯でも継続し高畠町域の特徴的器種とも考えられる。C1号窯に後続するA1号窯では、瓦の焼成段階（古）と最終操業段階（新）の2時期に分けられる。古段階はカエリ蓋や無台坏に法量分化が認められ、無台坏では坏Gが減少し、坏A・有台坏が増加する。新段階はカエリ蓋と坏Gが消失し、扁平大型化した蓋と有台坏が出現する。更に後出のB1号窯では、甕類の比率が高いが、蓋ではカエリを持つ蓋は残存するが、カエリのない蓋が増加する。無台坏は法量に多様性があり、底部は手持ちヘラケズリ、体部に沈線を有するものも一定量ある（有段→沈線化）。有台坏では口径18～20cmの大型品も出現する。他に甕類は、口縁部内面に波状紋を持つものが一部あり、北関東に系譜が辿れる装飾手法とされる。

窯跡の年代観は、相馬市善光寺窯跡や仙台市郡山遺跡、福島市高畠窯跡、宮城県長根窯跡A地点と対比される高畠町安久津2号墳で検討すれば、同前庭部下層（7世紀後半）が高安窯跡C1号窯→同上層（7世紀末）が同A1号窯→同直上羨群中（8世紀初頭）が同B1・同B3号窯に比定される。

8世紀前葉 高安窯跡群ではB2号窯が該当し、同時期に高畠町味噌根窯跡、米沢市木和田窯跡がある。坏類の扁平化と平底の増加、手持ちヘラケズリの継承などが特徴である。B2号窯では、蓋はカエリがない扁平なものが主体で、口縁部の折り返しの有り、無しがある。有台坏は、口径13cm・17cm前後のものがあるが、蓋・無台坏には明瞭な法量分化は認められない。坏類は、多賀城創建期（724年～）に相当する宮城県木戸窯跡SR3号や福島県相馬市善光寺9号窯跡の資料に類似し、8世紀前葉に下る。なお、同時期の味噌根窯跡では、古相の坏Gや手持ちヘラケズリの丸底坏（福島市高畠2号窯跡・仙台市大蓮寺5号窯跡と類似）がある。一方で無台坏は法量分化があり、操業時の時間差との指摘もある。また、味噌根窯跡より後出の木和田窯跡は、資料僅少だが、坏類は口径・底径の小径化、体部の開きに特徴がある。有台坏はやや小径の底部から強く開くタイプ（宮城県木戸窯跡資料に類似）で、法量分化と共に、器形の分化も窺える。

これらの年代観は、前述した安久津2号墳の前庭部直上羨群中で、大型蓋や盤状有台坏の法量分化の進行から、それ以降の時期と捉える。木和田窯跡の有台坏が8世紀第2四半期への傾斜を示しそれを下限とすれば、B2号窯は概ね8世紀前葉（8世紀第1四半期後半～第2四半期前半か）が推測される。

最後に、瓦は、A1号窯の初期段階から生産され、次期のB2号窯に続き、軒丸瓦ではなく、丸瓦・平瓦・軒平瓦が出土する。軒平瓦は、無頸で広端面に手描き（櫛描き主体・ヘラ描き少数）重弧文を持つ。これは、多賀城創建期瓦のヘラ描き重弧文より、所謂ロクロ挽き重弧文の作業工程の一段階で両者の類縁性も指摘される。平瓦は粘土板桶巻き作りで凸面は繩目叩き、丸瓦は粘土板模骨巻き作りで繩叩きを消す、無段（行基）式である。年代観は、一般に近隣の軒平瓦の重弧文が7世紀末（仙台市郡山麻寺）から8世紀第2四半期（多賀城）にロクロ挽きから手描きに変化したとされる。また、平瓦や丸瓦の製作技法に多賀城創建期の新しい要素（粘土組巻き作り、2次整形の凸型台等の使用、一枚作り）がない点から多賀城創建期（724年～）を下らない時期が推定される。そして、両窯跡の「共通した技術系譜と断続的な工人編成のあり方など、在地需要を賄うための一定の技術システムが存在」（北野ほか2008）をうかがわせるとする。

3 高安窯跡周辺の集落跡について（第2表、第4図）

高安窯跡周辺の集落跡は、北側の平地一帯に7遺跡存在する。特に平成3年から令和4年まで22

次にわたる調査を実施して、遺跡の規模や性格を考えるうえでも大在家遺跡（f）は中心的な役割と位置づけられる。同遺跡の調査で古代官衙に関連すると考えられる、7世紀後半から9世紀後半頃の遺物が多数出土する。検出された遺構は堅穴建物18棟（7世紀末葉4棟、7世紀末葉から8世紀初頭6棟、8世紀前葉5棟、時期不明3棟）、掘立柱建物9棟（8世紀後半が主体か）、井戸（8世紀末葉）、木炭焼成土坑、鍛冶関連遺構（8世紀後半以降）、溝、河川がある。鍛冶関連とした遺構は、窪み部分が強い被熱を受け、隣接する土坑からは砥石（16・17）が出土し、炉と考えられる。付近の河川や土坑から鉄滓が合計15kg、羽口（15）が75片出土した。画期は河川の層序と概ね一致し、有段内黒坏（1）や返り蓋（2）、瓦（10）などの古段階（7世紀第4四半期から8世紀前葉）と鍛冶関連土坑内出土の蓋（3）や棲塙（5）などの新段階（8世紀後半から9世紀初頭）に大別される。

大在家遺跡の西側に位置する高畠町尻遺跡（i）は、平成10年から5次にわたり調査を実施した。遺跡の年代は7世紀後半から9世紀後半、内容的にも大在家遺跡と類似する。検出された遺構は掘立柱建物3棟（8世紀後半か）、井戸（8世紀末葉）、土坑、溝、河川である。当該河川は大在家遺跡と同一河川と考えられる。

東側に位置する新太夫遺跡（安久津町尻遺跡）（c）は、置賜郡衙推定地である小郡山に隣接する。古代の遺構としては堅穴建物3棟（8世紀前半）、掘立柱建物1棟（不明）、土坑、河川などを検出した。大在家遺跡の西側に隣接する洪作遺跡（k）、高畠町尻遺跡、南側の日照遺跡（h）、東側の新太夫遺跡は同時期と考えられ、墨書き土器や木製人形（14）、須恵鉢（11）、石帶（12）、瓦塔（9）、賽子、「租」関連木簡（13）などが出土し、一般的な集落遺跡とは一線を画す。

なお最近の大在家遺跡第22次調査では圓足円面鏡（7）が3点、墨書き土器が87点出土し、そのうち「巾」の墨書き（6）は36点を占める。また、「信夫」の墨書き（8）は初出で、土器の形態や色味はこの地域ではみられないものであるため、「信夫郡」との交流も視野に入れる必要がある。木簡の時期は8世紀末葉から9世紀初頭と考えられ、高畠町尻遺跡から出土した木製人形や瓦塔などと同時期といえる。また、古代の河川が各遺跡から見つかっており、弓や曲物、鎧、農具などの木製品が良好な状態で大量に出土する。精巧な作りで、漆を用いたものも少なくないことから、官衙に関連する工人集団が所在したと考えられる。特に鍛冶関連の遺構がある程度まとまって検出されたことから、一定の規模での組織的製品生産が窺われ、時期差はあるものの川崎利夫が指摘した日本書紀の「鐵折」（川崎1999）との関係も興味がもたれる。屋代川左岸の大在家遺跡を中心とする平地一帯を生活空間として、北の山麓に安久津古墳群（墓域）が、南の山間地に県内最古の高安窯跡（生産域）が築かれるという当時の土地利用が窺える。

4まとめ

最後に、上記までの高安窯跡群の分布・構造・変遷などを整理し、まとめとする。同窯跡群は、米沢盆地でも太平洋岸の陸奥国（宮城県や福島県）に隣接する米沢盆地東部丘陵窯跡群で開始され、窯場の谷奥から谷口方向へ約100mずつC→A→B地区に移動しながら窯業が継続される。但し窯業の燃料材では、当初C・A地区の広葉樹から後続するB地区の針葉樹へ画期がある。

これは、窯業の内容においても、当初はC地区の小型窯（C1号窯。7世紀後葉）で坏類など食膳具主体の生産が始まる。次に、A地区で地域の需要に応じて瓦生産（A1号窯第1次操業〔7世紀末〕・B2号窯I次操業〔8世紀前葉〕）が編成・兼業され、仏器の器種（A1号窯。坏Bの深身タイプとカエリ蓋のセット〔7世紀末〕）や大甕（B1・B3号窯。8世紀初頭）の生産が断続的に行われる。

この背景には、高安窯跡群のある高畠町内の終末期古墳の刀装具や大甕などの出土品、7世紀後葉の『日本書紀』の「陸奥國優嗜曇郡（置賜郡）の城養蝦夷が佛教へ帰依することを願い出る」記事（689

年)から、陸奥国内から在地勢力が積極的に外来文化を取り込もうとする状況が看取される。

その後、同窯跡群の最終段階では、特にB地区(B1～B3号窯。8世紀初頭～前葉)で3基15回以上の操業により、窯跡群での集中生産の様相を呈する。これは、B地区最終操業の大型化する窯(B2号窯II次操業。8世紀前葉)もその影響を受けているのではないか。なお、硯(B1号窯。8世紀初頭)の出現は、官人層の台頭も窺える。この背景には、当該期が8世紀初頭の出羽国創建(712年)にあたり、置賜郡の出羽国への編入期にあたる。窯業は、前代に米沢盆地各地の終末期古墳が構築された地域に拡散しており、郡域の人口増や六国史にある出羽国への移民の影響も考えられる。

関連文献

- 阿部明彦・高桑弘美 1999 「山形県の古代土器編年」『古代城柵官衙検討会』古代城柵官衙検討会
井田秀和・水口哲・鈴木大輔他 1991～2022 「大在家遺跡調査説明会資料」第1～22次 第高畠町教育委員会
伊藤邦弘 2008 「山形県」『東北古代土器集成』東北古代土器研究会
伊藤邦弘 2008 「置賜郡の須恵器」『出羽国ができたころ』県立うきたむ考古資料館
植松暁彦 2009 「出羽南部内陸部の7～8世紀の須恵器生産の特質」『第1回東北古代土器研究会 シンポジウム 7～8世紀の須恵器生産を巡る諸問題 発表要旨』東北古代土器研究会
川崎利夫 1999 「日本書紀持統三年「優嗜曇郡」の記事をめぐって」『うきたむ考古』第4号 うきたむ考古の会
北野博司ほか 2005 「高安窯跡群B地区第3次発掘調査報告書」東北芸術工科大学考古学研究室
北野博司ほか 2006 「高安窯跡群B地区第4次発掘調査報告書」東北芸術工科大学考古学研究室
北野博司ほか 2007 「高安窯跡群A地区第1次発掘調査報告書」東北芸術工科大学考古学研究室
北野博司ほか 2008 「高安窯跡群C地区第1次発掘調査報告書」東北芸術工科大学考古学研究室
＊頁数の都合により町内の各遺跡報告書は、第2表の「調査年度」の町内遺跡発掘調査報告書で対応させた。

第1表 高安窯跡群の各窯形態（植松 2009）

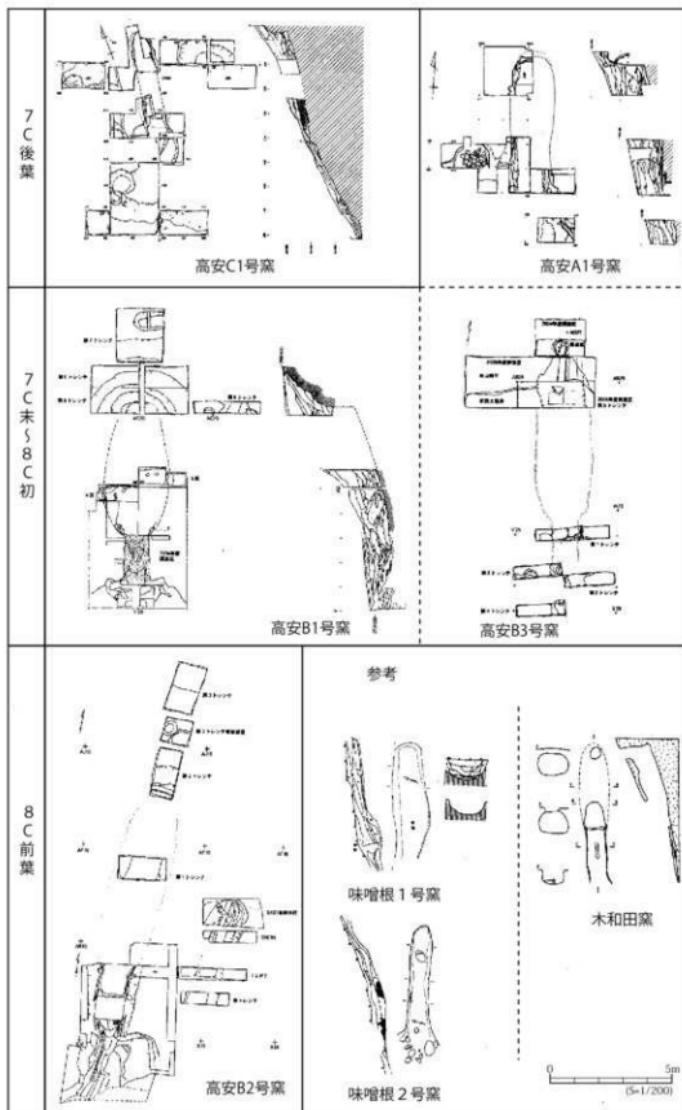
名称	調査年	平面形	構造	床	焼成部	燃焼部	全長	焚口	最大幅	焼成部	焼成幅比	残壁	勾配	時期
C 1号窯	2008	寸胴形	半地下	1	平坦	船底	3.65	0.90	0.90	0.90	0.75	0.50	15	7C後葉
A 1号窯	2007	寸胴形	地下式	2	平坦	平坦か	5.80	(1.40)	1.60	未掘	不明	1.20	19	7C末8C初
B 1号窯	2005-6	蒲鉾形	地下式	5	平坦か	船底	7.50	0.90	1.00	2.60	0.35	0.85	16	7C末8C初
B 3号窯	2005-6	砲弾形か	地下式	5	平坦	平坦	8.00	未掘	1.30	1.00	0.13	1.03	12	7C末8C初
B 2号II次窯	2005-6	砲弾形か	地下式	3	未掘	緩船底	9.50	0.90	1.00	2～	(0.21)	1.60	未掘	8C前葉
同上II次窯	2005-6	砲弾形か	地下式	2	未掘	土坑状	8.00	1.00	1.00	2～	(0.25)	0.80	未掘	8C前葉

*名称は、各A～C地点の報告書の窯番号に準じ、例えばC地区1号窯は「C 1号窯」と略す。

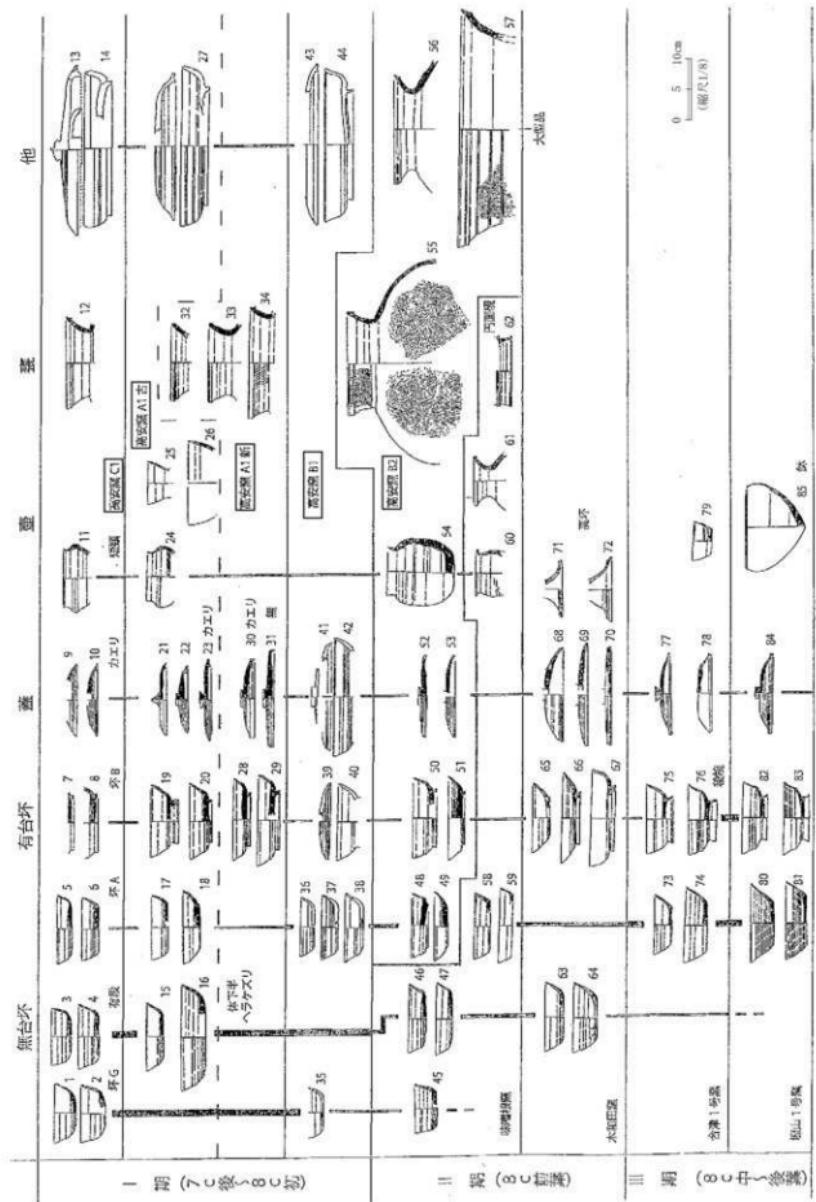
*各数値は、報告書及び筆者計測値など含む。単位はメートル、勾配は度。

第2表 高安窯跡周辺の遺跡（新規作成）

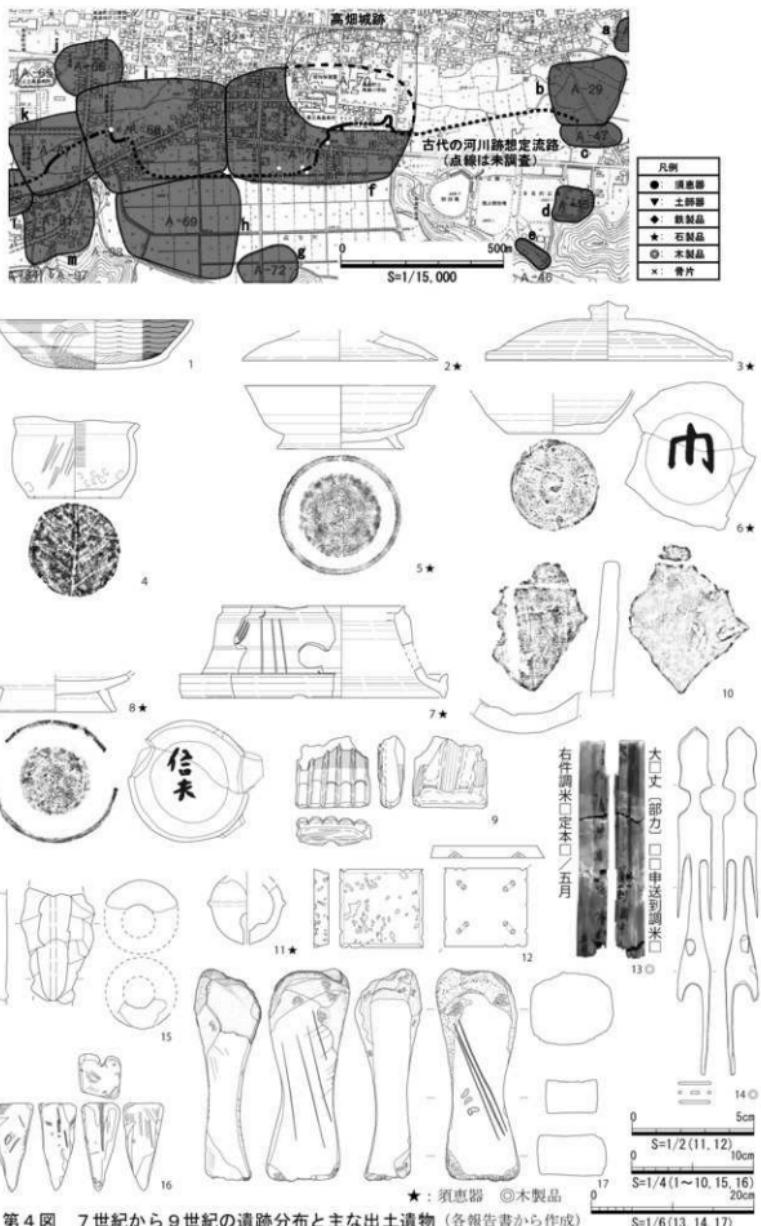
No.	遺跡番号	遺跡名	丁度記	右側記	左側記	右側記	遺跡	遺物	調査年度	報告書
a	A-2.8	高安遺跡					▲▼			
b	A-2.9	高安2号遺跡					▲▼		BB+10+11町	5, 8
c	A-4.7	高太夫遺跡					▲▼丘		BB+11町	6
d	A-4.5	戸戸遺跡					●			
e	A-4.6	忍辱寺跡					●			
f	A-7.1	大友家遺跡					▲▼△▲△△河川	▲▼◆★△△	BB+4+8+13+16+22, 9町	5, 14, 22
g	A-7.2	高根遺跡					▼			
h	A-6.9	日照遺跡					▲▲▲土壌2	▲▼	BB1町	
i	A-6.8	高根2号遺跡					▲▲▲3, 片戸, 墓, 河川	▲▼◆★△	BB+13+16町	
j	A-6.6	不動作遺跡					●▼		BB町	7
k	A-6.7	供作遺跡					▲▲▲1, 土壌, 墓	▲▼○	BB町, BB+, 10+17町	5, 16
l	A-8.2	板寄原遺跡					●			
m	A-8.1	田神原遺跡					▲▲◆		BB町, BB+	6, 29



第2図 高安窯跡の変遷図 (北野ほか 2005 ~ 2008、植松 2009 から作成)



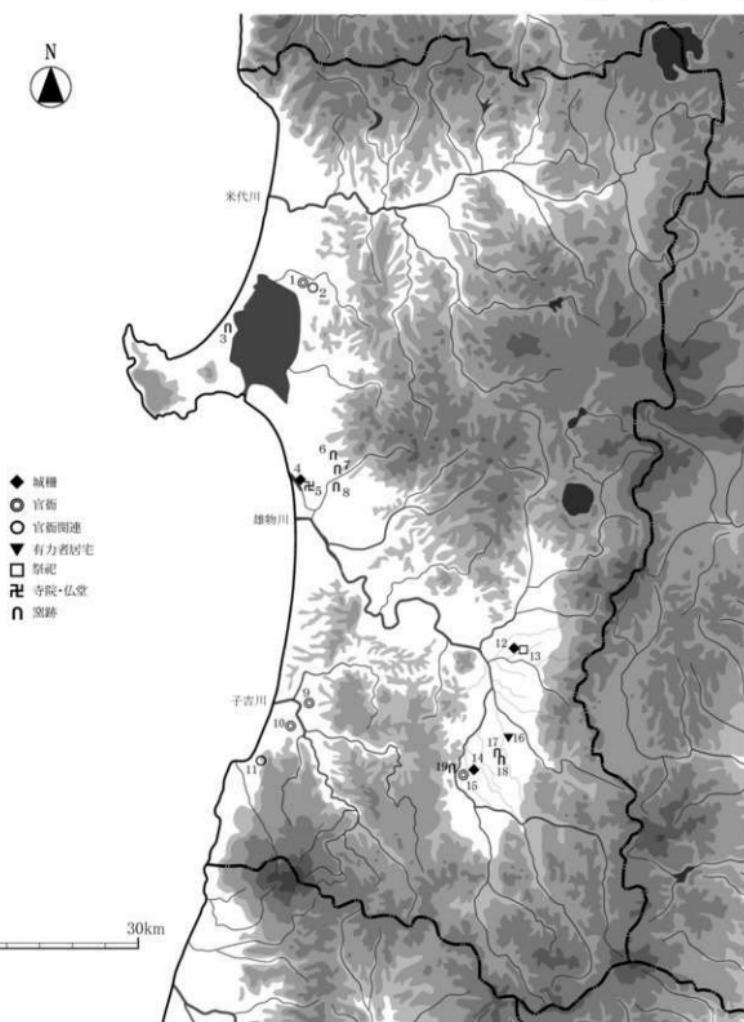
第3図 置賜地方の7・8世紀の須恵器の様相（植松 2009）



第4図 7世紀から9世紀の遺跡分布と主な出土遺物 (各報告書から作成)

S=1/6 (13, 14, 17)

秋田県



番号	遺跡名	市町村名	理	高さ(メートル)	番号	遺跡名	市町村名	理	高さ(メートル)
1	石城遺跡	石城町	宮衙跡	320~350	11	米代川遺跡	米代川沿岸部	宮衙関連	310~360
2	中分瀬遺跡	玉城村	官衙跡	317~330	12	長岡村遺跡	長岡村	城櫓跡	363~384
3	海老沢空跡	海老沢	空跡	387~399	13	鶴川地区遺跡	八仙町、東根町	祭祀跡	363~384
4	秋田城跡	秋田市	城跡	331~349	14	森山地区遺跡群	能手町	城櫓跡	383~389
5	秋田城跡南／北地区	秋田市	今泉跡、宮殿跡、祭祀跡	345~356	15	阿庭地区遺跡	能手町	城櫓跡	391~392
6	網城遺跡	秋田市	空跡	400~407	16	手取川水系遺跡	能手町	有力者居宅	393~396
7	古墳遺跡	秋田市	空跡	609~619	17	竹原空跡	能手町	空跡	311~316
8	上谷遺跡	能手町	空跡	111~114	18	森山空跡 A・B・C	能手町	空跡	317~328
9	上谷遺跡	由利本荘市	宮殿跡？	253~254	19	木船空跡	能手町	空跡	421~423
10	井間空跡、宝船山遺跡	由利本荘市	宮殿跡	355~357					

いしがき 石崎遺跡

秋田県教育委員会 高橋和成

所在地 秋田県南秋田郡五城目町大川下桶口字道ノ下 10 外

立地環境 馬場目川下流左岸の標高 5 m の湖岸平野に立地する

発見遺構 櫛列、築地塀、掘立柱建物

年代 8 世紀～9 世紀

遺跡の概要

石崎遺跡は、馬場目川下流左岸の標高 5 m の湖岸平野の自然堤防防止に位置する。東南東 0.9 km に官衙関連遺跡である中谷地遺跡、東 2.3 km に岩野山古墳群、北北東 1.2 km に般治・製鉄関連遺跡を伴う奈良～平安時代の集落である開防遺跡がある(第 1 図)。

昭和 42 年(1967)・47 年(1972)・48 年(1973)の 3 次にわたる発掘調査が行われている。いずれも東北大教授高橋富雄を調査団長とする町教育委員会の発掘事業として実施された。それぞれの調査年次毎の概報と全体をまとめた正報告が刊行されており、以下、それらに基づいて遺跡の概要を整理する(註 1)。

第 1 次調査(高橋 1968、門間 1968、五城目町・石崎遺跡発掘調査団 1975)

水路に露出している柱を起点として、東西方向にトレーナーを設定している。総延長 180 m 程のトレーナーの中で、南辺の櫛列と南西隅、櫛と推定される掘立柱建物 2 棟を確認した。

出土遺物には須恵器、土師器、砥石、刀子片、鉄釘片、刀片、鎧の一部と思われる破片、陶器などがある。

第 2 次調査(五城目町教委 1972、五城目町教委・石崎遺跡発掘調査団 1975)

第 1 次調査の成果を受けて、櫛と櫛列の構造の精査と西辺の櫛列線を確認するための調査である。南辺櫛列及び南西隅を改めて確認した。検出した櫛木は 3 本あり約 5 m 間隔と推定している。直径は約 0.4 m でいずれも下に礎板が設置される。南辺櫛列線上の深い泥湿地帯では、敷木と呼ばれる柳質の木材や雜木の切り株、丸太材、角材、粗朶束などを沈めた構造が確認されており、櫛木などの沈下を防ぐためと考えられている。この他、櫛の支柱列や逆茂木などの遺構も確認されている。

第 1 ・ 2 櫛の精査に加え、西辺櫛列線上でも第 3 櫛の可能性のある柱が検出された。

第 1 櫛

櫛列の南西隅にあたる位置で確認。中心部に直径 0.85 m の柱根があり、左右に 2.3 m 前後離れて 0.75 m 、 0.70 m の柱根が緩い扇状に配置されている。これらの柱には粘土による根まわしが施され、さらに中心の 1 基の周囲には割材の根巻きが施される。それぞれの周囲 0.5 m 程が地盤を粘土によって突き固められ、この上に構築されている。これら 3 基の外側 1.7 ～ 2.3 m の距離に、直径 0.2 ～ 0.3 m の柱が円形に配される。

第 2 櫛

第 1 櫛から東に約 35 m の櫛列南辺上で確認。直径 0.7 m の柱を中心 1.85 m 間隔で直径 0.65 m 、



第 1 図 石崎遺跡の位置

直径0.60 mの柱根が緩い扇状に配置される。この3基を囲むように2.0 m前後離れて1辺0.3 m～0.4 mの角柱根が5基円形に配される。

第3櫓

第1櫓から北に約23 mで直径0.4 mの柱が礎板の上に据えられていた。この柱からさらに北5 mのところで、礎板のみ4枚が重ねられた遺構を確認している。これは抜き取られた柱であると考えられる。この2基の柱を結ぶ線は柵列線と平行しないことから、柵木ではなく櫓と推定されている。

出土遺物には、須恵器、土師器、陶硯、土製紡錘車、砥石、木簡風木片、木製組物（糸巻機）、鉄滓などがある。

第3次調査（五城目町教委1973、五城目町教委・石崎遺跡発掘調査団1975）

遺跡規模の探査を目的とした調査で、柵列南辺の南西隅から東に446 mの地点で礎板を検出している。この礎板の配置が第1櫓と同様であったことから、この地点が南東隅と推定された。また、詳細な地点は示されていないが南辺柵列の中央部で、柵列の下層に2時期の築地土塀が構築された痕跡を確認している。これによって、この区画施設は築地土塀から柵木列に変化し、少なくとも3時期の変遷があることが推定される。

出土遺物には、須恵器、土師器、木製品の曲物の破片、木簡風木片、朱塗漆器片などがある。

秋田郡衙としての評価

発掘調査の直後、遺跡の立地や規模、内容などから高橋富雄や新野直吉ら文献史学者からは石崎遺跡が秋田郡衙の擬定地とされてきた。一方、発掘調査によって得られた考古学的な情報としては柵列の南辺が推定で446 mであり、築地土塀から柵木列に変遷したこと、柵列に櫓が付属することなどが挙げられるが、柵列を確認したのは南辺と西辺の一部であり、東・北辺については未確認である。また、遺物の詳細な情報がなく創建年代や遺構の帰属時期、遺跡の存続期間なども判然としない。このように考古学的な検証が困難な状況の中、村上義直は周辺の遺跡を含めて総合的に分析し、祭祀や墓域、生産・工房域、集落・耕地など郡衙を構成する要素に遺跡を当てはめていくことで、石崎遺跡が秋田郡衙である可能性を指摘している（村上2015）。これ以外には石崎遺跡を取り扱った考古学的な研究ではなく、村上が文末で指摘しているように、郡庁域と全体規模の確認が必要不可欠である。

註1 石崎遺跡の各報告書には遺構・遺物の実測図が掲載されていない。このことが柵列や築地土塀の構造など遺構の考古学的な検証や研究が進まず、遺跡の評価が定まらない要因となっている。本稿は、あくまでも報告書に掲載されている情報を整理したものであり、考古学的な検証が不十分である旨ご容赦願いたい。

関連文献

五城目町2005『五城目町史デジタルデータ』古代

五城目町教育委員会1972『秋田県五城目町石崎遺跡発掘調査概報』

五城目町教育委員会1973『秋田県五城目町石崎遺跡発掘調査概報』

五城目町教育委員会1975『岩野山一岩野山古墳群第3次発掘調査報告書一』

五城目町教育委員会2002『開防遺跡－湖東総合病院建設に伴う敷地造成工事に係る埋蔵文化財発掘調査報告書』

五城目町教育委員会・石崎遺跡発掘調査団1975『石崎遺跡発掘調査報告書第1－第3回合報』

高橋富雄1968『石崎遺跡発掘調査概報（昭和42年度）』

高橋富雄1971「秋田城をめぐる諸問題」『日本歴史』第281号

新野直吉1967「元慶の乱」『秋大史学』15 秋大史学会

村上義直2015「最北の郡衙石崎遺跡について」『秋田県埋蔵文化財センター研究紀要』第29号31-49頁

門間光夫1968「推定古代群衆跡「石崎遺跡」の調査概報」『秋大史学』15

なかやち 中谷地遺跡

秋田県教育委員会 高橋和成

所在地 秋田県南秋田郡五城目町大川谷地中字
谷地6外

立地環境 馬場目川下流左岸の沖積平野。標高約
6m

発見遺構 挖立柱建物、板塀、杭列、掘立柱列、溝、
土坑、河川など

年代 8世紀後半～9世紀後半

遺跡の概要

中谷地遺跡は、馬場目川下流域左岸の河原、旧
河道、旧河道、自然堤防の発達した中に位置する。
西北西0.9kmに秋田郡衙と推定される石崎遺跡、
東北東1.5kmには岩野山古墳群があり、本遺跡との
関連がうかがわれる（第1図）。

発掘調査で掘立柱建物9棟、板塀4条、杭列4
条、掘立柱列5条、溝2条、河川3条、土坑27

基などが検出された。出土遺物には墨書き器を含む須恵器・土師器、木製品（祭祀具・農具など）、
漆紙文書などがある。出土遺物から、官衙に関連した遺跡であることが推定され、特に「祭祀」と「生
産」の性格を有したと考えられる。

遺構の分布と年代

9棟の掘立柱建物のうち、8棟は2条の河川（SL17・27）の内側から検出された。SB15・33・73
の3棟は総柱建物で、調査区西側に分布する。掘立柱建物を囲むように板塀が配置され、河川とともに
空間を区画する（第2図）。こうした構成は、払田柵の祭祀域とされる厨川谷地遺跡に類似する（秋
田県教委2005）。

SL17 河川

調査区の中央を北から南側に向かって延び、西側に大きく蛇行する。検出長は約80.0m、幅は狭い北
側が4.4m、最大幅は蛇行する部分で8.8mである。深さは検出面から1.36m～1.76mである。SL27と
同一の底面形状で、どちらも蛇行することから同一河川の上流と下流の可能性や、底面が平らで古代以前
の遺物が認められないことから、自然流路を掘削した水路の可能性などが指摘されている（村上2015）。

出土遺物は須恵器、土師器、木製品（工具・農具・紡織具・漁撈具・運搬具・武具・服飾具・容器・食事具・
祭祀具・建築材・土木材など）など多種多様で、発掘調査で出土した遺物の大半は本河川からのもので
ある（第4図）。須恵器や土師器の年代から遺跡の存続期間は8世紀後半～9世紀後半で、その中心とな
るのは、出土量が多い須恵器壺・蓋類（第3図2～9）から8世紀後葉～9世紀前葉と考えられる。

SB58 挖立柱建物

検出した掘立柱建物のうち、時期が特定できるのは本建物のみである。出土した須恵器壺から9世
紀前葉と考えられる（第3図1）。また、その出土状況は建物廃絶時に埋納されたもので、使用時期
の下限を示している。



第1図 中谷地遺跡の位置

律令的祭祀

本遺跡が官衙関連遺跡であることを示すもの一つが木製祭祀具である。斎串 54 点、形代 44 点(人形 1・馬形 5・鳥形 3・刀形 18・刀子形 3・錐形 2・不明 12)の計 98 点が出土している(第4図 1 ~ 19)。こうした木製祭祀具は平城京跡をはじめとする古代都城跡で多量に出土するものであり、中央で行われていた祭祀の形態が律令制の拡大に伴って地方に浸透したものと考えられる。本遺跡出土の木製祭祀具は、律令的祭祀が秋田城よりも北の八郎潟沿岸地域まで広がっていたことを示すものといえる。木製祭祀具のほとんどは河川もしくはその付近から出土しており、河川と板塀で区画された空間で祭祀が行われ、最終的に川に流されたものと考えられる。

漆工関連遺物

官衙関連とするもう一つの要素が、漆工関連遺物の出土がある。『令義解』には「漆部司」という漆工を所管する部署があり、職人が存在したことが記されている。秋田城跡でも漆付着土器や漆刷毛、漆紙文書などの漆工関連遺物が出土しており、地方官衙でも律令に規定された漆工職人が存在した可能性が指摘されている(小松 2010)。漆工関連遺物には、刷毛や漆パレットとして使用された土器などのほか、曲物や土器、蓋紙に転用された漆紙文書などの保存にかかる道具類がある。前者の出土は、漆工が行われたことを考古学的に示すものであり、本遺跡からも漆刷毛 4 点(第4図 20~23)、漆紙文書が付着した土師器坏(第3図 11、註 1)が出土した。その他、柿渋が付着した須恵器・土師器の坏が多く出土している(註 2)。なお、これらは全て SL17 河川からの出土であり、工房は特定できていない。

周辺遺跡との関連

石崎遺跡

秋田郡衙と推定される遺跡で、本遺跡の西北西 0.9km と近接する。中谷地遺跡からは、祭祀具・漆工関連遺物のほか農具や紡織具などが出土しており、本遺跡は郡衙が有した「祭祀」と「生産(水田耕作や紡織・漆工など)」の機能を担った可能性が考えられる。

岩野山古墳群

本遺跡の東北東 1.5km の舌状台地に立地する。昭和 38 年と昭和 49 年に発掘調査が行われている(奈良・豊島 1961、五城目町 1975)。主な調査成果は以下のとおりで、墓域の存続期間は、中谷地遺跡や石崎遺跡を包括すること、近接することから両遺跡に間連する集団の墓域と考えられる。

基 数：18 基(S38 調査：6 基、S49 調査：12 基)

墓の形状：方形の周溝 S49-1 号、U 字状の周溝 S49-2 号、S49-12 号

埋葬施設：S38-1 号、S38-2 号は木棺(地山を削り出して木棺を安置)。他は土坑墓

副 葬 品：S38-1 号墓 鉄製品(直刀・轡・刀子・鐵)、石帶(巡方・丸鞘)、勾玉、須恵器

S38-2 号墓 鉄製品(刀子・鐵)、勾玉、須恵器、土師器

時 期：副葬品や周溝出土遺物から 8 世紀～10 世紀(推定)

中谷地遺跡周辺には、この 2 遺跡以外にも集落跡や須恵器窯を含む生産遺跡、墓域などが存在することから、今後は、官衙本体の石崎遺跡を中心に、これらの遺跡を総合的に検討する必要がある。

註 1 漆が付着した坏は、容量や形状からパレット容器と考えられるが、内側に漆紙が残存する場合がある。秋田城跡では常設工房が設置され得る政府東と外郭東門地区では紙が付着せずに、その可能性の低い地区では紙が残存しており、漆紙が付着した坏は臨時の漆塗の作業の痕跡である可能性が指摘されている(小松 2010)。

註 2 小松正夫は現代の漆工房でも柿渋を下地として塗布することがあることから、柿渋が漆工に関連する可能性を指摘した(小松 2010)。

関連文献

秋田県教育委員会 2001 『中谷地遺跡』秋田県文化財調査報告書第 316 集

秋田県教育委員会 2005『耐川谷地遺跡』秋田県文化財調査報告書第383集

秋田市 2001『秋田市史』第7卷 古代史料編

秋田市教委・秋田城跡調査事務所 2002『秋田城跡一政府跡一』

秋田市教育委員会・秋田城跡調査委員会 2005 「秋田城跡」研究報告書
神田和彦 2005 「秋田平野における集落遺跡の様相」『第31回古代城柵官衙遺跡検討会資料集』

五城目町教育委員会 1975『岩野山—岩野山主峰群第3次發掘調査報告書—』

五城町立教育委員会 1970.7.17 石野山 石野山口演説50周年記念会宣旨書

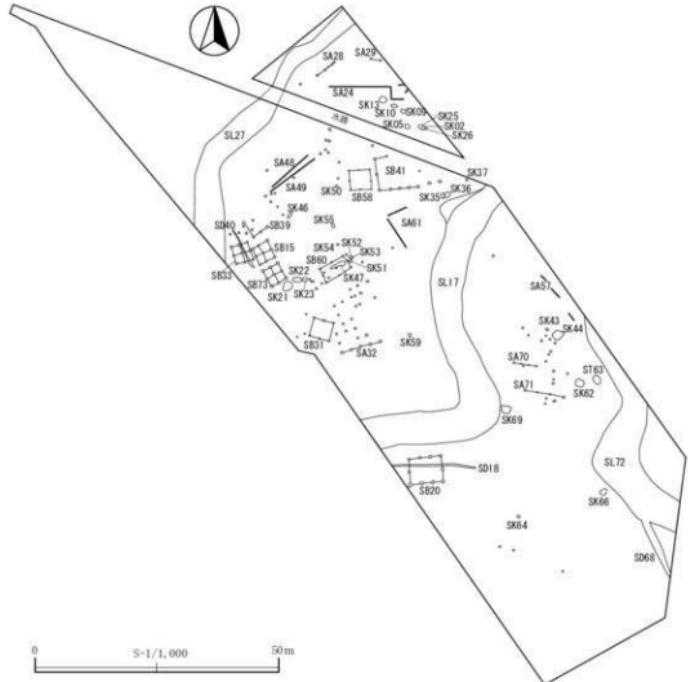
五城町教育委員会・石岡道跡元細調查団 1975 | 石岡道跡元細調查報告書第
五城町教育委員会 2002『細町遺跡』五城町細文化財調査報告書第8集

小松平吉 2010 「秋田城における漆工の展開」『北方世界の造営学』43-70頁。大いに参考。

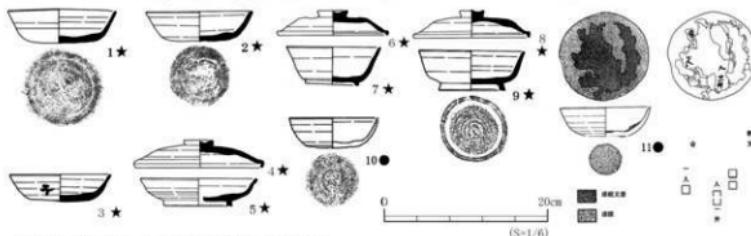
小松正大 2010「秋田城における塗工の展開」『北九世界の考古学』43-70頁。『いしかわ古文書叢書』第10集。

¹⁰ 余良修、『豈島印』1961、「秋田県南秋田郡五城町岩石山古墳」、『秋田考古学』第19号、秋田考古学講習会、1992年。

村上義直「最北の郡衙石崎遺跡について」『秋田県埋蔵文化財センター研究紀要』第29号 31-49頁

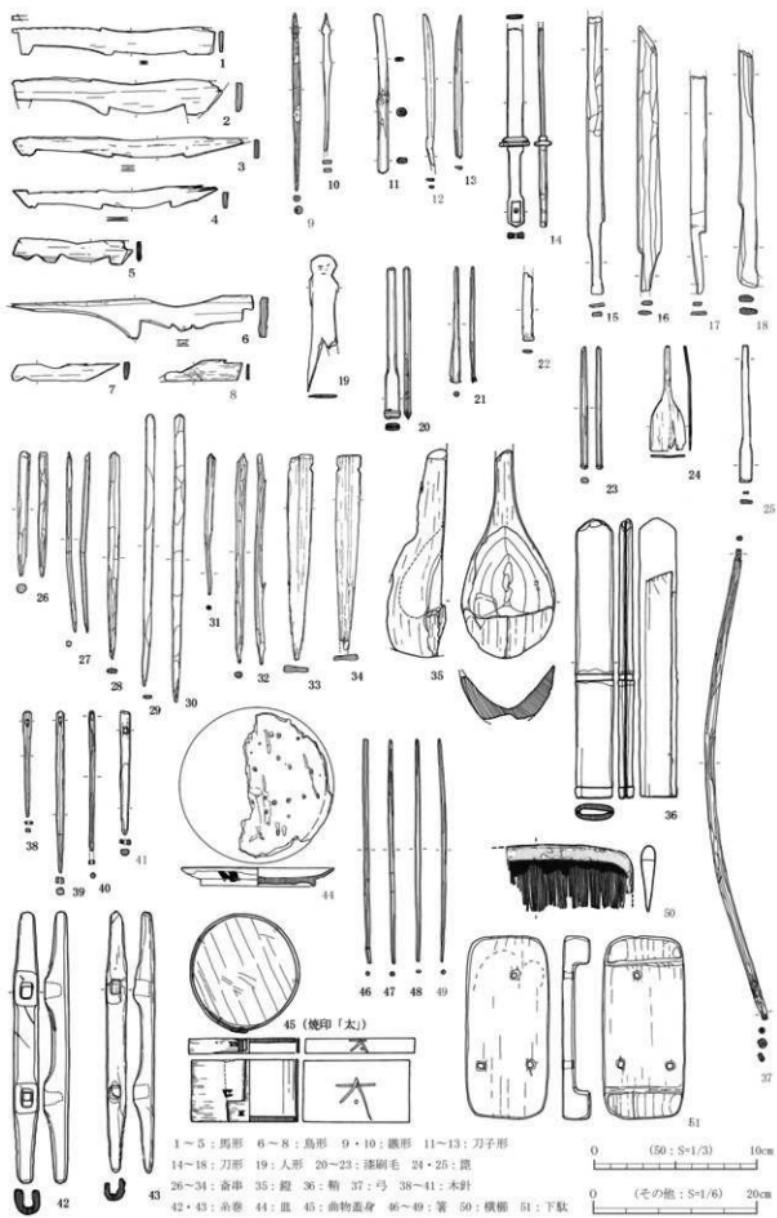


第2図 遺構配置図（秋田県教委2001をトレース・一部改変）



1 : SB58 他は SL17 ●: 非内黒土師器 ★: 須恵器

第3図 SB58 建物、SL17 河川出土土器（秋田県 2001 から作成）



第4図 SL17河川出土木製品（秋田県2001から作成）

あききた 秋田城跡

秋田市 伊藤武士

所在地 秋田県秋田市寺内、将軍野地内

立地環境 秋田平野西部、雄物川河口付近右岸の

標高 40 ~ 50 m の独立した低丘陵

発見遺構 挖立柱建物、堅穴建物、築地塀、材木塀（柱列塀・材木列塀）

年代 8世紀前半～10世紀中葉

遺跡の概要

秋田城跡は秋田平野の西、雄物川が日本海にそそぐ河口付近の独立した標高 40 ~ 50 m の低丘陵上、通称高清水丘に立地する。

秋田城跡は律令国家体制下における最北の城柵である（第1図）。

和銅年間に山形県庄内地方に設置された出羽柵が、天平5年（733）に秋田に北進・遷置された秋田「出羽柵」をその始まりとする。『続日本紀』

天平五年十二月条には、「出羽柵遷ニ置於秋田村高清水岡一」の記載がある。天平宝字年間頃（760頃）には秋田城と改称された。その後、史料上に延暦23年（804）の停廃問題、天長七年（830）の出羽国大地震、元慶2年（878）元慶の乱等、秋田城に係る記載がある。

城柵としての基本構造や機能を構成する政庁や外郭区画施設などの主要な検出遺構は、紀年の記された木簡や漆紙文書といった出土文字資料、または出土土器の年代などから、秋田「出羽柵」創建期の8世紀第2四半期から10世紀中葉まで継続し変遷することが把握されている。その年代と改修の画期については史料上の動向と一致する（第1表）。

規模とプランは、外郭線が丘陵の高い部分を取り囲み、その範囲は東西・南北ともに約 550 m で、地形の制約を受け不整形を呈する。政庁は外郭内の中心からやや南西に位置し、東西約 94 m、南北 77 m の東西に長い長方形のプランを呈し、その位置等に大きな変化はない（第2図）。

政庁や外郭区画施設以外に城内外施設が検出されている。城内西側の焼山地区に大規模建物群（倉庫群）、大畠地区に官衙城と鍛冶工房群からなる生産施設、外郭南辺から東辺の城内側には堅穴建物群が存在し、兵士や下級官人の居住域となっている。城外南東側の鶴ノ木地区には奈良時代の附属寺院兼客館となる建物群や、平安時代に律令祭祀を執り行った祭祀場（祓所）などが確認されている。

1 遺構群の概要と変遷

（1）外郭区画施設

秋田出羽柵として造営された創建期の外郭範囲は東西・南北ともに約 550 m で、その平面形は北西の一部が欠ける不整形である。改修後の秋田城においても、外郭区画施設の位置、つまり外郭線の位置は大きく変化せず、ほぼ同位置である。外郭区画施設は、創建期から外郭が機能を失う終末期まで、奈良時代から平安時代にかけて I ~ V 期までの変遷が把握されている（第2表）。

I 期の区画施設は瓦葺きの築地塀、II 期は非瓦葺きの築地塀である。III 期は柱列による材木塀であ



第1図 秋田城跡の位置

り、IV期は材木列による材木塀である。V期は明確ではないが大溝による区画が行われたと考えられる。I期とII期は奈良時代、III期以降は平安時代となる。平安時代初期のIII期には大改修が行われ、構造が築地塀から材木塀に大きく変化し、一定間隔で樋状建物が付設されるなど、変遷上の画期となっている。外郭築地塀の基底幅は2.1m、現存高最大約2.1m、高さは屋根構造をふくめ約3.9mと推定される。創建期築地塀は、現時点で古代日本最北の瓦葺き施設である（第3・4図）。

各期の年代については、第54次調査で、外郭東門南西に接する築地構築のためのSG1031土取り穴に、東側に隣接する外郭区画施設の造替えのための整地層が段階的に堆積している状況が検出され、その前後の土層から、年代比定資料となる紀年銘のある天平宝字年間の漆紙文書（第16図）や延暦年間の木簡が出土したことなどにより把握された（第15図）。

I期は天平5年（733）に造営された秋田出羽櫓、II期は改修され、秋田城へ改称された天平宝字4年（760）頃から8世紀末・9世紀初頭まで。III期は8世紀末・9世紀初頭の大改修から元慶二年（878）の元慶の乱まで、IV期は元慶の乱後の復興期で、元慶2年（878）以降から十世紀中葉以前までと把握されている。V期は10世紀中葉以降と考えられる（第1表）。

外郭の東西南北に位置すると推定された各門のうち、外郭東門は東辺中央部で検出された（第2図）。外郭第III期とIV期に伴うもので、いずれも掘立式の3間1戸の八脚門形式の門である。創建期以降ほぼ同位置で重複しており、検出された第IV期の門は桁行3間（総長8.4m）、梁行2間（総長5.4m）で、第III期の門はそれより規模が大きい。第III期以前の門については、遺構の重複により規模などは不明である（第5図）。

外郭西門は、外郭北西隅で検出され（第2図）。やや位置をずらし6時期の建替え・変遷が把握された。桁行（南北）3間、梁行（東西）2間であるが、規模が大きく、桁行に対する梁行の比率などから、IV期を除き、重層門となる可能性が高い。その規模は最大のIII期で、桁行総長10.65m、梁行総長8.40mである。雄物川からの物資搬入に適した尾根上、視覚的効果も有する城西側で最も眺望のくび海岸を一望する場所に位置しており、海に近接し、海運を通じた交流・交易の拠点という秋田城跡の特性を象徴する城門と考えられる。

外郭南門は南辺中央部で検出され、4時期以上の建替え・変遷が把握された。構造が把握される第I期からIII期については、3間1戸の八脚門形式の門である。創建期以降ほぼ同位置で重複しており、検出された第I期の門は桁行3間（12.3m）、梁行2間（6.6m）の大規模な門と推定されている。東北古代城柵の奈良期の門としては最大規模となっている（第6図）。門の一部が未調査となっており、詳細な変遷・規模の把握が課題である。

外郭北門については、有力候補地である外郭北東隅部を調査したが、削平により検出されていないため、城内道路の調査による間接的な位置把握が課題となっている。

（2）城内外道路

外郭の各門を通り郭内に入りする通路、道路遺構については、第54、84、88次調査で、外郭東門から政府にいたる城内東西道路（東大路）が確認されている。東門から政府まで東西にほぼ直線的な道路であり、奈良時代は道路幅約12m、平安時代・外郭III期以降は幅約9mである（第2・7図）。

外郭東門から政府の中間地点を調査した第84次調査においては、政府などの城内主要施設の変遷に対応する形で、道路遺構にも6時期の変遷があることが判明している。道路遺構としては、造成整地された各時期の道路面と、道路側溝の素掘り溝が検出されており、それにより各時期の道路幅が把握されている。素掘りの道路側溝については外郭東門付近でも検出されている。

外郭南門を通る城内外道路については、大小路地区で外郭南門から南に延びる城外南大路が検出さ

れている。第97次調査では路面や整地層、道路側溝の一部が検出され、奈良時代は道路幅約12.6～13.2m、平安時代・外郭IV期以降は幅12.5m以上である。この他に大小路地区では、城外南大路に直行し方格地割りの可能性を持つ道路遺構、掘立柱建物や堅穴建物からなる居住域が把握されている。

第101次調査で外郭南門を通り、政庁に向かう城内南大路の道路側溝の一部が検出されているが、詳細な位置と構造の把握が課題となっている。

外郭南門と城内外大路、外郭東門と城内東大路の検出により、都城と同じ基本構造が最北の城柵まで、徹底して採用されていることが把握された。

(3) 政府域の調査

政庁は重要な政務や儀式が執り行われた中心施設であり、外郭内の中心からやや南西寄り、高清水丘陵の最高所である秋田県護国神社南側に位置する。政庁は、周囲を方形に区画され、正殿と呼ばれる東西棟の中心建物とその前面南側に広場を持ち、その広場の東西両側に南北棟の脇殿を置くなど規則的な建物配置を基本とする。その官衙的「コの字型建物配置」として、秋田城跡の政庁は確認される最北の施設であり、当時の中央集権国家体制のあり方を象徴するものとなっている。

区画施設で囲まれた政庁の規模と形態については、創建期で東西約94m、南北約77mで、南を正面とするやや東西に長い長方形の特徴的なプランを呈している。その広さは約0.6町である(第8図)。

政庁は城内でも標高の高い場に立地し、旧地形は北が高く、南に緩やかに傾斜する。創建時に南東側を中心に盛土造成により平坦部を確保しているが、官衙で普遍的な縱長の形態を造営できるまでには至っていない。他の城柵に見られない特徴的な横長の形態には地形的な制約が関係している可能性が高い。政庁は、旧国道の開削などにより南西側三分の一が削平・破壊されており、西辺の区画施設や西脇殿、南門などが不明となっているが、南北中心軸線をもとにした左右対称を前提にその配置や位置の復元が可能である。

遺構には奈良時代から平安時代にかけてI～VI期の変遷があり、創建から終末まで全期を通じてほぼ同位置で、中心施設として機能した。政庁を囲む区画施設の位置や東西プランについては全期を通じて大きな変化はない(第8・9図・第3表)。

区画施設の構造については、奈良時代の築地塀から、平安時代になりIII期の一本柱列塀、V期の材木列塀へと変遷する。平安初期のIII期以降に、外郭の改修と軌を一にして材木塀へ変化する。政庁の築地塀は、基底幅約1.2m、現存高約60cm以上で外郭築地塀より小規模である。

I～VI期を通じて「コ」の字型の建物配置が維持される。時期により正殿の北東や北西に位置する北東建物や北西建物、東や西に位置する東建物や西建物が配置される段階がある。政庁の各建物は、ほぼ全期を通じ正殿中軸線と正殿南側の廊桁行柱筋を東西南北の基準線とし、約9m(1/12町)を基本単位として計画配置され、建物位置にも大きな変化はない。建物構造については、最終末期であるVI期の主要建物が礎石式である以外は、門も含め全て掘立柱建物となっている。

変遷上の大きな画期は、I期(創建)以来の区画施設である築地塀から一本柱列塀に移行した平安初期のIII期、元慶の乱による大規模な火災によって焼失した痕跡のあるIV期を復興し区画施設が材木列塀に変わるV期、正殿や脇殿の主要建物が掘立柱建物から礎石建物に変わったVI期である(第3表)。

(4) 大烟地区

城内東側、外郭東門から政庁至る間の大烟地区においては、掘立柱建物群、堅穴建物群、鍛冶工房群などの遺構群が検出され、城内施設の状況が把握されている(第7図)。

政庁に近い大烟地区中央部の遺構としては、規則的配置に基づく掘立柱建物群や鍛冶工房群などが検出され、城内政庁域の時期区分と対応してI期からVI期の変遷が把握されている。

8世紀の政府第Ⅰ～Ⅱ期にかけて数棟の堅穴建物が検出され、居住域として利用される。Ⅱ期の後半からは堅穴状鍛治工房が営まれ始める。8世紀末以降のⅢ期に利用状況が大きく変化し、大型の堅穴状鍛治工房と掘立柱建物が構築され材木列屏や柱列屏で区画されるなど、本格的に鍛治関係の生産施設として機能する。9世紀第2～第3四半期のⅣ期になると、さらに全体的な整備された施設が充実する。方位規制のもと掘立柱建物が規則的に配置され材木列屏で区画され、引き続き大型の鍛治工房も営まれている。鍛治関連の生産施設とそれ管理する官衙施設としての機能が考えられる。同時期の土坑から多量の漆紙文書が出土しており、周辺に漆工房の存在も推定される。9世紀第4四半期以降のⅤ期に入り、再び規則的配置に基づく掘立柱建物群が構築され、実務官衙域として利用される。Ⅵ期も東側を中心に小規模な掘立柱建物群により官衙域として利用される。

大畠地区中央部の利用状況の特徴は、9世紀前半から中頃にかけて整備され充実する鍛治工房と建物群で構成される城内生産関連施設といえる。

大畠地区中央部からは、9世紀前半から中頃を中心として漆紙文書や鉄製品、非鉄製小札甲、灰釉・綠釉陶器などが出土している。非鉄製小札甲は、鍛治工房の廃絶された段階で廃棄されたもので、平安時代前期には類例がない革製甲となる可能性が高い（第13図）。72次調査出土の土坑に廃棄された漆紙文書は秋田城における行政や地域社会の実態などを把握する上で重要な資料である（第16図）。

外郭東門付近の城内側、大畠地区東部では外郭の時期区分と対応してⅠ期からⅥ期の変遷が把握されている。城内東大路南側では、外郭Ⅰ期からⅡ期への改修期に鍛治工房が営まれる。Ⅲ期を中心とする堅穴建物が営まれ居住域として利用され始め、9世紀中頃にかけて堅穴建物が増加する。その後、Ⅳ期に掘立柱建物が構築され、10世紀前半以降になって再度居住域として利用されている。なお、外郭東門南西側では8世紀後半の胞衣壺埋納遺構が発見されている。

大路北側では、外郭Ⅰ～Ⅱ期にかけて数棟の規模の大きい堅穴建物が、また9世紀前半、外郭Ⅲ期前半を中心に堅穴建物と掘立柱建物が構築されている。その後9世紀中頃から後半にかけて堅穴建物が増加し、同時期内に精錬に関わる鉄生産施設が営まれる。堅穴建物はⅣ期以降に減少し、焼土遺構を伴う生産施設として利用されている。

大畠地区東部の利用状況の特徴は、9世紀前半から中頃の精錬に関わる鉄生産施設で、技術的に高度な生産施設が城内で操業している。

城内東側、大畠地区全体の利用状況の特徴は、平安時代の外郭・政府のⅢ期以降、9世紀前半から中頃にかけて整備され充実する鍛治工房を主とする生産関連施設である。

古代城柵内においては、改修などに伴う一時的な鍛治工房が主要施設周辺に設けられることはあるが、外郭内の一定の区域においてまとまりを持ち継続的に工房が営まれる事例はほとんどない。現時点での類似する事例は9世紀後半以降の払田柵跡のみである。9世紀代に充実する城内生産施設は、秋田城における特徴であり、城内生産施設の存在は、出羽国北部城柵の特徴と考えられる。

（5）焼山地区

城内北西部、外郭西辺から政府に至る間の焼山地区において、規則的配置に基づく大規模な掘立柱建物群や、材木屏により方形に区画された城内施設の存在が把握されている（第10図）。

焼山地区北部・中央掘立柱建物群は、建物形態や方位、配置や重複関係からA類～D類に分類され、A類→B類→C類の順で8世紀前半から9世紀にかけて変遷している（第1表）。政府域の時期区分と対比すると、A類が政府Ⅰ期、B類がⅡ期、C類がⅢ～Ⅳ期に該当し、D類は9世紀以降となる。

A類は1棟検出され、梁間3間×桁行7間以上の規模の大きい南北棟である。総柱の掘立柱建物で建物方位はほぼ真北である。B類は7棟検出され、梁間2～3間×桁行5～7間以上の規模の大きな

南北棟の掘立柱建物で構成され、建物方位は北で約2度西に振れている。南北方向に10～16mの間隔で二列をなす形で規則的に配置されている。C類は5棟検出され、梁間2間×桁行2～3間の規模の小さい柱の掘立柱建物で、2棟が南北に連続する「双倉」構造の建物で構成される。建物方位はほぼ真北か北で約3度東に振れている。建物群としては北側に東西方向に東西棟が並び、その南に南北方向に南北棟が並ぶ逆L字状の建物配置である。D類は、C類に比べてさらに規模の小さい掘立柱建物で配置、形態に規則性がない。

これら建物群は城内全体の位置関係から見ると、A類とB類建物群の東列の建物位置が政府中軸線から西へ約120m（約400尺）の距離となることから、当初から秋田城内の全体的な配置計画に基づいて構築された建物群と考えられる。また、この他に焼山地区東部建物群として、8世紀後半の梁間3間×桁行6間以上の南北棟掘立柱建物が南北2列並列で4棟検出されている。

建物群の範囲は、最も規模の大きくなる奈良時代後半・政府II期段階で南北120mを超える。秋田城の城内施設としては、政府を上回る最大規模の施設となっている。他の城柵遺跡との比較においても最大級の規模を持つ建物群・城内施設といえる。

焼山地区北部・中央掘立柱建物群の機能性格としては、建物構造などから創建期のA類は倉庫建物、8世紀末から9世紀以降のC類は物資保管管理のための倉庫群と考えられる。前後の機能から8世紀後半のB類も倉庫建物としての可能性が高いと考えられる。

建物群が全期を通じ物資保管管理のための大規模倉庫群と考えられることは、最北の城柵として、北方の蝦夷との朝貢・饗給の場としての機能が特に重視され、大規模に蝦夷への饗給物資の集積と貯蔵管理が行われていたことに起因する可能性が高い。史料には平安時代以降に出羽国における饗給物資の量は膨大となり、交易としての性格が強まつたことが示されている。焼山地区北部・中央建物群は、朝貢・饗給の場、北方交易の枢要施設としての秋田城の特徴を示す施設と考えられる。

焼山地区南西部では東西・南北60mの範囲を材木列解(丸太材)区画した城内施設が検出されている。施設内には竪穴状鍛冶工房と掘立柱建物などが検出されており、9世紀第2四半期から第3四半期にかけて機能したと考えられる。鉄製品の生産や管理などに関わる独立性の高い城内施設と考えられ、城内西側にも生産施設が存在、機能したことが把握される。

(6) 鶴ノ木地区

別途鶴ノ木地区に詳細を掲載

2 全体の遺構変遷について

外郭・政府・焼山地区・大畠地区・鶴ノ木地区など城内外の主要遺構群の変遷を対比し整理してみると、その年代や画期には共通性が認められ、秋田城の改修や復興は、全体的な計画のもと画一的に実施されたものと判断される（第1～3表）。

政府と外郭区画施設の変遷についても基本的に第1表のように年代と画期に一致が認められる。外郭I期と政府I期は創建期、外郭II期と政府II期は天平宝字年間「秋田城」改称改修期として対応し、外郭III期及びIV期については、さらに小期に区分されるため、それぞれ政府III期・IV期と政府V期・VI期に対応する。変遷の終末については、ともに10世紀中頃となっている。城内各地区の遺構群については、基本的に政府の6時期区分に一致した変遷が把握される。また、城外の鶴ノ木地区についても政府IV期まで同様と捉えられる。城全体の変遷においては、8世紀末・9世紀初め以降の外郭III期・政府III期・元慶の乱（878）復興期の外郭IV期・政府V期が大きな画期として位置づけられる。

奈良時代の外郭I～II期・政府I～II期については、遺構数は少なく利用密度も薄いが、焼山地区建物群や鶴ノ木地区建物群のように際だって大規模な施設が目立つ。政府や外郭の区画施設はともに築地塀

であり、外観や視覚的効果を重視する傾向が指摘される。全体に壯麗な行政施設としての実態が色濃い。

平安時代初期の外郭・政庁Ⅲ期は全体的な大改修期であり、主要施設周辺には大規模な整地を行ない、焼山地区・大畠地区・鶴ノ木地区といった各遺構群の建物配置、施設の構造や機能、利用状況などが大きく変化する。区画施設は実質的な維持管理に即した材木塀（柱列塀）に画一的に変化する。外郭には櫓状建物が付設され軍事機能が強化される。城内の遺構数は急増し、生産施設や実務官衙、居住域が充実する（第1表）。政庁Ⅳ期段階でもその変化した機能などは引き継がれさらに施設などの増加充実が図られる。全体に軍事機能や生産機能を強化した実務官衙の実態が色濃い。外郭区画施設が材木塀となり、9世紀初頭創建とされる払田柵跡外柵の構造と共通する点については、平安時代初期の出羽国北半部城柵においてその機能も含め共通する設置・改修方針が取られていたことを示唆するものと考えられる。

次の画期である外郭Ⅳ期・政庁Ⅴ期では、外郭及び政庁の区画施設が柱列塀から材木列塀の構造に変化し、外郭の櫓状建物が外郭Ⅲ期よりも大規模になることなど、期を一にした構造の強化が認められ。また、城内東西道路（大路）なども大規模な整地や道路面の版築が行われ、道路としては平安時代で最も整備されている。全体に構造上の強化や防御性などが重視される。焼山地区や鶴ノ木地区では主要施設が機能しなくなり、再編成された城内施設に機能が集約されると考えられる。

3まとめ—発掘調査成果から見る秋田城の実態的機能—

秋田城跡においては、古代城柵の基本的機能である行政・軍事機能、そして蝦夷の朝貢とそれに対する饗給機能を持ち、居住施設、生産施設、宗教施設としての機能に加え、外交や広域交流、物資集積管理などの特徴的機能を持っていたことが、出土遺物や遺構により、具体的に把握されている。

行政機能については、官衙に共通する政庁施設の存在や、官人の存在を示す各種出土遺物、行政文書の漆紙文書や木簡などの出土文字資料により裏付けられている（第15～17図）。さらに実態的機能として、国府作成と判断される第9号文書（出羽国計帳）、第28号文書（出舉・公廨稻關係・両面国府作成文書）などの漆紙文書の出土から、8世紀代に国府機能を有した可能性が高いと考えられる。人民支配の行政実務機能については、戸籍や計帳などの漆紙文書など様々な行政文書類から把握される。そのうち死亡帳様文書からは、北陸地方からの柵戸の存在が、俘囚計帳様文書からは、9世紀以降蝦夷の柵戸が行われていた地域社会の実態が把握される。また、9世紀に入り律令的収奪と人民支配が強化されていたことも把握される。

軍事機能に關係しては、城柵特有の外郭区画施設の存在や武器、武具類の出土に加え、武器武具の集積管理を示す器杖帳様漆紙文書（第14図）や、鎮兵や軍團兵士、鎮所や軍穀所など軍事組織の存在を示す木簡や墨書土器などが出土している（第13図）。その軍事機能は、外郭区画施設への櫓状建物の付設とあわせ、9世紀以降強化されていったと考えられる。

また、蝦夷の朝貢に対する饗給機能については、「狄饗料」の第71号木簡の出土により明確に裏付けられている。また、城内焼山地区的倉庫群からは、広域の朝貢饗給とそれに伴う交易に対応するための物資集積管理機能も把握されている（第10・11図）。広域からの物資搬入や兵士等の移動については城内から出土した各地からの物品進上木簡などからも裏付けられる（第12図）。交通路の実態については、第10号書状漆紙文書により、秋田城まで官道と駅伝馬が整備されていたことが把握される（第16図）。

城内外郭南辺から東辺の城内側には堅穴建物群が存在し、城内に兵士や下級官人の居住域が存在したことが把握されている。城内東側の大畠地区的鍛冶工房群からは生産機能などが把握されている。また、城外については、南東側の付属寺院や藏所の存在から、宗教施設や祭祀の場としての機能が把握されている。

さらに最北の城柵として蝦夷社会に接し、北方や大陸への窓口でもあった秋田城には、特徴的機能が付加されていた。城外鶴ノ木地区の迎賓館施設と大陸からの来訪者の使用を示す水洗廻舎の調査成果からは奈良時代における外交交流施設としての機能が把握されている。また、前述した城内焼山地区の倉庫群からは、広域の朝貢饗給とそれに伴う交易に対応するための物資集積管理機能が把握されている。それらの機能は、最北の城柵としての地域性に基づき、律令国家の政策的な付加された秋田城の特徴的な機能として指摘される。

以上のような古代城柵秋田城の実態からは、行政、軍事、朝貢と饗給、居住、生産、宗教、外交と交易など、様々な機能が把握され、複合的機能を有した広域行政施設であった実態が理解される。

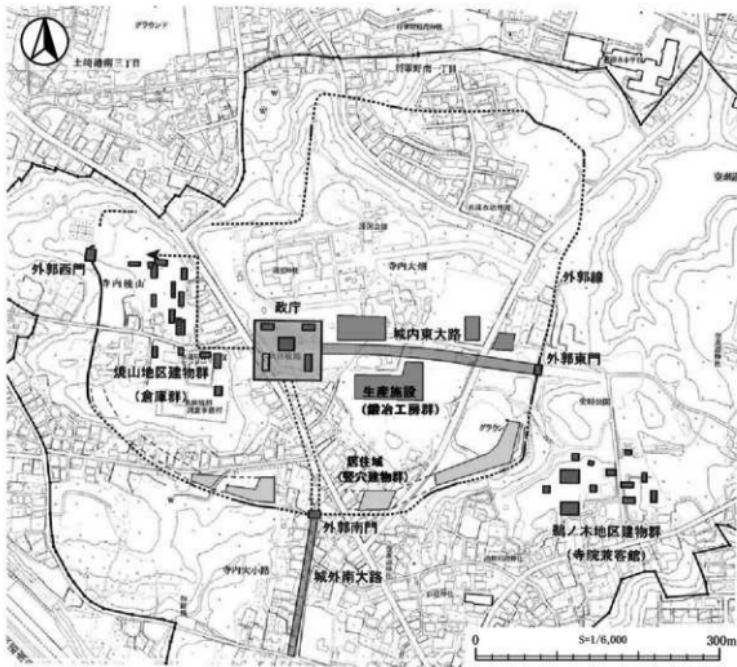
全体的な機能の変遷を見た場合、行政機能、軍事機能、朝貢・饗給機能などの基本的機能については終末まで維持される。8世紀代の奈良時代には、軍事施設としての機能よりも行政官衙、外交交流施設としての機能重視が認められる。8世紀末以降、平安時代初期の外郭・政庁Ⅲ期以降は軍事機能、行政実務・生産機能などの重視が認められる。

秋田城における9世紀代の行政実務機能（人民支配）、軍事機能、生産施設機能の充実強化は、出羽北半部における律令国家の地域支配方針の変化、周辺地域における実質的な律令支配の展開と強化を反映、示唆するものと考えられる。周辺地域の様相を見た場合、8世紀末以降は、秋田平野の北部から八郎潟東岸・男鹿半島東部にかけて、集落が増加と官衙関連跡の増加とが認められ、律令支配と秋田郡域の拡大が理解されることから、それに対応するように地域開発の拠点として生産機能の充実強化が図られたと考えられる。律令支配の拡大強化の目的は、北方交易の律令側交易物の確保などにあったと考えられる。

それらの古代城柵秋田城における特徴的機能の付加と、奈良時代から平安時代にかけての機能の変遷は、各時期における律令国家の政策、地域支配施策を端的に反映するものと考えられる。

関連文献

- 石井正敏 1970 「大宰府の外交面における機能」『法政史学』第22号
- 伊藤武士 1998 「秋田城跡周辺須恵器窯の動向について」『秋田考古学』46号 秋田考古学協会
- 伊藤武士 2006 『秋田城跡』日本の遺跡12 同成社
- 伊藤武士 2011 「秋田城跡の調査成果について」『条里制・古代都市研究第26号』条里制・古代都市研究会
- 伊藤武士 2022 「古代出羽国北部における地域支配の特質」『国立歴史民俗博物館研究報告』第232集
- 金原正明 1996 「秋田城跡における自然科学分析」『平成七年度秋田城跡調査概報』
- 金原正明・金原正子 1996 「秋田城跡便所遺構における微遺体分析」『平成七年度秋田城跡調査概報』
- 神田和彦 2007 「元慶の乱と古代地域社会—秋田平野における古代集落の分析を中心にして—」『考古学談叢』
- 東北大大学院文学研究科考古学研究室 稲葉隆先生退任記念論文集刊行会 六一書房
- 小嶋芳孝 1997 「日本海の島々と靺鞨・渤海の交流」『境界の日本史』 山川出版社
- 新野直吉 2003 『古代東北と渤海使』 歴史春秋社
- 平川南 2014 『律令郡里制の実像 上』吉川弘文館
- 古畑徹 1994 「渤海・日本間航路の諸問題—渤海から日本間への航路を中心に—」『古代文化』四六一八
- ※関係する秋田城跡調査報告等は以下のとおり
- 秋田市教育委員会 1973～2003 『秋田城跡—昭和47年～平成14年秋田城跡調査概報』
- 秋田市教育委員会 2004～2015 『秋田城跡—秋田城跡調査事務所年報2003～2014』
- 秋田市教育委員会 2002 『秋田城跡—政府跡—』
- 秋田市教育委員会 2008 『秋田城跡—鶴ノ木地区—』
- 秋田市教育委員会 1992 『秋田城跡出土文字資料集II—秋田城跡調査事務所研究紀要II』
- 秋田市教育委員会 2000 『秋田城跡出土文字資料集III—秋田城跡調査事務所研究紀要III』
- 秋田市教育委員会 2014 『史跡秋田城跡保存管理計画書』



第2図 秋田城跡全体図（伊藤 2022 より作成）

第1表 秋田城跡遺構群変遷表（秋田市 2014『保存管理計画書』）

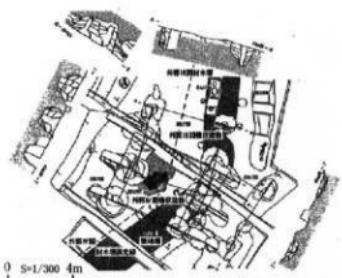
	733	750	760	800	830	850	878	900	915	950
政庁	I期		II期		III期	IV A期	IV B期		V期	VI期
政庁区画施設	築地塀 材木列塀		築地塀 材木列塀		一本柱列塀	一本柱列塀	一本柱列塀	材木列塀	一本柱列塀	
外郭	I期		II期			III期 (小規模あり)		IV期 (小規模あり)		V期
外郭区画施設	瓦葺き築地塀		非瓦葺き築地塀			柱列塀		材木列塀		大溝
大塀地区	I期		II期		III期	IV期		V期		
			生産施設		生産施設整備	生産施設充実		官衛建物		
燒山地区	I期 A類建物		II期 B類建物		III期 C類建物		D類建物?			
	A類建物倉庫		B類建物倉庫か?		C類建物倉庫群					
鶴ノ木地区	I期		II期		III期	IV期		V期		
外郭西門	I期		II期		III期	IV期		V期		VI期
時期	天平5年(733)～	SC後半前葉～	8C末・9C初～	9C第2四半期～	9C第3四半期～	元慶2年(878)～	10C第2四半期～	10C中葉		
備考	秋田出羽権創建期	天平宝字年間「秋田城」改修期	第III期全体 大改修期	天長2年 (835) 大修理後 復興期	元慶の乱で 焼失	元慶の乱 (878)後 復興期		最終末期		

第2表 外郭区画施設の変遷（秋田市2014『保存管理計画書』）

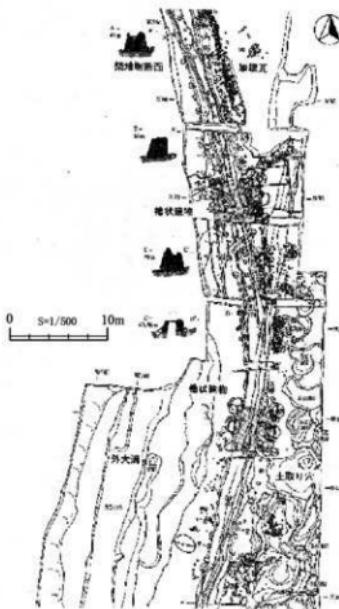
造構期	I期	II期	III期	IV期	V期
区画施設	築地塀 (瓦葺き)	築地塀 (非瓦葺き)	材木塀(柱列塀) 小期有り(東辺の一部で内溝・外横棟出)	材木塀(材木列塀) 小期有り	大溝 (西辺・東辺で一部棟出)
付属施設			槽状建物 1間×2間掘立柱式建物 建替え小期有り	槽状建物 1間×2間掘立柱式建物 建替え小期有り	
外郭東門	(SB998D)	(SB998C)	(SB998B)	(SB998A)	
整地地業 造構の特徴	西辺・東辺で築地塀構築に伴う土取穴 接出、崩塙瓦層接出		東付近では粘土整地面 に区画施設構築	東門付近では焼土・炭化物層面に区画施設構築	他の区画施設との併行関係不明確
時期	天平5年 (733)～8C後半前葉	8C後半前葉 ～8C末・9C初	8C末・9C初～元慶2年 (878)	元慶2年(878)～10C中葉	10C中葉～

第3表 政府変遷表（秋田市2014『保存管理計画書』）

造構期	I期	II期	III期	IV期	V期	VI期
正殿	SB7488 5間×3間 南北付き	SB748A 5間×3間 南北付き	SB7415 5間×2間 南北付き	SB746B 5間×2間 南北付き	SB746A 5間×2間 南北付き	SB744 5間×2間 南北付き
東廊殿	SB1708 2間×6間	SB1707 2間×6間	SB1706 2間×7間 西庇付き	SB1705 2間×7間	SB1704 2間×7間 西庇付き	SB1703 2間×7間 西庇付き
北東建物	SB680 2間×5間	SB679 2間×5間	SB678 2間×7間			SB663 SB662 2間×3間 東壁側突出
北西建物		SB759 2間×6間	SB758 2間×6間			
正殿東建物			SB953C 2間×3間	SB953B 2間×3間	SB953A 2間×3間	
正殿西建物				SB1645 2間×3間		
正殿南建物	SB7548 1間×3間	SB754A 1間×3間	SB749 2間×3間			
政府東門	SAT188 棟門	SAT18A 棟門	SAT17 2間×3間 八脚門	SAT02 2間×3間 八脚門	SAT01 2間×3間 八脚門	SB694A-1 2間×1間 四脚門
政府区画施設	SB677B SB729 SB788 築地塀 (瓦葺き)	SB677A SB729 SB788 築地塀 (非瓦葺き)	SAT07 一本柱列塀 SAT08 一本柱列塀	SAT06 一本柱列塀 SAT05 一本柱列塀	SAT05 一本柱列塀 SAT06 一本柱列塀	SAT06 一本柱列塀 SA1656 一本柱列塀
整地地業・造構の特徴等	I期造當時 伴う創建時の整地	Ⅱ期造當時 伴う整地 各種柱柱屋 り方筋土に 焼土炭化物 混入 建物流失か	Ⅲ期造當時 伴う整地 各種柱柱屋 り方筋土に 焼土炭化物 混入 建物流失か	Ⅳ期造當時 伴う整地 各種柱柱屋 り方筋土に 焼土炭化物 混入 建物流失か	Ⅴ期造當時 伴う整地 各種柱柱屋 り方筋土に 焼土炭化物 混入 建物流失か	後段の削平 多く造構不明確 現石式建物 東詰殿炭化 柱材遺存 建物流失
馬廻	天平5年 (733)～ 8C後半前葉	8C後半前葉 ～8C末・9C初	9C第2四年 ～9C前半	9C第3四年 ～元慶二年 (878)	元慶二年 (878)～	10C第2四年 ～10C後半～ 10C中葉
備考	天平宝字年 間「出羽城」 改修期 外郭区画施設 改修	天平宝字年 間「出羽城」 改修期 外郭区画施設 改修	第三期全体	天長七年 (830)大地 震後復興期 の大改修	元慶の乱 (878)後 復興期	政府幕終末 期



第3図 外郭南東隅部遺構図（秋田市2005）

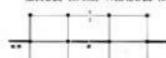


第4図 外郭西辺遺構図（秋田市1989）

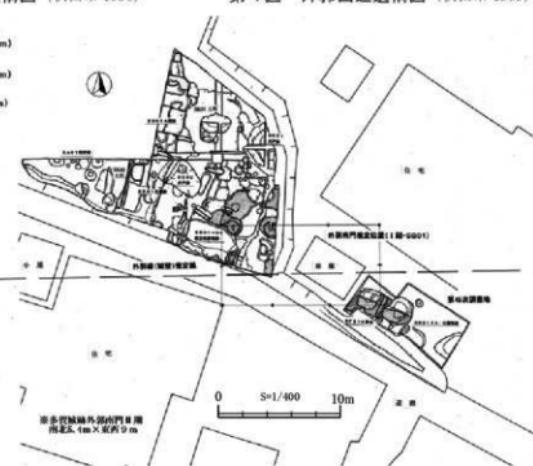
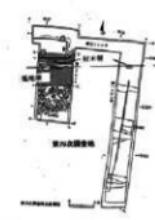
外郭南門の規模 前壁
南北2間 (6.6m) × 東西3間 (12.3m)

外郭南門の足場 階段
東西2間 (7.5m) × 南北3間 (11.7m)

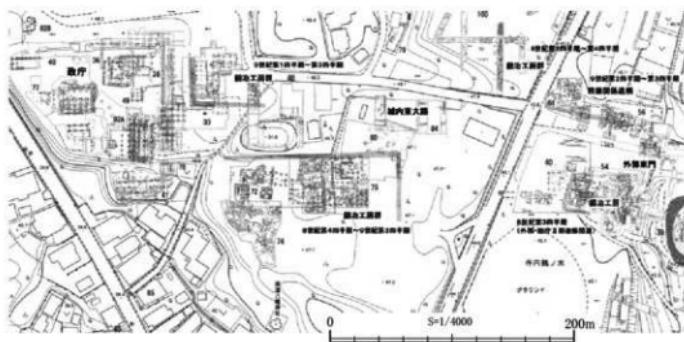
外郭東門の足場 階段
東西2間 (6.6m) × 南北3間 (9.6m)



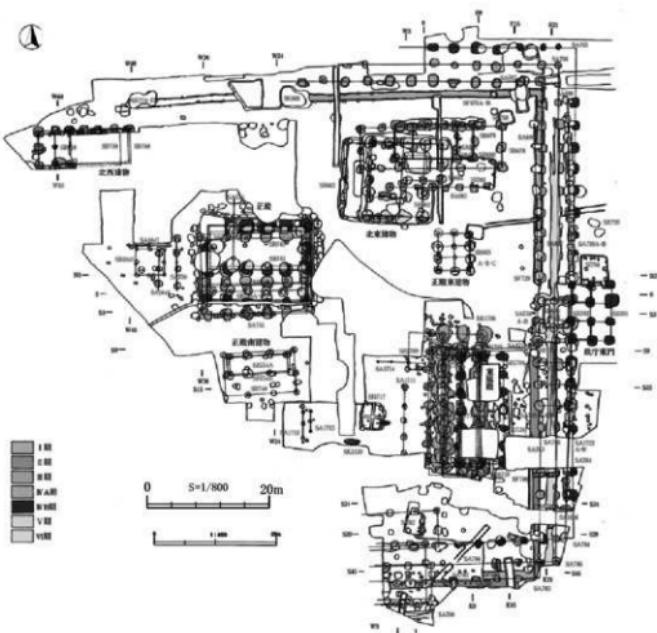
南北2間内に跨る・八脚門の足場



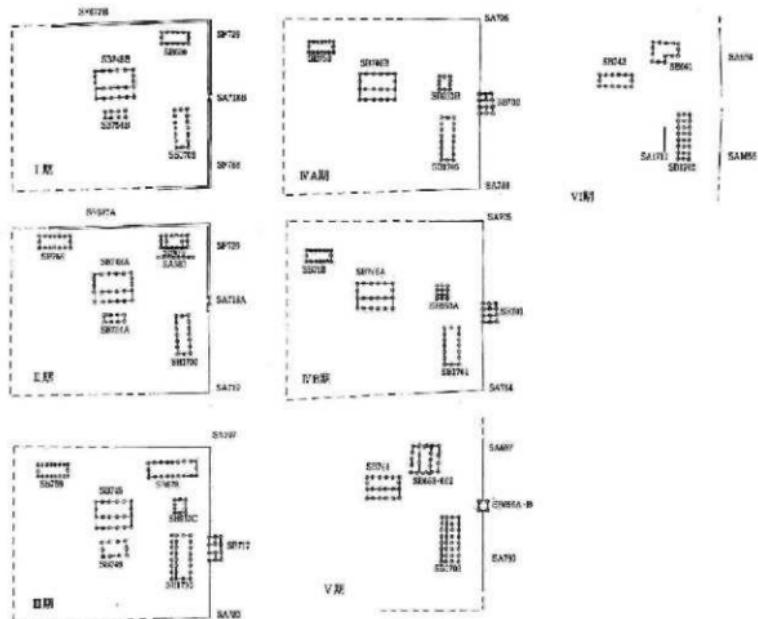
第6図 外郭南門遺構図（秋田市2013より作成）



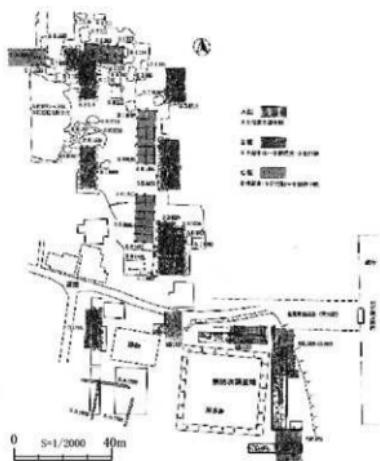
第7図 大畠地区造構配置図（伊藤 2022）



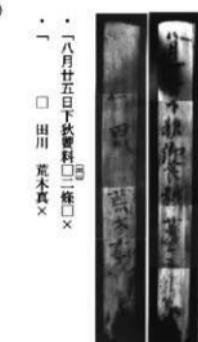
第8図 政庁造構配置図（秋田市 2002『政庁跡』）



第9図 政府変遷図（秋田市 2002『政府跡』）



第10図 焼山地区遺構配置図（秋田市 2007）



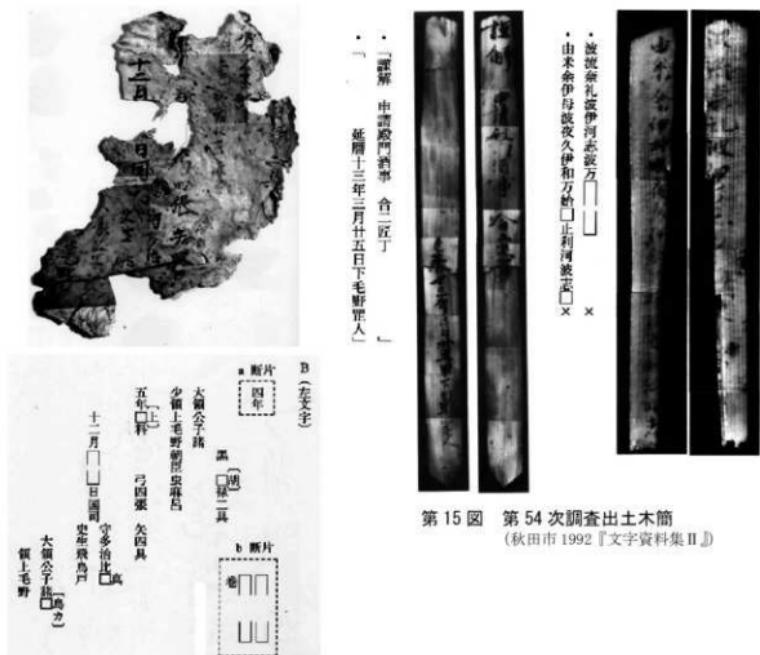
第11図 第71号木簡
(秋田市 1992『文字資料集II』)



第12図 第23号木簡
(秋田市 1992『文字資料集II』)



第 13 図 軍事関係遺物
(秋田市 1992『文字資料集 II』・1999・2000『文字資料集 III』より作成)



第 14 図 第 26 号漆紙文書（器具帳様文書）（秋田市 2000）

第 15 図 第 54 次調査出土木簡
(秋田市 1992『文字資料集 II』)



第 16 図 第 54 次調査出土漆紙文書（秋田市 1992『文字資料集 II』）



第 17 図 第 72 次調査出土漆紙文書（秋田市 1999）

あきたうのさ 秋田城跡鶴ノ木地区

秋田市 伊藤武士

所在地 秋田県秋田市寺内地内

立地環境 秋田城跡が所在する低丘陵の南東部。

周囲を沼地・湿地に囲まれた独立した小丘陵状の地形で、標高 25 ~ 40 m

発見遺構 堀立柱建物、水洗廻舍、竪穴建物、材木塀（柱列塀）、溝、井戸、土坑、祭祀遺構、土器廃棄遺構

年代 8世紀前半～10世紀前半、12世紀後半～14世紀

遺跡の概要

外郭外南東側の鶴ノ木地区は、丘陵上ではあるが城内よりも一段低い、標高 25 ~ 35 m 台地状の地形となっている（第1図）。地区南半の小高い丘を中心として規則的配置に基づき変遷する大規模な掘立柱建物群が検出されている（第2図）。建物群は、秋田「出羽柵」創建期の8世紀第2四半期から9世紀第3四半期にかけてⅠ期からⅣ期で変遷し、伽藍配置として把握される建物配置、近接地からの8世紀の「寺」墨書き土器や付属する井戸からの仏教祭祀関係の木簡の出土、憧竿支柱遺構の存在などから、秋田城の附属寺院と判断される。平安時代の寺院は、「口王寺」の墨書き土器などから、『日本三大実録』天長7年（830）条の出羽国大地震で倒壊した四天王寺跡に比定される。また、地区北半、外郭東門南東側域外の沼地北西岸で律令祭祀を執り行った「祓所」が検出されている。

建物群の北東、古代沼地の西岸部で検出されたSB1351 水洗廻舎は、中心伽藍建物の東に8世紀後半のⅡ期段階で増設される建物群に属している（第4図）。Ⅱ期段階には、鶴ノ木地区建物群に付属するSE406 井戸より前述した仏教祭祀関係の木簡に加え、物資や人の貢進を示す木簡が出土しており（第7図）、後述する水洗廻の調査・分析結果をふまえると、寺院に官衙的機能を持つ客館（迎賓館施設）が付加されたと判断される。建物群の変遷は以下のとおりである。

1 鶴ノ木地区建物群の変遷（第3図）

I期 建物配置は、北に東西7間×南北3間で南北廊の大規模な建物、南に約27 m（約90尺）距離を置いて東西5間×南北3間、南北廊で同様の規模の建物、さらにその中間、東西両側に約54 m（約108尺）離れた位置に東西2間×南北3間の純柱建物が伴うもので、同時期の上屋と石敷きを伴うSE406 井戸底部付近から天平六年（734）、埋土から天平勝宝五年（753）の紀年銘のある調米木簡や仏教祭祀に関わる木簡（供養札）が出土している（第6図）。

「天平六年月」のクギ書きの木簡は、天平五年（733）の秋田村高清水岡への出羽柵移遷の記事を裏付ける。I期建物群の開始時期は「出羽柵」の遷置された天平五年で、終末は想定年代として秋田城への改称・改修期の天平宝字年間頃と考えられる。

II期 建物配置は、前期を踏襲する大規模な建物の廊はなくなるものの、北東部の沼地に面する位置に水洗廻舎が伴い、また、東部地区にも2間×5間の建物5棟が配置されるなど、建物、施設数は増



第1図 鶴ノ木地区の位置

加する。終末時期は延暦二十三年（804）条にみえる秋田城停廐問題が起きた頃と考えられる。建物には火災の痕跡が認められるが、文献史料に記録は見あたらない。

Ⅲ期 建物配置や構造が大きく変わる。建物方向が北で約11～13度西に振れ、主要建物は四面庵の堂風建物となる。北に2間×5間、2間×3間などの重複する建物が並び、堂風建物との間を柵状の東西方向の木塀が区画する。終末は天長七年（830）の出羽国大地震によると考えられる。

Ⅳ期 建物配置は主要建物の堂風建物が北に移動し、建物方向も約14度西に振れる。東西約60～70mの範囲で柵状の木塀が主要建物を規則的に囲むようになる。

建物群は、「寺」の墨書き器（第8図）や灯明皿、仏教関係供養札の出土、伽藍として理解される建物配置、憧竿支柱遺構の存在などから秋田城の附属寺院と判断され、Ⅲ・Ⅳ期については、天長7年（830）の大地震で倒壊した「四天王寺」に比定される（第8図）。奈良時代のI・II期については、井戸からの調査木簡の出土や水洗廁舎施設および建物群の増設から、客館（迎賓館施設）機能が併設されていたと考えられる。なお、I・II期の伽藍配置については、建物群南半が削平されているため、不明確となっている。国営調査時には四天王寺式伽藍配置が推定されているが、推定講堂建物が正面から見えず建物内に間仕切りが存在すること、多賀城廃寺をはじめとする城柵付属寺院などとの広域の共通性から、観世音式伽藍配置がとられていた可能性が考えられる。

なお、鶴ノ木地区中央部周辺では、9世紀第4四半期以降にも小規模な掘立柱建物や堅穴建物が確認され、10世紀まで利用が継続する。また、古代の建物群廃絶後、中世段階で再整地が行われ、12世紀末から14世紀にかけての中世の遺構群が確認されている。総柱建物や井戸が検出され、貿易陶磁器（青磁・白磁）やかわらけ、懸仏などが出土している。中世段階に付近に寺院が存在した記録があることから、古代以降中世にかけて、寺院など宗教施設のエリアとして利用が継続した可能性が考えられる。かわらけ等特殊な出土遺物から、中世段階においても地域の政治的・宗教的な中心的地区として機能した可能性も考えられる。

2 古代水洗廁舎（第4図）

SB1351 水洗廁舎は掘立柱建物、便槽、木樋、沈殿槽（浄化槽）、目隠し塀で構成されている。東西3間、南北3間で、南側一間が廊となっている総柱建物の中に三つの便槽が配置され、それぞれの便槽から沼地側となる北側の斜面方向に木樋が埋設され、その先端の沼地部分には沈殿槽が掘られている。北側部分は古代の沼岸辺を造成・整地して構築している。

沈殿槽からは、用便後の始末に使用した約150点の箒木（クソベラ）が出土し、堆積土からは未消化の糞便や糞虫の遺体、寄生虫卵が検出され、廁舎であることが確認されている（第5図）。また、堆積土中の残存脂肪酸の分析でも糞便堆積を多く含有することが判明している。

全国で発見されている古代の便所の基本構造は、便槽に落し込む貯留式と水洗式の二種類に分類できる。水洗式は小さな水路や側溝を利用し、それを跨ぐように建物などを構築して便所とする、いわゆる「川屋式」が代表的である。そうしたなかで、秋田城跡の便所遺構は、建物内に便槽が並ぶ暗渠による水洗式で、沈殿槽まで備えるという全国的に類例がない特異かつ優れた構造である。

水洗廁舎は、沈殿槽堆積土内および廃絶後整地層出土器の年代、中央木樋の年輪年代法測定の結果などから、8世紀後半に機能したことが判明している。

沈殿槽堆積土を主たる対象とした金原正明氏による寄生虫卵分析では、回虫・鞭虫・肝吸虫が多く、他に横川吸虫・有（無）鉤条虫があり、わずかに日本海製頭条虫が含まれていることが判明している。金原氏は、そのうちの有（無）鉤条虫卵について、豚食の習慣のある人間へ寄生する有鉤条虫卵となる可能性が高いことを指摘した上で、豚を飼育し常食とする食習慣は当時の日本ではなく、豚の飼育

が盛んな中国大陆などに見られる食習慣であること、有鉤条虫卵が中国大陆や朝鮮半島からの来航者に対する迎賓館施設である福岡市の鴻臚館跡の便所遺構からも検出されていることなどから、豚食習慣のある大陸からの外来者の使用を指摘している（金原 1995・1996）。

律令国家は八～九世紀にかけて中国大陆東北部の渤海国と外交交流を行っており、8世紀代には六回も日本海側の出羽国域に來着していることが史料から指摘されている（古畠 1994）。最北の律令国家の出先機関であり、出羽国の枢要官衙であった秋田城は來着した渤海使節の対応を行った可能性が高いと判断される。全国的にも類例のない特異かつ優れた水洗廁があることや、大陸からの來訪者が使用した可能性を示す有鉤条虫卵が検出されたことをふまえると、渤海使節などの大陸からの來航者が、鶴ノ木地区建物群を迎賓館施設として使用し、水洗廁を使用した可能性が極めて高い。

渤海関連の出土遺物などはまだ確認されていないが、水洗廁は、秋田城が対大陸・対渤海国の外交施設としての機能を果たしていた可能性を示す重要な遺構として位置付けられる。

3 沼地祭祀遺構（第6図）

鶴ノ木地区北西部、外郭東門の城外南東側で検出された古代の沼地 SG463 北西岸部分では多量の祭祀遺物が出土した。斎串・刺串・人形・馬形・人面墨書土器・絵馬状木製品・呪符木簡などの祭祀に関わるもののが集中して出土し、外郭東門を出てすぐの沼の岸辺が、「祓い」の祭祀具類を水に流す神聖な「流し」の場所（祓所）として使用されたことが明らかとなった。他にも祭祀に使用されたと考えられる長頸瓶類や、曲物・挽物皿などの木製品も周辺から出土している。

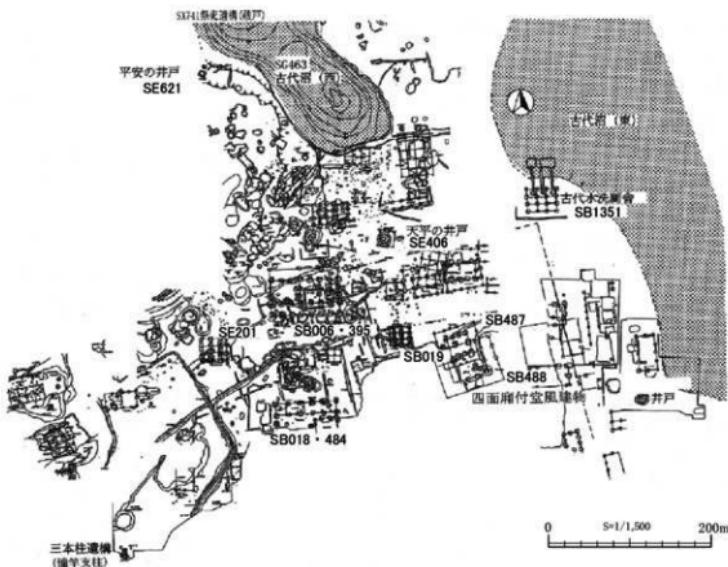
「祓い」はいわゆる律令的祭祀として、都城を始めとする全国の官衙で斎一的に実施されていた。最北の古代城柵でもそれが徹底して行われていたことを示すものである。その時期は土器の年代から、9世紀前半から中頃であり、出羽国内への律令祭祀の拡大時期と一致している。

4まとめ

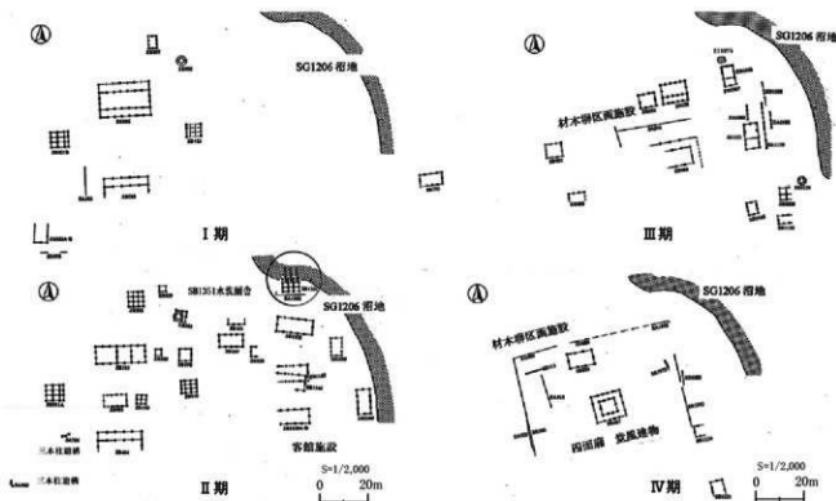
鶴ノ木地区建物群は、秋田「出羽柵」創建期の奈良時代から平安時代にかけて附属寺院として機能し、奈良時代には客館機能も付加された。鶴ノ木地区は、平安時代には北半が律令祭祀の場（祓所）として使用されるなど、秋田城における宗教機能、外交機能を担う付属施設、祭祀機能を担う地区として位置づけられる。

関連文献

- 伊藤武士 2006『秋田城跡』日本の遺跡 12 同成社
伊藤武士 2011『秋田城跡の調査成果について』『条里制・古代都市研究 第26号』条里制・古代都市研究会
金原正明ほか 1995『秋田城跡における自然科学分析』『平成六年度秋田城跡調査概報』
金原正明 1996『秋田城跡における自然科学分析』『平成七年度秋田城跡調査概報』
金原正明・金原正子 1996『秋田城跡便所遺構における微生物分析』『平成七年度秋田城跡調査概報』
小嶋芳孝 1997『日本海の島々と靺鞨・渤海の交流』『境界の日本史』山川出版社
新野直吉 2003『古代東北と渤海使』歴史春秋社
古畠徹 1994『渤海・日本間航路の諸問題—渤海から日本間への航路を中心に—』『古代文化』四六一八
※秋田城跡調査報告等は以下のとおり
秋田市教育委員会 1973～2003『秋田城跡—昭和47年～平成14年秋田城跡調査概報』
秋田市教育委員会 2004～2015『秋田城跡—秋田城跡調査事務所年報 2003～2014』
秋田市教育委員会 2008『秋田城跡—鶴ノ木地区—』
秋田市教育委員会 1992『秋田城跡出土文字資料集II—秋田城跡調査事務所研究紀要II』



第2図 鶴ノ木地区建物群造構配置図（秋田市2008より作成）



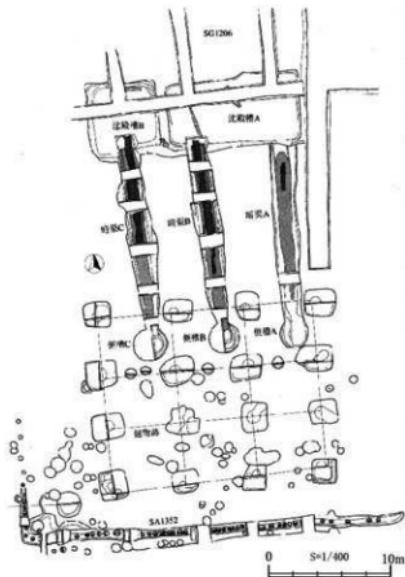
第3図 鶴ノ木地区建物群変遷図（秋田市2008より作成）



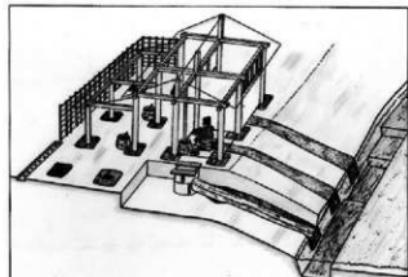
SB1531 水洗廁舎写真（西から）



SB1531 水洗廁舎便槽・木樋写真（北から）

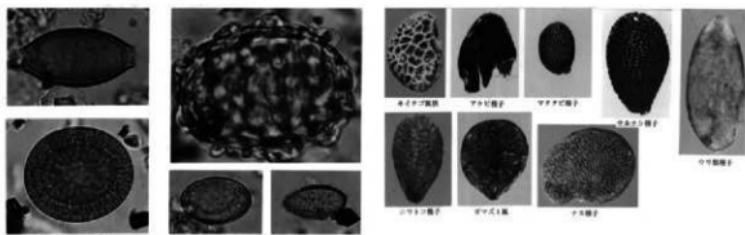


SB1531 水洗廁舍遺構図

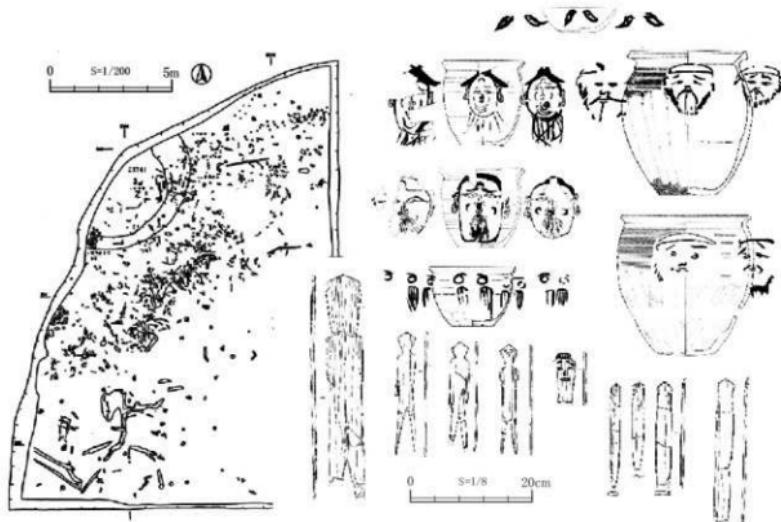


SB1531 水洗廁舍推定復元圖

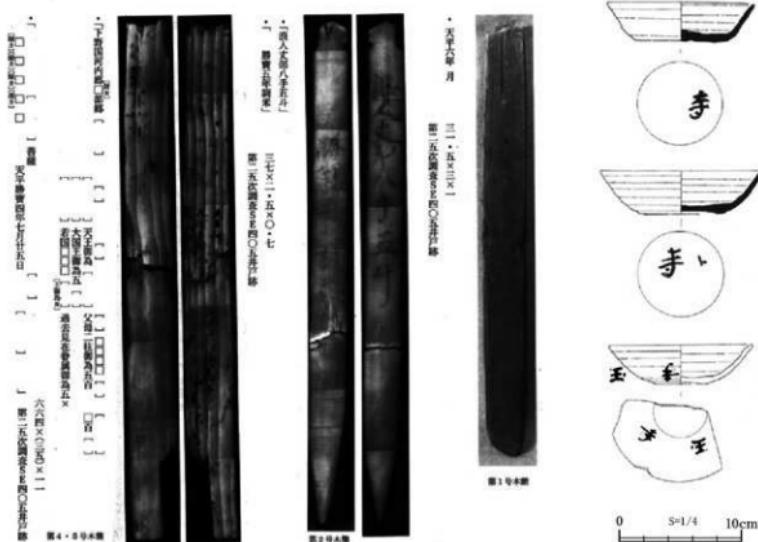
第4図 水洗廁舎関係図・写真（秋田市2008、伊藤2006）



第5圖 沈殿槽出土寄生虫卵：種寄類寫真（秋田市 2008）



第6図 SG463 沼地北西岸祭祀遺構・出土祭祀遺物（秋田市 2008 より作成）



第7図 SE406 井戸出土木筒（秋田市 2008 より作成）

第8図 鶴ノ木地区出土墨書き土器
(秋田市 2002 から作成)

かみ や ち
上谷地遺跡群

秋田考古学協会 利部 修

所在地 秋田県由利本荘市土谷字上谷地、字小深田、字寺岡

立地環境 由利本荘市街地の東側、子吉川右岸の沖積地及び丘陵部。標高8~30m

発見遺構 堀立柱建物、竪穴建物、井戸、溝、土坑、焼土遺構、河川など

年代 8世紀後葉~10世紀

遺跡の概要

上谷地遺跡群は、日本海に注ぐ子吉川が南から大きく西に蛇行する川岸右岸の脊せ尾根（下久保田地区）を挟んだ東側沖積地及び丘陵部西端の一部に位置している（第1図）。標高8mの水田耕作地遺跡は、秋田県立大学本荘キャンパス南東側に接するようである。遺跡の範囲は凡そ東西約350m・南北約350mに亘るが（富樫・児玉1992）、平成13年（2001）の『秋

田県遺跡地図（由利地区版）では、東側丘陵部まで拡大し北側は縮小されている（秋田県教委2001）。

筆者は、本遺跡の南域三条地区に子吉川左岸の沖積地と連続した条里制を推定しており（利部2020）、県立大学北側には10世紀以降の古代印「佐」が出土した大覚遺跡が位置する（平川2013）。これら南北に連なる子吉川右岸地域は、小松正夫によって古代の駅路が想定されている（小松2013）。

1 調査経過

平成9年（1997）富樫善喜が、南内越郷土史探求サークルの活動を中心に昭和60年（1985）～平成9年までの調査経過を簡潔に記した（富樫1997）。昭和60年の郷土史探求サークルによる踏査や坪掘りによって配石遺構、墨書き器・木製品等僅かながら遺構・遺物が確認された。文中には、平成2～4年の秋田県払田柵跡調査事務所による調査、平成6年からの地元由利本荘市教育委員会（当時は本荘市）による確認調査の着手が記載された。上谷地遺跡が注目されたのは、昭和6年6月13日発行『本荘時報』「南内越谷地田園に 無数の角材埋没 由利柵の趾かとの説 発掘鑑定の聲起ころ」の内容が、由理柵を示唆したことによる。

由利本荘市による確認調査は、平成6年の分布調査（第1次）から、平成7年（第2次）、平成8年（第3次）、平成9年（第4次）と実施され（本荘市教委1995～1998）、平成13年（2001）当遺跡南東地区とそこから70m程東に隔てた小深田地区の本調査が実施された（本荘市教委2003）。その後、日本海沿岸東北自動車道建設事業が始まり遺跡の南東側及び水田域の北端部新谷地遺跡について、秋田県埋蔵文化財センターが平成13～15年に発掘調査を実施している（秋田県教委2005）。新谷地遺跡は市教委の発掘調査に次ぐものである。

更に、地元の由理柵・駅家研究会が上谷地遺跡と北西側で隣接する未登録地域を、西谷地遺跡として継続調査している。この調査も、昭和6年の記事を実証しようとした試みで、県立大学のある低丘陵と谷地背後の丘陵地を繋ぐ古代施設を想定したものである。平成30年（第1・2次）、令和元年（第



第1図 上谷地遺跡群の位置

3次)、令和2年(第4次)と調査を実施した(由理樋・駅家研究会2019~22)。第4次調査では沖積地以外に、谷地集落の南背後にあり西の子吉川と東の上谷地遺跡群に挟まれた丘陵部、及び上谷地遺跡中央西端部の隣接地を調査したが、これまでと同様に思うような成果は得られていない。

2 調査成果

本遺跡では、縄文時代早・前期の土器や石器をはじめ後期の水さらし場遺構や捨て場、更に中世の溝・堅穴状遺構、近世の水田等が検出されているが、ここでは古代に限定して記述する。主要な調査成果に基づく内容は以下の通りである(第2・3図)。

払田事務所による成果は、児玉準が1991に実施したボーリング調査で得られた資料や、郷土史探査サークル所属の斎藤松二等の採集品として纏まった形の報告がある。(富樫・児玉1992)。大きく上谷地・岡寺地区と小深田地区に分け、前者では須恵器杯・高台杯・横瓶・甕、土師器杯・木製品の円形曲物・鳥形、後者では土師器杯・有台杯・甕・鍋・土製支脚、木製品の箸、鉄製の鉢が出土した。他に、土師器皿や数点の墨書きを記した杯を含んでいる。8世紀末~9世紀前葉の年代や立地から、由理樋や由理駅を想定した。

由利本荘市教委による第2次調査は、遺跡の北西端部の狭い調査区より河川(SL201)が検出され、そこから8世紀後葉と考えられる須恵器杯が同蓋や大甕口縁部と共に出土した。他に木製品の皿・曲物・箸・斎串(小片)・矢板等が見られ、祭祀遺構との関連が想定されている。谷地遺跡全般において、9・10世紀の遺物が主体的である中、最も古い遺物が出土しており、注意される地区である。第3次調査では沖積地東側の丘陵部(通称岡寺台地)の調査を実施し、平安時代の堅穴建物2棟・掘立柱建物1棟等が検出された。当地区東側には、製鉄炉や中世陶器等が見つかった広範囲に亘る土谷遺跡が接する。

平成13年の本調査は、丘陵部南斜面下の小川であるST02・SL04及び上谷地南東地区のSL05等で実施され、前者からは捨て場(ST)や河川(SL)より多くの土師器・須恵器、多量の木製品が出土した。土器は9・10世紀で、土師器は杯・椀・有台杯・長胴甕・鍋・コップ形土器等、須恵器は杯・有台杯・有台皿・壺・甕の器種が見られ、墨書きの土師器(寺・満・保)が両調査区から出土している。木製品は、挽物椀・皿が数点の他、箸・曲物・斎串・形代・棒状木製品・板状木製品・杭等が多量に見つかった。椀は4点のうち3点が黒漆塗りである。また当地区からは輪の羽口や砥石が表される。

これより下流域の後者では、屈折する河川の前後にそれを横断する杭列(北のSA06、南のSA07…図の白抜き)が検出され、屈折部に近接して掘立柱建物も見つかった。当地区も同時代であり、土器や木製品が同じような様相を呈しており出土量も多い。墨書き「仁」の土師器を含み、特に挽物の皿は黒漆塗り1点と数点の椀を含んで多数出土している。これらの皿と椀は、2つの杭列の間から纏まつて見つかった。これらには、外側底部に輪轂と密着させた爪痕の確認できるものが目立つ。

埋文センターの調査は、前述由利本荘市教委の調査区中間地帯から北へ丘陵の西端部をかすめる日本道路公団の敷地内、及び小深田地区北の丘陵頂部南東斜面で実施された。前者の河川(SL06)では、墨書きを記した土師器杯(後)の他、黒漆椀や荒削りした剣物の椀(原形)や刀子、棒状木製品・板状木製品・板材等が多数見つかった。由利本荘市が調査した区域と同様の性格を持ち一連の関連を有する。

北側では、掘立柱建物や近接した東から溝が検出され、溝や土坑から少量の須恵器と多くの土師器杯、SD05からは杭や板材が多数出土した。掘立柱建物の柱には、筏穴のような貫通した柱が2本確認できる。また丘陵際の井戸(SE30)より多量の土師器杯が少量の須恵器と共に見つかっている。これらの区域は9・10世紀と考えられているが、明瞭な祭祀具は認められていない。丘陵頂部南東斜面の調査では、等高線に沿うように狭い3面の造成面が確認でき、堅穴状遺構・土坑・柱穴が多数検

出されたが、古代と特定できてはいない。但し、調査区において古代の包含層は確認している。

3 遺跡の性格

上谷地遺跡は、調査に携わった長谷川潤一によって総括されている（長谷川 2013）。丘陵部については、寺岡の丘陵部西側に「小さな平坦面が連続する地形を造っていて」と、建物が検出された地点との関連を指摘した。沖積地では、北西地区に8世紀末から9世紀前半の土器が集中することから、「この段階では活動の大きな展開が確認」できないとしている。また南東部は丘陵を含んで、9世紀後葉から10世紀前葉の土器で占められる点を指摘し、特に小深田地区～上谷地南東地区にかけての河川では祭祀を想定し、関連する豊富な斎弔類と多数見つかった挽き物皿との関連を強調した。

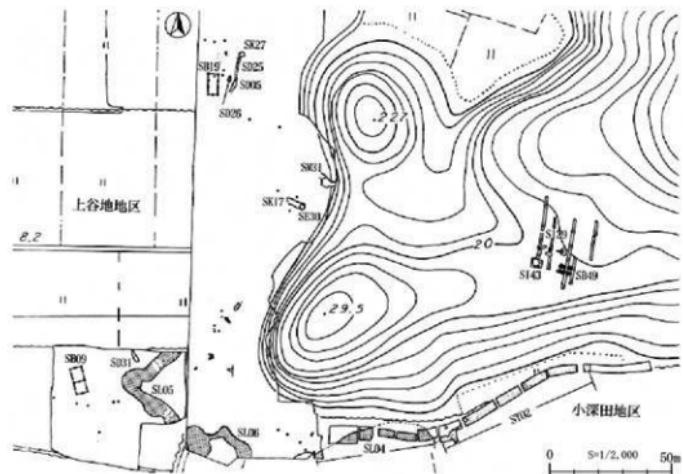
長谷川の記述より窺われるが、平安時代中葉から本格化する沖積地と里山の開発である。上谷地南東地区的河川からは、流れに逆らう2箇所の杭列構造の他、杭・板材・土木資材等、灌漑施設に関する遺物が多数認められる。埋文センター調査区の各地点に認められる杭や板状木製品等もそれと関連する。そこには生活用具も存在し、沖積地の農業耕作に関わる実態を反映するものである。祭祀は、沖積地が広がる沢の末端で実施されており、湧水点祭祀のような取水口に関連する祭祀ではないであろうか（第3図）。

丘陵部の里山の開発は、丘陵斜面下の木工製品から知ることができる。特に轆轤爪痕のある白木の木製品や荒削りした剣物の資料等は、丘陵部での工房を想定させる材料である。また多量に出土する土師器杯には、歪んだ製品も確認できることから丘陵部で生産されていたことも考慮される。県立大学の東に位置する新谷地遺跡は斜面下の低地にあり、古代に限ると河川や関連する捨て場より、9・10世紀の土器や斎弔を含む多量の木製品が出土している。土師器杯も多く墨書きも含まれる。ここで祭祀行為も上谷地遺跡と類似する。新谷地遺跡では輪の羽口や砥石も出土している（本荘市教委 2003、秋田県教委 2005）。上谷地遺跡里山の開発目的は、調査の結果第1に本地師との関連が注目されるが、建築資材や灌漑施設に利用する資材の確保も考えられる。更に、土師器や鉄製品生産の可能性、目に見えない畑地の他、食材採取・燃料材の確保等、多義にわたっていたことが想定される。

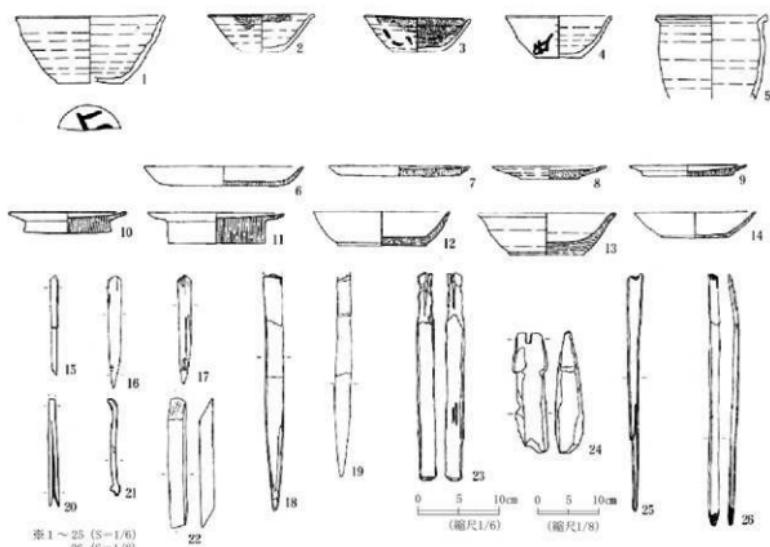
関連文献

- 秋田県教育委員会 2001『秋田県遺跡地図（由利地区版）』
- 秋田県教育委員会 2005『上谷地遺跡 新谷地遺跡』秋田県文化財調査報告書第395集
- 利部 修 2020『報告2 出羽国北半の未発見城柵（2）—由理柵一』第46回 古代城柵官衙遺跡検討会—資料集一—
古代城柵官衙遺跡検討会
- 小松正夫 2013『由理柵・駅と古代想定駅路—由利地域の駅路を中心に—』『古代由理柵の研究』高志書院
- 富樫泰時・児玉 準 1992「本荘市上谷地遺跡について—由理柵跡推定地の調査—」『研究紀要』第7号 秋田県埋蔵文化財センター
- 富樫善喜 1997「上谷地遺跡調査記録」「わがふるさとの歴史」第4集 南内越郷土史探究サークル
- 長谷川潤一 2013「本荘由利地域における古代・中世初頭の遺跡と遺物」『古代由理柵の研究』高志書院
- 平川 南 2013「秋田県由利本荘市川口の大覚遺跡出土鉢印」『古代由理柵の研究』高志書院
- 本荘市教育委員会 1995『上谷地遺跡詳細分布調査報告書—第1次調査概報一』本荘市文化財調査報告書第10集
- 本荘市教育委員会 1996『上谷地遺跡詳細分布調査報告書—第2次調査概報一』本荘市文化財調査報告書第11集
- 本荘市教育委員会 1997『上谷地遺跡詳細分布調査報告書—第3次調査概報一』本荘市文化財調査報告書第14集
- 本荘市教育委員会 1998『上谷地遺跡詳細分布調査報告書—第4次調査概報一』本荘市文化財調査報告書第15集
- 本荘市教育委員会 2003『上谷地遺跡 新谷地遺跡』本荘市文化財調査報告書第19集
- 由理柵・駅家研究会 2019『新谷地西遺跡（仮称）第1次・2次発掘調査報告書—由理柵・由理駅擬定地遺跡の検証—』由理柵・駅家関連遺跡発掘調査報告書第9集
- 由理柵・駅家研究会 2020『新谷地西遺跡II第3次発掘調査報告書—由理柵・由理駅擬定地遺跡の検証—』由理柵・駅家関連遺跡発掘調査報告書第10集

由理櫛・駿家研究会 2021『新谷地西遺跡III第4次発掘調査報告書—由理櫛・由理駿擬定地遺跡の検証—』由理櫛・駿家関連遺跡発掘調査報告書第11集
由理櫛・駿家研究会 2022『上谷地遺跡隣接地』『令和3年度秋田県埋蔵文化財発掘調査報告会』秋田県埋蔵文化財センター



第2図 上谷地遺跡南東域の遺構配置図（長谷川 2013）



第3図 上谷地遺跡 SL05 河川祭祀関連遺物（長谷川 2013）

井岡遺跡、客殿森遺跡

雄勝城・駅家研究会 高橋 学

所在地 秋田県由利本荘市西目町西目字井岡、
客殿

立地環境 日本海沿岸部、旧西目潟東岸の丘陵地
(標高 17 ~ 22 m)、沖積地(標高 10 m)

発見遺構 壁穴建物、掘立柱建物、溝、土坑など
年代 8世紀中頃~9世紀後半

遺跡の概要

井岡遺跡は秋田県沿岸南部、日本海から 2.5 km 程入った旧西目潟域の東岸南側に位置し、潟に突き出るような独立状を呈する丘陵全域(東西約 270 m、南北約 300 m の不整形方)が範囲として周知される(第1図)。遺跡としての登録は、昭和 8 年頃に丘陵部南東側の畑地から子持勾玉が採取されたことを端緒とする。客殿森遺跡は、井岡遺跡の北側に隣接する南北約 180 m、東西約 90 m の南北に細長い小丘陵全域が範囲であり、ここでは縄文土器(中期)の出土が契機となった。なお西目潟は、江戸時代後期(1828~35年)に干拓がおこなわれた。

両遺跡の存在が広く知られるようになったのは昭和 60 年、ほ場整備事業に伴う工事で墨書き土器を含む多くの須恵器・土師器類が採集されたことによる。遺物は井岡遺跡の北東側(A区)と西側(B区)、客殿森遺跡の北側(C区)のいずれも沖積地(水田)3地区周辺にまとまるようである。

1 沖積地採集の墨書き土器等(第2図)

【A区】井岡遺跡採集遺物。採集された須恵器・土師器のうち墨書き土器 73 点、刻書き土器 3 点が抽出された。墨書き土器のうち、須恵器壺 59 点・台付壺 3 点・蓋 1 点、土師器壺 10 点と須恵器壺類が圧倒的に多い。須恵器の墨書き文字でみれば、「三」「主」「口」「四」「皿」は底面部に、「人」「丈」「井」「羽」「少」「女」「中」「生」「井口」「皿」は壺・台付壺の体部に記されており、文字種と記銘箇所が分別できる。「皿」は「岡」の異体字であることから、遺跡の小字名である「井皿=井岡」を指していた可能性もある。内面黒色処理された土師器壺体部には判読不明ではあるが、花押様の墨書きが認められた。時期は 8 世紀後半~9 世紀代。【B区】井岡遺跡西側採集遺物。墨書き土器は 2 点、うち 1 点は土師器壺底部に「口」「中」がある。時期は 9 世紀代。【C区】客殿森遺跡採集遺物。墨書き土器は 2 点、うち 1 点は須恵器台付壺であり、底部外面に「酒下」の墨書きが認められる。ただし「下」について「万呂」の合わせ文字省略形と解して、現在は「酒万呂」と訛り読んでいる。時期は 8 世紀前半~中頃。

2 由理柵・駅家研究会による発掘調査

小松正夫を代表とする由理柵・駅家研究会(以下、研究会)は平成 22 年に結成された民間団体であり、史料上に一度だけ登場する「由理柵」(『続日本紀』宝亀 11 年〔780〕年 8 月 23 日条、「由理柵は、賊の要害に居りて、秋田之道をう承く」)及び「由理駅」(『延喜式』「諸国駅伝馬」に記載)の探索を目的としている。研究会では平成 25 年から発掘調査を実施しており、第 1 回を客殿森遺跡、第 2 回から第 6 回までの 5 回にわたり井岡遺跡を対象とした(第2図)。



第1図 井岡遺跡・客殿森遺跡の位置

(1) 客殿森遺跡

平成 25 年 5 月、丘陵地頂部平坦面に 3 m × 3 m のグリッドを 9 箇所を設定して、遺構確認調査を実施した。検出された遺構は掘立柱建物 1 棟である。南北 2 間 (1.35 m + 1.35 m) × 東西 1 間 (1.35 m) であるが、桁行・梁行とも調査区外に広がる可能性もある。柱掘方は一辺 25 ~ 30 cm の隅丸方形・円形であり、柱痕は径約 10 cm と報告がある。出土遺物から 9 世紀末 ~ 10 世紀前半。

(2) 井岡遺跡

井岡遺跡はその丘陵地を対象とした調査を平成 25 年 11 月から 27 年にかけて 5 度実施している。

第 1 次調査では、掘立柱建物を構成するであろう柱掘方 2 基、竪穴建物 1 棟、堀状遺構 1 条等が検出された。柱掘方のうち 1 基は新旧 2 時期の重複があり、旧期が一辺 1.2 m 四方の隅丸方形、新期が長径 1.5 m × 短径 1.0 m の長円形を呈する。两者とも柱痕は未確認である。竪穴は長さ 3 m × 幅 2.6 m であり、南壁の中央部に河原石を芯材としたカマドが認められる。竪穴の廃棄時期は、埋土上層の出土遺物から 9 世紀前半～中頃である。堀状遺構は推定幅が 4 m、深さは 1.2 m、出土遺物から 9 世紀後半以降とみられる。

第 3 次調査では、掘立柱建物 1 棟、井戸 1 基、土坑 2 基が検出された。建物は南北 2 間 (2.4 m + 2.4 m) × 東西 1 間 (2.7 m) であり、柱掘方は一辺 40 cm 前後の隅丸方形、柱痕は径 20 cm 前後である。出土遺物から遺構の時期は 9 世紀前半とされる。

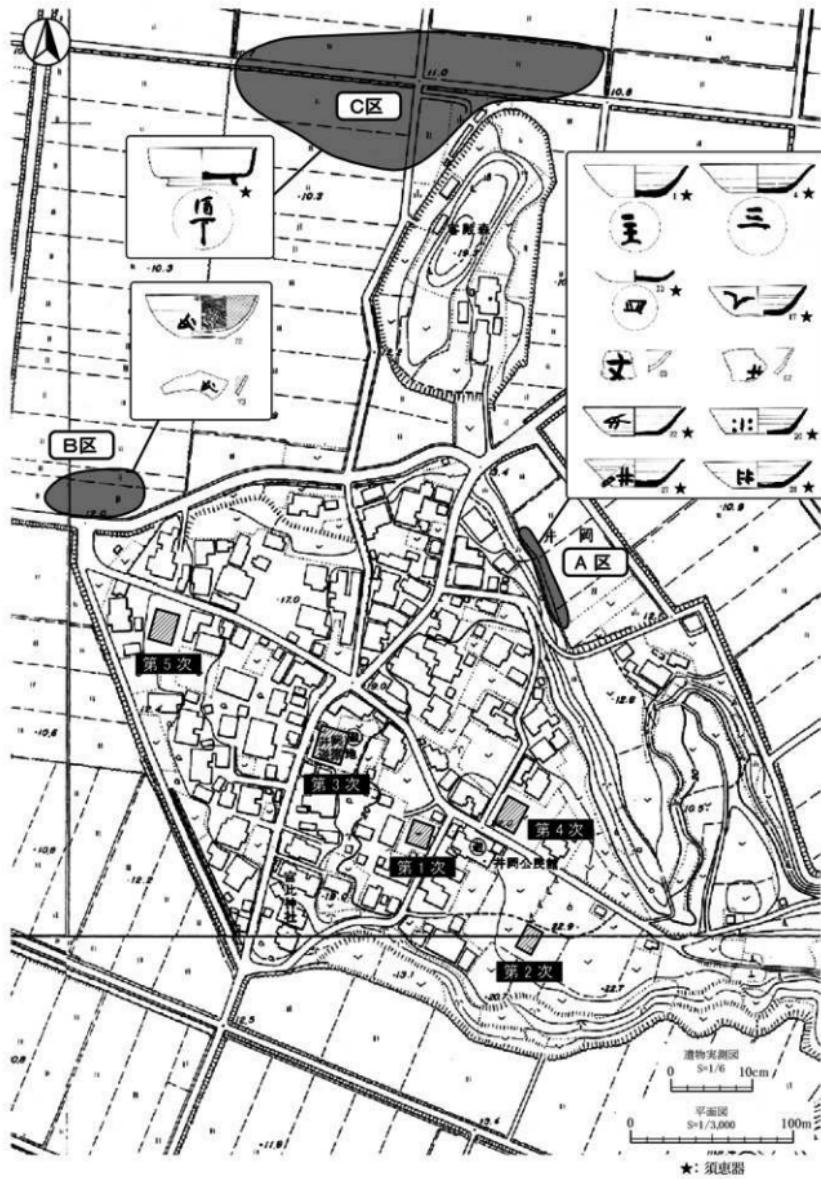
第 4 次調査では竪穴建物 2 棟、土坑 1 基が検出された。竪穴は重複があり、旧期が長さ 3.2 m × 幅 2.5 m、新期が長さ 3.3 m × 幅 3.0 m の長方形を呈する。旧期竪穴の東側南側にはカマドが付される。新期竪穴埋土からは、体部・倒位に「人」と墨書のある須恵器坏が出土している。「人」銘墨書土器は前述、昭和 60 年の採集遺物にもあり、字体・運筆・記銘部位など類似する。竪穴の時期は出土遺物から 8 世紀末～9 世紀中頃と見ている。

3まとめ

研究会代表の小松正夫は、「秋田之道」^{きとうのみち} 蝶方駅～由理駅間の想定駅間に井岡・客殿森遺跡を横断（南西～北東方向）するルートを図示している（小松 2013）。このことが研究会による両遺跡の発掘調査に結びついたと考えられるが、その結果 8 世紀末～9 世紀後半の遺跡と確認できたものの、丘陵上において官衙関連の中心的な遺構群の検出には至らなかった。しかしながら、一辺 1 m を超す柱掘方、小規模ながら掘立柱建物の存在と多くの墨書土器の出土は官衙関連遺跡としての可能性は残されており、井岡遺跡の総括として「現段階では、官衙と深い関連のある遺跡として位置づけておきたい」（由理査研 2016）とする。

関連文献

- 池田正治・高橋学 1987 「由利郡西目町で採集された墨書土器」『秋田考古学』第 39 号
- 小松正夫 2013 「由理査・駅と古代想定駅路～由利地域の駅路を中心に～」『古代由理査の研究』高志書院
- 高橋学 1990 「西目町井岡遺跡で採集された遺物について」『秋田考古学』第 40 号
- 高橋学 2013 「由利地域出土の古代文字資料」『古代由理査の研究』高志書院
- 長谷川潤一 2013 「本荘由利地域における古代・中世初頭の遺跡と遺物」『古代由理査の研究』高志書院
- 長谷川潤一・戸賀瀬祐 2011 「由利本荘市井岡遺跡群採集の古代の土器について」『秋田考古学』第 55 号
- 由理査・駅家研究会 2013 「客殿森遺跡発掘調査報告書」由理査・駅家関連遺跡発掘調査報告書第 1 集
- 由理査・駅家研究会 2014a 「井岡遺跡発掘調査報告書 I」由理査・駅家関連遺跡発掘調査報告書第 2 集
- 由理査・駅家研究会 2014b 「井岡遺跡第 2 次発掘調査報告書 II」由理査・駅家関連遺跡発掘調査報告書第 3 集
- 由理査・駅家研究会 2015a 「井岡遺跡第 3 次発掘調査報告書 III」由理査・駅家関連遺跡発掘調査報告書第 4 集
- 由理査・駅家研究会 2015b 「井岡遺跡第 4 次発掘調査報告書 IV」由理査・駅家関連遺跡発掘調査報告書第 5 集
- 由理査・駅家研究会 2016 「井岡遺跡第 5 次発掘調査報告書 V」由理査・駅家関連遺跡発掘調査報告書第 6 集



第2図 井岡遺跡・客殿森遺跡の遺物採集区と調査地点
 (由理櫛・駅家研究会 2013、池田・高橋 1987 より作成)

し み す じ り りょうぜん じ
清水尻 II 遺跡、両前寺遺跡群

秋田県教育委員会 高橋和成

所在 地 秋田県にかほ市平沢字清水尻、同市両前寺

立地環境 標高 14 ~ 23 m の丘陵西側斜面、標高 28 ~ 36 m の丘陵西側斜面から裾部の沖積地

発見遺構 掘立柱建物、竪穴建物、井戸、焼土遺構、鍛冶炉、溝、土坑、土坑墓、道路、祭祀遺構など

年 代 9 ~ 11 世紀

清水尻 II 遺跡

清水尻 II 遺跡は仁賀保市街地の南、標高 14 ~ 23 m の丘陵西側斜面に立地する（第 1 図）。

一般国道 7 号象潟仁賀保道路建設に係る発掘調査では竪穴建物 7 棟、竪穴遺構 5 基、テラス状遺構 4 基、溝 7 条、焼土遺構 49 基、土坑 40 基などのほか南北道路やそれに伴う整地が検出されている（秋田県 2013b）。また、遺構を中心に土師器・須恵器・土製品・石製品・金属製品などが出土した。

（く南北道路）

明確な路面は確認できなかったが幅は 6 m 前後あり、側溝の重複から 7 時期の変遷が確認された。また、道路が丘陵縁辺を通過することから、構築にあたって斜面上位を切り、その土を下位に盛るという大規模な整地が行われた（第 2 図）。年代は、出土遺物や整地間に十和田 a 火山灰が認められたことから 9 世紀前半～10 世紀代と考えられる。特徴的な遺物としては、整地層内から出土した馬歯や下頸骨のほか、道路脇の遺物包含層から出土した鞍金具（馬具の一部）があげられる。

道路は丘陵裾部の斜面を北へ延び、後述する両前寺遺跡群を縱断したと考えられる。直進する幅員 6 m の南北道路は他地域の成果からみて官道であり、出羽国府の城輪柵と秋田城を結ぶ「秋田之道」の可能性が示されている（高橋 2023）。

両前寺遺跡群

清水尻 II 遺跡の北 600 m にある、にかほ市両前寺地区には横枕・立沢・阿部館・家ノ浦・家ノ浦 II ・前田表・前田表 II 遺跡の 6 遺跡が集中しており、両前寺遺跡群と呼ぶことができる（第 1 図）。このうち、立沢・前田表 II ・家ノ浦・家ノ浦 II ・阿部館遺跡は、遺構や出土遺物から官衙やその関連施設との関係が指摘されている（秋田県 2013a, b）。

立沢遺跡は、大溝で区画された内部で掘立柱建物群や製塩遺構などが検出され、土師器・須恵器・墨書き土器・円面鏡のほか緑釉陶器や青磁が出土した（第 1 表、仁賀保町 1987）。前田表 II 遺跡では、水路で区画された沢状の落ち込みを利用した祭祀が確認された。土師器・墨書き土器・刻書土器・緑釉陶器が、意図的に壊されて散布されており、こうしたあたりは払田柵の祭祀域である大仙市厨川谷地遺跡と時期や立地状況が共通する（第 1 表、秋田県 2005、五十嵐 2012）。

家ノ浦遺跡の I 期は、路幅 1.8 m の東西道路とその北側で掘立柱建物 5 棟、竪穴建物 2 棟などが認



第 1 図 清水尻 II 遺跡、両前寺遺跡群の位置

められる（第2図）。年代は10～11世紀で、道路は、清水尻II遺跡から北へ延びる官道から派生した支線とみられる。主な遺物としては、風字硯・灰釉陶器のほか石製丸輪が1点認められる。このほか、残存長4.2cm、幅1.8cm、厚さ0.4cmの杉板材の先端側に「中將」と墨書きされた木簡が出土しており、題簽軸とみられる（第3図）。題簽軸の類例としては先述した厨川谷地遺跡があげられる（秋田県2005）。

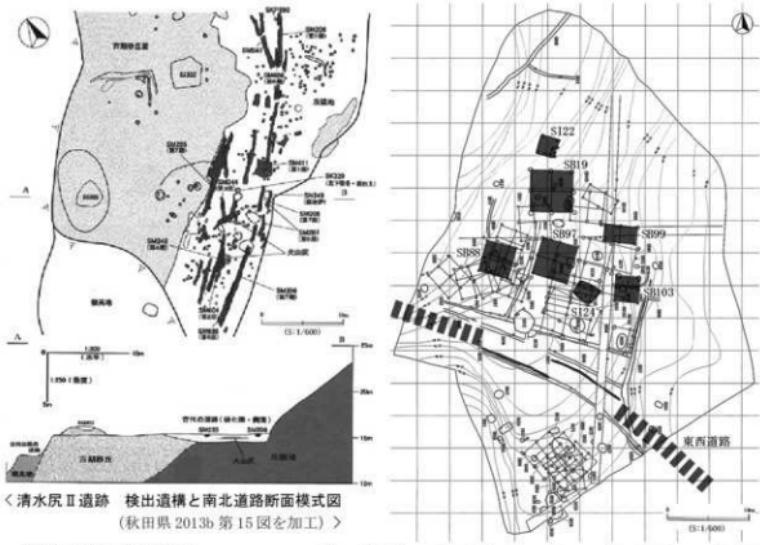
家ノ浦II遺跡では、水場の祭祀と関連施設が確認された。祭祀は北側沢地と南側斜面で行われ、II期は両者を繋ぐ南北溝が設けられた。III期になると南北溝は埋め戻され、盛土整地を行い、南北棟掘立柱建物2棟がつくられた。建物は西が櫛、東は南北溝と敷石造構に挟まれている（第2図）。II・III期の年代は9世紀後葉～10世紀前葉で、南北の祭祀を中心に施釉陶器が出土した（第3図）。その量は秋田県内で秋田城・払田柵に次ぐ。產地や窓式をみると縁釉陶器は黒塗90号窓式が多く、他に大原2号窓式や洛西産があり、灰釉陶器は黒塗90号窓式や東濃産がある（第1表、秋田県2013a）。ほかに二面鏡や墨書き土器などが出土しており、後者には「貯」やその異体字が多く認められる。こうしたことから、本遺跡は祭祀の場で近くの官衙から施釉陶器が持ち込まれた可能性が高い。

阿部館遺跡では、9世紀中頃を下限とする大溝が検出された（秋田県2012b）。大溝は総延長78m以上、幅5m以上、深さ1.6m以上で、堆積土には水成堆積が認められないことから、空堀状の区画施設であったと考えられる。その内側からは掘立柱建物・柵・戸門・土坑などが確認された。大溝は9世紀半ば過ぎに埋め戻された後、土坑墓15基がつくられており、場の性格が大きく変化している。

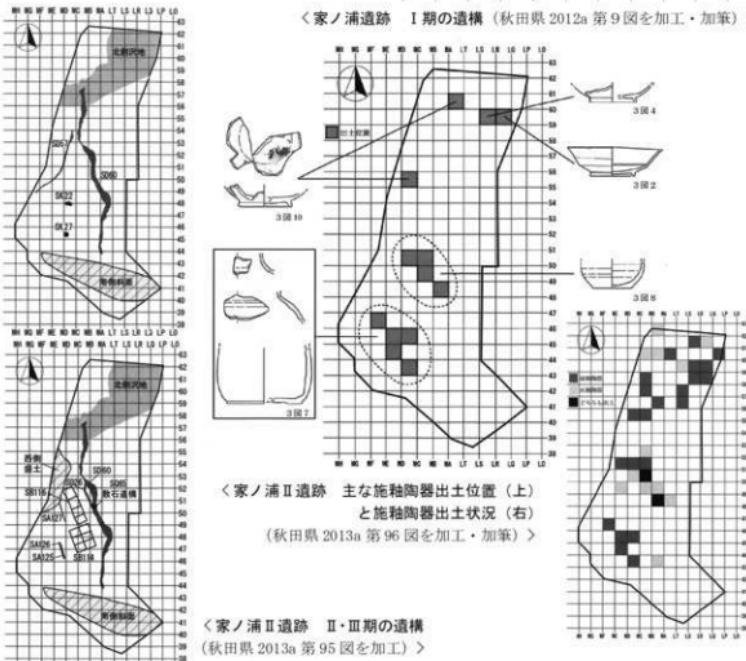
両前寺遺跡群は古代官衙やそれに関連する遺跡が集中しており、その中を清水尻II遺跡から北へ延びる官道が南北に貫いていたと考えられる。特に施釉陶器は秋田県内3位の出土量となるため、古代飽海郡北部における政治的な中心地であり、官衙の位置は地形的な条件や遺跡の調査成果から立沢遺跡周辺に求められる。

関連文献

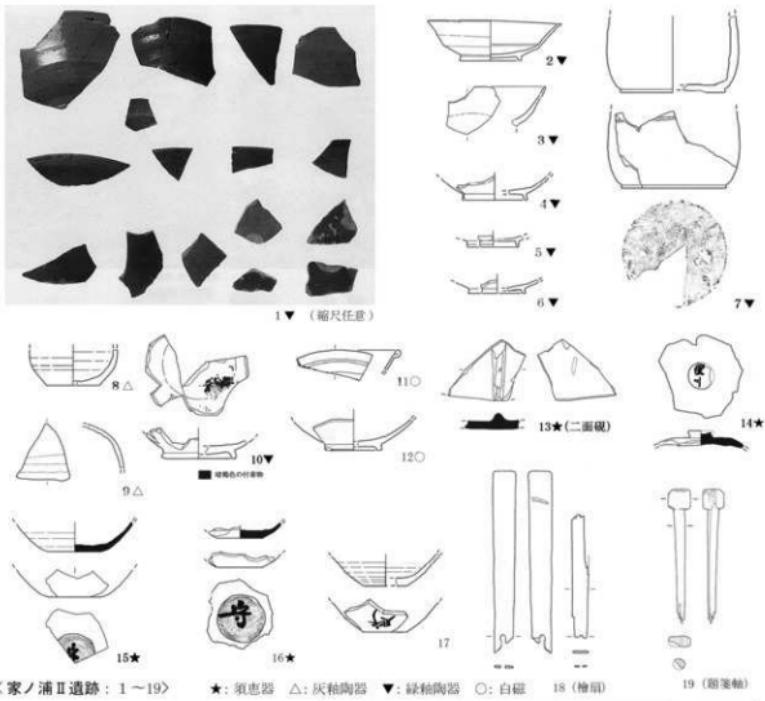
- 秋田県教育委員会 2005『厨川谷地遺跡一県営ほ場整備事業（土崎・小荒川地区）に係る埋蔵文化財発掘調査報告書I－』秋田県文化財調査報告書第383集
- 秋田県教育委員会 2010『前田表II遺跡－一般国道7号仁賀保本荘道路建設事業に係る埋蔵文化財発掘調査報告書III－』秋田県文化財調査報告書第469集
- 秋田県教育委員会 2012a『家ノ浦II遺跡－一般国道7号仁賀保本荘道路建設事業に係る埋蔵文化財発掘調査報告書V－』秋田県文化財調査報告書第473集
- 秋田県教育委員会 2012b『阿部館遺跡－一般国道7号仁賀保本荘道路建設事業に係る埋蔵文化財発掘調査報告書VI－』秋田県文化財調査報告書第481集
- 秋田県教育委員会 2013a『家ノ浦II遺跡－一般国道7号仁賀保本荘道路建設事業に係る埋蔵文化財発掘調査報告書VII－』秋田県文化財調査報告書第485集
- 秋田県教育委員会 2013b『清水尻II遺跡－一般国道7号象潟仁賀保道路建設事業に係る埋蔵文化財発掘調査報告書IV－』秋田県文化財調査報告書第488集
- 五十嵐一治 2012「払田柵における律令祭祀の様相と変容－形代としての土器－」『考古学論叢I』千葉大学文学部考古学研究室
- 佐藤桃子・小山美紀 2022「出羽北部の様相－秋田城跡・払田柵跡を中心に－」『第48回古代城柵官衙遺跡検討会資料』pp.145-156
- 高橋学 2023「出羽山道駅跡と「秋田之道」を復元する」『律令国家の辺境と交通』古代交通研究会第22回大会資料集 pp.52-62
- 仁賀保町教育委員会 1987『立沢遺跡発掘調査報告書』



家ノ浦遺跡 I 期の遺構 (秋田県 2012a 第 9 図を加工・加筆) >



第 2 図 清水尻 II 遺跡、家ノ浦遺跡、家ノ浦 II 遺跡



〈家ノ浦 II 遺跡：1~19〉 ★：須器星 △：緑釉陶器 ○：白磁 18（繪輪） 19（題簽軸）



〈家ノ浦 遺跡：20~23〉

0 5 10cm
(20~21:縮尺1/6)

0 1 2cm
(22~23:縮尺1/2)

第3図 家ノ浦 II 遺跡、家ノ浦遺跡の出土遺物
(秋田県 2012a・2013a から作成)

番号	遺跡名	所在地	緑釉	灰釉	白磁	青磁
1	サシリト台	能代市外荒巻字サシリト台			1	
2	鶴巣 I・II	能代市田坂内字鶴巣	6			
3	上ノ山II	能代市浅瀬字上の山	3			
4	小林	山本郡三種町鰐川字小林	1		1	
5	小谷地	男鹿市葛西富永字小谷地		1		
6	地藏岱	北秋田市吉字地藏岱		1		
7	久保原	秋田市千秋明徳町	1			
8	虚空蔵大台瀧	秋田市河辺豊成字虚空蔵大台瀧		1		
9	小島田 I	大仙市健屋内水上	2	2		
10	前田城	大仙市弘昌町千疊字前田城	5	1		
11	内村	仙北郡美郷町千疊字内村	2			1
12	本堂城	仙北郡美郷町本堂城院宇賀間		1		
13	川端山	仙北郡美郷町金沢東根字川端山	1			
14	大坪	由利本荘市畠谷字大坪		1		
15	穂ノ口	由利本荘市福山字穂ノ口		3		
16	猪田	由利本荘市西目町出戸字猪田		1		
17	立沢	にかほ市平沢字立沢	2		1	
18	前田表II	にかほ市前田寺字前田表		1		
19	家ノ浦	にかほ市前寺字家ノ浦			1	
20	家ノ浦II	にかほ市前寺字家ノ浦	24	13	5	
		合計	47	27	6	3

※17~20が両前寺遺跡群

第1表 秋田県内施釉陶器出土遺跡一覧

(佐藤・小山 2022 の第 9 表を転載)

所在 地 秋田県大仙市払田・秋田県仙北郡美郷町本堂城回・土崎地内

立地環境 横手盆地北部、標高 35 m 前後の沖積地、及び標高 64.7 m の真山、標高 53.5 m の長森の二つの独立丘陵

発見遺構 材木堀、築地堀、石壁、大溝、橋、道路、盛土整地、板堀、掘立柱建物、堅穴建物、井戸、溝、土坑、鍛冶炉

年 代 9世紀初頭～10世紀後葉

遺跡の概要

史跡払田柵跡は、秋田県内陸南部に広がる横手盆地の北部・大仙市払田・仙北郡美郷町本堂城回に所在する。沖積地の中に、細粒凝灰岩を伴う硬質泥岩からなる真山、長森の二つの独立丘陵があり、払田柵跡は、この二つの丘陵と沖積地に立地する（第1・2図）。長森の東側から南側の沖積地には、北東から南西に流下する大小の河道が多数埋没している。払田柵跡の北側に矢島川、南に丸子川が西流し、合流後、約7 km 西で雄物川に接続する。厨川谷地遺跡は、払田柵跡南東の沖積地に立地する。本遺跡は払田柵に付属する祓の場であるため、2遺跡をまとめて記述する。

払田柵跡の発見は、明治期に水田から杉の角材が多数出土したことによる。これを文学者・政治家の後藤宙外が古代の柵跡と認識し、1930（昭和5）年3月、小規模な発掘を行った。その結果が、文献に残る古代の柵の実体として注目された。同年10月、地元高梨村の大地主池田家の支援により、文部省嘱託上田三平が遺跡全域を対象とした発掘調査を行い、翌年、史跡に指定された。昭和63（1988）年、外柵域の追加指定があり、史跡指定面積は 899,380.97 m²（国土調査後）となっている。

1974（昭和49）年、秋田県は「秋田県払田柵跡調査事務所」（昭和61年「秋田県教育庁払田柵跡調査事務所」と改称）を開設し、今まで、史跡内容の解明を目的とする発掘調査を継続している。県の調査は、2023（令和5）年度が50年目、上田三平の学術調査を含め第157次となった（第3図）。第2次から第157次までの実質調査面積は史跡全体の約6%である。厨川谷地遺跡は、県営圃場整備事業の事前発掘調査として2001（平成13）年に9,100 m²が発掘調査された（第1・22図）。

払田柵跡は、長森の中央部に板堀で囲まれた政庁があり、長森を囲む外郭線と、真山、長森の両丘陵を取り囲んで沖積地に設置された外柵がある（第2図）。外郭線は築地堀と材木堀、外柵は材木堀で、それぞれ東西南北に八脚門が付く。政庁、外郭線は、創建から終末まで存続するが、外柵は、創建期のみに存在した。外郭の内部は、主に官衙城及び工房城で、長森西方地区、長森東方地区、長森北方地区で場の使われ方に違いがある。外郭南門前方地区も創建から終末まで継続して使用され、外郭と一体で機能したとみられる。外郭線と外柵の間の沖積地（外柵域）は、埋没河道の間の微高地に遺構、遺物が分布する（第2・5図）。

厨川谷地遺跡では、埋没河道の堆積層と微高地から多くの祭祀遺構、祭祀関連遺物が検出された。



第1図 払田柵跡、厨川谷地遺跡の位置

払田柵に付属する祭祀の場である。

払田柵跡の存続時期は、出土遺物や年輪年代測定により、9世紀初頭から10世紀後葉、厨川谷地遺跡は9世紀後葉から10世紀前葉と推定される。

1 扉田柵跡・厨川谷地遺跡の調査成果

(1) 政庁（第4図）

政庁は、長森中央部の平坦面に立地し、建物群の造営前に西側、北東側の斜面の一部を埋め立て、平坦面を拡張している。正殿、東西脇殿、板塀、東西南北門、東西前殿、北東建物、北西建物から構成され、5時期の変遷がある。

創建の正殿は、身舎5×2間に2間の南廂が付く東西棟の建物で、脇殿は6×2間、棟通りに束柱のある南北棟である。正殿南方の東西両側に脇殿が配置され、正殿とともにコの字状に中央の広場を囲む。正殿、脇殿を取り囲む板塀は、東・西辺約64m、南・北辺約61mのほぼ正方形で、南・北辺の中央に簡素な門が付く。板塀の外側、南門の東西に6間×1間の東西前殿がある。

第II期は、板塀の東・西辺中央に新たに門が付く。東西前殿が大型化し、その分板塀の南辺が北側に移動して南北長が約57mとなり、やや横長となる。

第III期は、板塀の北辺が大幅に北に移り、板塀で囲まれた面積が最大となる。新たに正殿の北側に、南北棟で南に廂または縁が付く北東建物と北西建物が対面して設置される。

第IV期は第III期と同規模で、東西門がなくなり板塀で遮蔽される。

第V期は、板塀で囲まれる範囲が東・西辺約59m、南・北辺約55mに縮小され、最小の規模となる。北東建物と北西建物はなくなり、東西前殿は、身舎7×2間で南北両面に1間の廂が付き、政庁域では最大規模の建物となる。

(2) 外郭

①外郭線（第2・5図）

長森を囲む外郭線は、東西765m、南北320mの楕円形で、3度の建て替えがあり、A～D期の4時期に変遷する。東西南北には八脚門が付き、各門も4時期の変遷がある（第5図）。

A期の外郭線は、長森の山裾の南、東、西の三辺と北辺の東西端の一部が築地塀、長森の山裾から北に離れた沖積地では材木塀である。東西南北の四門は、築地塀または材木塀よりも内側に設置され、門の前面の両側柱と塀との間は、東、西、北門ではハの字形に材木塀で連結される。南門は、築地塀と門侧面とが弧状の石壘によって接続する特異な構造である。南門には南面に石段がある。西門は長森西端の高台にあるが、正面にそびえる真山に遮られて西方は眺望できず、さらに門正面は沖積地に下る急崖となっている。北辺にのみ材木塀の外側に沿って大溝がある。

外郭線B～D期は、南門西側の石壘を除きすべて材木塀となる。材木塀、門ともにほとんど同じ位置での建て替えである。材木塀に用いた角材の伐採年は、年輪年代測定により、A期が西暦801年、C期が西暦907年、D期が西暦917年+aと判明した。

外郭北門付近で、C期の材木塀に用いた上下の両端が残る角材がD期の木道に転用されて出土し、材木塀の地上高は約3.6mと推定された。A期の築地塀も同程度の高さと推定される。材木塀は、上端を平坦にそろえ、上端から1.20～1.35m下に貫穴を穿って貫木を通し、密接に連結していたことも分かった。

C期には南辺の材木塀から10～30m外側に、材木塀に並行する大溝が掘削される。東西端は自然河川に接続し、大溝と河川によって城柵全体が囲まれる。十和田a火山灰の降下時点では、外郭南門付近を除き大溝の上部までで埋没していた。

外郭線には全時期にわたり櫓状建物が設置されている。すべての門の両側に設置されるほか、外郭

線全体を発掘調査した北東部では、東門と北門の間に 100 m 前後の間隔で 2 基設置されている。構状建物の構造は、片側が 3 本一組の柱列で、対辺を築地塀、材木塀、石塀に載せて支えるものと、築地塀または材木塀を跨ぐ 2 × 1 間の建物がある。

②長森東方地区（第 6 ~ 8 図）

外郭内で創建から終末まで利用された区域である。遺構群は A ~ F 期の 6 期に時期区分できる。堅穴建物群と掘立柱建物群が交互に造営される時期があり、各期においても重複や近接する遺構がある。

A 期直前の堅穴建物群は、本地区平坦面の造成により削平されている。政府北側斜面で検出された政府第 I 期直前の堅穴建物群と同様に、城柵創建に従事した者の居住施設と推定される。

A 期は、5 × 2 間の大型建物と 3 × 2 間の建物が L 字形に設置されるが、短期間で撤去される。

B 期には、再び堅穴建物群となる。C 期は、東西方向の板塀で区画された南側に、間仕切りのある 5 × 2 間の建物が建てられる。

D 期は三たび堅穴建物群となる。17 棟の堅穴建物のうち、南東側の 9 棟では、鍛冶滓やフイゴの羽口、漆紙文書が出土し、小規模な鍛冶作業や漆塗り作業が行われていたことが分かった。2 棟からは「官 小勝」墨書き器が出土した（第 20 図 1 ~ 3）。

E 期は、南半部の北辺と西辺を板塀で囲み、その内部に方向をそろえて 5 棟、板塀から離れた北側に 1 棟の掘立柱建物が配置される。間仕切りのある建物が 4 棟ある。同じ地点での建て替えが頻繁に行われ、建物群は最多で 5 期の変遷が考えられる。本地区が官衙群として最も充実した時期である。

F 期は、掘立柱建物 2 棟のみとなる。

③長森西方地区（第 9 ~ 11 図）

外郭内の長森西方地区は、鍛冶工房群が密集する地区であるが、東西で若干様相を異にする。

東側（政府西側地区）では、鍛冶工房群は、北側斜面部のうち、標高 43 ~ 47 m ライン内に限定的に認められる。鍛冶工房は、斜面の比較的急な箇所では堅穴建物、緩斜面では平地式の掘立柱建物である。緩斜面に立地する鍛冶工房の一部は、同一箇所での嵩上げという方法で作業面を更新し、作業面が 8 面、その高さが低位から最高位まで約 100cm に達しているものもある。この例では、当初は堅穴式であったが、最終的には平地式（掘立柱建物）の鍛冶工房に変容している。

鍛冶工房域の南限（斜面上位側）は、板塀で上位面と画され、上位面には整然と配置された掘立柱建物、鍛冶炉を伴わない堅穴建物、祭祀施設と見られる小堅穴等がある。鍛冶工房域・工人の管理、鍛冶に伴う祭祀等に関わるエリアの可能性がある。本地区的鍛冶工房の操業時期は、9 世紀後半から 10 世紀前半に限定される。

西側（外郭西門東側地区）の鍛冶工房も、主に北側斜面中位以下の緩斜面から平坦面の特定箇所に分布する。鍛冶工房の構造は、斜面上位寄りでは堅穴建物、下位寄りの緩斜面から平坦面では掘立柱建物で、工房域は切土・盛土の整地が繰り返され、結果的には段状の地形を残している。斜面上位面との境界には板塀とみられる区画施設が存在することも東側（政府西側地区）と共通する。

一方で、本地区では整然と配置された掘立柱構造の工房が主で、重層・嵩上げタイプの堅穴建物の工房は認められない。鍛冶炉自体の規模は、全体的に見て本地区が大きい。また、板塀より斜面上位側のエリアでは、規模の大きな柱穴掘方をもつ掘立柱建物ではなく、鍛冶作業に直接関連しない掘立柱建物や堅穴建物は、鍛冶工房と同一面上の別地点に配置されているなど、東側（政府西側地区）との相違点もある。

さらに、本地区では、少数ながら銅・鉄製品の鋳造に関わる遺物が出土した。特定の時期あるいは小規模・限定的な操業であるとしても、鋳造工房が存在していた可能性がある。

本地区的鍛冶工房の操業時期は、9 世紀中ごろから 10 世紀前半に限定される。したがって、東側

(政府西側地区)より先行して本地区での操業が始まり、9世紀後半から10世紀前半には両地区が同時に操業し、ほぼ同時期に操業を終了したと推定される。

④長森北方地区（第16図）

長森の北側斜面及び丘陵裾部、外郭北門までの沖積地である（第2図）。政府北西側の丘陵裾部には「ホイド清水」という井戸がある。昭和5年の記録では、周辺及び井戸内から多数の木材、木製品、土器等が出土している。その後の調査でも木簡、絵馬等が出土した（第19図1・3）。この井戸と政府西門間は政府第I期にさかのぼる道路が検出され、城柵の創建から終末まで開口し利用されていたことが分かった。

外郭北門から政府北門まで、外郭内を南北に結ぶ道路は、外郭北門から長森裾部までの沖積地で検出されている。この道路は、十和田a火山灰の降下前に改築されており、創建から火山灰降下前までは盛土による復員6～7mの道路、改築後は幅員2.5m未満の盛土及び木道となる。木道の木材は、外郭線B期材木屏の角材が転用されたものである。長森裾部から北斜面を上り政府北門までは、遺構空閑地から道筋が推定されている。

⑤外郭南門前方地区（第12・15図）

外郭南門南側の丘陵裾部及び沖積地一帯は、創建から終末まで利用が継続する地区である。

創建期、外柵南門外の南北道路（南大路）東側には、身舎5×2間に1間の南廊が付く東西棟の大型建物が建てられる。この外郭南門南東建物は、政府の正殿に次ぐ規模、格式の建物で、同位置で1度建て替えられている（第14図）。2期目の柱掘方から「小口計カ部口云々 調米五斗」と記された木簡が出土した（第15図）。この木簡及び「厨」墨書土器の出土から、建物及び前方の空閑地は饗給に関連するエリアと推定される。この建物は、9世紀後半ころ、建物前方の空閑地にL字形に配置された2棟1対の建物に建て替えられ、それに伴って饗給関連エリアは南側の沖積地ではなく、建物群と南北道路（南大路）の間の微高地に移動したと推測される。さらに10世紀初頭には、外郭南門前方の沖積地を盛土して広大な平坦地を造成し、丘陵裾部と造成地との間には東西方向の大溝を設ける。建物群は撤去され、新たに南北道路（南大路）の西側に7×2間の外郭南門南西建物が建てられる。饗給関連エリアは盛土造成した範囲に広がるとともに、建物のさらに西側の造成地では、土器生産や鍛冶も行われている。外郭南門南西建物は、同位置で建て替えを繰り返しながら払田柵の終末まで存続する。10世紀中ごろには盛土造成地や大溝が洪水による堆積物で覆われるが、その後も焼土遺構等が形成され、この地区での活動は継続する。

（3）外柵域

①外柵（第5・17図）

外柵は、長森と真山を取り込んで、東西1,370m、南北780mの梢円形に沖積地に設置された材木屏である。東西南北に八脚門が付く。材木屏は門の棟通りの側柱に直接接続する。材木屏の地上高や構造は外郭線の材木屏と同様と推定される。

外柵南門の西約24mの地点から西側は、約27mにわたって創建当初から材木屏が設置されていなかった（第17図）。外柵の東側、北東側にも、当初から外柵が途切っていた可能性がある地点がある（第5図）。

材木屏に用いた角材の伐採年は、年輪年代測定により、西暦801年（801年の冬から802年の早春までの間）と判明した。外柵の材木屏、四門とともに建て替えの痕跡はなく、9世紀中ごろには失われて、城柵の規模が縮小したと推定される。

②真山

外柵域にある真山は、頂上に高梨神社が鎮座する平場があり、斜面は勾配が急であるが、帯郭状の狭小な平場が多数認められる。この人工的地形が古代の造成であるのか、中世城館として使用された

痕跡であるのかは確定していない。外柵がなくなる9世紀後半以降は、城柵外となる。これまでに10世紀代の堅穴建物や火葬墓が検出されている。

③外柵域の沖積地

外柵南門と外郭南門の間には、外柵域を北東から南西に流れる埋没河川がある。両門を結ぶ直線上で、この河川に架けた橋の橋脚4本が、河川の中で平行四辺形の位置に検出された。そのうちの1本は、直径約60cmのスギの丸太の端部を削って尖らせた杭である。残存長2.6m、削り出した先端部の長さ1.4mあり、この部分が川底の砂利層を貫通してその下の粘土層に打ち込まれていた。川岸にはクリの板材を打ち込んだ護岸と橋桁を受ける柱があり、これらから川幅約9m、橋の長さ約17m、橋の幅は3.3m以上と推定された。橋と両門の間に道路側構等は検出されていないが、橋を通る南北道路（南大路）があったと推定される。

外柵南門北西側の微高地で検出された土坑内から、「嘉祥二年」（西暦849年）の紀年がある木簡と土器が出土した（第18図）。土器は9世紀中葉の土器編年の基準資料である。

このほか、外柵西門の内側と外郭西門の南側の沖積地で堅穴建物が各1棟検出されている。

（4）厨川谷地遺跡（第22～24図）

厨川谷地遺跡は、払田柵跡の南東に隣接し、複数の埋没河道とそれに囲まれた微高地上に祭祀遺構群が展開する。調査した範囲では、河道と2箇所の湧水点があり、いずれも祭祀場として使用されている。微高地の遺構内外も含め、墨書き土器、灯明皿などの土器、人形、刀形、斎串などの木製祭祀具をはじめ祭祀遺物が多数出土した。特に、意図的に破碎された後に一部の破片の内側に墨が塗布され、広域に散布された須恵器壺蓋類が目を引く。木簡には呪符木簡（第24図1）のほか、人名が書かれた題籤（第24図2）、文書木簡を再加工した刀形もある。遺跡の時期は、9世紀第4四半期から10世紀第1四半期である。

厨川谷地遺跡の祭祀の内容については、報告書のほか、五十嵐一治氏の詳しい分析がある（五十嵐2012）。それによれば、厨川谷地遺跡は、払田柵で使用した木簡や器物等の機能解除に係る祭祀を様々な形態を媒介にして執り行つた祓の場である。

2 扉田柵跡各地区・施設の変遷

払田柵跡各地区・施設の変遷と対応を第1表に示す。この表では、各地区・施設の始期、終期がそろのように表現しているが、実際には各地区間での遺構の重複関係はなく、出土遺物の時期から類推したものである。各地区・施設の始期、終期は同時ではなく、細かな時期差があると考えられる。

3 扉田柵跡の時期区分

払田柵跡各地区・施設の変遷は第1表に示すように把握されつつあるが、払田柵跡全体の時期区分については、これまで公表されたものがなかった。本稿では、主要な施設である政庁、外郭線、外柵の姿の変遷に基づいて4時期に区分する（第1表）。

払田柵跡第1期

小規模な政庁、築地塀と材木塀を併用する外郭線、外柵で構成される時期で、政庁第1期、外郭線A期及び外柵である。外柵南門から外郭南門を経て政庁に至り、政庁から外郭北門に至る南北道路も整備される。長森東方地区は、城柵造営に關係する者の居住施設等が設置され、造営のバックヤード的な機能を果たしていたと推測される。外郭南門前方地区では、収穫エリアが創建当初から設置されている。真山も城柵内に取り込まれ、沖積地の微高地や真山の山裾も居住や祭祀に利用される。長森西方地区は利用されていない。実年代は、西暦802年以降、およそ9世紀前半と推定する。

払田柵跡第2期

小規模な政庁と材木塀の外郭線で構成される時期で、政庁第II期、外郭線B期である。この時期以降、外柵はなくなる。長森東方地区は堅穴建物群となり、その中には鍛冶・漆塗りの工房も含まれる。長森西

方地区では、西側（外郭西門東地区）で鍛冶工房群が形成される。両地区と政府との往来が必要となつたためか、政府板塀に東西門が設置される。外郭南門前方地区の饗給エリアは継続する。厨川谷地遺跡が祭祀場として使用され始める。この時期は、外柵の消失と外郭線の材木塀による区画施設の簡素化、外郭内の工房群での鉄製品、塗り製品の生産開始、厨川谷地遺跡での祭祀の開始が特筆される。実年代は、第3期の開始が西暦907年に近い年代であることから、およそ9世紀後半から10世紀初頭と推定される。

払田柵跡第3期

大規模な政府と材木塀の外郭線で構成される時期で、政府第III・IV期、外郭線C期である。政府の規模を拡大し、新たに北東建物、北西建物を設け政府の機能が強化される。長森東方地区は板塀で区画された官衙群が整備され、対照的に長森西方地区では、西側（外郭西門東側地区）に加えて東側（政府西側地区）でも鍛冶工房群の操業が始まる。外郭南門前方地区では、大規模な盛土造成と建物の移転が行われ、饗給エリアが再整備される。外郭線の南側に大溝を掘削し、外郭北側の木道を整備するなど、城柵全体が大幅に改修され、場の機能が明確になる。実年代は、西暦907年に近い年代から西暦917年+aに近い年代まで、およそ10世紀初頭から10世紀中葉と推定される。この年代幅には十和田火山の噴火（十和田a火山灰降下）が含まれる。

払田柵跡第4期

小規模な政府と材木塀の外郭線で構成される時期で、政府第V期、外郭線D期である。政府の板塀で囲まれた面積は最小となるが、東西前殿は規模が最大となる。長森東方地区の建物は2棟のみとなり、長森西方地区での鍛冶工房、厨川谷地遺跡での祭祀は終了する。外郭南門前方地区の饗給エリアは継続する。儀礼空間が縮小し、官衙群や工房群で行われていた実務が大幅に廃止・縮小される。政府と饗給エリアのみが機能する状態となる。直接実年代を示す遺構・遺物はないが、土器編年等から、およそ10世紀後葉と推定される。

4 各時期における払田柵跡の機能

払田柵跡の各時期の姿から、各時期においてどのような機能を果たしていたか、そしてそれがどのように変遷したかについて検討する。具体的には、①儀礼・儀式、②兵士・鎮兵の駐屯、③饗給、④鉄・銅・塗り製品の生産、及び①～④の機能に付随する⑤文書事務、⑥祭祀の6機能についてである。

①儀礼・儀式

儀礼空間である政府は、払田柵跡第1期の規模が本来払田柵に課せられた機能を示すことから、第3期の政府の規模拡大は、儀礼・儀式機能の強化を図ったものと考えられる。第4期での縮小は本来の規模に戻したもので、儀礼・儀式機能の強化が不要になったためと推測する。

②兵士・鎮兵の駐屯

兵士・鎮兵の駐屯は、木簡に見える「少隊長」「大糧」「糧」「子弟長」「子弟」、墨書き土器の「一少隊御前下」等から明らかであるが、時期的変遷は未解明である。

③饗給

「調米」木簡と多数の「厨」墨書き土器から、払田柵跡第1期から第4期まで、外郭南門前方地区が大型の建物と広場からなる饗給エリアであったと推定した。第3期に大型建物を西側に移転させて、広場を盛土造成するとともにバックヤードも機能するようになることから、第3期に饗給機能を拡充させたと推測される。

④鉄・銅・塗り製品の生産

払田柵跡第1期には全く行われていないことから、創建時の機能としては付帯しておらず、第2期になってこの機能が必要とされたと推測される。第3期では長森西方地区のほぼ全域で鍛冶工房が操

業しており、第2期から第3期に鉄製品の需要が急激に高まったことが分かる。第4期には終了しており、生産機能を持たない第1期の姿に戻ったものと考えられる。

⑤文書事務

上記①から④は、労働編成、必要物資の調達、製品の流通等に当たって文書事務が伴う。また、各地区、各期の始期、終期には施設の建築や撤去が行われるが、これも文書事務を発生させる。木簡、漆紙文書、墨書き器、硯等の出土からも、文書事務の存在は裏付けられる。払田柵跡では、各期を通して恒常に文書事務が行われていたと考えられる。時期による事務量や内容の変遷は未解明であるが、長森東方地区的官衙群や長森西方地区の工房ではない建物群の存在は、払田柵跡第2期、第3期に事務量が増大したことをうかがわせる。

⑥祭祀

上記①から⑤に付随して、様々な祭祀が各期を通して行われたと考えられるが、特に厨川谷地遺跡での祭祀が開始される第2期、火山灰降下や洪水があった第3期には祭祀の機会が増加したと思われる。また、第2期、第3期には長森西方地区で鍛冶工房が操業しており、鍛冶関連の祭祀も盛んに行われたと考えられる。

5まとめ

これまでの払田柵跡研究は、創建時期と創建時の名称の特定が主要なテーマであり、昭和初期から諸説が提示されてきた。土器の編年研究と、年輪年代測定法により外柵及び外郭線材木柵の角材の伐採年が判明（西暦801年）し、759（天平宝字3年）創建の雄勝城ではないことは確定した。現在は、河辺府説と第2次雄勝城説が提唱されている。

一方、50年に及ぶ払田柵跡の発掘調査により、払田柵跡の実態については相当に理解が深まった。本稿では、これまで得られた知見を整理し、払田柵跡第1期から第4期を設定して、払田柵の姿の変遷をたどった。その結果、創建時の名称にも深く関わる払田柵跡第1期の姿もさることながら、第2期から第4期まで、それぞれその姿も機能も大きく変容させながら、10世紀後葉まで存続したことが分かってきた。特に大規模に改修される10世紀初頭から中葉の第3期は、払田柵の機能が最も充実する時期と捉えることができる。このような各期の姿と機能の変化が何に起因するのかはほとんど解明されていない。今後の課題である。

関連文献

- 秋田県教育委員会 1975～2023『払田柵跡調査事務所年報 1974～2022』
秋田県教育委員会 1985『払田柵跡I～政府跡I～』秋田県文化財調査報告書第122集
秋田県教育委員会 1995『払田柵跡I～102次調査～生活圈形成30分道路県道大曲田沢湖線に係る埋蔵文化財発掘調査報告書』秋田県文化財調査報告書第257集
秋田県教育委員会 1999『払田柵跡II～区画施設I～』秋田県文化財調査報告書第289集
秋田県教育委員会 2005『厨川谷地遺跡～県営は場整備事業（土崎・小荒川地区）に係る埋蔵文化財発掘調査報告書I～』秋田県文化財調査報告書第383集
秋田県教育委員会 2008『払田柵跡 第128・131・134次調査～県営は場整備事業（土崎・小荒川地区）に係る埋蔵文化財発掘調査報告書III～』秋田県文化財調査報告書第438集
秋田県教育委員会 2009『払田柵跡III～長森地区～【別編】』秋田県文化財調査報告書第448集
秋田県教育委員会 2014『払田柵跡 第143・145・147次調査～県営は場整備事業（本堂城回地区）に係る埋蔵文化財発掘調査報告書IV～』秋田県文化財調査報告書第495集
秋田県教育庁払田柵跡調査事務所 2014『払田柵跡だより ようこそ払田柵跡へ』
秋田県埋蔵文化財センター 2023『HOTTA～「払田柵跡」発掘半世紀～』令和5年度企画展パンフレット
五十嵐一治 2012『払田柵における律令祭祀の様相と変容－形代としての土器－』『千葉大学文学部考古学研究室30周年記念 考古学論叢Ⅰ』

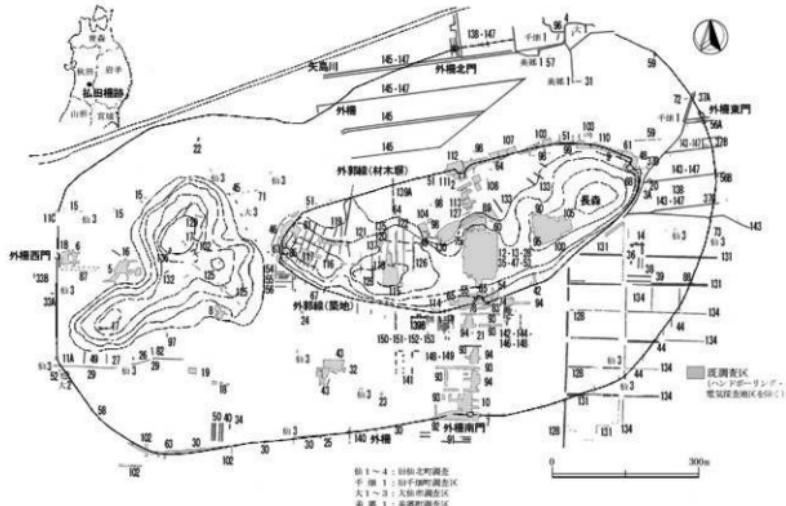
- 熊田亮介 1996 「蝦夷と北の城壁」小林昌二編『越と古代の北越』名著出版
- 熊田亮介 1997 「雄勝城と払田柵跡」『古代国家と東北』吉川弘文館 2003 に再録)
- 鈴木拓也 1997 「払田柵と雄勝城に関する試論」『古代東北の支配構造』吉川弘文館 1998 に再録)
- 仙北町教育委員会 1997 『払田柵跡(払田地区農業集落排水事業に伴う事前発掘調査概要報告書)』仙北町文化財調査報告書第2集
- 大仙市教育委員会 2015 『市内遺跡確認調査報告書 扟田柵跡発掘調査報告書—住宅改築に係る事前調査—』大仙市文化財調査報告書第22集
- 大仙市教育委員会 2017 『市内遺跡確認調査報告書 扉田柵跡発掘調査報告書—仙北中央地区統合簡易水道事業に係る事前調査—』大仙市文化財調査報告書第25集
- 美郷町教育委員会 2019 『町内遺跡詳細分布調査報告書 扉田柵跡発掘調査報告書』美郷町埋蔵文化財調査報告書第18集
- 新野直吉・船木義勝 1990 『払田柵の研究』文献出版

政庁		(830年) 801年	(850年) A期	(878年) B期	(915年?) 907年	(938年) C期	(10C中) D期	(10C後) 917年+α
		第Ⅰ期 A期	第Ⅱ期		第Ⅲ期		第Ⅳ期	第Ⅴ期
		A期 葉地塀+材木塀	B期 材木塀		C期		D期	D期
	外郭線	→	→	→	→	→	→	→
	外郭南門周辺	A期 八脚門+石垣+堀+葉地塀	B期 八脚門+石垣+堀+材木塀		C期		D期	D期
	外郭北門周辺	A期 八脚門+材木塀+堀+材木塀	B期 八脚門+材木塀+堀+材木塀		C期		D期	D期
	長森東方地区	A→B→C期 建物+竪穴+建物+板塀	D期 壁穴(鍛冶・漆工房?)		E期 建物+板塀		E期	F期 建物
外	外郭南門前方地区 (南大路東側)	南東建物+前庭	建物+広場	盛土+大溝+建物	盛土+大溝	広場	→	→
郭	外郭南門前方地区 (南大路西側)	×	×	盛土+大溝	建物+鍛冶炉+土器焼成	建物	建物+焼土	
	長森北方地区 (北大路)	盛土(側溝なし) 幅6~7m	→	木道 幅1~2.5m	→	(→)	(→)	
	長森北方地区 (ホイド清水周辺)	◎	→	→	→	→	→	
	長森西方地区 (政庁西側地区)	×	○ 鍛冶工房	◎ 鍛冶・漆工房	○	×	×	
	長森西方地区 (外郭西門東側地区)	×	◎ 鍛冶工房	◎ 鍛冶・鍛造工房	○	×	×	
外柵域	外柵	材木塀+十四門	×	×	×	×	×	×
	沖積地(南大路)	盛土(側溝なし) 幅12m以内+堀	→	→	→	→	→	→
	沖積地(微高地)	竪穴建物	?	?	?	?	?	?
	真山	外柵内	(城柵外)	?	?	?	?	?
	祭祀域	?	外柵南門周辺	柵外・厨川谷地遺跡		?	?	
天長7年の大地震 元慶の乱 嘉祥3年の大地震 十和田a火山灰 天慶出羽俘囚の乱								

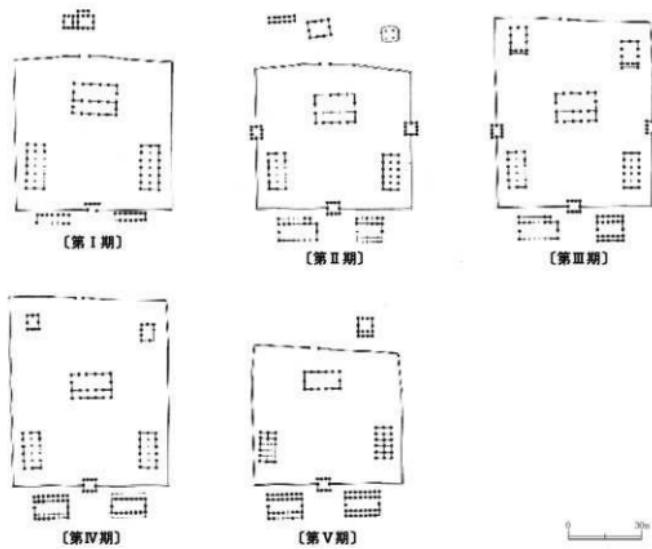
第1表 扉田柵跡内各施設の変遷と対応・消長表 (新規作成)



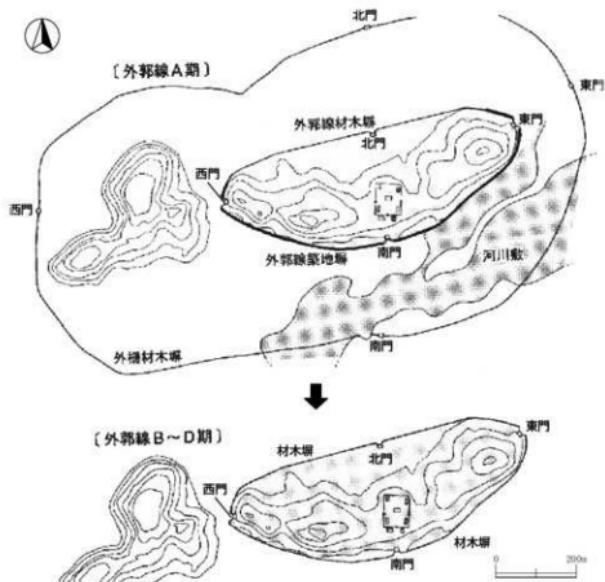
第2図 払田柵跡全体図（秋田県 2014『払田柵跡だより』）



第3図 扟田柵跡調査実施位置図（秋田県 2023）



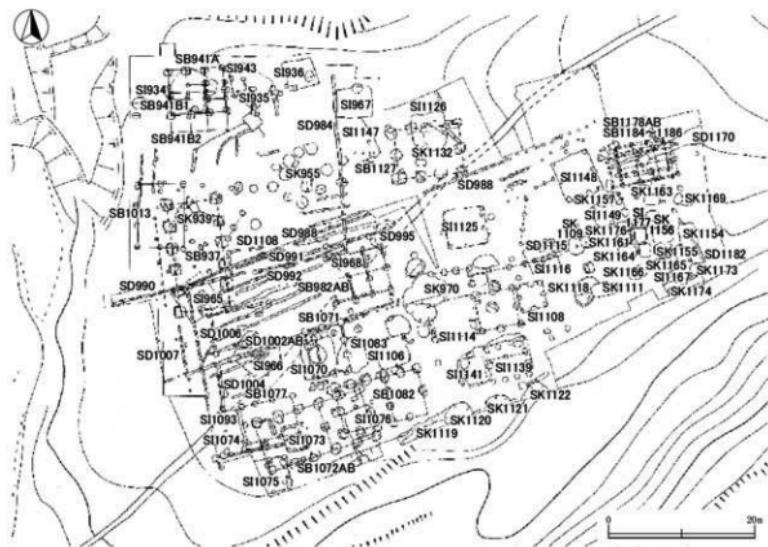
第4図 政府変遷図（秋田県1999『弘田城跡II』）



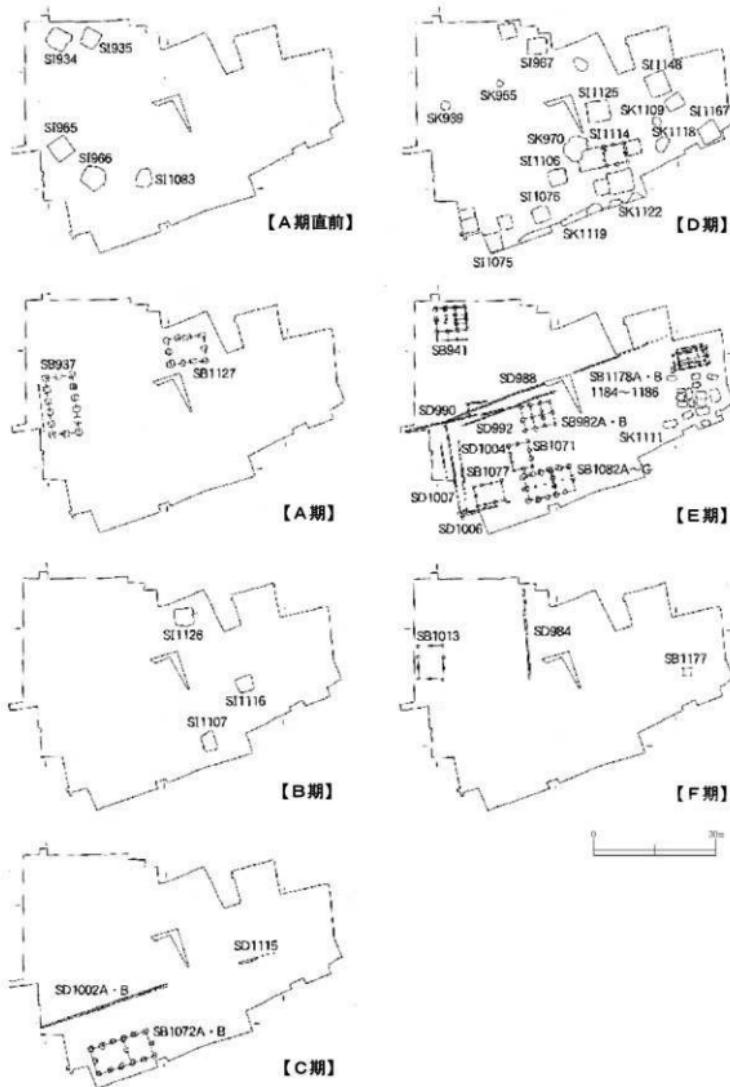
第5図 外堀と外郭線の変遷（秋田県2014『弘田城跡だより』）



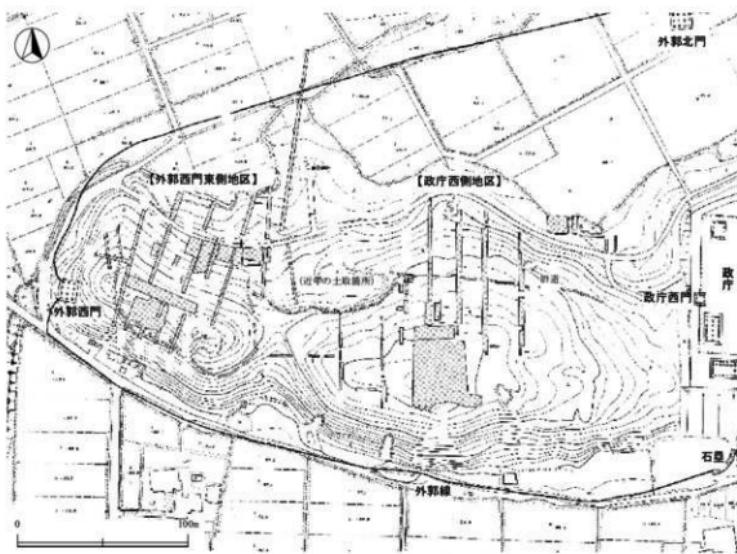
第6図 長森東方地区（秋田県 2009『払田櫛跡III』）



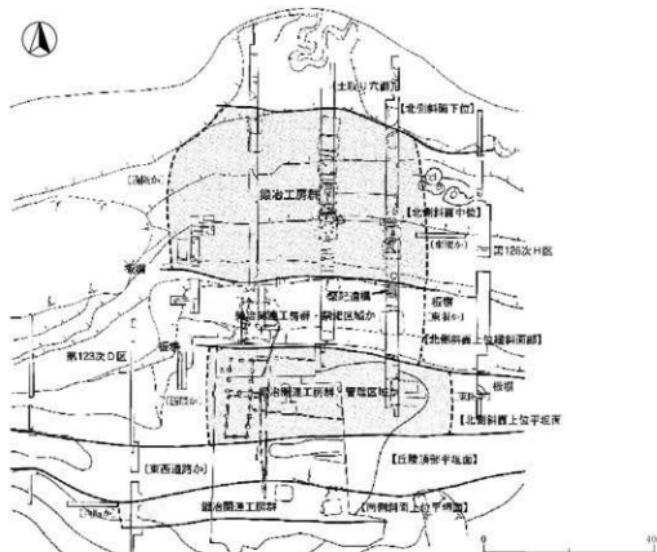
第7図 長森東方地区の遺構配置図（秋田県 2009『払田櫛跡III』）



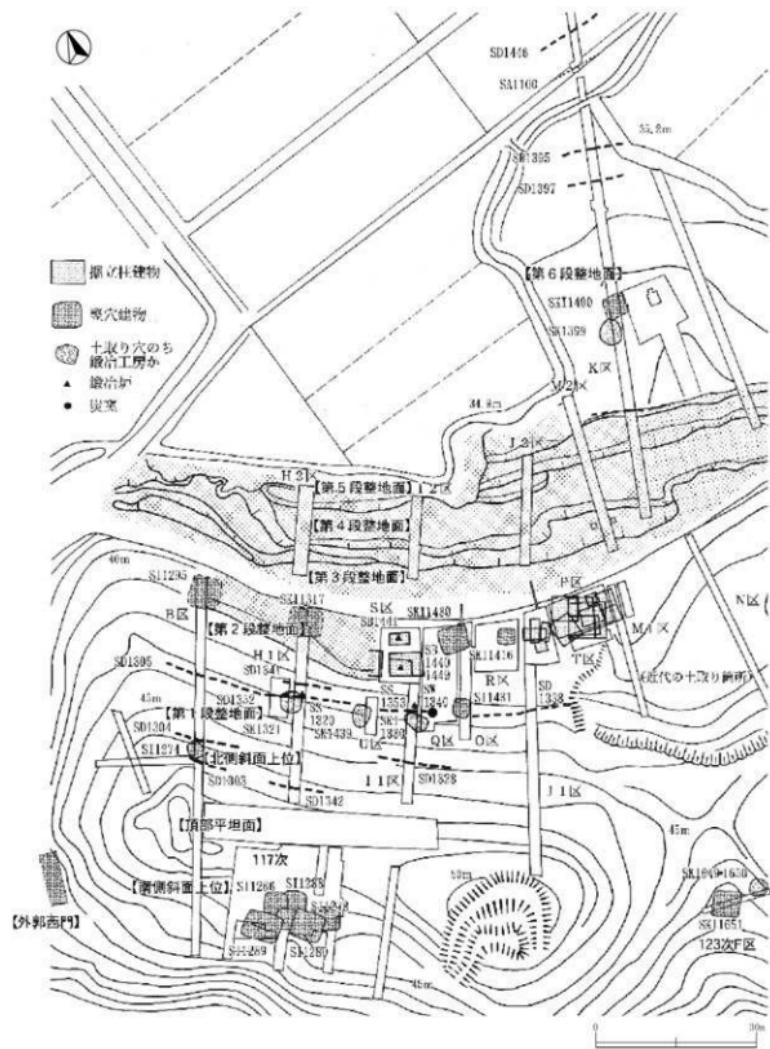
第8図 長森東方地区の遺構変遷図（秋田県2009『払田柵跡III』）



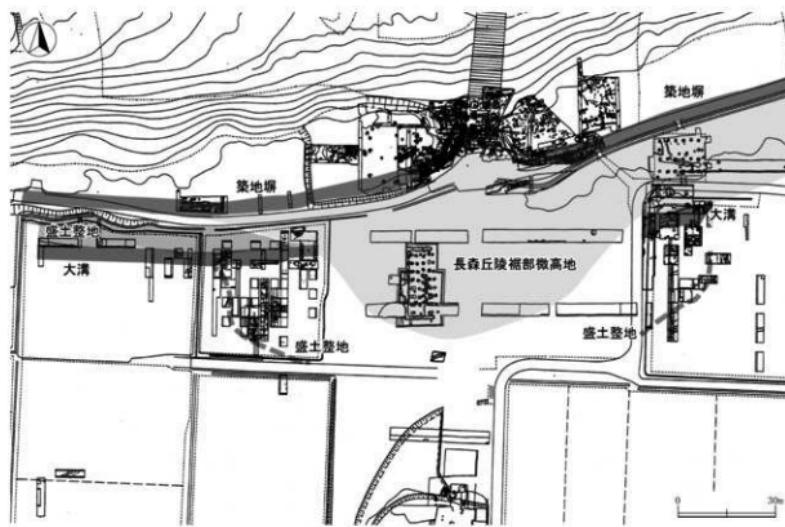
第9図 長森西方地区（秋田県2009『払田査跡III』）



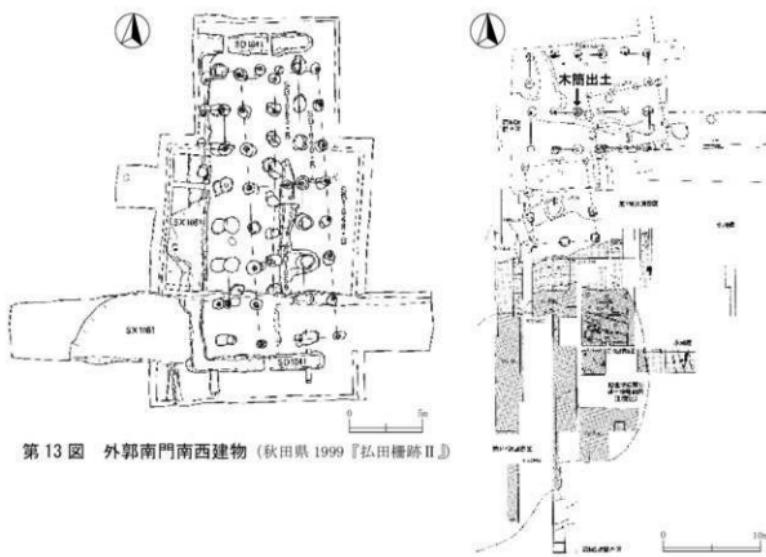
第10図 長森西方地区東側（政府西側地区）の遺構配置図（秋田県2009『払田査跡III』）



第11図 長森西方地区西側（外郭西門東側地区）の遺構配置図（秋田県2009『払田柵跡Ⅲ』）

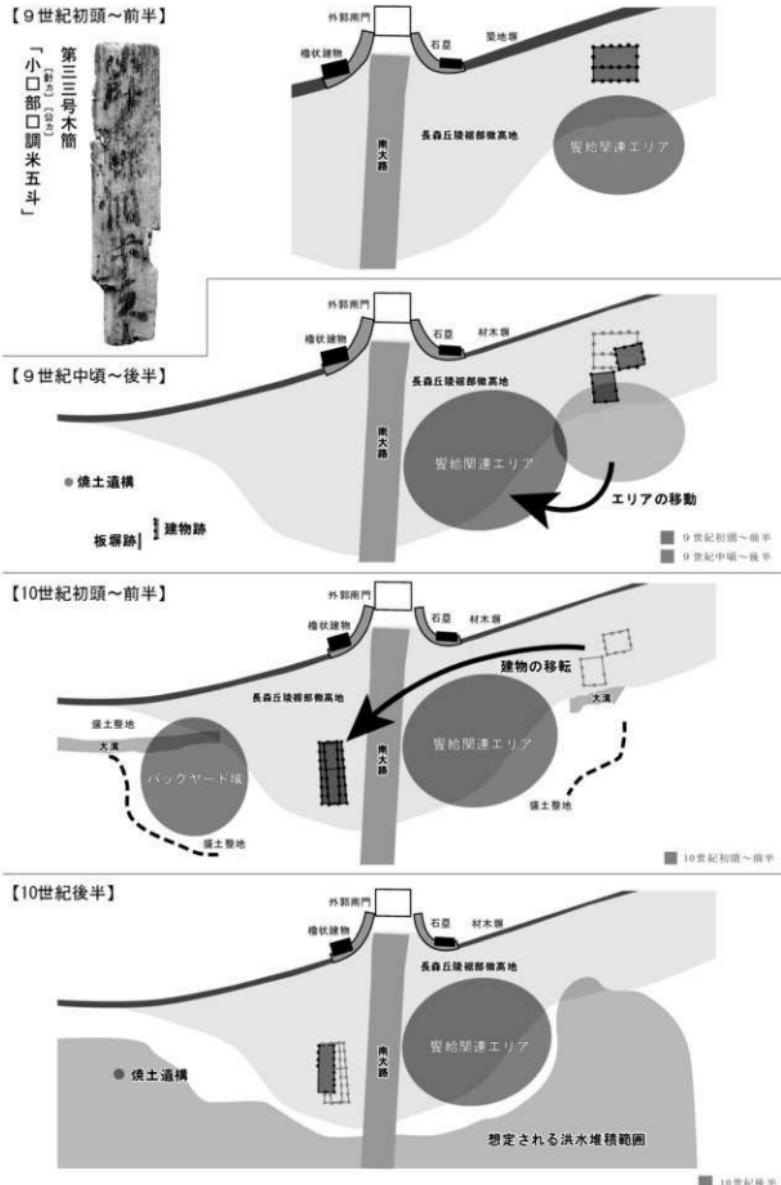


第12図 外郭南門前方地区（秋田県2019）

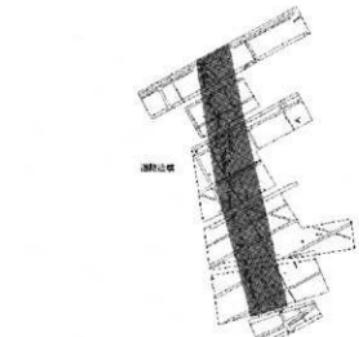


第13図 外郭南門南西建物（秋田県 1999『弘田柵跡II』）

第14図 外郭南門南東建物付近
(秋田県 2015)

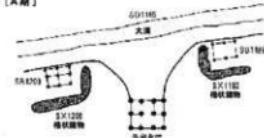


第15図 外郭南門前方地区の変遷概念図 (秋田県 2023『HOTTA』)

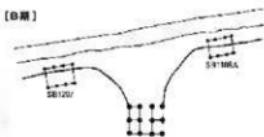


(外郭北門付近の変遷概念図)

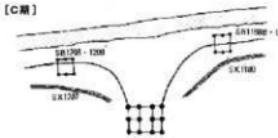
[A期]



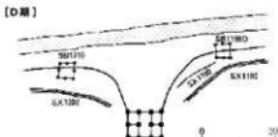
[B期]



[C期]

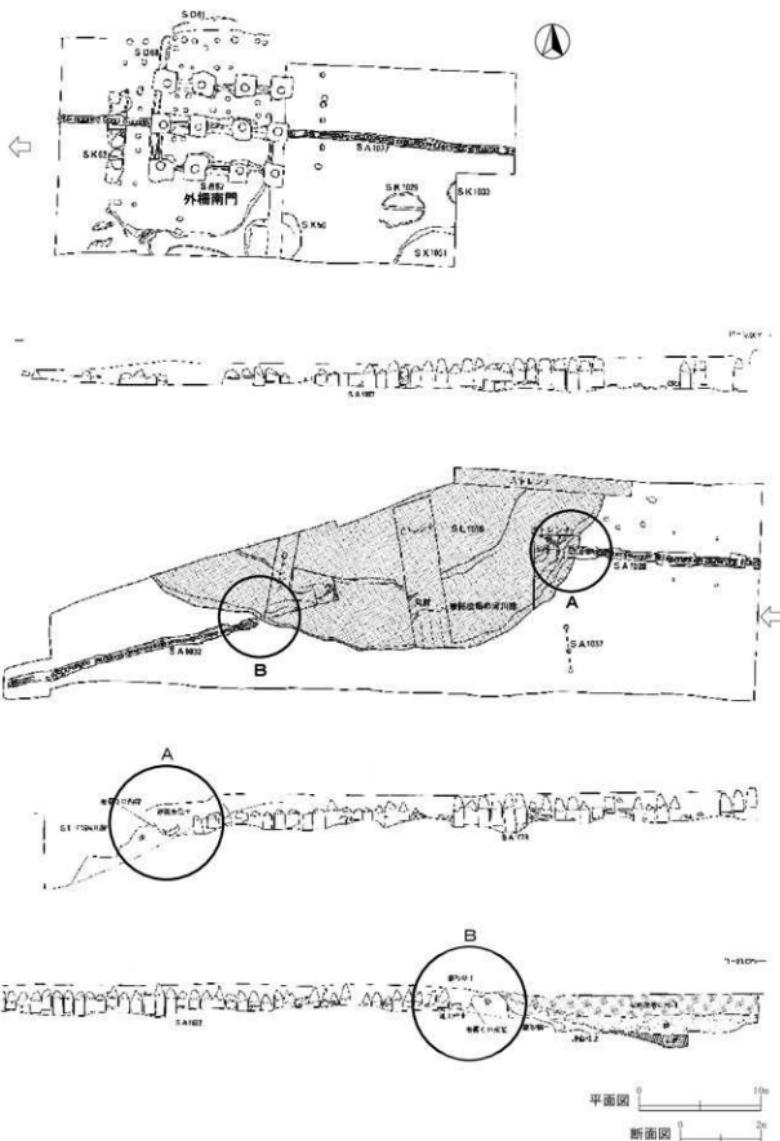


[D期]

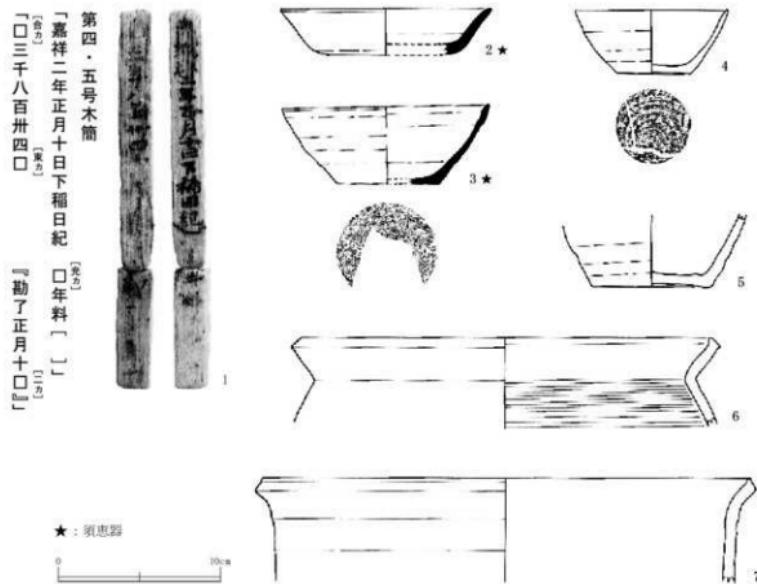


0 20m

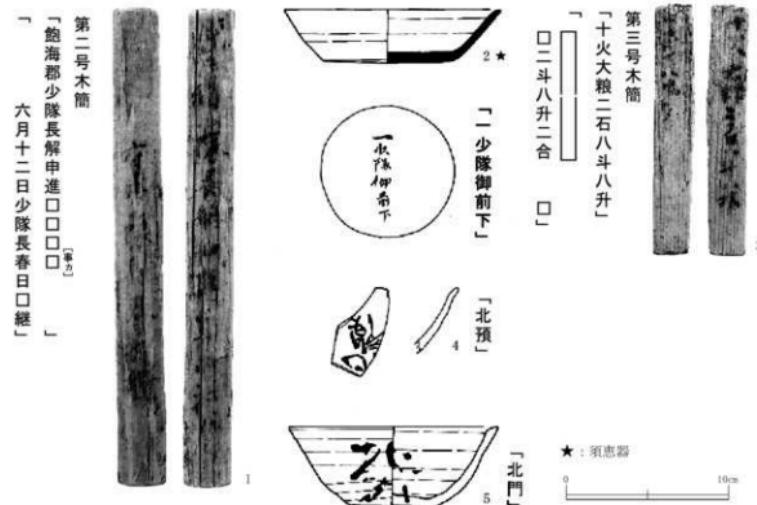
第16図 外郭北門付近及び道路 (秋田県1999『払田柵跡II』)



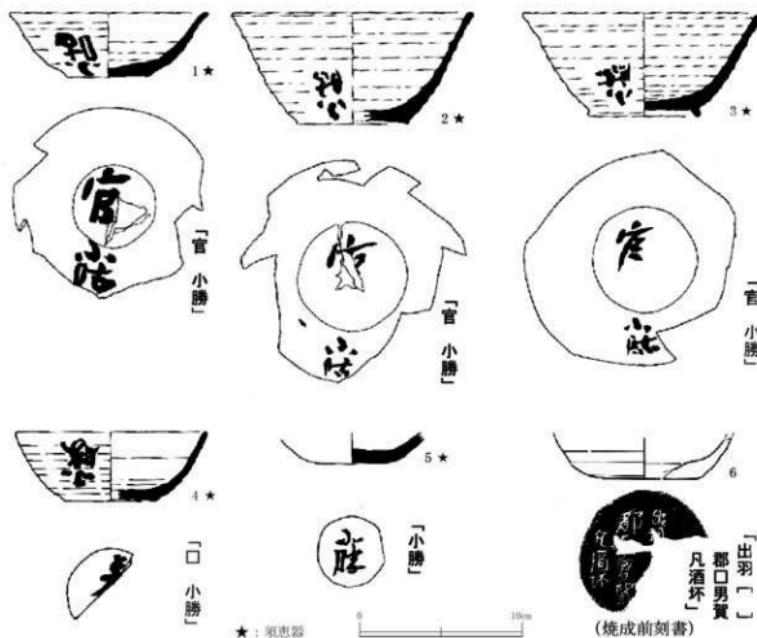
第17図 外柵南門及び材木塲 (秋田県1999『弘田棲跡II』)



第18図 「嘉祥二年」紀年木筒と伴出土器（秋田県1985『払田柵跡I』）



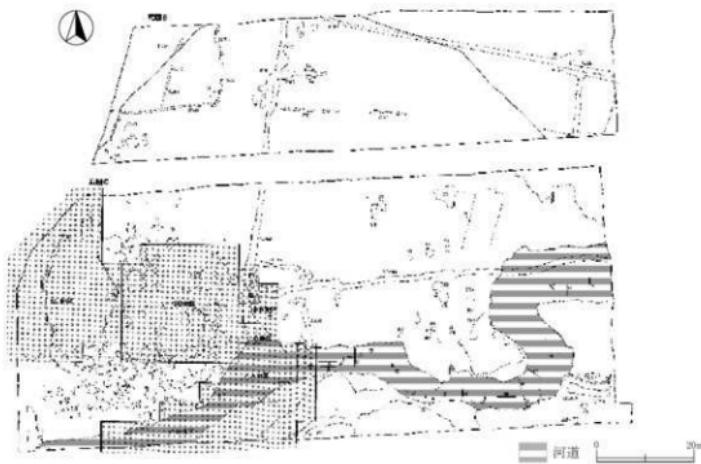
第19図 払田柵跡出土文字資料（1）（秋田県1976・1998）



第20図 払田柵跡出土文字資料(2)(秋田県 1993・1995・1996・2002)



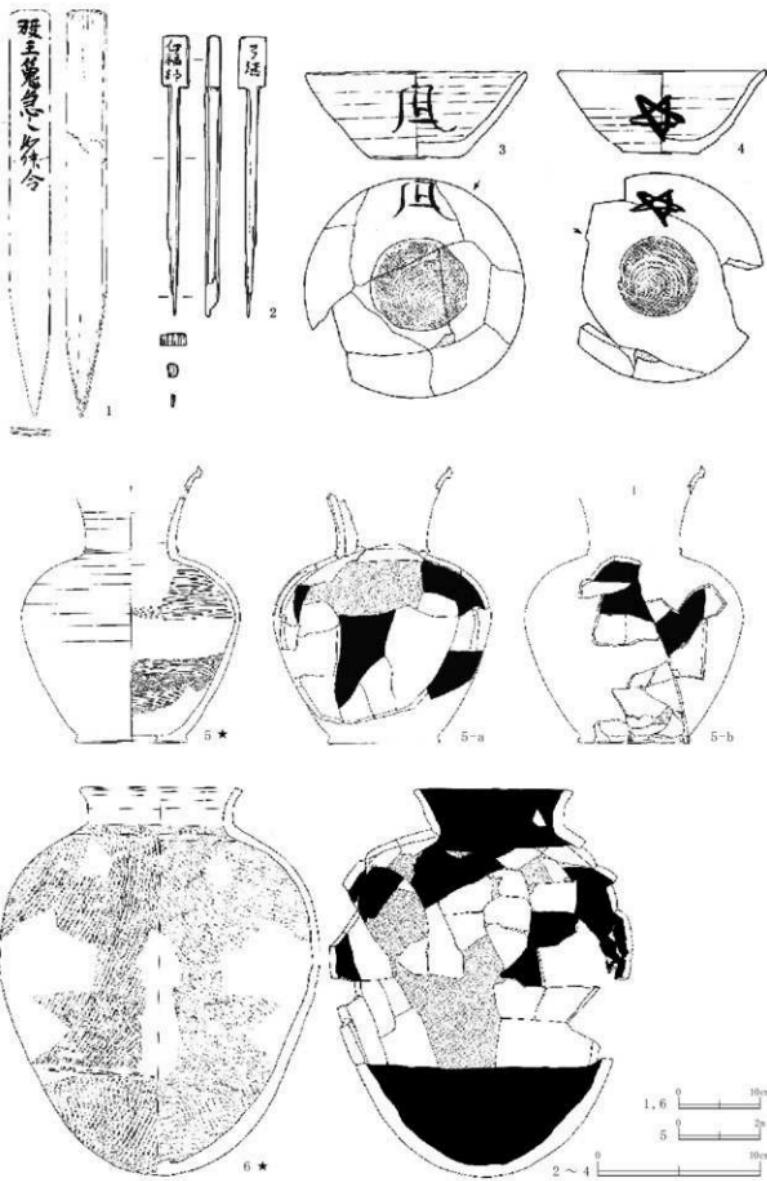
第21図 払田柵跡出土第7号漆紙文書（秋田県 2023）



第22図 厨川谷地遺跡の遺構配置図（秋田県2005『厨川谷地遺跡』）



第23図 厨川谷地遺跡の遺構集中箇所（秋田県2005『厨川谷地遺跡』）



第24図 廚川谷地遺跡出土遺物（秋田県2005『厨川谷地遺跡』）

つくりやま 造山地区遺跡群

雄勝城・駅家研究会 高橋 学

所在地 秋田県横手市雄物川町造山・今宿

立地環境 横手盆地の南西部、雄物川右岸の標高50 m前後の高位砂礫段丘、沖積面との比高3~5 m

発見遺構 壑穴建物、掘立柱建物、大溝、溝（道路側溝を含む）、材木塀、土坑等

年代 8世紀中頃~9世紀後半

遺跡の概要

ここでの造山地区遺跡群とは、横手盆地西縁を北流する雄物川右岸域、西の幡神川と東の石持川に挟まれた独立丘状の高位砂礫段丘（東西約1.5 km、南北約1.2 km）に立地する古代遺跡群を指す（第1図）。現段階での周知の遺跡数は17であり、うち発掘調査を伴う8遺跡を紹介する。その調査主体は、秋田県教育委員会（以下、県教委）、雄物川町教育委員会（町教委）、横手市教育委員会（市教委）、秋田県教育庁払田柵跡調査事務所（事務所）、雄勝城・駅家研究会（研究会）である。前三者は道路建設や圃場整備関係の事前緊急調査、後二者は学術目的の調査である。なお地区内の東側には、秋田県立雄物川高校が位置する。

1 各遺跡の調査概要

- ①蝦夷塚古墳群（造山字蝦夷塚） 県教委（昭和58・60年）と町教委（昭和59・60年、平成14年）による調査において、8世紀中頃~後半代の古墳・円形周溝17基（1号~17号墳）の他、同時期の壘穴建物1棟、井戸2基、材木塀1条等が検出された。材木塀は東西方向に延びる溝として確認され、その長さは104 m、最大幅1.3 m、深さ0.6~1.1 mである。溝底面から径15~40 cm略円形の柱穴が列をなして発見され、うち13本には材が遺っていた。材2本の樹種同定の結果、広葉樹のハリギリと判明した。研究会では令和元年に材木塀の延伸部を探る調査を実施し、その発見には至らなかつたが新たな古墳周溝1基（18号墳）を確認できた。
- ②造山遺跡（造山字造山） 事務所による調査（平成19・21年）で壘穴建物1棟、土坑、溝を検出し、出土遺物から8世紀代と判明した。壘穴は一辺が2.6 mと小型であり、西壁南側にカマドをもつ。燃焼部・火床が壘穴壁面の外側に張り出す構造を示し、当地で例的認められるカマドのあり方とは異なる。壘穴床面上から掘り込まれた土坑内には焼土と共に炭化米や種子（マメ）が確認された。
- ③造山Ⅲ遺跡（造山字造山） 事務所による調査（平成23年）で近世の壘穴建物と井戸が検出された。古代の遺構の確認はなかったものの、9世紀代と見られる須恵質の二面鏡が出土した。
- ④蝦夷塚北遺跡（造山字蝦夷塚） 事務所による調査（平成24~27年）で8世紀後半~9世紀前半代の壘穴建物4棟、掘立柱建物等が検出された。出土遺物には、須恵質の二面鏡が認められた。
- ⑤雞袋遺跡（今宿字雞袋） 事務所による調査（令和元年）において、幅1 m程の溝2条が10 mの間隔で東西方向に延びていることを確認し、その構築時期は出土遺物から8世紀代とされた。本遺跡の東端、



第1図 造山地区遺跡群の位置

石持川を挟んだ東側には東櫛遺跡（造山地区外にあたる中位砂礫段丘に立地）があり、ここでも平成18年の市教委による調査で2条の溝が検出されていたが、両者が同一軸線上に連なることが判明した。その延長は130mに及び、道路側溝あるいは地割り溝と推定された。その他の遺構としては竪穴状遺構や土坑等があり、前者の遺構内から埴輪片が出土している。共伴する遺物から8世紀後半と報告がある。

鶴袋遺跡は事務所により追加調査（令和3・4年）が実施された結果、溝の西側延伸部が発見され、東櫛遺跡を東端とする道路側溝の総延長は少なくとも260mに達することが確認された。

⑥十足馬場西遺跡（造山字十足馬場） 研究会による調査（令和2・3年）で竪穴建物2棟、掘立柱建物を構成する柱掘方、土坑等が検出された。重複関係から遺構は大きく2時期に分けられるが、出土遺物から8世紀中頃～後半に収まる。竪穴は一辺9.0m×6.4m（SI08）と6.4m×6.2m（SI07）の隅丸方形のプランを呈し、両者が南北に接接（50～70cm間隔）して縦列する（第4図）。配置・軸線方向や堆積土の観察から二者は同時存在・廃棄と想定された。SI08内からは静止糸切りのち底面外周～体部下端を回転ケズリ調整、内面をミガキのち黒色処理を施した土師器壺が出土、底面には「驛長」の墨書が認められた。静止糸切り・内黒の土師器壺は秋田県内では初見の資料であり、陸奥南部から持ち込まれたのである。また、SI08廃棄後に構築された柱掘方内からは「厨」と墨書された須恵器蓋が出土した。蓋の周縁が意図的に打ち欠かれており出土状況とあわせると、遺物は柱を抜いた後に埋納したと推測される。「厨」墨書土器は、墓とみられる土坑内からも1点出土している。須恵器壺肩部、正位の記銘である。さらにも出土した須恵器には県内での類例が少ない台付盤も含まれる（第3図）。

⑦十足馬場南遺跡（造山字十足馬場） 事務所による調査（平成19・21年）、令和4年は研究会による第3次調査が実施された。第3次調査では、調査区の南端から東西方向の大溝が検出でき、その北側から18棟の竪穴建物・竪穴状遺構等が確認された。大溝・竪穴の構築・廃棄時期は、出土遺物から8世紀中頃～後半となる。大溝は事前の地中レーダー探査成果ともあわせると、上面幅3～5m、深さ1.3m、長さ35m以上となる。堆積層の観察から2時期あり、その断面形状は箱型のち緩いU字形である。竪穴は一辺が3～3.5m四方の方形・隅丸方形を示し、重複から大溝と同じ2時期の変遷が予想される。竪穴群の軸線方向は、いずれも大溝と同じ東西あるいは直交する南北を指す共通点がある。出土遺物には、小片ではあるものの関東系土師器壺が数個体分確認された。

⑧十足馬場東遺跡（造山字十足馬場） 事務所による調査（令和4年）で8世紀代の竪穴建物2棟等を検出した。なお本地区遺跡群には含まれないが、東櫛遺跡と同じ中位砂礫段丘に立地する十三塚遺跡（東里字十三塚）でも8世紀中頃～後半代の竪穴建物6棟、土坑等が検出されている。出土遺物には、遺構内ではないが、平瓦・丸瓦の発見が特筆される。横手盆地内の瓦の出土は払田柵跡とその周辺の関連遺跡でしか確認されていない。

2まとめ

【遺跡群の時期】高位砂礫段丘上に立地する本地区遺跡群としての時期的な特徴は、明確に8世紀前半代に遡る集落等は認められない点にある。さらに9世紀まで下る遺跡は、地区内の西側にあたる①蝦夷塚古墳群、③造山III遺跡、④蝦夷塚北遺跡でしか確認できず、他は8世紀中頃～後半に限定される（第2図）。史料上の記載と照合すれば、733年までには存在していたはずの「雄勝村」（『続日本紀』天平5年12月26日条「雄勝村に郡を建て民を居く」）を構成したであろう集落は造山地区内には及んでいないものの、759年の雄勝城造営期（『続日本紀』天平宝字3年9月26日条「出羽国雄勝城を造らしむる」）には集落等が新規に成立したことになる。

【道路側溝・大溝・材木塙】 鶴袋遺跡・東櫛遺跡で検出の道路側溝、十足馬場南遺跡の大溝、蝦夷塚古墳群の材木塙の三者は地図上での計測ではあるものの、いずれも同一の東西方向に延びる。発見さ

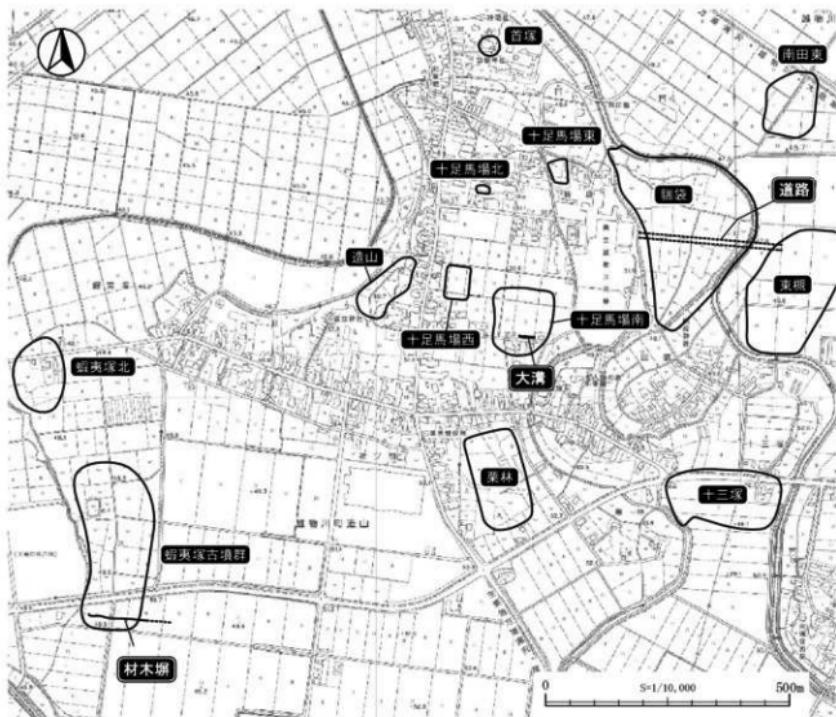
れた道路側溝を西側に延伸させると、現在の雄物川高校正門から西に延びる市道（雄物川高校2号線）と重なることも確認できた。あわせてこれと直交する県道（13号、湯沢雄物川大曲線）等を含めて、奈良時代に成立した地割りが現在まで継承されていることを推測させる。また、道路側溝を基準とすれば、大溝は南に240m（800尺）の位置となり、材木塀（東側に延伸させたラインでの計測）までは南に880m（約8町）の距離となる。

〔「驛長」「厨」墨書き土器の出土〕 十足馬場西遺跡では、「驛長」「厨」と判読された墨書き土器が出土した。驛（駅）長は「駅家」の存在を想起させるものであり、「厨」もまた城柵・官衙関連遺跡での報告例が多い資料である。同遺跡から検出された竪穴建物や掘立柱建物を構成する柱掘方の構築時期と共に、その軸線方向は南北に延びる県道13号と並行することも考慮すれば、地区内に位置する道路側溝・大溝・材木塀との同時存在が推測される。その上で、本遺跡周辺の道路沿いに「駅家」が置かれていた可能性が高いとみた。史料との照合から、横手盆地を縦走したであろう駅路に伴う駅家は、「横河・雄勝・助河」（『続日本紀』天平宝字3年9月26日条）の3駅であることからすれば、本遺跡周辺の駅家とは「雄勝駅家」であったと想定する。ちなみに筆者は、横河を湯沢市岩崎（皆瀬川沿い）、助河は秋田市河辺（岩見川沿い）を推定地とする。

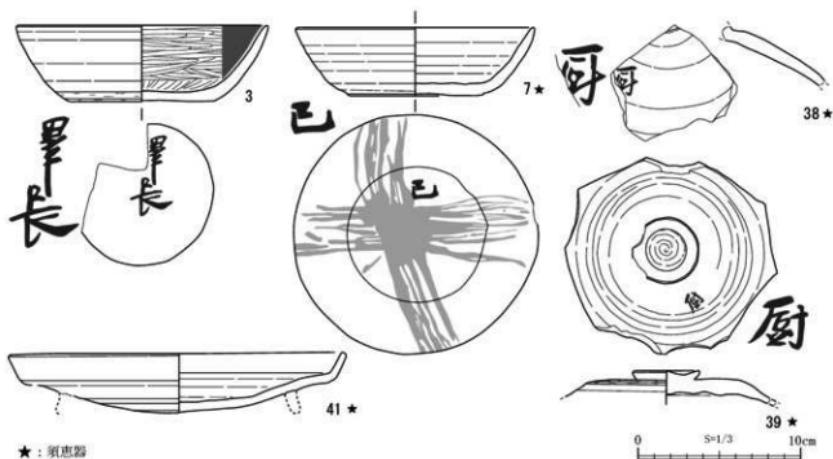
〔竪穴建物〕 地区内で竪穴建物（竪穴状遺構を含む）が検出されているのは、①蝦夷塚古墳群1棟、②造山遺跡1棟、④蝦夷塚北遺跡4棟、⑤鷲袋遺跡1棟、⑥十足馬場西遺跡2棟、⑦十足馬場南遺跡18棟、⑧十足馬場東遺跡2棟である。うち9世紀代の竪穴は蝦夷塚北遺跡の1棟のみであり、他は8世紀中頃～後半である。規模で見れば、十足馬場西遺跡の2棟並列の竪穴を除くと一辺3m前後の比較的小型で占められている。また竪穴の主軸方向は、蝦夷塚古墳群と蝦夷塚北遺跡を除くと道路側溝と並行・直交する東～西・南～北を示す共通点が抽出できる。構築あるいは廃棄の時期が8世紀中頃～後半であること、小型かつ軸線方向も揃うこと、十足馬場南遺跡での2時期変遷を前提とすれば、各竪穴とは雄勝城等造営期、そして一定期間経過後の改築期における作業従事者・工人の住居と見なすことができると考える。

関連文献

- 秋田県教育委員会 1986『蝦夷塚古墳群発掘調査報告書』秋田県文化財調査報告書第136集
秋田県教育庁弘田柵跡調査事務所 2008『関連遺跡の現況調査及び試掘調査－十足馬場南遺跡第1次調査、造山遺跡第1次調査』『弘田柵跡調査事務所年報2007』秋田県文化財調査報告書第440集
弘田柵跡調査事務所 2010『関連遺跡の調査－十足馬場南遺跡第2次調査、造山遺跡第2次調査』『年報2009』秋田県文化財調査報告書第457集
弘田柵跡調査事務所 2012『関連遺跡の調査－造山III遺跡』『年報2011』秋田県文化財調査報告書第476集
弘田柵跡調査事務所 2013『関連遺跡の調査－蝦夷塚北遺跡第1次調査』『年報2012』秋田県文化財調査報告書第487集
弘田柵跡調査事務所 2014『関連遺跡の調査－蝦夷塚北遺跡第2次調査』『年報2013』秋田県文化財調査報告書第492集
弘田柵跡調査事務所 2015『関連遺跡の調査－蝦夷塚北遺跡第3次調査』『年報2014』秋田県文化財調査報告書第498集
弘田柵跡調査事務所 2016『関連遺跡の調査－蝦夷塚北遺跡第4次調査』『年報2015』秋田県文化財調査報告書第503集
弘田柵跡調査事務所 2020『関連遺跡の調査－鷲袋遺跡第1次調査』『年報2019』秋田県文化財調査報告書第519集
弘田柵跡調査事務所 2022『関連遺跡の調査－鷲袋遺跡第2次調査』『年報2021』秋田県文化財調査報告書第526集
弘田柵跡調査事務所 2023『関連遺跡の調査－鷲袋遺跡第3次調査、十足馬場東遺跡』『年報2022』秋田県文化財調査報告書第530集
雄勝城・駅家研究会 2020『蝦夷塚古墳群』雄勝城・駅家関連遺跡発掘調査報告書 第1集
雄勝城・駅家研究会 2022『十足馬場北遺跡・十足馬場西遺跡』雄勝城・駅家関連遺跡発掘調査報告書第2集
雄物川町教育委員会 2003『蝦夷塚古墳群』雄物川町文化財調査報告書第3集
雄物川町教育委員会 2003『十三塚遺跡』『遺跡詳細分布調査報告書』雄物川町文化財調査報告書第4集
信太正樹・島田祐悦 2007『東柵遺跡と石冢上台遺跡について』『平成18年度横手市郷土資料館紀要』横手市

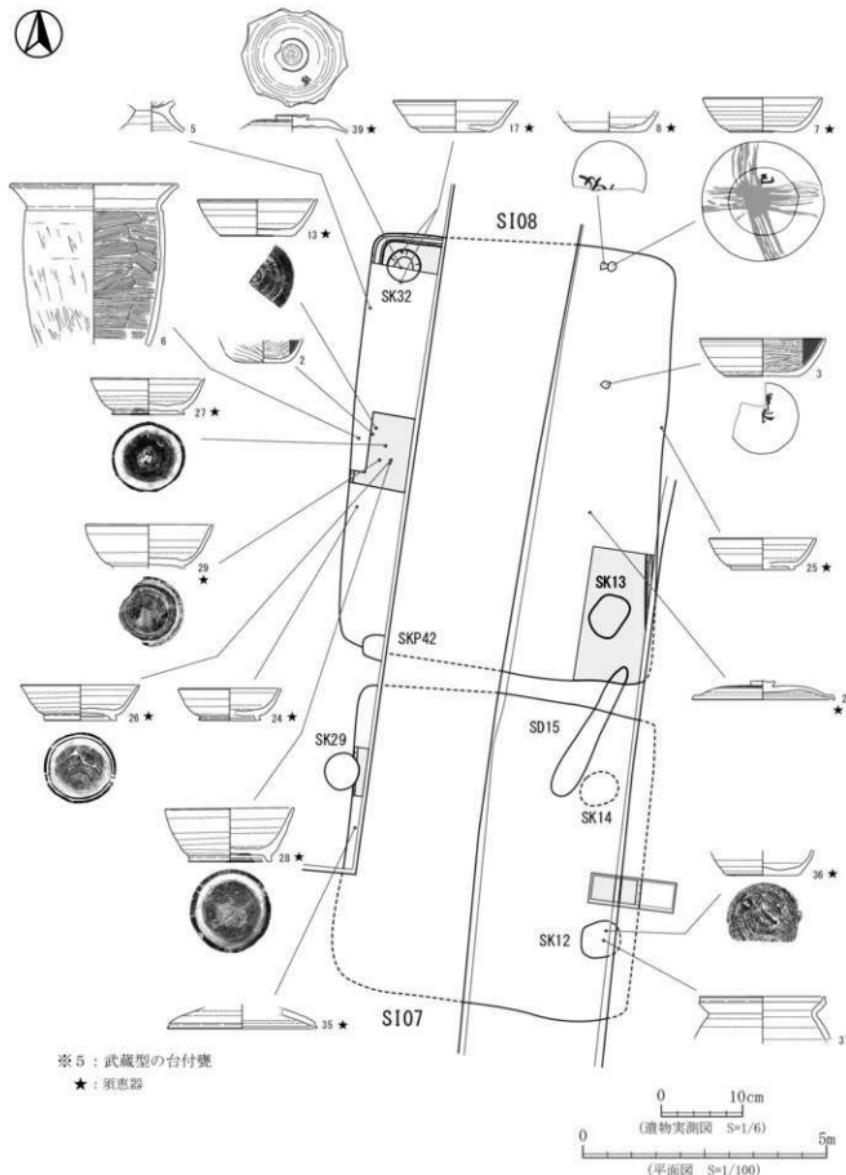


第2図 造成地区の奈良時代の遺跡（維勝城・駅家研究会 2020 より作成）



★：須恵器

第3図 十足馬場西遺跡出土遺物（維勝城・駅家研究会 2022 に加筆）



第4図 十足馬場西遺跡の竪穴建物の配置と出土遺物 (雄勝城・駿家研究会 2022より作成)

まちやしき
町屋敷遺跡

横手市教育委員会 島田祐悦

所在地 秋田県横手市雄物川町南形字谷地前、町屋敷地内

立地環境 横手盆地西端、雄物川右岸の河岸段丘。標高 48 m

発見遺構 堀立柱建物、縦柱建物、区画溝、土坑、円形周溝

年 代 9世紀後葉～10世紀前葉

遺跡の概要

平成 19 年のはば整備事業に伴い新発見された遺跡で、遺跡範囲内は横手市教育委員会が工事立会を行った。表土を取り除くと大型の柱掘方が規則的に並んでいることが確認され、後に秋田県払田柵跡調査事務所が確認調査を実施し、測量調査は横手市教育委員会が行った。(秋田県教委 2009a・b、横手市教委 2010)。第 2 図のとおり、

遺構は堀立柱建物・土坑・溝(板溝)・柱列・焼土遺構・円形周溝・柱穴で、出土遺物から古代・中世の複合遺跡であるが、今回は調査区西側中央に位置する縦柱建物を中心に報告する。

第 3 図のように柱間寸法を再検討した結果、桁行 7 間に梁行 4 間の縦柱掘立柱建物で、桁行は総長 17.7 m に梁行 10.2 m で面積 180.54 m²となる。柱間寸法は、桁行が 7 間(南より 2.55 m(8.5 尺) × 3+2.4 m(8 尺) + 2.55 m(8.5 尺) × 3)に、梁行 4 間(西より 2.55 m(8.5 尺) × 3)と考えられた。つまり、桁行の真ん中の柱間のみが 15 cm 短いと想定されたのである。報告書では桁行 4 間に梁行 3 間の縦柱建物が 2 棟並立か 1 棟の双方の可能性を指摘しており、今回も同様の結果であったが、図上では 1 棟として復元している。大橋氏は平面配置を見る限り、建替え時においても当時と同じく 1 棟で超大型建物であったとしても問題はないとした(大橋 2012)。柱掘方は重複し 2 時期であるが、旧建物の柱筋は不明な点が多い。柱掘方を 1 個掘り下げたところ、新期の柱掘方は一辺が 80 cm の隅丸方形を呈し、深さは約 70 cm、柱痕は径 25 cm の円形であった。柱底には四寸角の柱材(端材)が 2 本あり、柱が沈下することを防ぐ目的が想定された。この他、縦柱建物に並立する南廂付掘立柱建物や付属建物がある。建物群の四方には溝が巡り、これも新旧 2 時期あり、調査によって板溝と確認されている。

『日本三代実録』元慶四年(880 年)2 月 25 日条には、出羽国山北三郡の調庸を 1 年間免除し、俘囚に約 6200 解の不動穀を支給する記事があることから、この不動穀を納めた正倉の可能性が高い。

関連文献

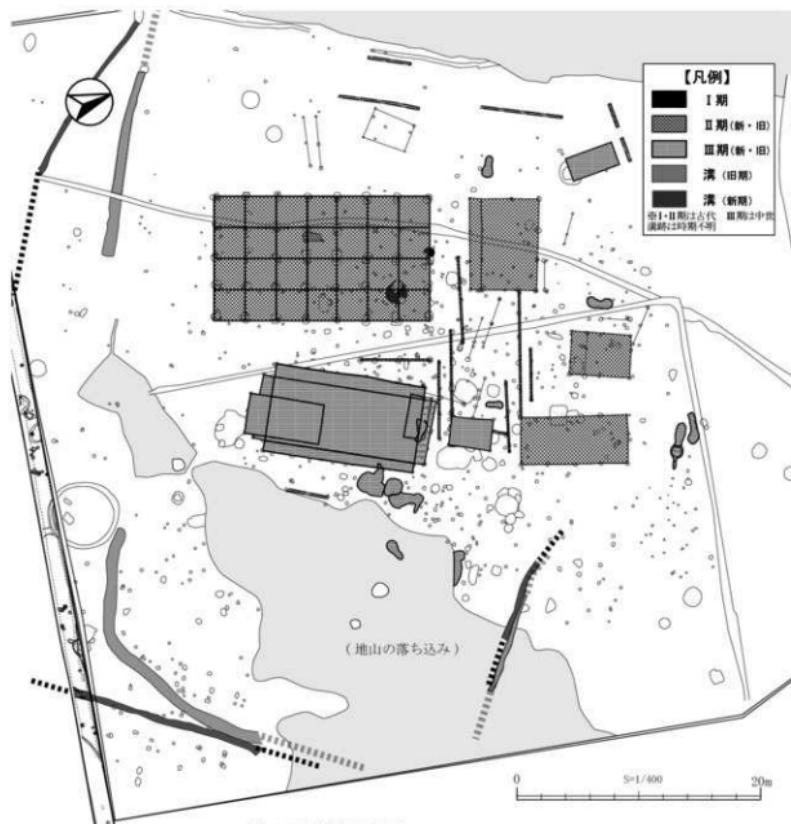
秋田県教育委員会・秋田県教育庁払田柵跡調査事務所 2009a 「町屋敷遺跡」『払田柵跡』秋田県文化財調査第 447 集
秋田県教育委員会・秋田県教育庁払田柵跡調査事務所 2009b 「払田柵跡 III - 長森地区 -」秋田県文化財調査第 448 集
大橋泰夫 2012 「秋田県町屋敷遺跡」『古代日本における法倉の研究』基盤研究(C)研究成果報告書

島田祐悦 2022 「深江弥加止と町屋敷遺跡」『安倍・清原氏の巨大城柵』吉川弘文館

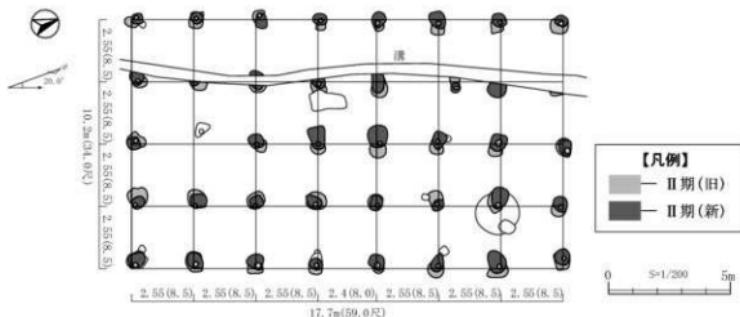
横手市教育委員会 2010 『町屋敷遺跡』横手市文化財調査報告第 15 集



第 1 図 町屋敷遺跡の位置



第2図 遺構配置図 (横手市2010に加筆)



第3図 総柱掘立柱建物 (新規作成)

てとりしみず
手取清水遺跡

横手市教育委員会 島田祐悦

所在地 秋田県横手市塙堀字手取清水

立地環境 横手盆地中央、横手川支流大戸川と皿川の合流地点より皿川を300m下った左岸の河岸段丘。標高40~43m

発見遺構 掘立柱建物、堅穴建物、河川、溝、土坑、「コ」の字周溝、円形周溝

年代 9世紀

遺跡の概要

発掘調査が2度行われた縄文時代晚期・弥生時代・古代・中世の複合遺跡である。

遺跡は9世紀前葉から後葉にかけて継続的に營まれた。遺跡は自然流路の両岸に立地し、掘立柱建物が主体で直線的に配置されている(第2図)。また、墨書き土器は170点を超え、秋田城跡や払田柵跡の古代城柵官衙遺跡に次ぐ出土量である。さ

らに金属器を模倣したと思われるロクロ土師器仏鉢や祭祀に関わる呪符木簡なども出土している(第3図)。

第3図は、SL323・324河川から出土した木簡と墨書き土器である。第6号木簡は人名や物品名を記録した記録簡で、祭祀や儀礼に関わる人や物についての記載とされる(三上2012)。内容は不明だが、注目点として列記されるウジ名と墨書き土器にみえるウジ名に共通点がみられ、祭祀などに関わる集団に属する人々が、何らかの行為に伴って使用したのが墨書き土器であり、その行為に参加したウジ名が土器に記されたのではないかと指摘した。木簡訳文は、三上氏釈文を基本とし『青森県史』訳文(2008)を補って墨書き土器を確認すると、木簡記載の「吉志」「口祢」「日置」「日口部羅人」「蝮王部」「日置奉舎人」と墨書き土器記載の「吉志」「祢」「蝮」「王」「日」「羅」などが対応関係にあると考えられた。

第4図はD区の遺構分布を新たに示したもので、SBと書かれているのがこれまで報告されていた建物である。今回、古代建物の再検討を行った結果、河川を挟んだ西B区と東D区に軸線同じにする遺構が5群分布することを確認した。北側に中心建物があり、中央に付属建物、南側に倉庫と見られる建物がそれぞれ直線上ある。北東方向が調査区外であるため全容が不明であるが、建物は「コ」の字か「ロ」の字に配置される可能性もある。古代の1群と2群は掘立柱建物からなる律令国家との関わりが深い屋敷地の段階、3群と4群は掘立柱建物と建物と関わりがある「コ」の字溝の段階、5群は円形周溝の段階で、建物の変遷は概ね1群から5群へ変遷したと考えられる。

関連文献

秋田県教育委員会 1990『手取清水遺跡』秋田県文化財調査報告書第190集

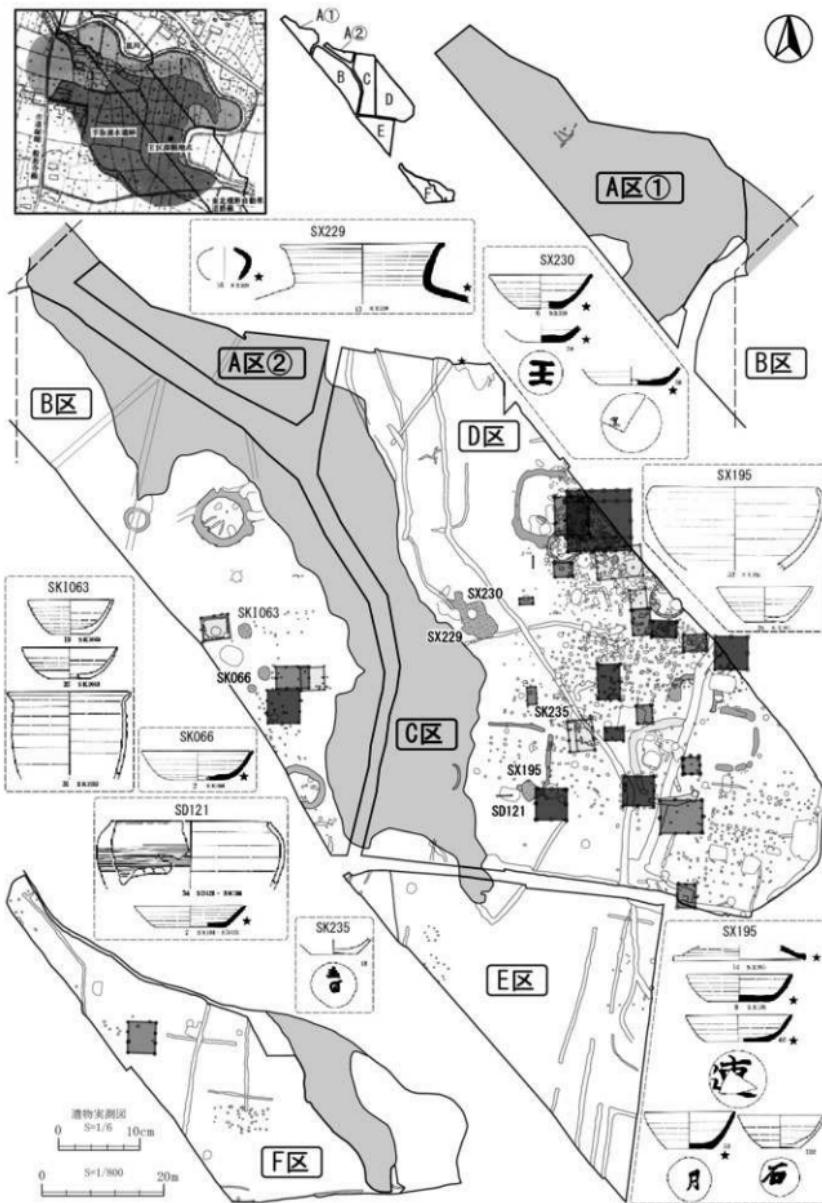
青森県 2008『第III部 古代北方地域出土文字資料(2)秋田県』『青森県史』資料編 古代2 出土文字資料

三上孝2012『横手市手取清水遺跡出土木簡の再検討』『秋田考古学』第56号 秋田考古学協会

横手市 2007『手取清水遺跡』『横手市史』資料編 考古

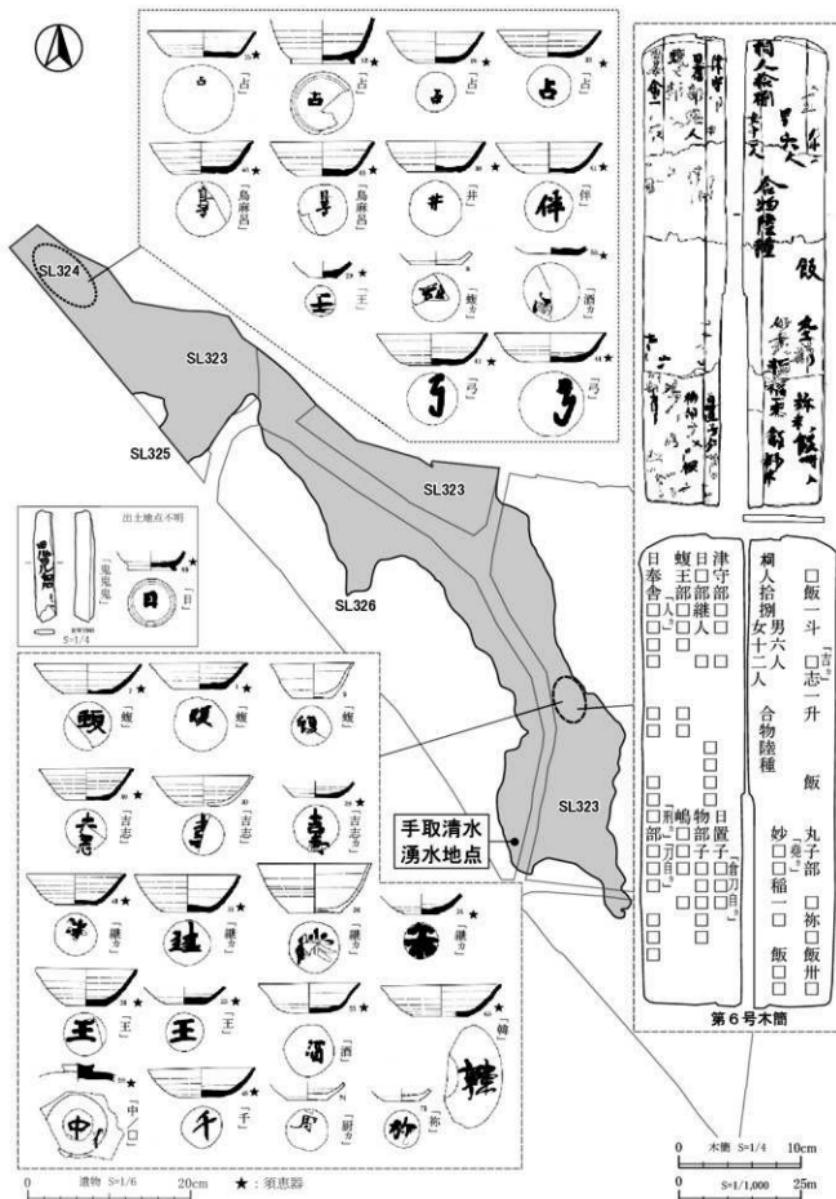


第1図 手取清水遺跡の位置



第2図 手取清水遺跡調査区及び遺構分布（秋田県 1990 から作成）

★：須恵器



第3図 SL323・324 河川出土遺物（青森県 2008、秋田県 1990、三上 2012 から作成）



第4図 手取清水遺跡D区遺構分布（新規作成）

えびさわ 海老沢窯跡

秋田市 伊藤武士

所在地 秋田県男鹿市野石字東中李台（海老沢窯跡）・字東中海老沢地内（西海老沢窯跡）

立地環境 男鹿半島北東部、海老沢川上・中流域の段丘斜面。標高 15 ~ 30 m

発見遺構 須恵器窯、灰原、土器溜り

年代 9世紀後半

遺跡の概要

出羽国北部の秋田平野以北には、複数以上の支群が継続して操業した須恵器窯として男鹿半島東部に海老沢窯跡が把握されている。拡大した秋田郡域の北辺部に位置し、生産器種やその生産技術導入の経緯などから、その操業には秋田城や秋田郡などの律令国家が関係していると考えられる。

海老沢窯跡は男鹿半島東部の寒風山より北東に八郎潟へ伸びる「海老沢」沿いの段丘の傾斜面に立地する（第1図）。昭和49年（1974）に海老沢窯跡、昭和60年（1985）に西海老沢窯跡が発掘調査された。海老沢窯跡で4基、西海老沢窯跡で2基の半地下式窯が確認された他、周辺に2か所の散布地が把握されており、複数以上の支群からなる窯跡群として継続して操業したと考えられる（第2図）。

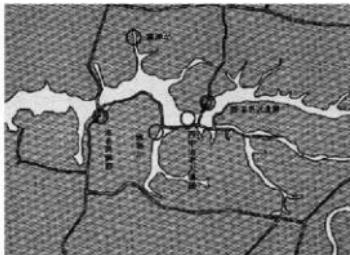
1 遺構（第3図～第6図）

海老沢窯跡では、発掘調査により3号窯と4号窯の2基の窯体が確認されている。1号窯は灰原の一部、2号窯は窯尻の一部のみ検出されている。3号窯は、窯体の全長が約5.40 m、焼成部の幅は約0.80 ~ 0.86 mである。床面の傾斜は燃焼部で約24度である。地山粘土層を掘り込み、壁・天井をスサ入り粘土で架構している。4号窯は、窯体の一部を確認しており、全長が約2.95 m以上、焼成部の最大幅は約1.03 mである。ともに窯床面からは焼台に使用された須恵器坏、台付皿、甕・壺破片などが出土している。

西海老沢窯跡では、発掘調査により1号窯と2号窯の2基の窯体が確認されている。1号窯は、窯体の全長が5.35 m、焼成部の幅は約1.20 ~ 1.45 mである。地山粘土層を掘り込み、壁・天井をスサ入り粘土で架構している。窯体の上部は削られており、煙出し部分は確認されていない。床面の傾斜は燃焼部で約20度、焼成部では約24 ~ 27度である。窯床面からは焼台に使用された須恵器坏片、台付皿などが出土している。燃焼部下側に灰原を確認している。2号窯は、窯体が大きく削平されており、燃焼部と焼成部の一部のみ検出されている。全長が約1.90 m以上、焼成部の幅は約1.22 mである。窯床面からは焼台に使用された須恵器坏片、台付坏片などが出土している。



第1図 海老沢窯跡の位置



第2図 窯跡の確認地点（若美町 1986）

2 遺物（第7・8図）

海老沢窯跡3号窯および4号窯から出土した遺物には、須恵器坏、台付皿、高台坏、長頸壺、短頸壺、甕があり、それらの器種を生産していた須恵器窯と考えられる。

3号窯と4号窯出土の坏は塊型で、底部切り離しは回転糸切りと回転ヘラ切りのものが併焼されている。特徴的器種として施釉陶器模倣系の台付皿がある。高台坏は、わずかにつまみ出す簡略化された高台が特徴である。

図面省略となるが、西海老沢窯跡1号窯と2号窯から出土した遺物には、須恵器坏、蓋、台付皿、高台坏、長頸壺、短頸壺、広口壺、甕（中型甕・大甕）があり、それらの器種を生産していた須恵器窯と考えられる。

1号窯内（床面）出土の坏は塊型で、底部切り離しは回転糸切りと回転ヘラ切りのものが併焼されているが、糸切りが主体を占める。蓋が出土しており、高台坏とセット関係を持つ。2号窯内（床面）から出土した坏は塊型で、ともに底部回転糸切り無調整である。甕破片も出土している。

3まとめ—海老沢窯跡の特徴—

窯の新旧関係や操業年代については、発掘調査報告では海老沢窯跡では3号窯から4号窯へ、西海老沢窯跡では1号窯から2号窯への新旧関係が指摘され、海老沢窯跡については9世紀後半の年代が指摘されている。その後の研究においては、坏の底経比縮小や底部切り離し後ナデ調整の簡略化、凸帯型の長頸壺口縁部形態などから、西海老沢窯跡が海老沢窯跡より年代的にやや新しく、海老沢窯跡3号・4号窯が9世紀第3四半期～第4四半期、西海老沢窯跡1号窯が9世紀第4四半期に位置づけられている。（東北古代土器研究会 2008）。

特徴的な生産器種として施釉陶器模倣系の台付皿があり、山形県庄内地方の山海窯跡群等に見られるように、北陸系・日本海沿いに広域で器種や生産技術が導入されたものと考えられる。製品の供給先としては、八郎潟沿岸部の秋田郡城や秋田城などが把握されているほか、近年は米代川流域やさらに北方の北海道（渡島）などで確認されていることから（鈴木 2016）、製品が律令郡域のさらに北に広域流通した窯跡群として、その性格を検討する必要が生じている。

関連文献

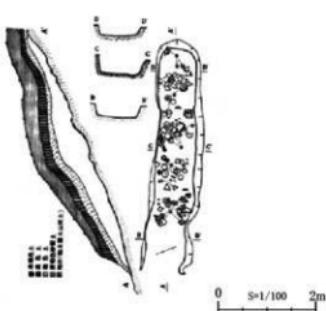
若美町教育委員会 1975『海老沢窯跡緊急調査報告書』

若美町教育委員会 1986『西海老沢窯跡緊急調査報告書』

岩見誠夫・船木義勝 1985『秋田県の須恵器および須恵器窯の編年』『秋大史学』第32号

東北古代土器研究会 2008『東北古代土器集成 -須恵器・窯跡編-』出羽』

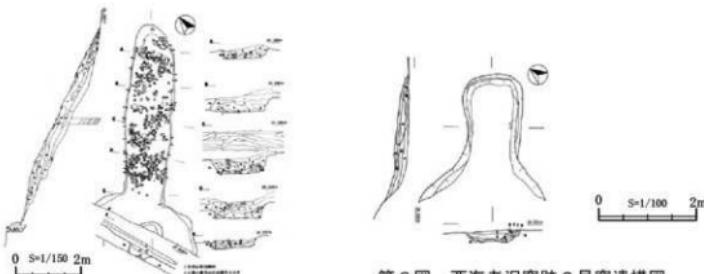
鈴木琢也 2016『撫文化の成立過程と秋田城交易』『北海道博物館研究紀要』第1号



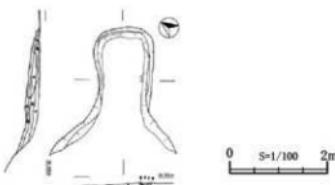
第3図 海老沢窯跡3号窯遺構図（若美町 1975）



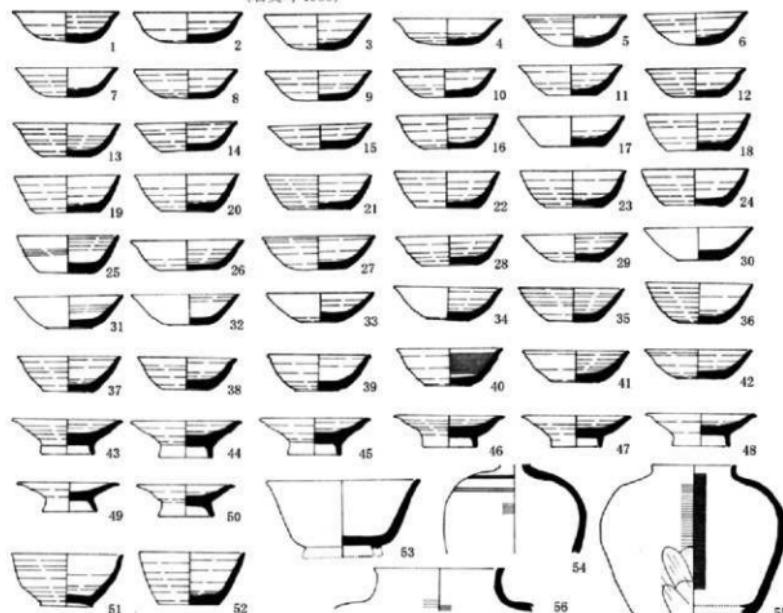
第4図 海老沢窯跡4号窯遺構図（若美町 1975）



第5図 西海老沢窯跡1号窯遺構図
(若美町 1986)

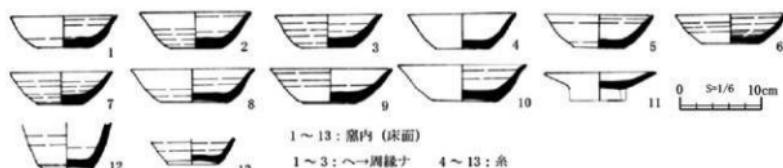


第6図 西海老沢窯跡2号窯遺構図
(若美町 1986)



1~55: 3号窯内(床面) 1~7: ~→寸 8~17: ~→周縁寸 18~52: 糸
0 S=1/6 10cm

第7図 海老沢窯跡3号窯出土遺物 (若美町 1975)



第8図 海老沢窯跡4号窯出土遺物 (若美町 1975)

しんじょう 新城窯跡群

秋田市 伊藤武士

所在地 秋田県秋田市上新城、下新城地内

立地環境 秋田平野北部、新城川中流域の低丘陵。

標高 20 ~ 30 m

発見遺構 瓦・須恵器窯、須恵器窯、灰原、堅穴建物（工房）

年代 8世紀中葉～9世紀後半

遺跡の概要

出羽国北部の秋田平野には、古代城柵官衙遺跡である秋田城跡が存在し、秋田平野北部及び北東部の丘陵地には、秋田城を主たる供給先とする須恵器窯が存在する。遺跡分布調査や発掘調査により、8遺跡で18基の窯が確認されている。それら窯のうち、秋田城跡から北北東に4km～5kmの秋田市北部上新城・下新城地区の丘陵部に所在する新城川水系のまとまりが新城窯跡群である（第1図）。これらは右馬之丞窯跡で1基、谷地II遺跡で3基、大沢窯跡Iで4基、大沢窯跡IIで1基、小林窯跡で2基、末沢窯跡群で2基の6遺跡13基からなる。

新城川水系の新城窯跡群では、右馬之丞窯跡が新城川中流左岸の低丘陵に立地し、その他は新城川中流右岸の低丘陵上に立地しており、遺物採取状況から窯跡群は周辺に更に広がりを持つことが考えられる。窯跡は支群ごとに丘陵に入り込む沢状地形の南または西斜面に立地している（第2図）。

新城窯跡群については、1930年代にはその存在が知られ、1963年に上法香苗氏により部分的な調査報告等がなされている（上法 1963）。秋田市教育委員会により1970年～80年代にかけて窯確認のためのトレンチ調査が実施されたが、本格的な発掘調査報告は実施されていない。窯跡群全体の動向をまとめた研究・報告としては、詳細分布調査出土遺物を中心に報告した伊藤武士の「秋田城跡周辺の須恵器窯跡の動向」（伊藤 1998）や、『秋田市史 古代資料編』（秋田市 2001）での報告がある。これらの調査・研究により、奈良時代の8世紀中葉から平安時代の9世紀後半にかけて操業した須恵器窯跡群であることが把握されている。

1 窯の構造について

調査により確認されている窯は6遺跡13基で、構造は全て半地下式窯窯である。窯全体を発掘調査した事例が少なく、窯構造上の特徴や変遷の把握には至っていない（第2図）。

2 各窯出土遺物の特徴や編年などについて（第3～9図・第1表）

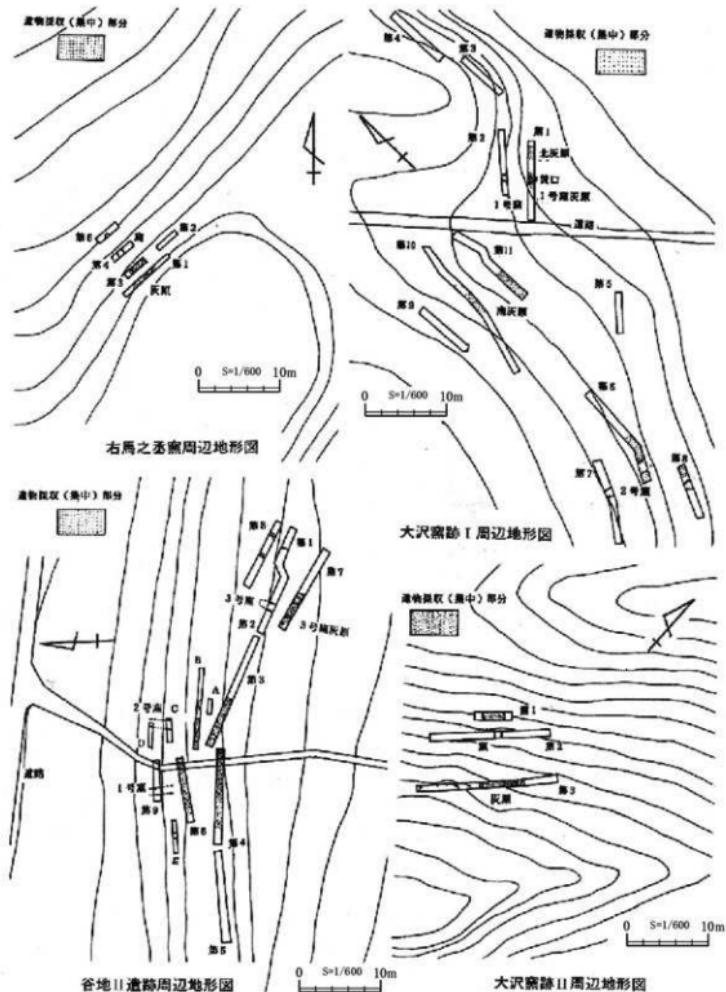
生産器種や供給先について

各窯の生産器種としては、供膳具（壺・台付壺・蓋・高壺（大沢窯跡I）・皿類）、貯蔵具（長頸瓶・短頸壺・甕類・横瓶）、硯類（円面硯（大沢窯跡I）・風字硯（古城廻窯跡））等が判明している。須恵器製品の供給先については、窯跡出土須恵器と秋田城跡出土の須恵器の対比により、秋田城との間に供給・需給関係が確認されている。8世紀末以降は、秋田郡域の官衙及び関連施設（八郎湯東岸部・石崎遺跡周辺）や官衙との関係を持つ集落（秋田平野周辺・長岡遺跡・深田沢遺跡等）への供給が確認されている。



第1図 新城窯跡群の位置

また、新城窯跡群の須恵器窯のうち、大沢窯跡Ⅰ、谷地窯跡Ⅱ遺跡などに属する計4基が、瓦を併焼した瓦陶兼業窯であることが確認されている。それらの瓦陶兼業窯の操業時期は、8世紀中葉から9世紀前半に位置付けられている。瓦陶兼業窯は須恵器と同様に秋田城を主たる供給先として、秋田城外郭・政庁Ⅱ期～Ⅲ期のその補修瓦等を生産したものと考えられるが、瓦生産専用の窯はまだ確認されていない。また、秋田城において最も大量に瓦が使用、消費された秋田「出羽櫓」創建期に位置付けられる瓦窯も確認されていない。



第2図 新城窯跡群各窯位置・周辺地形図 (伊藤 1998 より作成)

各窯跡出土遺物の特徴（第3～9図）

- ①右馬之丞窯跡 坯類は底部回転ヘラ切りナデ調整がほとんどを占める（ケズリ調整1点有り）。鳥形瓶や二重リング状つまみの金属器を模倣した蓋が生産されている。
- ②谷地II遺跡1号窯 瓦陶兼業（平瓦・無段丸瓦）窯である。坯類は底部回転ヘラ切りナデ調整で逆台形を呈する。
- ③谷地II遺跡2号窯 瓦陶兼業（平瓦・無段丸瓦）窯である。坯類は底部回転ヘラ切り軽いナデ調整で逆台形を呈する。灰原より還元焼成の北陸型長胴甕が出土している。
- ④大沢窯跡I1号窯 瓦陶兼業（平瓦・無段丸瓦）窯である。坯類は底部回転ヘラ切りナデ調整で、体部上半が外反する逆台形を呈する。高坏や円面鏡を生産している。
- ⑤大沢窯跡II 坯類は底部回転ヘラ切りナデ調整で逆台形を呈する（台付坏糸切り1点有り）。ミニチュア短頸甕を生産している。
- ⑥大沢窯跡I2号窯 坯類は底部回転ヘラ切り軽いナデ調整で逆台形を呈する。
- ⑦小林窯跡 坯類は逆台形タイプで、糸切り・ヘラ切りが併焼されている。
- ⑧谷地II遺跡3号窯 糸切り無調整の塊形坯やリング状突帶付き長頸瓶が生産されている。
- ②～④・⑥の窯では、須恵器甕内面に共通して、特徴的な中央凸状の同心円當て具痕や重複梢円當て具痕が認められる。

窯の編年や窯跡群の変遷について（第1表）

各窯出土土器の検討から、時期が下るにつれて法量（口径・器高）及び底径指数の縮小傾向、坯底部調整技法の簡略化傾向（ナデ調整から軽いナデ調整へ）が指摘される。坯器形の変化（8世紀代の逆台形・箱形から、9世紀第2四半期以降の塊形さらに糸切り無調整の塊形へ）や、器種の変化（9世紀第3四半期以降に施釉陶器模倣系台付皿出現・台付坏の消滅）等が指摘される。それらにより窯跡の新旧関係が把握される。さらに消費地である秋田城跡出土土器基準資料（SG1031出土土器等）との対比により、各窯の操業年代や窯跡群全体の編年が、第1表のように把握される。

窯の操業年代について、新城窯跡群で最も古い右馬之丞窯跡は8世紀中葉で、最も新しい谷地II遺跡3号窯は9世紀第4四半期頃に位置づけられる。秋田城跡周辺窯跡群全体の操業年代については、8世紀中葉～9世紀後半で、操業のピークは8世紀第4四半期～9世紀第1四半期と考えられる。

操業開始の契機には、天平五年（733）の「出羽柵」移遷による律令国家の秋田平野への本格的進出があり、操業ピークの背景には、秋田城の機能充実・秋田郡域の拡大・周辺地域における実質的律令支配の強化があると考えられる。その終末には9世紀後半以降の秋田城跡を主とする消費地での須恵器出土（使用）比率低下や秋田郡域北部の海老沢窯跡群の操業開始などが関係していると考えられる。

操業開始当初は、北陸系（右馬之丞窯跡）の生産技術を遠隔地より直接導入して操業したものと考えられる。なお、右馬之丞窯跡の坏には、同一器形の法量（口径等）による器種分化が認められる。その後、8世紀後半以降ヘラ切り・ナデ調整の北陸系技術系譜が主体となる。

3まとめ—秋田城跡周辺窯跡群の位置づけ—

秋田平野では、秋田「出羽柵」移遷、律令国家の本格的進出以降に、地域経営政策のもと須恵器及び瓦の生産技術が導入され、操業が開始される。生産器種や供給・需要関係からも律令国家が操業主体として直接運営した「官窯」と位置づけられる。その後の窯跡群の消長や変遷も秋田城や秋田郡における律令支配体制の変化に密接に関係していると考えられる。

秋田城跡周辺窯跡群のうち新城窯跡群は、8世紀中葉から9世紀前半まで古代日本最北、律令国家域最北の須恵器生産地であり、奈良・平安時代を通じ日本最北の瓦生産地として位置づけられる。

関連文献

- 上法香苗 1963 「秋田市上新城の古代窯跡群について」『秋田考古学』第7号 秋田考古学協会
 秋田考古学協会 1975 『手形山窯跡』
 秋田市史編纂室 1997 『古城廻窯跡発掘調査報告書』秋田市史叢書1
 秋田市 2001 『秋田市史』第7巻 古代資料編
 伊藤武士 1998 「秋田城跡周辺須恵器窯跡の動向について」『秋田考古学』第46号秋田考古学協会

第1表 秋田城周辺窯跡の編年表 (伊藤 1998)

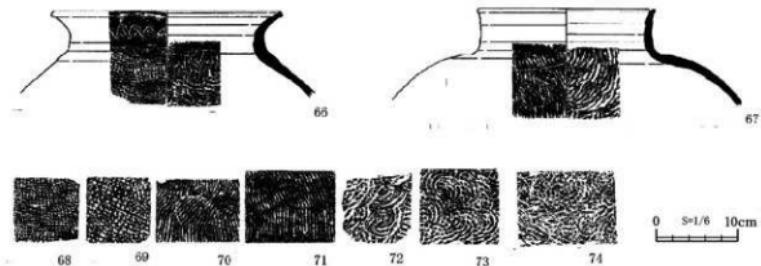
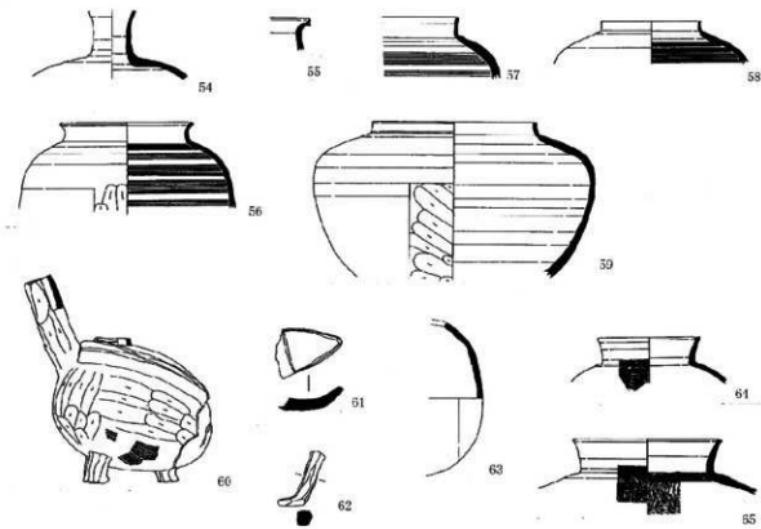
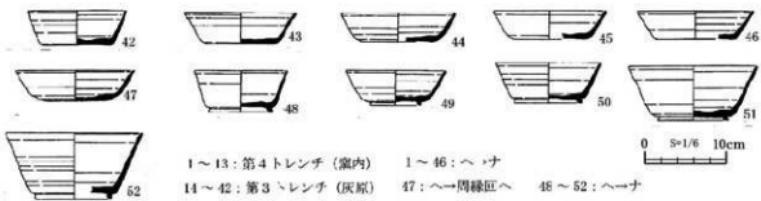
年代 窯跡名	700	750	800	850	900	
手形山窯跡2号窯		■				
手形山窯跡1号窯		■	■			
右馬之丞窯跡		■	■			
谷地II遺跡1号窯		■	■			
大沢窯跡I1号窯		■	■			
谷地II遺跡2号窯			■	■		
大沢窯跡II			■	■		
大沢窯跡I2号窯			■	■		
小林窯跡			■	■		
谷地II遺跡土器群A			■	■		
谷地II遺跡3号窯				■	■	



※以下 ヘ=ヘラ切り、糸=糸切り、ナ=ナデ調整

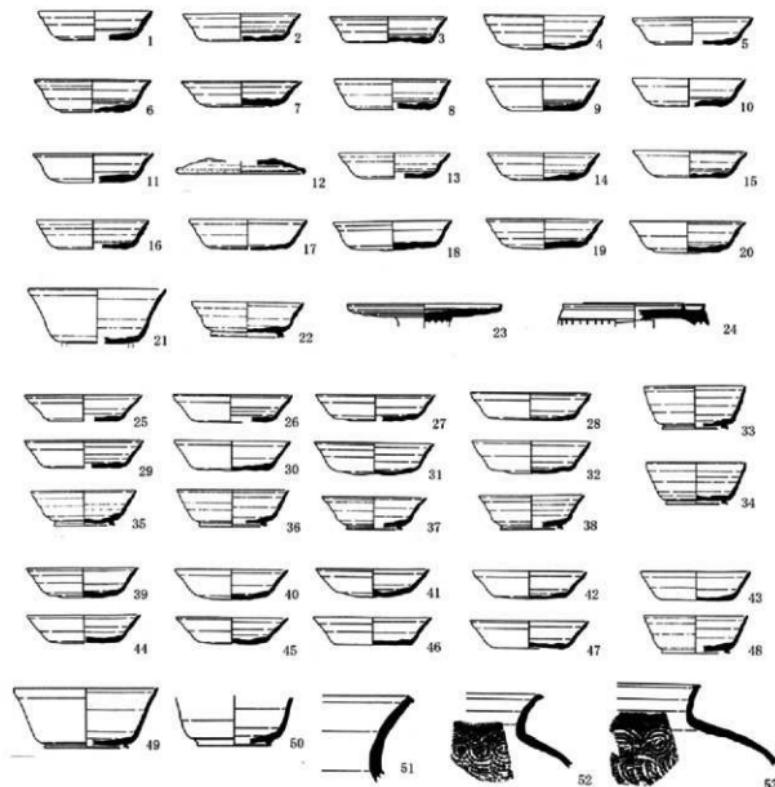
第3図 右馬之丞窯跡出土遺物① (伊藤 1998 より作成)

0 5 10cm
S=1/6



54・60・63・66・68・72 : 第1トレンチ (灰原)
55・59・61・62・64・65・67・69・71・73・74 : 第3トレンチ (灰原)

第4図 右馬之丞窯跡出土遺物② (伊藤 1998 より作成)



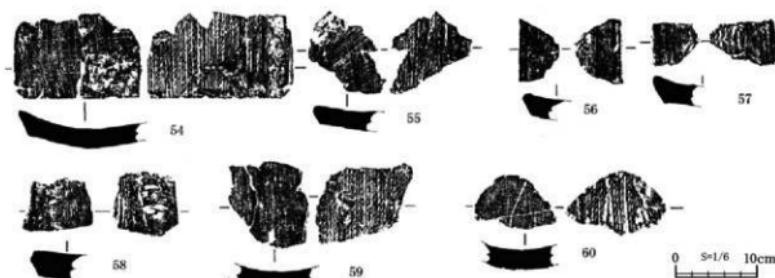
1 ~ 16 + 23 + 24 : 1号窯内・焚口付近

18 ~ 22 + 52 + 53 : 1号窯灰原

25 ~ 34 : 1号窯北灰原 39 ~ 51 : 1号窯南灰原

1 ~ 11 + 13 ~ 22 + 25 ~ 50 : へ→ナ

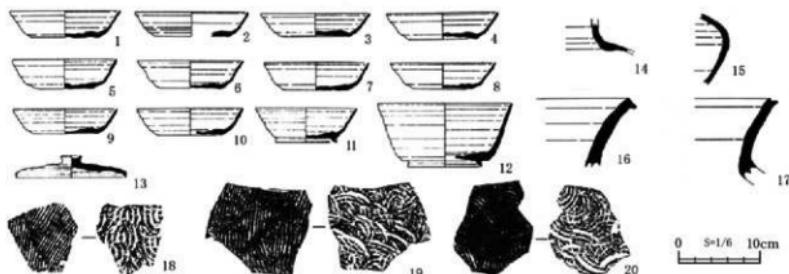
0 S=1/6 10cm



第5図 大沢窯跡I 1号窯出土遺物① (伊藤 1998より作成)



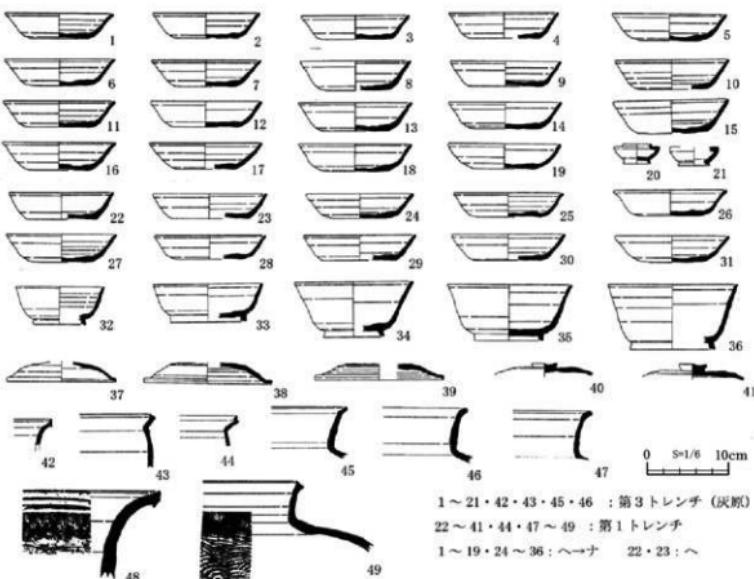
第6図 大沢窯跡I 1号窯出土遺物② (伊藤 1998より作成)



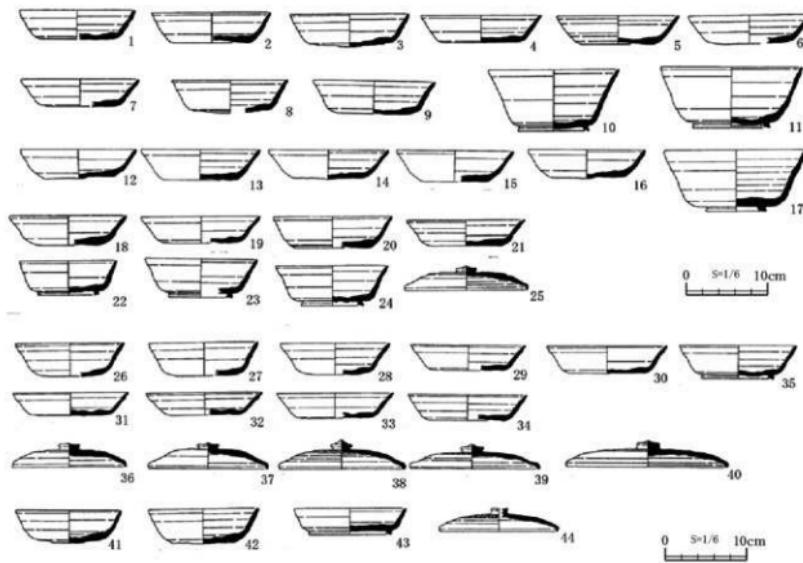
1 ~ 13・15・16・18・19: 第6トレンチ (窓内・灰原)

14・17・20: 第8トレンチ (灰原)

第7図 大沢窯跡I 2号窯出土遺物 (伊藤 1998より作成)



第8図 大沢窯跡II出土遺物 (伊藤 1998より作成)

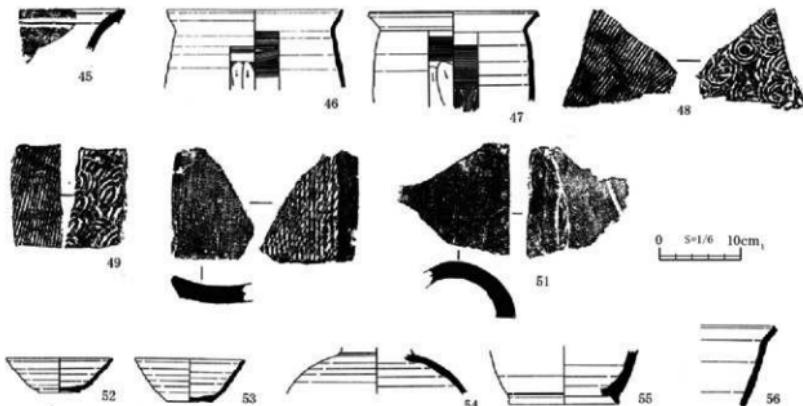


1~11: 第9トレンチ (1号窯内) 12~13:Cトレンチ (2号窯内) 14~17:Cトレンチ (2号窯崩壊土上層)

18~25: 第6トレンチ (1号窯内・2号窯灰原) 26~40: 第4トレンチ (1号窯内・2号窯内灰原)

44: 第3トレンチ (2号窯灰原)

1~11・18~24・26~34・43: へ→ナ 12~16・41・42: へ→ナ



46~47・51: 第4トレンチ (1号窯・2号窯灰原) 45~49: 第3トレンチ (2号灰原)

48~50: 第9トレンチ (1号窯内) 52~56: 第7トレンチ (3号窯灰原) 52~53: 糸

第9図 谷地II遺跡出土遺物 (伊藤 1998 より作成)

こじょうめぐり
古城廻窯跡

秋田市 伊藤武士

所在地 秋田県秋田市添川地内

立地環境 秋田平野北東部、旭川中流域の標高40～50 mの低丘陵

発見遺構 瓦・須恵器窯、灰原

年代 8世紀末～9世紀前半

遺跡の概要

出羽国北部の秋田平野周辺の丘陵部には、古代柵官衙遺跡である秋田城跡を主たる供給先とする須恵器窯跡がある。秋田市北東部の旭川水系の丘陵部に所在する窯跡として、古城廻窯跡が確認されている（第1図）。

古城廻窯跡は、秋田市北東部を北東から南西方向に流れる旭川中流域の右岸、丘陵が台地状に張り出す南向き斜面、標高40～50 m付近に立地する。昭和62年（1987）の秋田市教育委員会によ

る遺跡詳細分布調査時（トレンチ調査）に3基の窯が検出されている。そのうちの1基（第3号窯）を対象に、秋田市史編纂事業に伴う資料調査の目的として、平成6年（1994）に発掘調査が実施された。

1 遺構（第2・3図）

トレンチ調査時に南斜面において、西側から順に1号窯、2号窯、3号窯に並列して検出された。新旧関係は、灰原の層位などから、1号窯、2号窯、3号窯の順に新しい。構造は後述の3号窯が半地下式窯であり、他の2基も同様と考えられる。

1号窯については焚口部と灰原が検出され、幅約1 mの焚口部には平瓦を補強材として埋め込んでいる。2号窯については窯体と灰原を検出しており、窯体は確認された部分で上面幅約1 m、窯底幅約80 cmである。

3号窯は、長軸を北東から南西方向に向けて構築されている。窯の構造は基盤の粘土層を40～60 cm掘り込んで、壁および天井をスサ入り粘土で架構した半地下式無階無段の窯である。煙出し部から焚口部までの窯体の全長は水平距離で5.75 m、斜距離で6.2 mを測る。窯体の幅は0.85～1.2 mで焚口部が広い。窯床面の傾斜度は焚口から燃焼部で約5度、燃焼部から焼成部は約10～36度である。焚口部から燃焼部にかけての両側壁には補強材として平瓦と丸瓦が使用されており、その他に須恵器や窯壁を埋め込んでいる。焚口部周辺では3～4面の焼土面があり、焼成回数を示すと考えられる。

2 遺物（第4・5図）

1号窯焚口部からは、須恵器壺、台付壺、甕、壺瓶類、硯が出土している。1は壺で、底部切り離しが回転糸切りで無調整である。2は台付壺で、底部切り離しが回転糸切りで、高台取り付け後高台周縁にナデ調整を行う。3は脚付きの風字硯で、底部に縦に2文字以上、横も2行以上の刻書が認められ、判読可能な一文字は「真」と思われる。

2号窯内からは、須恵器壺、甕が出土している。4は壺で、底部切り離しが回転ヘラ切り後にナデ



第1図 古城廻窯跡の位置

調整を行う。また、1号窯と2号窯の灰原が重複する第2トレンチからは秋田城跡政府III期の軒丸瓦と同一の瓦当文様を持つ十五葉細弁蓮華文の軒丸瓦が出土しており、1号窯は焚口部に補強材として平瓦を使用していることなどから、両窯とも瓦陶兼業窯であった可能性が高い。

2号窯内からは、須恵器坏、甕が出土している。4は坏で、底部切り離しが回転ヘラ切り後にナデ調整を行う。

3号窯については、窯内床面、焚口部、窯内崩壊土、灰原より須恵器坏、台付坏、双耳坏、甕、横瓶の他、赤褐色土器甕、平瓦、丸瓦、軒丸瓦が出土しており、それらが生産されていた瓦陶兼業窯である。窯内からは焼台に転用された坏、瓦が出土している。1～24の坏は逆台形タイプと塊形タイプがあり、底部切り離しは糸切り・ヘラ切が併焼されている。30は双耳坏の耳部破片、34は横瓶の胴部破片である。また、灰原より還元焼成された北陸型長胴甕（37・38）が出土しており、近接地での土師器生産との密接な関係性が指摘される。39は平瓦で、製作技法は一枚作りである。凸面には縄目タタキと凹面調整時の作業台の圧痕と思われる木目痕を残すものがある。凹面は布目圧痕を残し、ナデ調整を行うものもある。40は有段（玉縁付き）丸瓦である。製作技法は粘土紐巻付き作りである。凸面には縄目タタキ目を残し、ナデ調整を行う。凹面には布目圧痕を残す。41は十五葉細弁蓮華文軒丸瓦の瓦当部分である。丸瓦と瓦当部分の接合方法は印籠つきであり、秋田城跡出土の軒丸瓦と同範であることが確認されている。

3まとめ—古城廻窯跡の特徴—

各窯の新旧関係や操業期間について、1号窯、2号窯、3号窯の順に新しく、3基の窯の操業にもあまり時間差はないとしている。操業年代については、製品の主たる供給先である秋田城跡から出土した年代比定資料との対比から、8世紀末～9世紀前半に位置づけられる。窯の性格としては、秋田城外郭・政庁（III期）や主要施設の修造に伴い、官窯として新たな軒丸瓦や補修瓦を焼成した瓦陶兼業窯と考えられる。秋田平野周辺で軒丸瓦の生産が確認される唯一の窯跡である。

関連文献

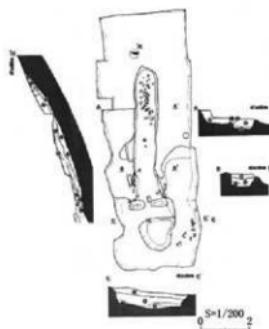
秋田市教育委員会 1989『秋田県秋田市遺跡詳細分布調査報告』

秋田市史編纂室 1997『古城廻窯跡発掘調査報告書』秋田市史叢書1

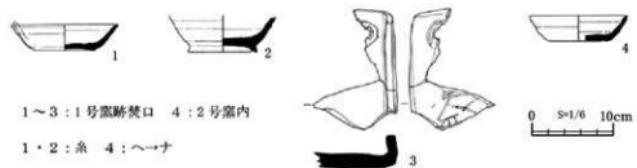
伊藤武士 1998『秋田城周辺須恵器窯の動向』『秋田考古学』第46号 秋田考古学協会



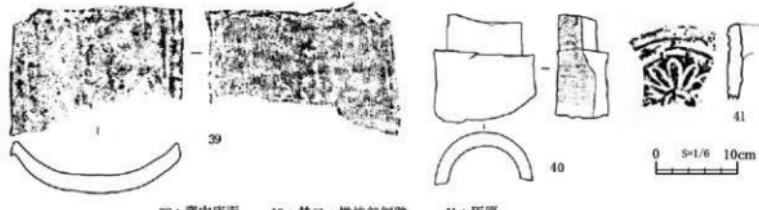
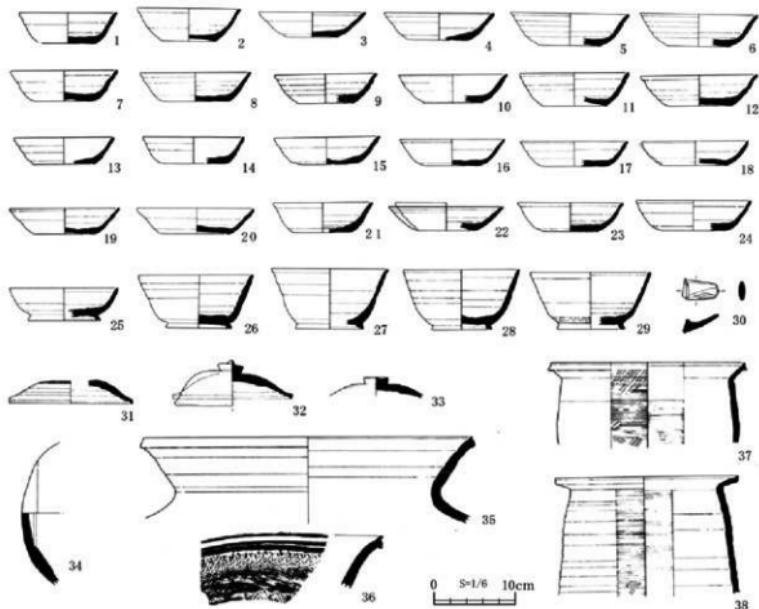
第2図 古城廻窯跡各窯の位置
(秋田市 1997 より作成)



第3図 3号窯遺構図
(秋田市 1997 より作成)



第4図 古城廻窯跡1・2号窯出土遺物（秋田市1997より作成）



第5図 古城廻窯跡3号窯出土遺物（秋田市1997より作成）

て がた やまと
手形山窯跡

秋田市 伊藤武士

- 所在地 秋田県秋田市手形地内
立地環境 秋田平野北東部、旭川中流域の標高 75
~ 85 m の丘陵上
発見遺構 須恵器窯、灰原
年代 8世紀中葉~後半

遺跡の概要

出羽国北部の秋田平野周辺の丘陵部には、古代城柵官衙遺跡である秋田城跡を主たる供給先とする須恵器窯跡がある。秋田市北東部の旭川水系の丘陵部に所在する窯跡として、手形山窯跡が確認されている（第1図）。手形山窯跡は旭川中流域の左岸、手形山にあり、西側の沢上部、尾根稜線に近い標高 75 ~ 85 m の南向き斜面に立地する。昭和 48 年（1973）に発見され、昭和 49 年（1974）秋田県立博物館準備室の委託により、秋田考古学協会が発掘調査を行った。

1 遺構（第2・3図）

発掘調査により 2 基の窯が、窯長軸を南北方向にしてほぼ並列する形で、南北に約 5 m 離れた位置で検出されている。北側を 1 号窯、南側を 2 号窯としている。2 基の窯構造は共に、基盤の岩盤を掘り込んで、壁と天井をスサ入り粘土で架構した半地下式の窯である。

1 号窯は、現存した窯体の全長が約 6.1 m、焼成部の最大幅は約 1.2 m である。床面の傾斜は燃焼部で約 7 度、窯尻付近では約 19 度である。窯体の上部は削られており、煙出し部分は確認されていない。窯床面からは焼台に使用された礫や半割された須恵器坏、台付坏などが出土した。

2 号窯は、現存した窯体全長が約 6.8 m、焼成部の最大幅は約 1.7 m で、1 号窯に比べ規模が大きい。床面の傾斜は燃焼部で約 10 度、焼成部では約 23 度である。窯体上部は削られており、煙出し部分は確認されていない。窯床面からは焼台に使用された礫の他、重ね焼きの状態が分かる大量の須恵器坏などが出土した。

2 遺物（第4・5図）

1 号窯内と灰原から出土した遺物には、須恵器坏、高台坏、蓋、甕、鉢があり、それらの器種を生産していた須恵器窯である。

坏の大部分は底部切り離しが回転ヘラ切りで、回転糸切りもごく少数出土しているが、報告書で図示されているのは回転ヘラ切りだけである。1 ~ 10 は坏で、底部切り離しがすべて回転ヘラ切りでほとんどが無調整であるが、一部ナデ調整を行うものがある。11 ~ 20 は台付坏、21 ~ 24 は蓋である。25 ~ 26 は甕口縁部、28 ~ 29 は甕胴部の破片、27 は焼台で、コブシ大の礫に甕破片が付着している。

2 号窯の出土遺物には、須恵器坏、台付坏、蓋、甕があり、それらの器種を生産していた須恵器窯である。坏の器形は箱形タイプの坏を主体として、底部切り離し回転糸切り・回転ヘラ切りのものが



第1図 手形山窯跡の位置

併焼されている。特徴的な器種として、上野国産と類似する肩部に鋸状の突起が付き、口縁部付近にロクロで引き出した身受け状の突起をもつ特徴的な器形の薬壺鋸蓋が生産されている。

1～5は蓋で、1、2は宝珠状のつまみが付き、3～5にはリング状のつまみが付く。4、5については肩部にジンバ状の突起が付く薬壺鋸蓋である。6～8は台付坏である。底部切り離しには回転ヘラ切りと回転糸切りがあるが、報告されているのは回転ヘラ切りだけである。9～28は坏で、9～16は底部切り離しが回転ヘラ切りでナデ調整を行うもの、17～28は底部切り離しが回転糸切りで無調整のものであり、全体の出土数では後者の割合が多い。

3まとめ—手形山窯跡の特徴—

窯の新旧関係や操業年代については、発掘調査報告では1号窯が古く、2号窯が新しいとされたが、しかしそ後の研究では、坏法量データの再検討や製品の主たる供給先である秋田城跡から出土した年代比定資料との対比から、2号窯は1号窯よりも古く、2号窯が8世紀中頃、1号窯が8世紀後半に位置づけられるとする考察がなされている（伊藤 1989）。

2号窯は、秋田平野で最も古く操業した窯であり、同一器形の法量（口径等）による器種分化が認められる。出土した鋸付き須恵器蓋などは群馬県北部の窯跡群生産のものに器形が類似するなどの特徴をもつことから、秋田「出羽柵」移遷に伴い、官窯として、東山道系の生産技術を遠隔地より直接導入して操業したものと考えられる。手形山窯跡は、秋田平野とその周辺部において須恵器生産開始に関わる製作技術の導入や工人の系譜を知る上で重要な窯跡である。

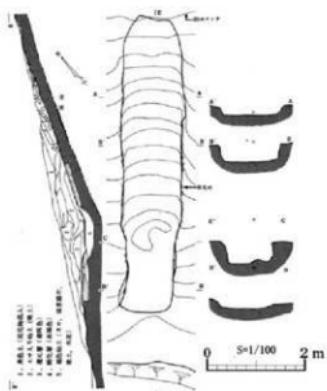
関連文献

秋田考古学協会 1975『手形山窯跡』

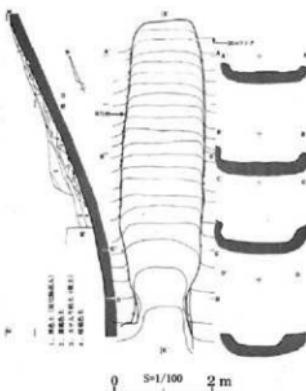
秋田市教育委員会 1989『秋田県秋田市遺跡詳細分布調査報告』

伊藤武士 1989「秋田城周辺須恵器窯の動向」『秋田考古学』第46号 秋田考古学協会

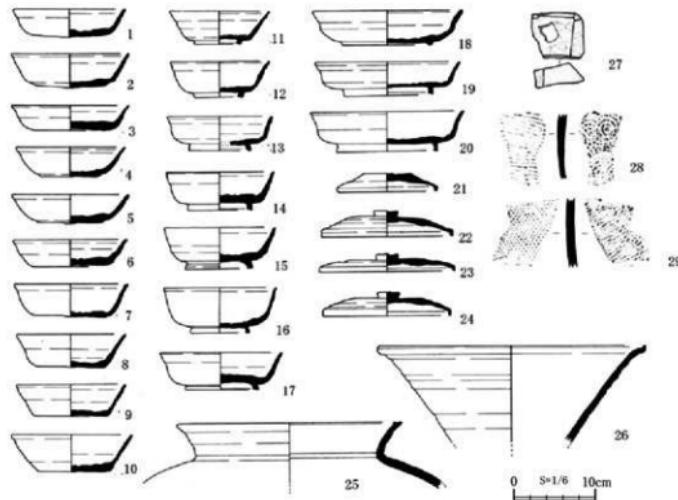
岩見誠夫・船木義勝 1985「秋田県の須恵器および須恵器窯の編年」『秋大史学』第32号 秋田大学史学会



第2図 手形山1号窯（秋田考古学協会 1975）



第3図 手形山2号窯（秋田考古学協会 1975）



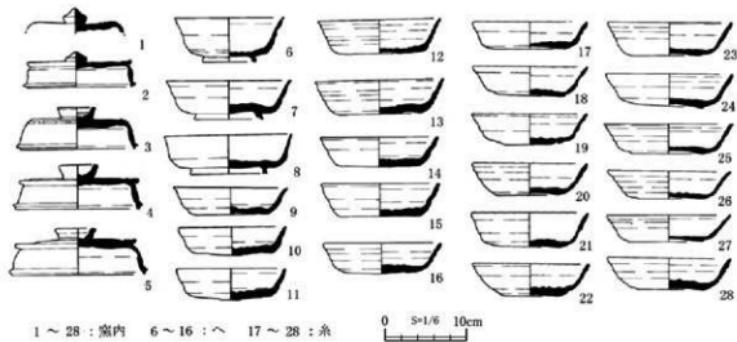
1 ~ 5 • 7 ~ 16 • 18 : 床面

19 ~ 26 : 窯内 6 • 17 : 灰原

1 • 2 • 4 • 5 • 7 : へ 3 • 6 • 8 ~ 10 : へ→ナ

11 ~ 13 • 15 • 18 • 19 : へ 14 • 16 • 17 • 20 : へ→ナ

第4図 手形山1号窯出土遺物（秋田考古学協会 1975より作成）



第5図 手形山2号窯出土遺物（秋田考古学協会 1975より作成）

所在地 秋田県横手市平鹿町上吉田間内字竹原
立地環境 横手盆地中央東側、中山丘陵の標高55

～66 mの西側斜面

年 代 8世紀中葉～9世紀前葉

遺跡の概要

中山丘陵には、窯跡が数多くあり、中山丘陵窯跡群と総称されるが、第1図のように須恵器窯跡群が3か所に分布している。北に竹原支群（竹原・上猪岡・明通・城野岡）、南に西ヶ沢支群（西ヶ沢・西ヶ沢前森・西ヶ沢山）、東に郷土館支群（郷土館・富ヶ沢A～C・田久保下・大沼沢）がある（横手市教委2010）。竹原支群での発掘調査は、西斜面に隣接する竹原窯跡と上猪岡遺跡で、後者は3窯跡の調査が実施され、SJ40窯は9世紀前葉、SJ01・02窯は8世紀後葉から9世紀前にある場合が多く、灰原との関係で窯数が把握されて（ST）は12地点だが、その組み合わせは、SJ01ST03・SJ20ST26・ST13・ST14・ST15・ST17・ST30・ST35・ST36。

奈良時代の窯は、SJ05FST19・SJ05ST19・SJ06ST12・SJ07ST18・SJ08ST18と ST14・ST15・ST17・ST30・ST35・ST36 の 12 基である。これらは斜面上方に隣接するが、調査区内で確認されたのは焚口付近であり、最も良好なのは SJ05f 窯である（第2図下）。これは、横断面で重複して観察された SJ05a～f の窯で最も古く、e～a は f よりも斜面上方に築造されている。SJ05f 窯の窯体長は 520 cm 以上、最大幅 130 cm、床傾斜は 10 度である。焚口の幅は燃焼部より若干狭く、燃焼部には舟底ピットが確認される。f の前には SJ06 窯があり、この地点だけでも 7 回の操業である。窯構造は、SJ05f 窯の奥が半地下式直立煙道傾斜式（構造）、手前が半地下式天井架構（構造）としている（利部 2004）。

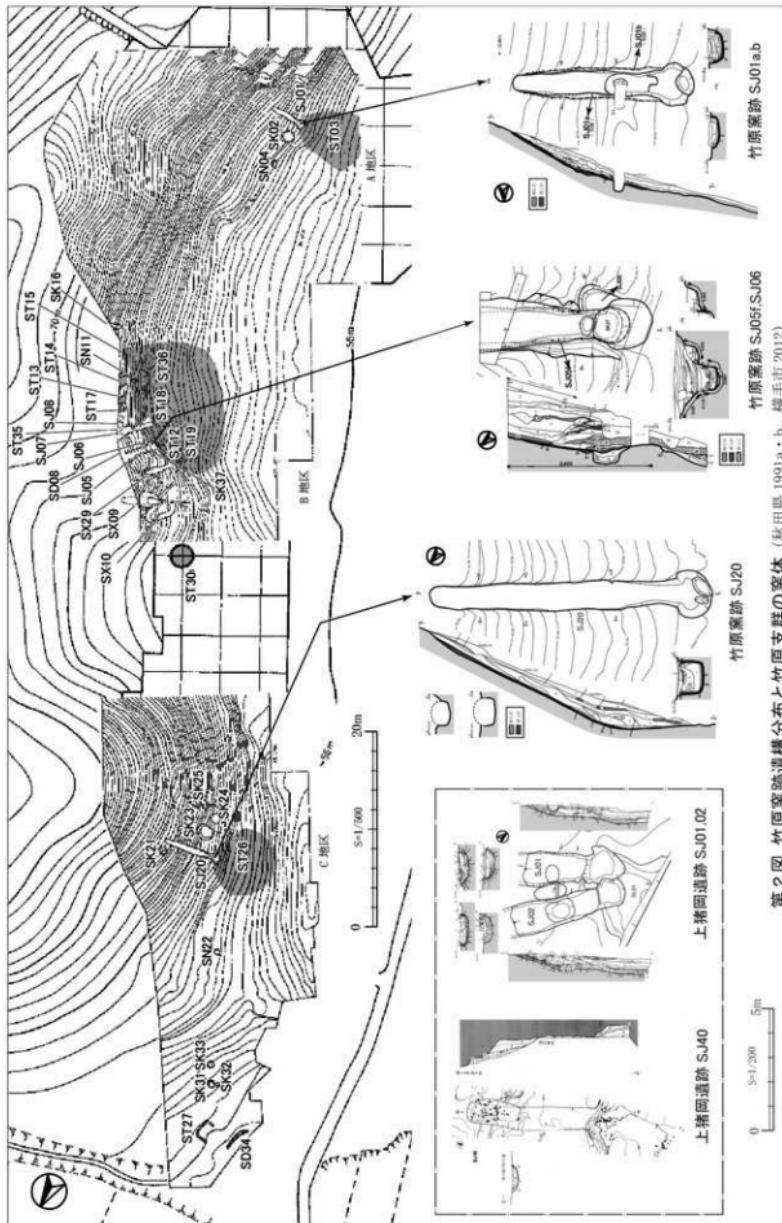
平安時代の窯は、SJ01ST03・SJ20ST26の2基である。これらは斜面裾野に散発的にある。隣接の上猪岡遺跡も同様の立地で、SJ01・02に至っては圃場整備の対象地内で確認している（横手市教委2012）。竹原窯跡のSJ01とSJ20の窯構造は半地下式窯窓で、SJ01では構築材痕が確認される。各窯体長は560cmと1,010cm、最大幅は双方110cm、床傾斜は14～27度である。前庭部の平面形は円形状の掘り込みを持ち、斜面下方側には灰溜め穴の可能性があるピットがある。焚口の幅は燃焼部より若干狭い。燃焼部の床面は還元炎状態になっている。

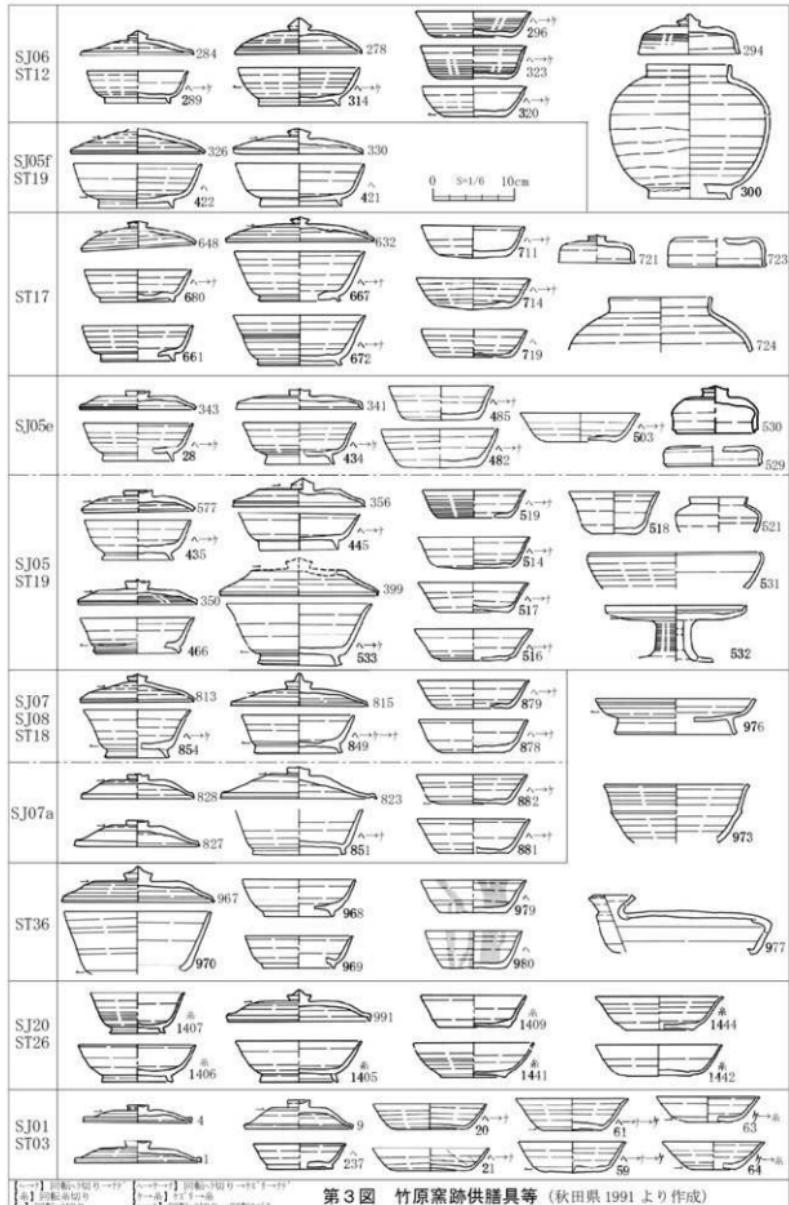
第3図は、竹原窯跡の窯を上から下にかけて年代順に伴膳具を中心に並べたものである。高杯や平瓶の出土は横手盆地では珍しい。竹原窯製品は、秋田城跡や造山地区遺跡群の他、集落でも確認されるに対し、末館窯跡は造山地区遺跡群周辺でしか出土しない。性格や流通が異なるが、竹原窯跡は奈良時代の出羽国の大窑業生産地であったことには間違いないだろう。

※関係文献（「富ヶ沢A・B・C窯跡」に一括掲載）



第1図 竹原窯跡の位置





第3図 竹原窯跡供膳具等 (秋田県 1991 より作成)

△→↑ 回転小切り →↑ ▲→↑ 回転大切り →↑ ←↑ ←↑
 ●→↑ 沖縄小切り
 ■→↑ 沖縄大切り
 ○→↑ 沖縄中切り
 ×→↑ 沖縄大切り →↑ 沖縄中切り

所 在 地 秋田県横手市赤坂字富ヶ沢 62-33 外
立地環境 横手盆地中央東側、中山丘陵の標高 72 ~ 84 m の斜面
発見遺構 須恵器窯、平窯、炭窯、堅穴建物、土坑、溝状遺構、柱穴群
年 代 9世紀前葉～中葉

遺跡の概要

富ヶ沢窯跡はA・B・Cの3地点の窯跡で構成される。また、窯跡は中山丘陵窯跡群郷士館支群に含まれる（第1・2図）。これまでの年代観では遺跡を第2図を見てみると、9世紀前葉が郷士館窯跡・富ヶ沢A窯跡・富ヶ沢B窯跡、9世紀中葉が富ヶ沢C窯跡・田久保下遺跡・富ヶ沢D遺跡、9世紀後葉から10世紀前葉が郷士館D遺跡・大沼沢窯跡・大沼沢A遺跡とみられる。立地は、9

世紀前葉が東低丘陵にあり、郷士館窯跡・富ヶ沢A窯跡が東側斜面に、富ヶ沢B窯跡は南側斜面に位置しているが、いずれも急傾斜が選択されている。9世紀中葉は中央丘陵の東側斜面に富ヶ沢C窯跡、東禪野に富ヶ沢D遺跡、南東丘陵北側斜面に田久保下遺跡がある。9世紀後葉以降は北側に遺跡が移り、東低丘陵西緩斜面に郷士館D遺跡が、北西低丘陵北東斜面に大沼沢窯跡、緩斜面に大沼沢A遺跡がある。こうしたことから、約100年で窯と工人集落が移動を繰り返したと考えられる。

遺構から見ると、9世紀前葉の郷士館窯跡と富ヶ沢A窯跡は約50 m、富ヶ沢A窯跡と富ヶ沢B窯跡は約80 mの距離である。郷士館窯跡と富ヶ沢A窯跡は須恵器窯・土師器窯・堅穴建物等で、富ヶ沢B窯跡は須恵器窯2基で構成される（第3・4図）。9世紀中葉は、富ヶ沢C窯跡が須恵器窯と堅穴建物等、田久保下遺跡は須恵器窯・平窯・堅穴建物等、郷士館D遺跡は堅穴建物で構成され、9世紀前葉の遺構の間を縫うように遺構が分布している。9世紀後葉以降は、大沼沢窯跡が須恵器窯・平窯、郷士館D遺跡と大沼沢A遺跡が土師器窯と堅穴建物等で構成される。これらは須恵器生産、須恵器と土師器生産、土師器生産、工人集落と分類される。

須恵器窯跡から見てみると、9世紀前葉は郷士館窯跡SJ01、富ヶ沢A窯跡SJ01、富ヶ沢B窯跡SJ101、102がある。窯構造は半地下式窯で、富ヶ沢B窯跡では構築材痕が確認される。窯体長は565~825 cm、最大幅95~165 cm、床傾斜19~38度とばらつきがあるが、形態的には類似する特徴を持っている。前庭部の平面形は逆三角形を呈するものが多く、中央部には土坑が掘られる傾向がある。また、郷士館窯跡SJ01と富ヶ沢A窯跡SJ01では窯体から続く排水溝ピットが、富ヶ沢A窯跡SJ01と富ヶ沢B窯跡SJ101には前庭部下方に溝状遺構やピットがある。富ヶ沢B窯跡SJ102では前庭部を覆うと想定される柱穴が四方に確認される。焚口幅は燃焼部より若干狭いかほぼ同様で、燃焼部の床面は還元状態である。いずれも焼結床面を切って掘り込まれた舟底状ピットがある。窯背部の様子は富ヶ沢A窯跡SJ01と富ヶ沢B窯跡SJ102で確認され、奥壁を固むように溝状遺構が構築されている。9世紀中葉



第1図 富ヶ沢A・B・C窯跡の位置

葉は富ヶ沢C窯跡 SJ201、田久保下遺跡 SJ303がある。前者の窯構造は半地下式窯窓で、窯体長は740cm、最大幅120cm、床傾斜は26度である。前部は明確ではないが、還元面がないことや僅みがあることから前部の可能性は高い。焚口幅は燃焼部と同じである。後者の窯構造は半地下式窯窓で、重複や削平のため不明な点があるが、窯体長は320cm以上、最大幅110cm、床傾斜は24度である。焼成部床面には製品滑落防止の段が構築されている。9世紀後葉以降は大沼沢窯跡 SJ02がある。半地下式窯窓で、窯体長は615cm、最大幅90cm、床傾斜は25~31度である。前部平面形は隅丸方形状で、ピットが2基確認される。焚口幅は燃焼部と同じで、燃焼部の還元面が下方まで、また舟底状ピットも確認される。燃焼部床面には段構築がなされており、田久保下遺跡 SJ303と同じである。

次に土師器窯を見る。郷士館支群では、郷士館窯跡（8基）・宮ヶ沢A窯跡（2基）・田久保下遺跡（5基）・郷士館D遺跡（12基）・大沼沢窯跡（2基）・大沼沢A遺跡（1期）で平窯30基が確認されている。いずれも須恵器窯隣接地で確認されることから須恵器・土師器両工人の密接な関わりが考えられる。郷士館窯跡と富ヶ沢A窯跡が県内において両窯が確認できる事例で、9世紀前葉である。9世紀中葉までは傾斜地の須恵器窯と隣接して土師器窯があるが、この時期を境に竪穴建物周辺に移る。須恵器杯などの供膳具の需要は、この頃から土師器杯に移りはじめ、須恵器窯では貯蔵具に生産がシフトしていくと思われる。

関連文献（「富ヶ沢A・B・C窯跡」、「竹原窯跡」共通）

秋田県教育委員会 1991a『上猪岡遺跡』秋田県文化財調査報告書第208集

秋田県教育委員会 1991b『竹原窯跡』秋田県文化財調査報告書第209集

秋田県教育委員会 1992『富ヶ沢A・B・C窯跡 田久保下遺跡 富ヶ沢1号～4号塚』秋田県文化財調査報告書第220集

利部修 1991『竹原窯跡における杯蓋の変化』『秋田県埋蔵文化財センター研究紀要』第6号

利部修 1992『竹原窯跡の須恵器編年』『秋田県埋蔵文化財センター研究紀要』第7号

利部修 1996『北日本の須恵器についての一考察』『考古学の諸相』坂詰秀一先生還暦記念論文集

利部修 1998『東北以北の双耳杯と環状凸帶付長頸瓶』『秋田県埋蔵文化財センター研究紀要』第13号

利部修 2000『平安時代の砂底土器と東北北部型長頸瓶』『考古学ジャーナル』No.462 ニューサイエンス社

利部修 2001『須恵器長頸瓶の系譜と流通 - 北日本における特質 - 』『日本考古学』第12号

利部修 2002『出羽北半・横手盆地の装飾を施した須恵器』『地域考古学の展開』村田文夫先生還暦記念論文集

利部修 2004『出羽北部の須恵器窯』『須恵器窯構造資料集2・8世紀中頃～12世紀を中心として』窯跡研究会

利部修 2006『出羽北半の須恵器器種』『陶磁器の社会史』吉岡康暢先生古希記念論文集

利部修 2007『長頸瓶の製作技術とロクロの性能』『考古学の深層』瓦呉聖先生還暦記念論文集

島田祐悦 2008『秋田県南部』『東北古代土器集成 - 須恵器・窯跡編 - <出羽>』東北古代土器研究会

菅原洋昇 2004『東北地域における古代後半期須恵器窯構造』『須恵器窯構造資料集2』窯跡研究会

藤原正大 2022『奈良時代の須恵器』『令和4年度後三年合戦沼権公開講座資料集』横手市教育委員会

横手市 2007『富ヶ沢A・B・C窯跡』、「郷士館窯跡」、「田久保下遺跡」、「大沼沢窯跡」『横手市史』資料編 考古

横手市 2007『竹原窯跡』『横手市史』資料編 考古

横手市教育委員会 1976『郷士館窯跡』横手市文化財調査報告書第4集

横手市教育委員会 2000『郷士館窯跡第3次』横手市埋蔵文化財調査報告16

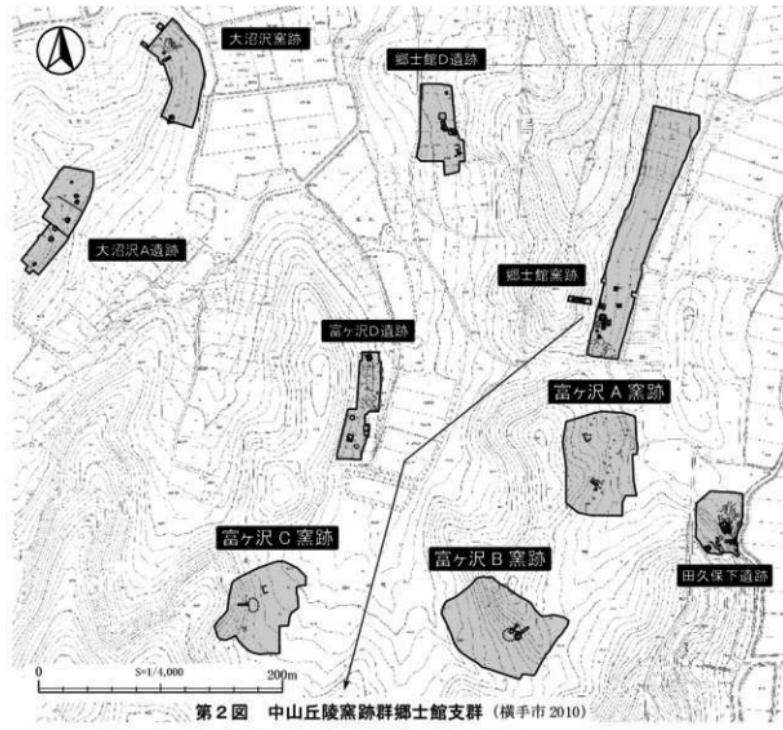
横手市教育委員会 2000『郷士館D遺跡』横手市埋蔵文化財調査報告17

横手市教育委員会 2000『大沼沢窯跡』横手市埋蔵文化財調査報告18

横手市教育委員会 2006『大沼沢A遺跡』横手市文化財調査報告第4集

横手市教育委員会 2010『郷士館窯跡・大沼沢窯跡・台处館跡』横手市文化財調査報告第16集

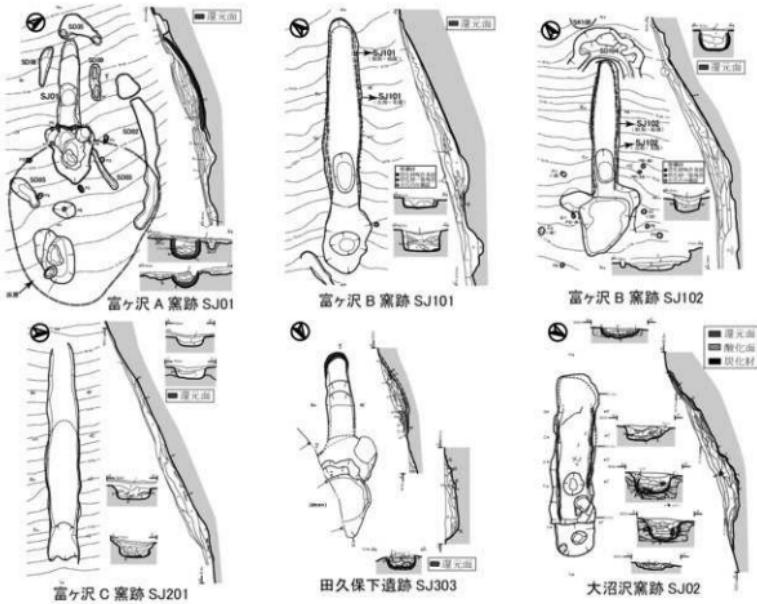
横手市教育委員会 2012『上猪岡遺跡第2次』横手市文化財調査報告第22集



第2図 中山丘陵窓跡群郷土館支群（横手市 2010）



第3図 郷土館窓跡構造配置（横手市 2010 より作成）



第4図 富ヶ沢A・B・C窯跡他窯体（秋田県1992、横手市2010から作成）



第5図 富ヶ沢A・B・C窯跡食膳具・長頸壺（瓶）（秋田県1992から作成）

すえだて
末館窯跡

横手市教育委員会 島田祐悦

所在地 秋田県横手市雄物川町今宿字館、大沢
字蔽沢目

立地環境 横手盆地南西端、雄物川左岸の出羽山
地東端標高 82 ~ 83 m の低丘陵斜面

発見遺構 須恵器窯

年代 8世紀中葉

遺跡の概要

末館窯跡は、A 地点窯跡と B 地点窯跡の 2 地区から構成される（第 1 図）。秋田県で初めて本格的な窯跡の発掘調査が行われた遺跡であり、前者が昭和 32 年（1957）、後者が昭和 34 年（1959）に実施されている。

末館 A 地点窯跡は、調査時の記録から推察すると（秋田県 1977）、窯体は燃焼部の一部のみ残存で、長さ 200 cm・幅 100 cm、床傾斜は約 30° と記録さ

れる（第 3 図）。床面に約 50 cm 間隔で 3 か所 L 字状埠が置かれ、階段状をなしていた。また馬爪系の焼台があったとされる。天井が落ち、煙道は不明であったが、焚口の下方には多量の須恵器があるとの記述から灰原と思われる。窯構造については記述はないが、スサ入り粘土を用い^ず、粘土のみで構築されていたと記述されているため、地山をくり貫いて構築した地下式窯窯の可能性はある。この窯の他に道路切断面に窯体が見える場所や出土品から 3 か所以上の窯の存在を指摘している（奈良・豊島 1967）。

末館 B 地点窯跡は窯体 1 基が調査されている（第 2・3 図）。窯体は半地下式窯窯で、総長 855 cm、水平長は 780 cm、最大幅 160 cm、床傾斜は約 24 度である。報告書によれば、焼成部の 3 分の 2 を作り直されて使用されたとあり、天井部は窯体内に崩落していたとある。窯体側面はスサ入り粘土（藁屑を混ぜ込み亀裂を防止する粘土）で補強され、その上面は青く、還元面で硬化していたとされる。また、内部に囲着あるいは埋め込まれた須恵器片があり、これを傾斜面における土器を安定させる段のようなものとしている（大和久 1963）。

第 4 図で示したとおり、末館窯跡の特徴は多様多種の器種が生産され、製品の規格性が高いことが指摘できる。A 地点窯跡と B 地点窯跡ともに 8 世紀中葉の操業と考えられるが、2 つの窯跡はそれぞれ異なる製作技法が用いられている。例えば杯類は、回転台の上で成形し、ヘラ状工具で回転台から離脱させるが、その後の底部の仕上げ（再調整）がそれぞれ異なる。A 地点窯跡は回転ヘラ削り（ヘラ状工具で底部の粘土を削ぎ落し、形を整える）のに対し、B 地点窯跡では回転ヘラナデ（工具または指先で撫でる）を行っている。蓋のつまみの形状については、A 地点窯跡がリング状であるのに対し、B 地点窯跡では擬宝珠状もしくはボタン状であるなど明確な違いがある。それぞれの窯跡で須恵器製作を行った工人集団は工房として一定のまとまりがあったとの指摘もある（藤原 2021）。

竹原窯跡製品は、秋田城跡や集落で確認される一方、末館窯跡とみられる製品は造山地区遺跡群のみでしか、現在のところ確認されていない。



第 1 図 末館窯跡の位置

関連文献（末館A地点窯跡、末館B地点窯跡共通）

秋田県 1977 「1 平鹿郡末館窯跡」『秋田県史』考古編

秋田県教育委員会・払田柵跡調査事務所 1985 「1 横手盆地の須恵器窯」『払田柵跡 I - 政庁跡 -』秋田県文化財調査報告書第 122 集

大和久震平 1963 「平鹿郡雄物川町末館窯址発掘調査報告」『雄物川町郷土史資料』第 3 集 雄物川町文化財委員会
利部修 1998 「東北以北の双耳杯と環状凸帶付長頸瓶」『秋田県埋蔵文化財センター研究紀要』第 13 号

利部修 2006 「出羽北半の須恵器器種」『陶器器の社会史』吉岡康暢先生古希記念論文集

島田祐悦 2005 「横手盆地の奈良期における須恵器編年～末館窯跡の再検討～」『秋田考古学』第 49 号

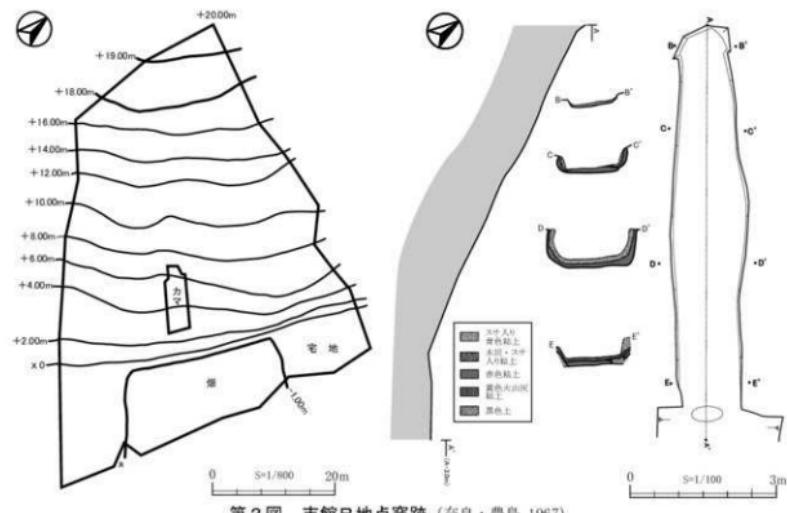
島田祐悦 2008 「秋田県南部」『東北古代土器集成 - 須恵器・窯跡編 - <出羽>』東北古代土器研究会

奈良修介・豊島昂 1967 「2 末館 A 地点窯跡、3 末館 B 地点窯跡」『秋田県の考古学』吉川弘文館

藤原正大 2021 「官窯・末館窯跡と造山遺跡群」『令和 3 年度後三年合戦沼柵公開講座資料集』横手市教育委員会

藤原正大 2022 「奈良時代の須恵器」『令和 4 年度後三年合戦沼柵公開講座資料集』横手市教育委員会

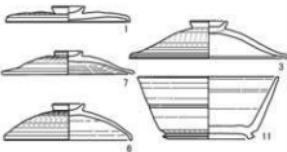
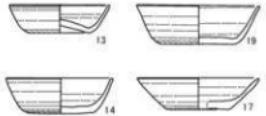
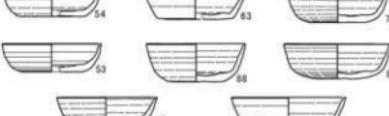
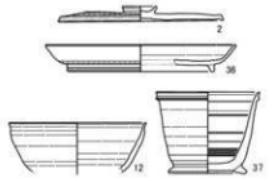
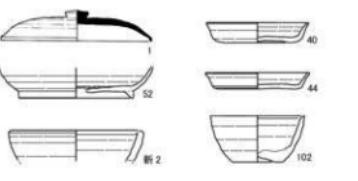
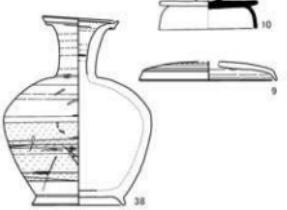
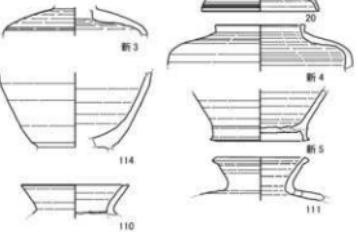
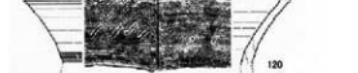
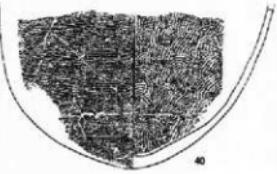
横手市 2007 「末館窯跡」『横手市史』資料編 考古



第 2 図 末館 B 地点窯跡（奈良・豊島 1967）

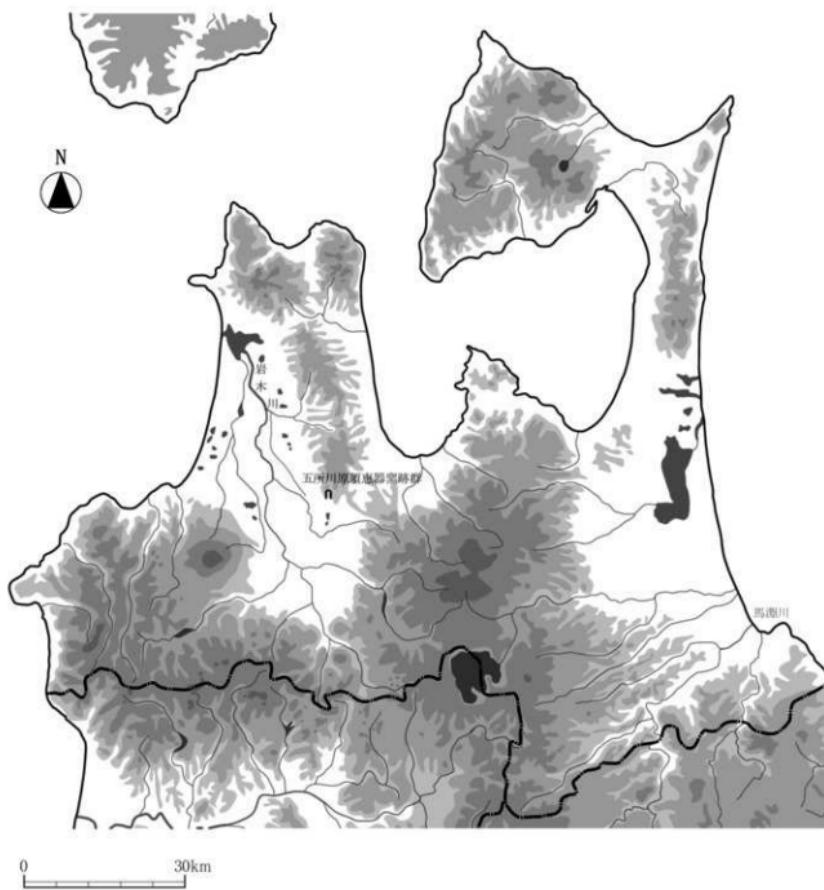


第 3 図 末館 A 地点窯跡（左）と末館 B 地点窯跡（中・右）（奈良・豊島 1967、大和久 1963）

	末館A地点窯跡	末館B地点窯跡
杯蓋・有台杯(椀)		
無台杯	 <p>切り離し不明一同転けた</p>	 <p>回転小口切り→竹?</p>
盤蓋・有台盤等	 <p>切り離し不明一同転けた</p>	
長頸壺(瓶)・横蓋		
甕		
		<p>※土器部は『研究報告4 東北古代土器集成—須恵器・窯跡編一(出羽)』に附合</p> <p>0 S=1/6 10cm</p>

第4図 末館窯跡供膳具・貯蔵具類 (島田 2008 から作成)

青 森 県



ごしょがわら
五所川原須恵器窯跡群

青森県埋蔵文化財調査センター 平山明寿

所在地 青森県五所川原市大字
広野、原子、持子沢、
前田郡

立地環境 青森県西部の津軽半島
中南部、前田野目川
支流沿いの標高 30 ～
200 m の小丘陵先端部

発見遺構 須恵器窯、土坑、溝
年 代 9世紀末葉～10世紀後葉

遺跡の概要

青森市との境界に近い前田野目川支流沿いの小丘陵先端部（狭小の尾根）緩斜面に位置する、最北の須恵器生産地である（第1図）。

昭和 42 年の工事で偶然発見され、

昭和 43 年に坂詰秀一らにより調査が実施された。その後、昭和 48 年に村越潔らによる調査、平成 9 年に大走（3）遺跡（MD 7 号窯）の調査を契機として、五所川原市教育委員会では平成 10 年から 17 年にかけて須恵器窯跡の調査を実施した。現在までの調査で 40 基の窯跡が発見されている。窯跡群は、所在する大字名（一部小字名）により、高野（KY）窯跡支群・桜ヶ峰（SM）窯跡支群・持子沢（MZ）窯跡支群・原子（HK）窯跡支群・前田野目（MD）窯跡支群の 5 つの支群に分けられる。KY 窯跡支群から操業が開始され（初期）、MZ 窯跡支群を経て（前期）、MD 窯跡支群（中期）、更に前田野目川を遡った山間部の MD 窯跡支群（後期）へと操業場所を移動していくことが判明している。前期には、周辺で住居跡内にロクロビットを有する集落（隱川遺跡群）が検出されている。後期の窯の堆積土中から白頭山・苦小牧火山灰が検出されている。平成 16 年に保存状態の良好な 13 箇所が国の史跡に指定された。

規模・構造

斜面に溝を掘り込み、スサ入りの粘土でドーム状の天井を造る半地下式無階無段の窯窟である。窯体の長さは6.6～9.4m・幅2.1～2.4mで、燃焼部で最大幅を有するものが多い。窯の傾斜角度は燃焼部で5～10度程・焼成部で20～30度程である。窯の形状は、前期は焼成部から窯尻にかけて先細りの形状を呈するが、後期では焼成部から窯尻にかけて幅がほぼ均一な形状に変化する。操業は1～2回である（第2・3・5図）。

出土遺物

須恵器の皿・蓋・壺・鉢・壺（長頸壺・短頸壺）・甕（中甕・大甕）・ミニチュアのほか、還元炎焼成された長胴甕（註1）、鶴先がある。須恵器は外見的に、①器表面は暗青灰色・器肉は暗赤色を呈する、②壺の内外面に火拂痕が認められる、③ヘラ記号が施される、といった特徴を有するものが



第1図 五所川原須恵器窯跡群の位置

多い。ヘラ記号は施される位置は器種ごとに決まっており、また、各窯に共通して見られる記号と窯特有の記号が存在する。胎土分析から、鉄分濃度が比較的高い事が判明している。坏はロクロ整形の楕形坏で、底部は回転糸切離し後無調整であるが、初期には体部下半を手持ちヘラケズリ調整が施されるものが若干見られる。壺・甕の口頸部は、初期はやや外傾するが、中期から外弯しだし、後期になると更に外弯して口頸部上半が完全に平坦になる。甕に見られる叩き目は、肩部・底部が格子叩き目、体部が平行叩き目で、内側の当て具痕は鳥足状の当て具痕である。

初期は食膳具（坏・鉢）が6割強を占め、貯蔵具（壺・甕）はあまり生産されていない。前期・中期の器種組成は食膳具と貯蔵具の比率が約半分程度である。後期は食膳具が殆ど生産されなくなり、貯蔵具でも大型の割合が高くなる（第2～6図）。

系譜・供給先

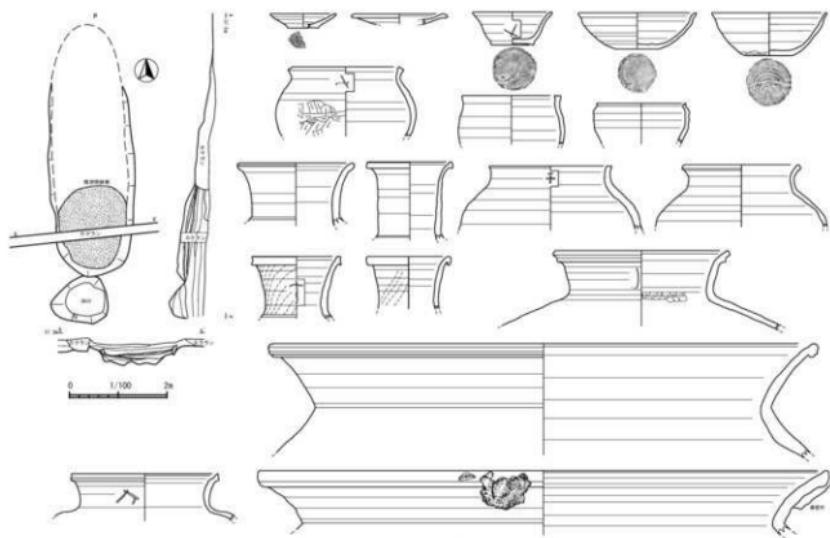
窯の立地・分布は陸奥・出羽両国と、長頸壺の菊花状底部や窯の焼成温度管理は陸奥北部、坏は赤焼きのロクロ土師器と共に通する。壺・甕類の窯詰方法は陸奥・出羽北部の影響が認められる。甕類は陸奥・出羽両国の影響を受けながらも簡略化が進行し、独自性が強い。出羽・陸奥両国から間接的に技術的支援を受けつつも、津軽地域に居住する在地の土師器工人を主体に再編成し、在地有力者主導のもとで行われたと推定される。

青森県・北海道・秋田県北・岩手県北の所謂非律令社会に流通するが、津軽（特に五所川原市周辺）が突出して多い。

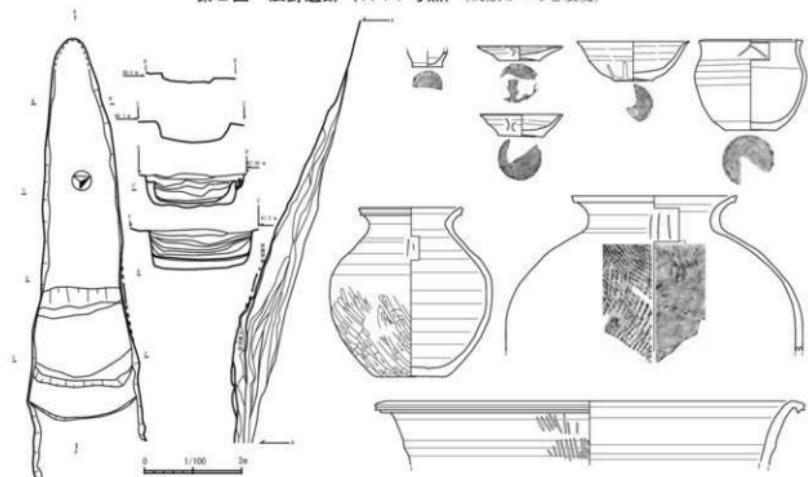
註1 報告書（文献4）では、この土器を「土師器様須恵器」と呼んでいる。

関連文献

- 1 五所川原市教育委員会・犬走須恵器窯跡発掘調査団 1998『犬走須恵器窯跡発掘調査報告書』五所川原市埋蔵文化財調査報告書第21集
- 2 五所川原市教育委員会 2002『MZ 6号窯跡』五所川原市埋蔵文化財調査報告書第23集
- 3 五所川原市教育委員会 2003『五所川原須恵器窯跡群』五所川原市埋蔵文化財調査報告書第25集
- 4 五所川原市教育委員会 2005『KY 1号窯跡』五所川原市埋蔵文化財調査報告書第26集
- 5 五所川原市教育委員会 2012『MZ 8号窯跡』五所川原市埋蔵文化財調査報告書第32集
- 6 東北古代土器研究会 2008『東北古代土器集成—須恵器・窯跡編—〈出羽〉』研究報告4
- 7 中澤寛裕 2005「古代津軽における須恵器生産と流通」『中央史学』第28号
- 8 中澤寛裕・藤原弘明 2016「北東北の須恵器生産・流通」『日本考古学協会2016年度弘前大会第II分科会中央』
- 9 中澤寛裕 2016「五所川原須恵器窯跡群の成立と北海道」小口雅史編『北方世界と秋田城』考古学リーダー25 六一書房
- 10 藤原弘明 2007「青森県内における五所川原産須恵器の流通」『考古学談叢』六一書房
- 11 藤原弘明 2008「五所川原須恵器窯跡群の概要」『青森県史 資料編 古代2 出土文字資料』青森県
- 12 藤原弘明・佐藤智生・篠川貴祥 2007「須恵器の生産と消費（青森県）」長谷川成一・瀧本壽史・閑根達人編『北方社会史の視座 歴史・文化・生活』第1巻 清文堂出版
- 13 三浦圭介 2006「古代防御性集落と北日本古代史上の意義について」三浦圭介・小口雅史編『北の防御性集落と激動の時代』同成社
- 14 三浦圭介 2006「北日本古代の集落・生産・流通」熊田亮介・坂井秀弥編『日本海域歴史大系』第2巻 古代編II 清文堂出版
- 15 三浦圭介 2007「津軽地方における古代社会の変質とその様相—特に九世紀後半から十世紀前半にかけての変質について—」天野哲也・小野裕子編『古代蝦夷からアイヌへ』吉川弘文館



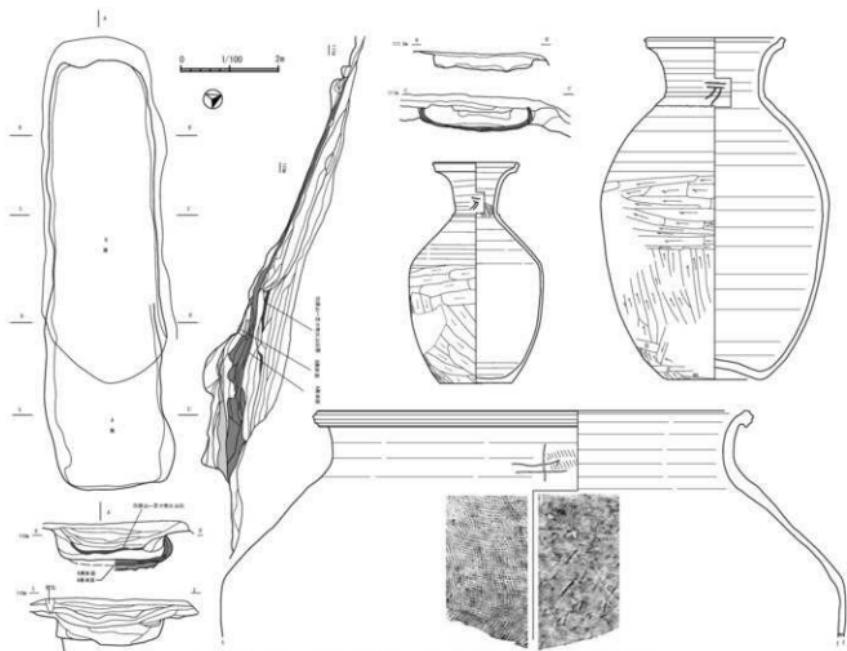
第2図 広野遺跡（KY1号窯）（文献3・4を改変）



第3図 隠川（1）遺跡（MZ6号窯）（文献2・3を改変）



第4図 犬走（3）遺跡（MD7号窯）（文献1・3を改変）



第5図 犬走（3）遺跡（MD 7号窯）（文献1・3を改変）



第6図 前田野目山（4）遺跡（MD 16号窯）（文献3を改変）

50周年資料集刊行委員

青森県…平山明寿（青森県埋蔵文化財調査センター）
岩手県…高橋千晶（奥州市教育委員会）
今野公顕（盛岡市）
秋田県…伊藤武士（秋田市）
島田祐悦（横手市教育委員会）
宮城県…高橋栄一（宮城県教育委員会、2020～2022年度）
吉野 武（多賀城跡調査研究所、2023年度～）
村田晃一（多賀城跡調査研究所）
古田和誠（多賀城跡調査研究所、2022年度～）
鈴木貴生（多賀城跡調査研究所）
白崎恵介（宮城県教育委員会、2020～2022年度）
村上裕次（宮城県教育委員会、2020・2021年度）
黒田智章（宮城県教育委員会）
関根章義（仙台市教育委員会）
川又隆央（岩沼市教育委員会）
大谷 基（大崎市教育委員会）
安達訓仁（栗原市教育委員会）
山形県…植松曉彦（山形県埋蔵文化財センター）
伊藤邦弘（山形考古学会）
福島県…菅原祥夫（福島県文化財センター白河館）
猪狩みち子（広野町教育委員会）
藤木 海（南相馬市教育委員会）
新潟県…田中祐樹（文化庁）

古代城柵官衙遺跡検討会 50周年記念資料集

古代東北の城柵・官衙遺跡

第3分冊 発掘調査成果編

（岩手・新潟・山形・秋田・青森県）

令和6年2月19日印刷

令和6年2月22日発行

発行 古代城柵官衙遺跡検討会 50周年記念大会実行委員会

〒 985-0862 宮城県多賀城市高崎 1-22-1

印刷 佐藤印刷株式会社

〒 981-2501 宮城県伊具郡丸森町大内字石神 57

